# シラバス

# 法学部



秋学期は配布しません。1年間必ず保管すること。

#### 「法学部シラバス」について

#### 法学部長 小川 健

シラバス(syllabus)とは、一般的には「表」や「一覧」という意味で用いられ、大学等では特に、開設科目の内容や計画などを要約した一覧を指します。学生諸君の教室内および教室外の勉学で利用しやすいように、本学ではシラバスを冊子形式で作成しています。

冊子形式のシラバスは学部別に分冊化されています。この「法学部シラバス」には、すべての法学部(法律学科・国際関係法学科・総合政策学科)開設科目(ただし、演習等特別の開講形態のものは除きます)が収載されています。インターネット上には、全学共通授業科目や他学部の開設科目を見ることができるデータベースも用意されています。

シラバスによって法学部のカリキュラムの全容がわかります。まずは全体に目をとおしてみてください。また、シラバスは科目ごとに、①講義目的、講義概要、②授業計画、③ 到達目標、④事前・事後の学修の内容、⑤テキスト、参考文献、⑥評価方法の 6 項目からなっています。書式の基本は共通ですが、記述の仕方にはおのずから教員の個性や教育理念が現れています。

このうち、「講義目的、講義概要」欄には、教員による科目の位置づけ、講義の内容、方法、などが記されています。「授業計画」欄には、講義の詳細な内容とその進め方が、15週にわたって記載されています。「到達目標」には、受講者がその科目で到達すべき目標が示されています。「事前・事後の学修の内容」には、受講者が受講前に準備、学修すべき事項と、受講後に確認・学修すべき事項が示されています。「テキスト、参考文献」欄には講義で使用する教科書や参考にすべき文献の情報が載っています。「評価方法」欄を見れば、試験やレポートの形式や教員が受講生になにを望んでいるかを知ることができます。これらを参考に、受講者は学期ごとの学習計画を立てることができます。

シラバスは、単なる学年初めの履修登録のときにだけ必要な講義案内ではありません。 シラバスは、むしろ、教員と学生諸君とのあいだの講義に関する約束です。教員はこれに 則して講義を進め、成績評価をします。また、受講者もこれにしたがって講義に参加し成 績評価を受けねばなりません。そのためには、講義期間をつうじてシラバスを参照する必 要があります。

大学の講義は、教員と学生とが共同して作りあげるものです。その成否は、学生諸君の場合には成績として現れますし、教員の場合にはいわゆる授業評価によって現れることになります。法学部では、講義をさらに良くする第一歩として、学生諸君によってこのシラバスが大いに活用されることを希望しています。

シラバスは、科目の担当教員が学期ごとの授業計画、講義概要、評価方法などを学生に周知することにより、受講する際の指針とし、授業の理解を深めることを目的に作成されたものです。

## 【シラバスの見方】

#### 1. 目次について

① シラバスページの検索方法

ページ端にあるインデックスで自分の入学年度に該当する目次ページを探してください。

目次の科目は、授業科目表(学則別表)と同じ順序で掲載しています。

※入学年度によっては授業科目表とシラバスの順序が一致していない場合があります。ご注意ください。

② 履修できない科目

「履修不可」の欄に入学年度・所属学部・学科名等が記されている場合は、該当者はその科目を履修することができません。

〈略称説明〉

外: 外国語学部 法: 法学部 免: 2013年度以降入学の教職課程登録者

養: 国際教養学部 律: 法律学科 経: 経済学部 国: 国際関係法学科

総: 総合政策学科

140. 140 11 20 11

14以降入学者: 2014年度以降入学者 13以前入学者: 2013年度以前入学者

#### 2. シラバスページの見方(右図参照)

① 適用年度・適用学科

【XX~YY 律·国·総】

20XX年度~20YY年度入学 法律学科/国際関係法学科/総合政策学科を 対象とした科目です。

- ② ①の適用年度・学科に対応した科目名を記載 (\*\*\*\*表示の学科には開設されていません。)
- ③ 授業の目的や講義全体の説明、学生への要望
- ④ 学期の授業計画

各回ごとの講義のテーマ、内容を記載しています。 授業計画回数と実際の回数は必ずしも一致しません。

- ⑤ 到達目標
- ⑥ 事前・事後学修の内容
- ⑦ 授業で使用するテキスト、参考文献
- ⑧ 評価方法

1 2			担当者							
講義目的、	講義概要	授業計	画							
3		4								
春学期										
到達目標	5									
事前・事後 学修の内容	6									
テキスト、 参考文献	7									
評価方法	8									

1 2			担当者					
講義目的、	講義概要	授業計	-画					
3		4						
秋学期								
到達目標	5							
事前・事後 学修の内容	6							
テキスト、 参考文献	7							
評価方法	8	•						

#### 3. 注意事項

① 履修条件

担当教員が履修者に対して、特定科目の履修や単位修得などを条件としている科目があります。 必ず「講義目的、講義概要」欄および『授業時間割表』を確認してください。

② 受講制限の科目について

外国法講読、外国書講読、国際関係法講読、国際政治講読については、受講希望者数により選抜する場合があります。

③ 定員

「全学共通授業科目」や「他学部科目」と合併開講している科目については、定員を設けています。 『授業時間割表』の「定員」欄を参照してください。

④ 他学部との合併科目名

他学部との合併科目については「講義目的、講義概要」等で②と異なる科目名が記載されている場合があります。

## 【法律学科】2016年度入学生

## 専門科目

春学期開講科目名	秒学期閱講科日名	秋学期開講科目名 担当教員					修不可 部·学			ページ
- 1 William 17 H H	ם בו דוידיונוענע ניאו		時限	学年	外	養	経	玉	総	
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	国	総	9
憲法入門	憲法・人権	野口 健格	月4	1	外	養	経	玉	総	10
憲法入門	憲法•人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	国	総	11
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	玉	総	12
	憲法•人権	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	国	総	12
民法入門		小野 秀誠	月1	1	外	養	経	玉	総	13
民法入門	民法 I (代理·時効·物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	国	総	14
刑法入門		若尾 岳志	水1	1	外	養	経	玉	総	15
	刑法入門	神馬 幸一	木1	1	外	養	経	国	総	16
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	玉		17
	総合政策入門(法律·国関用)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	国	総	18
社会科学概論-1	社会科学概論-2	横濱 竜也	金3	1	外	養	経	玉	総	19

目 次

## 【国際関係法学科】 2016年度入学生

## 専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員 曜日		<b>秋学期閱譜科日</b> 夕 相当教昌		開始			修不可 部·学			ページ
	IN 1 WINDHAM IN IN I	2270	時限	学年	外	養	経	律	総			
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	律	総	9		
憲法入門	憲法・人権	野口 健格	月4	1	外	養	経	律	総	10		
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	総	11		
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	総	12		
	憲法•人権	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	律	総	12		
民法入門		小野 秀誠	月1	1	外	養	経	律	総	13		
民法入門		納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	総	14		
刑法入門		若尾 岳志	水1	1	外	養	経	律	総	15		
	刑法入門	神馬 幸一	木1	1	外	養	経	律	総	16		
	総合政策入門(法律・国関用)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	律	総	18		
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	律		17		
社会科学概論-1	社会科学概論-2	横濱 竜也	金3	1	外	養	経	律	総	19		
	民法 I (代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	総	14		

目 次

# 【総合政策学科】 2016年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始		ページ					
			時限	学年	外	養	経	律	玉		
	T	T									
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	律	玉	9	
総合政策入門(総政用)		福永 文夫	金1	1	外	養	経	律	国	18	
憲法入門	憲法•人権	野口 健格	月4	1	外	養	経	律	玉	10	
憲法入門	憲法•人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	国	11	
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	玉	12	
	憲法・人権	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	律	国	12	
民法入門		小野 秀誠	月1	1	外	養	経	律	玉	13	
民法入門	民法 I (代理·時効·物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	玉	14	
	刑法入門	神馬 幸一	木1	1	外	養	経	律	玉	16	
社会科学概論-1	社会科学概論-2	横濱 竜也	金3	1	外	養	経	律	国	19	

# 【法律学科】 2008~2015年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始			修不可 部·学			ページ
一个一种的神代口口	1人于初州部行口 1	担当教員	時限	学年	外	養	経	国	総	
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	玉	総	9
憲法入門	憲法・人権	野口 健格	月4	1	外	養	経	玉	総	10
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	玉	総	11
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	玉	総	12
	憲法・人権	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	国	総	12
民法入門		小野 秀誠	月1	1	外	養	経	玉	総	13
民法入門	民法 I (代理·時効·物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	玉	総	14
刑法入門		若尾 岳志	水1	1	外	養	経	玉	総	15
	刑法入門	神馬 幸一	木1	1	外	養	経	国	総	16
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	玉		17
	総合政策入門(法律・国関用)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	国	総	18
 社会科学概論-1	社会科学概論-2	横濱 竜也	金3	1	外	養	経	玉	総	19
法思想史	法哲学	横濱 竜也	金4	2					総	20
日本法制史	日本近代法史	小栁 春一郎	木1	2				玉	総	21
西洋法制史a	西洋法制史b	藤田 貴宏	水1	2				国		22
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2					総	23
法心理学a		南部 さおり	土2	2						24
	法心理学b	常岡 充子	月5	2						25
ドイツ法a		市川 須美子	木3	3				玉		26
	ドイツ法b	宗田 貴行	木3	3				玉		27
フランス法a	フランス法b	小栁 春一郎	火4	3				国		28
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	木4	3				玉		29
外国法講読 I		藤田 貴宏	火1	2	外	養	経	玉	総	30
外国法講読 I		神馬 幸一	木1	2	外	養	経	玉	総	31
	外国法講読Ⅱ	山田 恒久	火4	2	外	養	経	国	総	32
憲法•統治		野口 健格	月5	2				玉	総	33
	憲法•発展	大藤 紀子	火4	2				国	総	34
		木藤 茂	金3	2				玉	総	35
	行政法Ⅱ	多賀谷 一照	金3	2				国	総	36
		多賀谷 一照	火3	3					総	37
	比較公法(14以降入学者)	成嶋 隆	木3	2				玉		38
	比較公法(13以前入学者)	成嶋 隆	木3	3				玉		38
租税法a	租税法b	石村 耕治	木2	3					総	39
地方自治法a		多賀谷 一照	木1	3					総	40
	地方自治法b	市川 須美子	水1	3					総	41
	教育法b	市川 須美子	木2	2	外	養	経		総	42
民法Ⅱ(債権各論)		小野 秀誠	金2	2				玉	総	43
	民法皿(担保物権・債権総論)	小野 秀誠	月1	2				玉	総	43
民法Ⅳ(親族法)	民法V(相続法)	藤田 貴宏	木1	2					総	44
会社法 I	会社法Ⅱ	大川 俊	月2	2			経	玉	総	45
会社法 I	会社法Ⅱ	吉川 信將	月3	2			経	国	総	46
手形·小切手法		陳亮	金1	3					総	47
商法総則•商行為		吉川 信將	水1	3				玉	総	48
保険法		陳亮	金2	3					総	49
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2				玉		50
国際取引法		三浦 哲男	金4	3				玉		51
刑法総論I	刑法総論Ⅱ	神馬 幸一	月2	2				国	総	52
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	金2	2				国	総	53
刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2				国	総	54

## 【法律学科】 2008~2015年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始	履修不可の 学部・学科					ページ
在于树洲畔行口口	1人于初州時代日日	担当教員	時限	学年	外	養	経	玉	総	
刑法各論 [	刑法各論Ⅱ	若尾 岳志	木3	2				玉	総	55
刑事政策a	刑事政策b	渡邉 泰洋	火4	3				国	総	56
少年法a	少年法b	渡邉 泰洋	火5	3					総	57
労働法a	労働法b	石井 保雄	金1	2					総	58
社会保障法a	社会保障法b	石井 保雄	火3	3					総	59
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	月1	2			経		総	60
経済法		宗田 貴行	木3	3					総	61
消費者法		岩重 佳治	金5	3					総	62
知的財産権法a	知的財産権法b	張 睿暎	火1	3						63
民事訴訟法a(14以降入学者)	民事訴訟法b(14以降入学者)	小川 健	木1	2					総	64
民事訴訟法a(13以前入学者)	民事訴訟法b(13以前入学者)	小川 健	木1	3					総	64
民事執行•保全法		小川 健	木3	3						65
	倒産法	小川 健	木3	3					総	65
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	木5	2					総	66
国際法 I		鈴木 淳一	月3	2				玉	総	67
	国際法Ⅱ	大塚 敬子	木2	2				玉	総	68
国際法Ⅲ		大塚 敬子	木2	3				玉		68
	国際人道法	鈴木 淳一	月1	3				玉		69
国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	水1	2	外	養	経	玉	総	70
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金2	2		養		玉	総	71
政治学原論a	政治学原論b	柴田 平三郎	金4	2				玉	総	72
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	土2	3				玉	総	73
政治思想史a	政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3				玉	総	74
行政学a	行政学b	大谷 基道	月1	3				玉	総	75
法律学特講(裁判法1)	法律学特講(裁判法2)	小川 佳子	月3	3						76
	法律学特講(担保物件法に関する諸問題)	遠藤 研一郎	火1	3						77
	法律学特講(借地借家法)	小栁 春一郎	火2	3						78
法律学特講(初めての著作権法)	法律学特講(著作権法の諸問題)		火2	3			経			79
法律学特講(行政過程論)		木藤 茂	水1	3			-1-		総	80
SELL 3 LANGETT SECTION	法律学特講(刑法各論と特別刑法)		水1	3					11101	81
	法律学特講(債権総論a)※1	納屋 雅城	火2	3						82
法律学特講(刑事訴訟法演習a)	法律学特講(刑事訴訟法演習b)		水4	3						83
<b>四年</b> 1月時初子即降四次日初	法律学特講(情報法)	多賀谷 一照	木2	3				玉		84
	法律学特講(医事法)	神馬 幸一	木2	3						85
	法律学特講(被害者学)	齋藤 実	木4	3						86
法律学特講(刑法総論:不作為犯、未遂犯、共犯)		内山 良雄	木4	3						87
	法律学特講(企業法)	陳亮	金1	3						47
	法律学特講(生命保険)	陳亮	金2	3						49
	法律学特講(消費者法)	岩重 佳治	金5	3						62
	法曹特講(弁護士業務の諸問題)		月4	3	外	養	経	国	総	88
7,22,7,600	法曹特講(債権回収・担保法上の諸問題)	遠藤 研一郎	火2	3	外	養	経	国	総	89
法曹特講(債権総論b)※2	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	納屋 雅城	火2	3	外	養	経	国国	総	90
	法曹特講(刑事法11)	中空 壽雅	水3	3	外	養	経	国	総	91
経済原論a	経済原論b	野村 容康	木3	2	外	養	経	国	総	92
会計学a	会計学b	内倉 滋	木3	3	外	養	経		HALL	93
法政総合講座「地域の現場から」※3		大谷 基道	水3	2	外	養	経	玉	総	94
はないる日間は下、ころなくとのののは、ひ」入り		八日至但	7](0		71	足	小工		UACA	U-T

- ※1 法律学特講(債権総論「基礎編」)を修得している場合は履修不可。
- ※2 法曹特講(債権総論「発展編」)を修得している場合は履修不可。
- ※3 過去に法政総合講座「地域の現場から」を修得している場合は履修不可。

# 【国際関係法学科】 2008~2015年度入学生

	71.24.44.00.54.71.0.5	17 H	曜日	開始			修不可 部・学			ページ
春学期開講科目名 	秋学期開講科目名	担当教員	時限	学年	外	養	経	律	総	ページ
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	律	総	9
憲法入門	憲法·人権	野口 健格	月4	1	外	養	経	律	総	10
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	総	11
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	総	12
	憲法・人権	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	律	総	12
民法入門		小野 秀誠	月1	1	外	養	経	律	総	13
民法入門	民法 I (代理·時効·物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	総	14
刑法入門		若尾 岳志	水1	1	外	養	経	律	総	15
	刑法入門	神馬 幸一	木1	1	外	養	経	律	総	16
	総合政策入門(法律・国関)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	律	総	18
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	律		17
社会科学概論-1	社会科学概論-2	横濱 竜也	金3	1	外	養	経	律	総	19
国際法 [		鈴木 淳一	月3	2	外	養	経	律	総	67
	国際法Ⅱ	大塚 敬子	木2	2	外	養	経	律	総	68
国際法皿		大塚 敬子	木2	3	外	養	経	律		68
国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	水1	2		養	経	律	総	70
	比較法史	吉川 信將	水1	2						95
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2	外	養	経	律		50
	国際人道法	鈴木 淳一	月1	3	外	養	経	律		69
比較政治a	比較政治b	作内 由子	火3	3					総	96
国際組織法-1		鈴木 淳一	月1	2		養	経			97
	国際組織法-2	鈴木 淳一	月3	2		養	経			97
国際人権法a	国際人権法b	成嶋 隆	木1	2					総	98
国際環境法a	国際環境法b	一之瀬 高博	木2	3		養	経			99
国際経済法		宗田 貴行	金1	3			経			100
	国際租税法	石村 耕治	木1	3						101
国際取引法		三浦 哲男	金4	3	外	養	経	律		51
	国際知的財産権法	張 睿暎	木3	3						102
	国際民事訴訟法	山田 恒久	金5	3						103
	国際関係法特講(情報法)	多賀谷 一照	木2	3	外	養	経	律		104
国際関係法特講(国際文化遺産法)	国際関係法特講(国際宇宙法)	大塚 敬子	木3	3						105
	国際関係法特講(国際経済法)	宗田 貴行	金1	3			経			106
	国際関係法特講(国際企業法務)	三浦 哲男	金4	3						107
	比較公法(13以前入学者)	成嶋 隆	木3	3	外	養	経	律		38
	比較公法(14以降入学者)	成嶋 隆	木3	2	外	養	経	律		38
	比較私法	小野 秀誠	金2	3						108
比較会社法a	比較会社法b	周 劍龍	水3	3						109
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	木4	3	外	養	経	律		29
ドイツ法a		市川 須美子	木3	3	外	養	経	律		26
	ドイツ法b	宗田 貴行	木3	3	外	養	経	律		27
フランス法a	フランス法b	小栁 春一郎	火4	3	外	養	経	律		28
憲法・統治		野口 健格	月5	2				律	総	33
	憲法・発展	大藤 紀子	火4	2				律	総	34
民法Ⅱ(債権各論)		小野 秀誠	金2	2				律	総	43
	民法皿(担保物権・債権総論)	小野 秀誠	月1	2				律	総	43
		吉川 信將	水1	3	外	養	経	律	総	48
会社法 I	会社法Ⅱ	大川 俊	月2	2			経	律	総	45
会社法 I	会社法Ⅱ	吉川 信將	月3	2			経	律	総	46
行政法I		木藤 茂	金3	2	外	養	経	律	総	35
					, ,				1.3	

# 【国際関係法学科】 2008~2015年度入学生

## 専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	±	————— 旦当教員	曜日	開始			履修不可の 学部・学科			ページ
		1.		時限	学年	外	養	経	律	総	
	行政法Ⅱ	多賀	谷 一照	金3	2	外	養	経	律	総	36
刑法総論 I	刑法総論Ⅱ	神馬	幸一	月2	2	外	養	経	律	総	52
刑法総論 I	刑法総論Ⅱ	若尾	岳志	金2	2	外	養	経	律	総	53
刑法各論 I	刑法各論Ⅱ	中空	壽雅	水4	2	外	養	経	律	総	54
刑法各論 I	刑法各論Ⅱ	若尾	岳志	木3	2	外	養	経	律	総	55
刑事政策a	刑事政策b	渡邉	泰洋	火4	3	外	養	経	律	総	56
国際関係論a		佐藤	俊輔	月4	2		養	経			110
	国際関係論b	佐藤	俊輔	月4	2			経			110
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永	文夫	金2	2	外	養	経	律	総	71
国際協力論a	国際協力論b	片岡	貞治	月2	3			経			111
	国際関係史a	永野	 隆行	月2	3	外	養	経			112
	国際関係史b	水本	義彦	火5	3	外	養	経			113
アメリカ政治外交史a	アメリカ政治外交史b	岡垣	知子	火3	3						114
国際政治特講(19世紀ヨーロッパ国際政治構造論)	国際政治特講(20世紀ヨ―ロッパ国際政治構造論)	杉田	孝夫	木2	3						115
現代経済論a	現代経済論b	野村	容康	木3	2	外	養	経	律	総	116
日本経済論a	日本経済論b	須藤	時仁	火4	3	外	養	経		総	117
国際経済論a	国際経済論b	益山	 光央	火2	3	外	養	経			118
国際金融論a	国際金融論b	徳永	潤二	火2	3	外	養	経			119
多国籍企業論a		高橋	 清美	火1	3	外	養	経			120
	多国籍企業論b	小林	哲也	火1	3	外	養	経			120
政治学原論a	政治学原論b	柴田	平三郎	金4	2	外	養	経	律	総	72
日本法制史(13以降入学者)	日本近代法史(13以降入学者)	小栁	春一郎	木1	2	外	養	経	律	総	21
西洋政治史a	西洋政治史b	作内	由子	火1	3					総	121
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	柴田	平三郎	金2	3	外	養	経	律	総	122
西洋法制史a(13以降入学者)	西洋法制史b(13以降入学者)	藤田	 貴宏	水1	2	外	養	経	律		22
人権の歴史		成嶋	隆	木3	2						123
地域政治史		大谷	 基道	火2	2	外	養	経		総	124
行政学a	行政学b	大谷	基道	月1	3	外	養	経	律	総	75
アジア政治論a	アジア政治論b	松岡	格	金4	3	外	養	経		総	125
地方自治論a	地方自治論b	荏原	美恵	土2	3	外	養	経	律	総	73
地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論)		今井		月2	3		養				126
地域研究特講(中・東欧とロシア1)	地域研究特講(中・東欧とロシア2)	志摩	園子	火1	3						127
————————————————————————————————————		藤田	貴宏	火1	2	外	養	経	律	総	30
外国法講読 I		神馬		木1	2	外	養	経	律	総	31
	外国法講読Ⅱ	山田		火4	2	外	養	経	律	総	32
法政総合講座(地域の現場から)※1		大谷		水3	2	外	養	経	律	総	94

<sup>※1</sup> 過去に法政総合講座「地域の現場から」を修得している場合は履修不可。

# 【総合政策学科】 2008~2015年度入学生

<b>去学</b> 期間譜到日夕			担当教員 曜日				修不可 部·学			ページ
		近日秋貝	時限	学年	外	· 養	経	·· 律	玉	
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	律	玉	9
総合政策入門(総政用)		福永 文夫	金1	1	外	養	経	律	国	18
憲法入門	憲法・人権	野口 健格	月4	1	外	養	経	律	国	10
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	玉	11
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	国	12
	憲法・人権	大藤 紀子	木5	1	外	養	経	律	玉	12
民法入門		小野 秀誠	月1	1	外	養	経	律	国	13
民法入門	民法 I (代理·時効·物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	玉	14
刑法入門		若尾 岳志	水1	2	外	養	経	律	国	15
	刑法入門	神馬 幸一	木1	1	外	養	経	律	玉	16
社会科学概論-1	社会科学概論-2	横濱 竜也	金3	1	外	養	経	律	国	19
憲法·統治		野口 健格	月5	2				律	玉	33
行政法 I		木藤 茂	金3	2	外	養	経	律	国	35
	行政法Ⅱ	多賀谷 一照	金3	2	外	養	経	律	玉	36
行政法Ⅲ		多賀谷 一照	火3	3	外	養	経	律		37
地方自治法a		多賀谷 一照	木1	3	外	養	経	律		40
	地方自治法b	市川 須美子	水1	3	外	養	経	律		41
民法Ⅱ(債権各論)		小野 秀誠	金2	2				律	玉	43
	民法皿(担保物権・債権総論)	小野 秀誠	月1	2				律	国	43
民法Ⅳ(親族法)	民法 V (相続法)	藤田 貴宏	木1	2	外	養	経	律		44
商法総則·商行為		吉川 信將	水1	3	外	養	経	律	国	48
刑法総論 I	刑法総論Ⅱ	神馬 幸一	月2	2	外	養	経	律	玉	52
刑法総論 I	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	金2	2	外	養	経	律	国	53
政治学原論a	政治学原論b	柴田 平三郎	金4	2	外	養	経	律	玉	72
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金2	2	外	養	経	律	国	71
地域政治論a		大谷 基道	火2	2					玉	128
	地域政治論b	大谷 基道	火2	2						128
まちづくり特論		荏原 美恵	土3	2						129
行政過程論(14以降入学者)		木藤 茂	水1	3	外	養	経	律		130
行政過程論(13以前入学者)		木藤 茂	水1	2	外	養	経	律	国	130
	政策過程論	羽貝 正美	月2	2						131
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	土2	3	外	養	経	律	国	73
行政学a	行政学b	大谷 基道	月1	3	外	養	経	律	国	75
経済原論a	経済原論b	野村 容康	木3	2	外	養	経	律	玉	92
経済政策a	経済政策b	童 適平	火4	2	外	養	経			132
環境政策a	環境政策b	塩田 尚樹	火1	2	外	養	経			133
都市政策a	都市政策b	倉橋 透	金1	2	外	養	経			134
刑事政策a	刑事政策b	渡邉 泰洋	火4	3	外	養	経	律	玉	56
教育法a	教育法b	市川 須美子	木2	2	外	養	経	律		42
土地法		小栁 春一郎	火2	3						135
医療•福祉概論a	医療·福祉概論b	山岡 淳	水2	2	外	養	経			136
高齢化社会論a	高齢化社会論b	奥山 正司	月1	2	外	養	経			137
地方財政論a	地方財政論b	島村 玲雄	金2	3	外	養	経			138
財政学a	財政学b	野村 容康	木2	2	外	養	経			139
日本経済論a(13以降入学者)	日本経済論b(13以降入学者)	須藤 時仁	火4	3	外	養	経		国	117
日本文化論a		宇津木 言行	火3	2	外	養	経			140
	日本文化論b	飯島 一彦	水1	2	外	養	経			141

# 【総合政策学科】 2008~2015年度入学生

	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始		履学	修不可 幹部・学	<b>」</b> の ≛科		ページ
	N. 1 ANDORES I I		時限	学年	外	養	経	律	玉	
	地域文化	林 英一	木1	2	外	養	経	$\Box$	$\overline{}$	142
	多文化共生論	田房 由起子	土2	2	外	養	経			143
 国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	水1	2	外	養	経	律	玉	70
比較政治a	比較政治b	作内 由子	火3	3	外	養	経		国	96
西洋政治史a	西洋政治史b	作内 由子	火1	3	外	養	経		国	121
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3	外	養	経	律	玉	122
アジア政治外交史a	アジア政治外交史b	松岡 格	金4	3	外	養	経		国	144
法思想史	法哲学	横濱 竜也	金4	2	外	養	経	律		20
日本法制史	日本近代法史	小栁 春一郎	木1	2	外	養	経	律	玉	21
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2	外	養	経	律		23
	憲法・発展	大藤 紀子	火4	2				律	国	34
会社法 I	会社法Ⅱ	大川 俊	月2	2			経	律	国	45
会社法 I	会社法Ⅱ	吉川 信將	月3	2			経	律	国	46
手形·小切手法		陳 亮	金1	3	外	養	経	律		47
保険法		陳亮	金2	3	外	養	経	律		49
経済法		宗田 貴行	木3	3	外		経	律		61
刑法各論 I	刑法各論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2				律	玉	54
刑法各論 I	刑法各論Ⅱ	若尾 岳志	木3	2				律	国	55
民事訴訟法a(14以降入学者)	民事訴訟法b(14以降入学者)	小川 健	木1	2	外	養	経	律		64
民事訴訟法a(13以前入学者)	民事訴訟法b(13以前入学者)	小川 健	木1	3	外	養	経	律		64
	倒産法	小川 健	木3	3	外	養	経	律		65
少年法a	少年法b	渡邉 泰洋	火5	3	外	養	経	律		57
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	木5	2	外	養	経	律		66
社会保障法a	社会保障法b	石井 保雄	火3	3	外	養	経	律		59
労働法a	労働法b	石井 保雄	金1	2	外	養	経	律		58
租税法a	租税法b	石村 耕治	木2	3	外	養	経	律		39
消費者法		岩重 佳治	金5	3	外	養	経	律		62
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	月1	2	外	養	経	律		60
国際法 I		鈴木 淳一	月3	2	外	養	経	律	国	67
	国際法Ⅱ	大塚 敬子	木2	2	外	養	経	律	国	68
国際人権法a	国際人権法b	成嶋 隆	木1	2	外	養	経		国	98
外国書講読 I		藤田 貴宏	火1	2	外	養	経	律	国	30
外国書講読 I		神馬 幸一	木1	2	外	養	経	律	国	31
	外国書講読Ⅱ	山田 恒久	火4	2	外	養	経	律	国	32
法政総合講座(地域の現場から)※1	1	大谷 基道	水3	2	外	養	経	律	国	94

<sup>※1</sup> 過去に法政総合講座「地球の現場から」を修得している場合は履修不可。

## 【法律学科·国際関係法学科·総合政策学科共通】 2013~2016年度入学生

## 「関連」部門科目 法学部教職課程登録者対象

「関連」部門の科目は、教育職員免許状を取得するために必要な科目で、法学部の教職課程登録者のみ履修可能です。 履修にあたっては、免許課程シラバスを参照してくだい。

※「関連」部門科目は、卒業に必要な単位には含まれません。

「関連」部門科目名	開講 学期	担当教員	曜日時限	開始学年
日本史概説I	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
日本史概説Ⅱ	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
社会経済史a	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
社会経済史b	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
日本思想史a	免記	午課程シラバスを参照の	こと	2
日本思想史b	免記	午課程シラバスを参照の	こと	2
外国史概説 I	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
外国史概説Ⅱ	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
社会思想史a	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
社会思想史b	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
東洋史Ⅰ	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
東洋史Ⅱ	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
西洋史I	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
西洋史Ⅱ	免記	午課程シラバスを参照の	こと	1
経済学史a	免記	午課程シラバスを参照の	こと	3
経済学史b	免記	午課程シラバスを参照の	こと	3
外国経済史a	免記	午課程シラバスを参照の	こと	2
外国経済史b	免記	<b>午課程シラバスを参照の</b>	عے	2
社会学概説 I	免記	件課程シラバスを参照の	こと	1
社会学概説Ⅱ	免詞	午課程シラバスを参照の	ع	1

08~16 律・国・総 入門演習/入門演習/入門演習 担当者 各専任教員 03~07律・国 \*\*\*\*\* 授業計画 講義目的、講義概要 法学部の新入生は、全員が、この科目を1年次の春学期 全15回の授業を予定しています。 に履修します(必修科目です)。授業は、18人程度のクラス 具体的な授業計画は、担当者により若干異なりますが、 に分かれて、演習(ゼミナール)形式で行われます。所属す 第1回目の授業において、各担当教員から提示されます。 るクラスは、入学時に指定されます。 授業では、大学生活におけるさまざまなルール、大学で 「学問」(高校までの「勉強」とは違います)を行う心構え、 日々の学習や期末試験に臨む準備のしかた、資料や文献の 調べ方・集め方、専門書の読み解き方、論文・レポートの 作成方法、研究・調査報告(発表)や討論・議論のしかたな どを学びます。大学での「学問」への取り組み方を理解し、 そして身につけることが本演習の目的です。 クラス担任の教員は、科目登録、履修のしかたや勉強のし かたなど大学での修学をはじめ学生生活全般について、ク ラスに所属する学生の相談相手となる「クラスアドバイザ 一」を兼ねています。大学生活等に関する質問・相談があ れば、入門演習の担当者に気軽にご相談ください。 法学、政治学を学ぶ際の基本的な作法を習得し、専門書の講読、論文・レポートの執筆、報告発表、討論 到達目標 ができるようにする。 事前・事後 担当教員の指示に従ってください。 学修の内容 テキスト、 担当教員の指示に従ってください。 参考文献 評価方法 担当教員から説明があります。

08~16 律・国・総 憲法入門/憲法入門/憲法入門 担当者 野口 健格 03~07 律・国 憲法 I /憲法 I

#### 講義目的、講義概要

【講義目的】:憲法総論・人権・統治の各分野について講 義し、履修者の法的理解を深め政治や社会に対する興味を 持ってもらうことを目的としている。具体的事例の中から 憲法上の重要理念である立憲主義を学び、民主主義、個人 主義を基本とした社会の仕組みや国家の枠組みについて 理解を深めてもらいたい。

【講義概要】: 国家の最高法規である「憲法」の歴史的背 景、意義、および機能に関する基礎知識を習得した上で、 日本国憲法の現代的論点に関する講義を行うことによっ て、法律科目の中でもとりわけ特徴的な国家権力をコント ロールするという性質を強く意識できるよう工夫する。 「概説」ではない「入門」の意義を履修者に考えてもらい

【注意事項】: 私語厳禁、講義中は教員の指示に従うこと。 【六法】: 必携、出版社は問わない(ただし最新のものを

#### 授業計画

- 1. 憲法とは何か?立憲主義の内容と特徴
- 2. 日本国憲法の三大原理と憲法の基本原理
- 3. 三権(立法・行政・司法)分立の意義
- 4. 天皇制にみる立憲君主制
- 5. 憲法9条と自衛隊
- 6. 国家からの自由① (ココロに関する自由 (宗教編))
- 7. 国家からの自由② (ココロに関する自由 (表現編))
- 8. 国家からの自由③ (カラダに関する自由)
- 9. 国家からの自由④ (モノに関する自由)
- 10. 国家による自由①(貧しさからの脱出(社会保障編))
- 11. 国家による自由②(貧しさからの脱出(教育編))
- 12. 最近の憲法問題① (特定秘密の保護)
- 13. 最近の憲法問題② (マイナンバー)
- 14. 憲法は変えていいのか?変えるべきか?
- 15. まとめ

用意すること	2)	(授業計画はあくまで目安である)
到達目標	憲法および公法領域の入門的知識を習得し、こ	これらについての基礎解釈ができるようにする。
事前・事後 学修の内容	教科書の該当箇所をよく読み、実社会で起こる 「事後」であることは問わない。	様々な問題に目を向けるようにすること。「事前」もしくは
テキスト、 参考文献	【テキスト】: 齋藤康輝・高畑英一郎編著『Next 教 橋正俊・米沢広一・棟居快行著『いちばん やさしい	科書シリーズ 憲法』(弘文堂、2013年)、【参考書】:初宿正典・高 、憲法入門〔第4版補訂版〕』(有斐閣、2014年)
評価方法	基本的には学期末試験によって評価する。たれらも加味する。	だし、小テストやレポートを実施する場合(20%程度)、こ

08~16 律・国・総 憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 担当者 野口 健格 03~07 律・国 憲法Ⅱ/憲法Ⅱ

#### 講義目的、講義概要

【講義目的】:憲法の人権分野について講義する。そのな かで、履修者が立憲主義を正しく理解し、民主主義、個人 主義を基本とした社会の仕組みや国家の枠組みについて 理解を深めることを目的とする。また、人権保障の歴史と 意義、日本国憲法上の人権保障規定についての基礎知識を 習得した上で、人権をめぐる各種論点(時事的な論点も含 む) に関する詳細な知識・応用力を習得することを目標と する。

【講義概要】: 世界における「人権保障」の歴史的経緯・ 近代的意義を確認した上で、日本国憲法における人権保障 について学ぶ。まず、人権全般に関する基本的な事項を確 認した上で、各条文の内容や論点について、国内の判例・ 学説や外国の例を参照しつつ学ぶ。

【注意事項】: 私語厳禁、講義中は教員の指示に従うこと。 【六法】: 必携、出版社は問わない(ただし最新のものを 用意すること)

#### 授業計画

- 1. 基本的人権① (憲法とは、人権保障の意義)
- 2. 基本的人権②(人権の分類、制度的保障)
- 3. 基本的人権③ (人権の享有主体)
- 4. 基本的人権④ (人権保障の限界、私人間の人権保障)
- 5. 包括的人権と法の下の平等① (幸福追求権)
- 6. 包括的人権と法の下の平等②(法の下の平等)
- 7. 精神的自由① (思想良心の自由、信教の自由と政教分離)
- 8. 精神的自由②(表現の自由)
- 9. 精神的自由③ (学問の自由、婚姻の自由)
- 10. 人身の自由
- 11. 経済的自由
- 12. 受益権
- 13. 社会権
- 14. 義務
- 15. まとめ

(授業計画はあくまで目安である)

#### 憲法に定める人権、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示 到達目標 すことができるようにする。 教科書の該当箇所をよく読み、実社会で起こる様々な問題に目を向けるようにすること。「事前」もしくは 事前・事後 学修の内容 「事後」であることは問わない。 テキスト、 【テキスト】: 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法(第6版)』(岩波書店、2015年) 参考文献 【参考文献】: 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 I (第 6 版)』(有斐閣、2013 年) 基本的には学期末試験によって評価する。ただし、小テストやレポートを実施する場合(20%程度)、こ 評価方法 れらも加味する。

08~16 律・ 03~07 律・		憲法入門/憲法入門/憲法入門 ****/****			担当者	加藤 一彦
講義目的、講	購義概要	, E	授業記	†画		
【講義目標】 憲法の入門的講義を行う。事件(憲法の判例)をもとに 人権の基礎的な憲法理論の習得に努める。 【講義概要】 講義範囲は、憲法概念から精神的自由権までである。 【講義の留意事項】 講義の最初に「講義予定表」を配布する。 なお、毎回『六法』はもってくること(出版社は問わない)。				憲法制人間外法法制人間人人下下的的定権効のののの自自	/立憲主義 史論権 権等/総論 倫 / 思想・別想・の分離 / 信教分離	
到達目標	憲法および公法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	事前:	当該箇所の『教科書』を通読しておくこ	こと。事	罫後:「憲法	-ノート」を <sub>1</sub>	作成すること。
テキスト、 参考文献	加藤一彦『憲法〔第2版〕』(法律文化社) 柏崎·加藤編著『新憲法判例特選』(敬文堂)					
評価方法	定期詞	<b>弌験 100%.</b>				

08~16 律・国・総 03~07 律・国	憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 ****/*****			担当者	加藤 一彦		
講義目的、講義概	要	授業	計画				
判例を読みながら。 【講義概要】 講義範囲は、学 【講義の留意事項 講義の最初に「	けて、人権論の各論的講義を行う。毎回、 、日本の人権問題を考えてみたい。 間の自由から平和的生存権までである。 】 講義予定表」を配布する。 はもってくること(出版社は問わない)。	<ol> <li>オリエンテーション</li> <li>精神的自由/学問の自由</li> <li>精神的自由/表現の自由:総論</li> <li>精神的自由/表現の自由:報道の自由</li> <li>精神的自由/表現の自由:事前抑制禁止の法理</li> <li>精神的自由/表現の自由:プライバシィー権</li> <li>人身の自由</li> <li>社会権/総論</li> <li>社会権/総論</li> <li>社会権/教育権</li> <li>平和主義/総論</li> <li>平和主義/自衛隊の合違憲性</li> <li>平和主義/日米安保体制</li> <li>平和主義/平和的生存権</li> <li>復習</li> </ol>					
	憲法に定める人権、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容 事前	: 当該箇所の『教科書』を通読しておくこ	こと。	事後:「憲法	·-ノート」をf	作成すること。		
	加藤一彦『憲法 [第2版]』(法律文化社) 柏崎・加藤編著『新憲法判例特選』(敬文堂)						
<b>評価方法</b> 定期	試験 100%.						

08~16 律・  03~07 律・		憲法入門/憲法入門/憲法入門 憲法 I /憲法 I				大藤	紀子
講義目的、詞	冓義概劽	Ę	授業	計画			
日本国憲法の総論部分の基礎的な理解を得ることを 目標とする。 4. 日本 憲法とは何か、人権や統治機構の基本的な問題について 扱う。 7. 人権 ただし、理論的な考察が必要なので、 入門と言っても相当な思考と勉強が必要となる。 10. 私人 11. 包括 12. 包括 13. 法の				日人人人人特私包包法法憲観享享公力に基基のののと権間的的下下の基本ののののののののののののののののののののののののののののののののの	と明治憲法の 主体① 主体② 主体② 係論とそのほ 係る人権の 権② 等①	問題点	
到達目標	憲法は	憲法および公法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	授業で	で扱う論点を事前に教科書で確認し、授業	だ終れ	わった後、再	度教科書を親	典読しつつノー -	トを整理する。
テキスト、 参考文献	大津・	大津・大藤・高佐・長谷川『新憲法四重奏』第三版、有信堂高文社、芦部信喜『憲法』第六版、岩波書品					版、岩波書店
評価方法	平常点	まおよび試験					

08~16 律・ 03~07 律・		憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 憲法 II /憲法 II			担当者	大藤 紀子	
講義目的、語	講義概要		授業計画				
	た具体	についての理解を深める。 的争点の把握が主として	<ol> <li>はじめに</li> <li>思想・良心の自由</li> <li>信教の自由</li> <li>政教分離原則①</li> <li>政教分離原則②</li> <li>学問の自由</li> <li>表現の自由①</li> <li>表現の自由②</li> <li>経済的自由権</li> <li>人身の自由と刑事手続上の人権①</li> <li>人身の自由と刑事手続上の人権②</li> <li>生存権</li> <li>教育を受ける権利</li> <li>勤労権・労働基本権</li> <li>まとめ</li> </ol>				
到達目標		に定める人権、およびこれに関する重要だ ができるようにする。	な判例、学説を	を正確	確に解釈し、	個別の事象について見解を示	
事前・事後 学修の内容	授業で	で扱う論点を事前に教科書で確認し、授業	きが終わった後	<b></b>	再度教科書を親	熟読しつつノートを整理する。	
テキスト、 参考文献	大津・	大藤・高佐・長谷川『新憲法四重奏』第	第三版、有信堂	と高っ	文社、芦部信	喜『憲法』第六版、岩波書店	
評価方法	平常点	ぶおよび試験					

08~16 律・ 03~07 律・		民法入門/民法入門/民法入門 民事法入門/民事法入門		担当者	小野 秀誠		
為までを対象 民法は私活ない事法上の位 民法総則に法人、物規とは、 付属れます。 だ代理、7章 親族、相続の	は象とは立は律さ 民のの民との、置、行ま民法時援 に行れ法全時 だれ 法全効 ぎ	<b>上全般の概要と民法総則編のうち法律行</b>	授業計画1. ガイダンス2. 序説、私法と公法、私法の分類、民法の体系3. 信義則、権利の濫用、4. 民法の基本原理、私権、法的主体、人5. 人、自然人、失踪宣告6. 人、制限能力、法人7. 法的客体、物、所有権8. 所有権9. 法律行為総論、意思自治、強行法規、任意法規など10. 法律行為、公序良俗、暴利など11. 法律行為、意思表示総論、意思主義と表示主義、12. 心裡留保、通謀虚偽表示13. 錯誤、詐欺、強迫14. 無効、取消15. 条件、期限、期間				
到達目標 	民法および民事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。						
学修の内容	シラバスに従って、該当部分を予習しておくことが必要であり、また、授業時間中に自習の指示をし、復習をしてもらいます。授業では、確認の趣旨で、毎回、質問をします。						
参考文献 評価方法		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	年)。				

08~16 律・国 03~07 律・国		民法入門/民法入門/民法入門 民法 I /民法 I		担当者	納屋和	進城	
講義目的、講	義概要	5	授業計画				
ションの貸し借 続など、私たちである。 この授業では 部分ともいえる て、民法の全体 的には、「法律 行為そのもの」 ていく。 「注意」 授業に出席	り、ケン 大、日 は、第一 本 行 と い う に 際 き る に 際 き る に の る い る い る い る い る い る い る に る い る の ら る の る の る の る の る の る の る の る の る	購入と住宅ローン、借金の連帯保証、マンガをさせられたときの損害賠償、結婚や相常生活に直接に関係してくる身近な法律を初めて勉強する人たちに、民法の導入一編総則」と「第二編物権」を中心とし理解してもらうことを目的としている。具体の主体」、「法律行為の客体」、そして「法律3つの大きなテーマに分けて授業を進めには、教科書と2016年版の六法(民法が出版社は問わない)を必ず持参すること。	1. ガダンス 2. 民然 人のの 3. 自失制制・所有有権のの 5. 制制・所有有権のの 6. 制制・所権権の 7. 物所所権権の 10. 契感 機誤 入の 11. 契虚 錯 効 、 12. 虚 錯 効 、 13. 無 14. 無 2 15. 全体 16. 対 2 17. 対 2 18. 対 3 19. 対 3 10. 対 3 11. 対 3 12. は 3 13. は 3 14. は 3 15. と 3 16. 対 3 17. 対 3 18. が 3 19. が 4 19. が 5 19. が 5				
到達目標	民法および民事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。						
	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②法律の条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は、教 科書とレジュメを精読すること。						
	山野目章夫『民法 総則・物権 第 5 版(有斐閣アルマ)』(有斐閣、2012 年)。なお、講義開始日までに改訂版が出版されたときは、改訂版を使用する。						
評価方法	定期詞	<b>大験(100%)によって評価する。</b>					

08~16 律・国 03~07 律・国		民法 I (代理・時効・物権総論)(3学 民法 I /民法 I	科共通)	担当者	納屋	雅城		
講義目的、講	義概要	ī	授業計画					
-		構入と住宅ローン、借金の連帯保証、マン がをさせられたときの損害賠償、結婚や相	1. ガイダンス 2. 代理①					
		常生活に直接に関係してくる身近な法律	3. 代理②					
である。			4. 無権代理					
この授業では	は、民法	会の「第一編 総則」の中の「代理(民法 99	5. 表見代理					
条~118 条)」	と「時	効(民法 144 条~174 条の 2)」、そして	6. 時効①					
「第二編 物権	』の中	の「物権変動」という 3 つの大きなテーマ	7. 時効②					
	_ ,	条文・判例(裁判所の立場)・学説を取り上	8. 取得時効					
げて説明をして	ていく。		9. 消滅時効					
5 x 4 2			10. 物権変動					
[注意]	2. 2.		11. 不動産の物権変動①					
		ては、「民法入門」の単位を取得済みであ						
		5。また授業に出席する際には、教科書と	13. 不動産の物権変動③					
		R法が載っていれば種類や出版社は問わ	14. 動産の物権変動 15. 全体のまとめ					
ない)を必ず持	下変する	)_E,	15. 至体のよどの					
	代理・時効・物権変動に関する基本的な制度や概念、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象に ついて見解を示すことができるようにする。							
	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②法律の条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は、教科書とレジュメを精読すること。							
	山野目章夫『民法 総則・物権 第 5 版(有斐閣アルマ)』(有斐閣、2012 年)。なお、講義開始日までに改訂版が 出版されたときは、改訂版を使用する。							
評価方法	定期試験(100%)によって評価する。							

08~16 律・[ 03~07 律・		刑法入門/刑法入門/刑法入門 刑事法入門/刑事法入門		担当者	若尾 岳志		
講義目的、詞	構義概要		授業計画				
一目 論と と で 理 よ す 、 変 性 と す 集 き で 理 は ま ず 、 か た む 進 調 で 声 を と と で 進 で 変 と と 進 調 で 声 を と と を こ 業 す ぞ ま で よ で ま で よ で ま で ま で ま で ま で ま で ま で	. になっまな対法罰策「すし毎計と学法たし」し、をを刑。た回画実になる。 とり の きまい しに際	。 「刑法」は違います。刑事法は、①犯罪とは ごのような刑罰が科されるのかといったこと 犯罪が発生した時に、捜査・起訴・公判・判 手続きを定めた「刑事訴訟法」、③犯罪の原 とる「刑事学」の3つに大別できます。 入門ですから、①の入門的な内容を中心に ご、入門ですので、②や③との関連性もお話 出っています。 な法を持ってくるようにしてください。 は実際の授業回数と合致しません。) の授業内容が異なることもあります。)また、	2. 「被害なければ刑罰なし」 (侵害原理) 3. 「法律なければ犯罪・刑罰なし」 (罪刑法定主義) 4. 「責任なければ刑罰なし」 (責任主義) 5. 犯罪の概念 6. 構成要件該当性 7. 違法性総論(違法阻却の原理について) 8. 違法性各論(いろいろな違法阻却事由) 9. 故意と過失 10. 勘違い!(錯誤のいろいろ) 11. 命と刑法 12. 性と刑法 13. 財産と刑法				
到達目標	刑法および刑事法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。						
事前・事後 学修の内容	事前に、テキストの該当箇所を一読し、事後に、問題の答案を書く練習をしてください。						
テキスト、 参考文献	井田島	井田良『基礎から学ぶ刑事法(最新版)』(有斐閣)					
評価方法	定期詞	<b>弌験 50%、平常点 50%を予定しています</b>		 ,しれません)			

08~16 律・国03~07 律・国		刑法入門/刑法入門/刑法入門 刑事法入門/刑事法入門			担当者	神馬 幸一
講義目的、講	義概要	5	授業	計画		
【目的】 本講義は、いわゆる「刑事法」と表現されるところの法律の領域、すなわち「犯罪と刑罰」に関わる様々な法律の全体像を把握することを目的とする(具体的に言えば、泥棒のように見える人を完全に泥棒呼ばわりすることが法的には実際とても大変な作業であることを苦悶しながら体得してもらうための授業である)。  【概要】 本講義では、特に、刑法、刑事訴訟法、裁判員法、刑事政策と呼ばれる分野に関して、その導入的紹介を右記の授業計画に基づき進行する予定である。また、上記の刑事法に関する話題を提供しながら、法解釈の仕方、判例・法律文献の調べ方、法律学の答案作成法といった法学入門的な指導も同時に実施する。				「刑罰」とは何 刑法概論(1 刑法概論(2 刑法概論(3 刑事訴事事事員 刑事事事員 報 刑事政策(1	可か? み取る犯罪現 可か? ):構成要件 ):違法性(行 ):違任 概論(1):と 概論(2):公で 例を読いてみ の概要 ):犯罪者に対	為無価値と結果無価値) 至手続 引手続 よう よう(答案の書き方?)
到達目標	刑法は	および刑事法領域の入門的知識を習得し、こ	これらに	こついての基	礎解釈ができ	るようにする。
	講義では,適宜,新しい事件・判例に関しても解説するので,その概略のみの把握で満足することなく,なぜ,そのような経緯・結論に至ったのかを自分なりに調査して考えてみる習慣を身に着けること。					
	基本的にレジュメを配布しながら,授業を進行する。 教科書を指定する場合,授業中に追って指示するので,授業中のアナウンスに注意すること。					<b></b>
1. 斜仇万法		V 10 -3			て成績評価す	<b>ప</b> .
方、判例・法律文献の調べ方、法律学の答案作成法といった 法学入門的な指導も同時に実施する。  13. 裁判員裁 14. 刑事政策 15. 刑事政策 15. 刑事政策 15. 刑事政策 16. 刑事政策 17. 刑事政策 18. 刑事政策					):元犯罪者に 遊解釈ができ 略のみの把握 と身に着けるこ ナウンスに注意	対する社会的保護 るようにする。 で満足することなく, なぜ, その と。

講義目的、講義概要         授業計画           (講義目的)         本講義は、大学に入学したばかりの新入生の皆さんに、専門課程に進む前の予備知識として、国際法と国際関係に関する基礎知識を提供することを目的としています。 (講義の概要)         1. 本講義を受講するにあたって 国際社会と法 国際社会と法 国際社会と法 国際社会と法 国際法の概要(国家、国際組織、個人)           国際法の対象は広く、様々な専門分野があります。この講義では、これら個々の専門分野を詳述することはせずに、個々の法分野が主に国際公法の観点からどのように分析されるのかを紹介したいと思います。この講義を通じて国際法の様々な分野に興味を持ってもらい、将来それらの専門分野の教員の講義を履修して、勉強を進めてもらうことを希望します。
本講義は、大学に入学したばかりの新入生の皆さんに、専門課程に進む前の予備知識として、国際法と国際関係に関する基礎知識を提供することを目的としています。 [講義の概要] 国際法の対象は広く、様々な専門分野があります。この講義では、これら個々の専門分野を詳述することはせずに、個々の法分野が主に国際公法の観点からどのように分析されるのかを紹介したいと思います。 この講義を通じて国際法の様々な分野に興味を持ってもらい、将来それらの専門分野の教員の講義を履修して、勉強を進めてもらうことを希望します。 この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、オンラインでの資料配布や質問の受付等を個別に行い、教員とのコミュニケーショ  1. 本講義を受講するにあたって 国際社会と法 3. 国際法の主体(国家、国際組織、個人) 4. 国際法の法源(条約、慣習法、法の一般原則) 5. 国際法からみた国家 6. 国際法からみた国家 7. 国際法からみた安全保障(紛争の平和的解決を含む) 9. 国際法からみた国際機構 10. 国際法からみた人道(戦争犯罪を含む) 11. 国際法からみた人道(戦争犯罪を含む) 12. 国際法からみた人権 13. 国際法からみた文化 14. 国際法からみた国際経済 (開発を含む)
<b>到達目標</b> 国際法、国際政治および国際法、国際政治領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。
事前・事後 <b>学修の内容</b> 講義までにポルタを通じて資料を配布しますので、あらかじめ読んでください。講義中に提示される「今 日のポイント」を提出し、後日教員の添削・コメントを読んで復習してください。
<b>テキスト、</b> テキストは指定しません。テキストがないと不安な人は、大森正仁編著『よくわかる国際法 (第2版)』(ミ <b>参考文献</b> ネルヴァ書房, 2014年) や柳原『国際法』(放送大学教育振興会, 2013年)等を参照してください。
評価方法 学期末に実施するテストにより評価し(100%)、平常点を加点材料とします(ただし上限 10%)。

08~16 律・国・総 | \*\*\*\*\*/\*\*\*\*/総合政策入門 担当者 福永 文夫 \*\*\*\*\*/\*\*\*\* 03~07律・国 講義目的、講義概要 授業計画 1. はじめにーガイダンス 本講義は、総合政策学科新入生へのオリエンテーション 2. グローバルな視点から 的科目です。まず総合政策とは何か、次に総合政策学の学 3. 地域活性化の視点から 際性を明らかにし、幅広い知識と深い専門性という二つの 4. 地域の視点から(1) 軸を示します。次いで、総合政策学科所属の教員それぞれ 5. 同(2) の専門分野に即して。地域、国際比較、法、政策と法に関 6. 国際比較の視点から(1) し、様々な視点から総合政策学を検討します。最後に、具 7. 同(2) 体的事例を挙げ講義することで、グローバルな視点および 8. 法の視点から(1) 9. 同(2) ローカルな視点双方から政策を考える糸口としたと考え 10. 政策と法(1) ています。もちろん、内容的には各学問の紹介にとどまる 11. 同(2) ことになると思われますが、総合政策学科の入門編として 12. 同(3) 必修科目となっています。 13. 事例研究(1) 14. 同(2) 15. おわりに 到達目標 総合政策および総合政策領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。 事前・事後 各回ごとに示されるテーマをもとに、レポートを提出すること。詳細は1回目の講義で指示する。 学修の内容 テキスト、 とくに指定しない。講義中に適宜参考文献を指示する。 参考文献 評価方法 講義中に行うテストおよびレポートで評価する。

08~16 律・国 03~07 律・国		総合政策入門/総合政策入門/***> 政治学入門/政治学入門	k *	担当者	福永 文夫	
講義目的、講	義概要	5	授業計画			
本講義は、法律学科および国際関係法学科の学生を対象とする入門科目です。 本講義はまず、できるだけ身近な問題を取り上げ、政治や政治学に興味をもってもらうこと目的としている。次いで、政治活動はどのような特徴をもっているのか、どういう場合に政治が登場してくるのか、政治を規定する制度や決まりにはどのようなものがあるのかなどについて考えてみたい。さらにさまざまな政治現象の見方、解釈の仕方を含め、俗論ではない政治学的な見方を学んでもらいたい。同時に、政治学の入門講座として、専門の政治学を学ぶための基礎知識を習得して下さい。			1. はかとととととととととととととととととととととととととととととととととととと	(2) - 官と (3) - 大企 (1) - 選挙 (2) - 政方 (3) - 地方 み(1) - マ国 み(2) - 内 (1) - 冷戦 (2) - 経済	民の関係 業と政治 と政治 と政治 分権 ・メディアと政治 ・会 閣と総理大臣 僚 の終わり ・交渉	
到達目標	総合政	女策および総合政策領域の入門的知識を習	習得し、これらに~	ついての基礎	解釈ができるようにする。	
事前・事後 学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読しておくこと。その上で、テキストに示された課題・要点をまと めること。					
テキスト、 参考文献	北山俊哉・久米郁男・真渕勝『はじめて出会う政治学』第3版、有斐閣。					
評価方法	定期詞	<b>、験を基本に評価する。講義中、レポート</b>	、を課す場合もある	5.		

08~16 律・国・総 社会科学概論-1/社会科学概論-1/社会科学概論-1 担当者 横濱 竜也 03~07 律・国 社会科学概論-1/社会科学概論-1 講義目的、講義概要 授業計画 本講義の主目的は、社会科学(法学、政治学、経済学、 ガイダンス――本講義の概要・目標 社会学等) の学習を進めていくうえで基礎的な素養を身に 2. 憲法と平和主義をめぐって――テキストへの導入 付けることです。春学期の社会科学概論-1では、憲法学の なぜ多数決なのか? 3. 比較的入門的な著作を手がかりにして講義を行います。 4. なぜ民主主義なのか? 具体的には、長谷部恭男『憲法と平和を問いなおす』(ち 5. 比較不能な価値の共存 くま新書、2004年)を丹念に読みながら、立憲主義と民主 6. 公私の区分と人権/公共財としての憲法上の権利 主義の関係、多数決の意味、人権の根拠、平和主義などを 7. 近代国家の成立 どうとらえるべきか、ともに考えていくことにします。さ 8. ホッブズを読むルソー らにテキストを読み終えたところで、本書が提示する問題 9. なぜ、そしてどこまで国家に従うべきなのか 10. 国家のために死ぬことの意味と無意味 について踏み込んで議論します。 憲法9条をめぐる政治的論争については、学生の皆さん 11. 穏和な平和主義へ のなかにも新聞やニュースなどで見聞きした方が少なく 12. 民主主義はどこまで信頼できるか ないでしょう。しかし本講義が狙いとするのは、その論争 13. 公私をなぜ区分すべきか 14. 正しい戦争は存在するか に対して特定の立場を示すことではありません。上記の問 題群に取り組むなかで、具体的な問題に対して社会科学的 15. 憲法 9 条をめぐる論争 に応答するとはどういうことか、習得することです。 法学、政治学の視点から現代の社会問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるよ 到達目標 うにする。 (事前) 各回授業前にテキストの該当箇所を精読しておいてください。(事後) 毎回の授業で関連する「お 事前・事後 学修の内容 ┃ 題」を発表しますので、それに答える小レポートを作成し提出してください。

参考文献	の授業で適宜紹介します。
評価方法	期末試験 70%、小レポート 20%、授業での発言 10%
1	

08~16 律・国・総 │ 社会科学概論-2/社会科学概論-2/社会科学概論-2 担当者 横濱 竜也 03~07 律・国 社会科学概論-2/社会科学概論-2

#### 講義目的、講義概要

テキスト、

本講義の第一の目的は、社会科学(法学、政治学、経済 学、社会学等)の学習のための基礎的な素養を身に付ける ことです。秋学期の社会科学概論-2では、春学期に引き続 き、法哲学の比較的入門的な著作を手がかりにします。

具体的には、大屋雄裕『自由とは何か―監視社会と「個 人」の消滅』(ちくま新書、2007 年)を丹念に読みながら、 法や政治のあり方をめぐる(法)哲学的思考と、いまある 社会のあり方に関する社会科学的知見とをどのようにし て結びつけていくか、ともに考えていくことにします。そ れを通して、私たちが「常識」と考えがちなことがいかに そうでないかに気づき、あらためて考え直していくこと が、本講義のもう一つの目的です。

本書で扱われている題材のなかには、学生の皆さんにと っても身近なものも少なくありません。そのような話題を 通して、皆さんが社会のあるべき姿を主体的に考えていく 15. 自由がなぜ問題か、ふたたび─結語にかえて

#### 授業計画

(テキスト)長谷部恭男『憲法と平和を問いなおす』(ちくま新書、2004年)。(参考書)初回、また各回

- ガイダンス―本講義の概要・目標
- 2. 自由がなぜ問題か―テキストへの導入
- 「個人」の自己決定と法・政治 3.
- 4. 自由への障害
- 二つの自由-バーリンの自由論/交錯する自由 5.
- 見ることの権力/強化される監視
- 7. ヨハネスブルク・自衛・監視/監視と統計と先取り
- 8. 監視・配慮・権力/「配慮」の意味
- 9. 衝突する人権?
- 10. 事前の規制・事後の規制/規制手段とその特質
- 11. 刑法における責任と自由
- 12. 自己決定のメカニズム
- 13. 責任のための闘争
- 14. 主体と責任

	こと、それこそが本講義の最終目標です。
到達目標	法学、政治学の視点から現代の社会問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	(事前)各回授業前にテキストの該当箇所を精読しておいてください。(事後)毎回の授業で関連する「お題」を発表しますので、それに答える小レポートを作成し提出してください。
テキスト、 参考文献	(テキスト)大屋雄裕『自由とは何か―監視社会と「個人」の消滅』(ちくま新書、2007年)。(参考書)大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か?―二一世紀の〈あり得べき社会〉を問う』(筑摩選書、2014年)、他(他は授業内で紹介)。
評価方法	期末試験 70%、小レポート 20%、授業での発言 10%

08~16 律・ 03~07 律・		法思想史/****/法思想史 法思想史/****			担当者	横濱 章	竜也
講義目的、認	構義概要	Ę.	授業計	·画			
めだけとのは、すると、では、というでは、というでは、というでは、というでは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで	本講義では、悪法問題――悪法も法か――を軸に、法をめぐる思想を、20世紀の主要な議論とその思想史的淵源に注目して、見ていくこととします。具体的な中身に関しては授業計画を見てください。 法は何のためにあるかと問われたら、学生の皆さんはどのように答えるでしょうか?ひとまず「正義を実現するためだ」と答えてもさほど不自然ではないでしょう。しかしこの世の中には正義に反する法が少なくないように思います。このような悪法に対して、私たちはどのように思います。このような悪法に対して、私たちはどのように振る舞うべきでしょうか?そもそも「悪法」なるものは法でないと考えるべきでしょうか?それとも「悪法も法なり」と考えるべきでしょうか?それとも「悪法も法なり」と考えるべきでしょうか?それとも「悪法を持った法も法でしょうか?そして私たちは悪法に従うべきでしょうか?			思語は 法語は 法法法 法法法 法的 は 大い に に に に に に に に に に に に に	ートマス・アートマス・アートマス・アートマス・アートマス・アートマス・アート (1) 純粋法学(2) 析法理学(2) 析法理自然実証証 (1) ――批判	イクィナス(1) イクィナス(2) インサム・オースランシャン・オースランシャム・オースランシャム・オースランシャムを 議 議 議 表 批判(1)	,
到達目標	禁 法思想史に関する古典を現代的視点で正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるように する。						
事前・事後 学修の内容						を作成し提	
テキスト、 参考文献							
評価方法	期末診	⊀験 70%、小レポート 20%、授業での発	言 10%				

08~16 律・国・総 03~07 律・国	法哲学/****/法哲学 法哲学/****			担当者	横濱	竜也
講義目的、講義概	要	授業	計画			
本講義するにはをでいる。 目にといては、触にはです。 はがののではないでは、はいのでは、はいのではないです。 はいのでは、はいのでは、はいのでは、ないので	2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	ガイダンス/第1章 正しい戦争は存在するか 第2章 なぜ道徳に従うのか? 第3章 功利主義(1)—功利主義の定式化 第3章 功利主義(2)—さまざまな功利主義 第4章 リベラルな平等主義(1)—ロールズ 第4章 リベラルな平等主義(2)—ロールズ批判 第5章 アナキズム 第6章 リバタリアニズム(1)—自然権からの議論 第6章 リバタリアニズム(2)—帰結主義からの議論 第7章 共同体論(1)—リベラリズム批判 第7章 共同体論(2)—公共性をめぐって 第8章 グローバルな正義(1)—国境を越える正義 第8章 グローバルな正義(2)—具体的な処方箋				
なくないでしょう	りを感じる経験をしたことがある方が少 。この講義を通して、その憤りにどのよ あるのかじっくり考えてみてください。		第9章 ī おわりに	E義は本当に音	■ 2世口リル・:	
	とは何か」について、哲学的考察の意義 うにする。	を正確	産に解釈し、	個別の事象に	ついて見解を示	きすことができ
	(事前)事前に配布するレジュメを熟読する。(事後)各回に出す「お題」に答える小レポートを作成し提出する。さらに授業中に紹介する文献を読む。					
<b>評価方法</b> 期末	試験 70%、小レポート 20%、授業での	発言 10	%			

13~16 律・  08~12 律・  03~07 律・	国・総 日本法制史/****/日本法制史		担当者	小柳 春一郎		
講義目的、詞	<b>構義概要</b>	授業計画				
近代日本に	は, 土地法制においてもダイナミックな変化を体験	1 明治期1・現在	の土地制度の	出発点		
している。講	義の目的は, 明治初年から昭和の時代までの日	2 明治期2•地租	改正			
本の土地法制	削について歴史的な理解を与えることである。	3 明治期 3・民法	1 民法の編纂	事情		
講義は, 明	月治初年における私的土地所有権の付与に始ま	4 明治期 4·民法	2 民法の制定	ごと土地秩序		
り,最近の一	連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私	5 明治期 5・訴訟制度 民事訴訟法などの法典編纂				
法の枠にとら	われることなく検討することにより,現在の土地法・	6 明治期 6・土地開発に関する制度の誕生				
土地秩序が歴	を 史の積み重ねであることを示す。	7 明治期 7・民法典の矛盾と建物保護法				
講義では, 近	代日本の土地法制を,大きく2つに区分する。春	8 大正期1·建物保護法·借地法·借家法				
学期において	ては, 第二次世界大戦前に(明治, 大正, 昭和の3	9 大正期 2・都市計画法 最初の都市計画法制				
時期)につい	て論ずる。	10 大正期3·特別都市計画法				
その上で,	各期の重要な法律を取り上げ,立法理由,法の	11 昭和戦前期1	•借地法等改]	E1		
主な内容, そ	の後の法律改正,主な裁判例について解説す	12 昭和戦前期2	•正当事由制度	变		
る。講義に当	たっては、民法その他の法律基本科目との関連	13 昭和戦前期3	(戦時体制)			
にも配慮を払	うが,同時に土地法制の変化を通じて歴史にも一	14 戦後の混乱				
定のイメージ	を持てるように努める。	15 まとめ				
到達目標	到達目標 近代の司法制度の展開のなかで、裁判所の独立、裁判官の職権の独立、裁判所の審級制度、弁護士制度などの 意義を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後	数科書を利用する 事前 事後学習で参昭すると良い					

	总裁さ工権(C)作作(し、				
事前・事後 学修の内容	教科書を利用する。事前,事後学習で参照すると良い。				
テキスト、 参考文献	稲本洋之助=小柳春一郎=周藤利一『日本の土地法(第3版)』成文堂,2016年				
評価方法	*法 学年末の試験を中心にする(80%)。日常点も加味する。				
10 10 th					

1:	3~16 律・国・総	日本近代法史/日本近代法史/日本近代法史		
		日本近代法史/****/日本近代法史	担当者	小柳 春一郎
			担当相	/小狮 在一岛
0.	3~07 律・国	日本近代法史/*****		

#### 講義目的、講義概要

近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を体験している。講義の目的は、明治初年から昭和の時代までの日本の土地法制について歴史的な理解を与えることである。講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討し、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。

講義では、近代日本の土地法制を、大きく2つに区分する。 春学期においては、第二次世界大戦前に(明治、大正、昭和 の3時期)について論ずるが、秋学期では秋学期においては、 戦後及び昭和 30 年代の高度経済成長期以後の土地法制に ついて論ずる。昭和 30 年代、40 年代、石油ショックから昭和 55 年まで、その後のバブル期、更に経済低迷期という時代区 分をする。その上で、各期の重要な法律を取り上げ、立法理 由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例について 解説する。

#### 授業計画

- 1 戦後復興期1·農地改革·財産税
- 2 戦後復興期2・憲法制定と土地法
- 3 戦後復興期3・建築基準法
- 4 経済回復期1・首都圏整備法 グリーンベルト構想
- 5 経済回復期2・日本住宅公団法と公的住宅供給
- 6 高度成長期1·都市計画法
- 7 高度成長期2・農振法 高度成長と農地所有権
- 8 高度成長期3・都市再開発法と市街地再開発事業
- 9 高度成長期4・開発指導要綱 市町村と土地利用
- 10 高度成長期5・地価公示法 土地価格の諸制度
- 11 安定成長期1・国土利用計画法 土地価格規制
- 12 安定成長期2•生產緑地法
- 13 バブル期・土地基本法
- 14 バブル期・借地借家法
- 15 成熟社会期•空家法

到達目標	日本近代の土地法の概括的な特徴、個別重要立法の ができるようにする。	の意義を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すこと
事前・事後 学修の内容	教科書を利用する。事前,事後学習で参照すると良い	<b>'</b> °
テキスト、 参考文献	稲本洋之助=小柳春一郎=周藤利一『日本の土地法	去(第 3 版) 』成文堂, 2016 年
評価方法	学年末の試験を中心にする(80%)。日常点も加味す	- <del>ర</del> ె.

13~16 律・[ 08~12 律・[ 03~07 律・[	国・総				藤田貴宏		
講義目的、講	構義概要	5	授業計画				
古代ロー	マ及び「	中世ヨーロッパの法制度と法律学につ	1:ガイダンス				
いて原典史料を適宜用いながら講義します。			2: 古代ローマの法 (1) 3: 古代ローマの法 (2) 4: 古代ローマの法 (3) 5: 古代ローマの法 (4) 6: 中世封建社会と法 (1) 7: 中世封建社会と法 (2) 8: 中世封建社会と法 (3) 9: 中世封建社会と法 (4) 10: 中世ローマ法学 (1) 11: 中世ローマ法学 (2) 12: 中世ローマ法学 (3) 13: カノン法 (1) 14: カノン法 (2) 15: カノン法 (3)				
到達目標		ーマから近世ヨーロッパまでの法制度の 事象について見解を示すことができる。		ッパの法をと	かぐる諸論点を正確に解釈し、		
事前・事後 学修の内容	- *** 上授業で掲示する課題について久日取り組んでください						
テキスト、 参考文献							
評価方法	授業問	テに行うテスト(100%)で評価します。					

13~16 律・[ 08~12 律・[ 03~07 律・[	国・総	西洋法制史 b/西洋法制史 b/**** 西洋法制史 b/**** 西洋法制史 b/****		担当者	藤田貴宏	
	ロッパ	₹ の法制度と法律学について原典史料を €します。「西洋法制史 a」既習者を対象	授業計画 1:ガイダンス 2:普通法と地域 3:普通法と地域	超有法 (2)		
				4:普通法と地域固有法(3) 5:普通法と地域固有法(4) 6:人文主義法学(1) 7:人文主義法学(2) 8:人文主義法学(3) 9:自然法(1) 10:自然法(2) 11:自然法(3) 12:法典編纂(1) 13:法典編纂(2) 14:法典編纂(3) 15:法典編纂(4)		
到達目標		ローマから近世ヨーロッパまでの法制度の 事象について見解を示すことができる。		ッパの法をと	かぐる諸論点を正確に解釈し、	
事前・事後 学修の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
テキスト、       必要に応じて配布します。						
評価方法	授業時	作に行うテスト(100%)で評価します。				

08~16 律・国・総 法社会学 a/\*\*\*\*/法社会学 a 担当者 森 謙二 法社会学 a/\*\*\*\* 03~07律・国 講義目的、講義概要 授業計画 講義のテーマは、大きく三つに区分できます。(1)法社会学 1.法社会学はどのような学問か? 2.法社会学の形成(1) における法の考え方・・・法社会学がどのように形成され、 3.法社会学の形成(2) どのように発展してきてか、(2)市民社会と法・・・資本主義 4.法社会学における法の概念・・・「生ける法」 社会のなかで法がどのように発展・展開してきたのか、(3) 5.法社会学から見た法解釈・・・「法」の解釈 日本社会と法・・・伝統的な社会が多様であることを前提と 6.市民社会と法(1) 近代市民法の構造 し、国家法はその多様な社会構造をどのように統一化・画 7.市民社会と法(2) 市民的公共性の成立と世論 一化してきたか、地域社会における法形成、新しい共同性 8.市民社会と法(3) 市民的自由と基本的人権 の担い手としての地域共同体について、考えていきます。 9.市民社会と法(4) 市民的自由の展開 (1)と(2)が春学期の主なテーマであり、(3)が秋学期の主た 10.市民社会と法(5) 市民的公共性の崩壊 るテーマとなります。 11.市民社会と法(6) 近代家族と法 春学期のテーマは、私達が生きている時代を知ることであ 12.市民社会と法(7) 近代家族の解体 13.市民社会と法(8) 新しい親密圏の展開と法 り、起こっている現象にどのように立ち向かうか、一人一 14.市民社会と法(9) 福祉レジューム論 人の人間が考えてもらうことです。 15.まとめ 近代法の展開、発展や、日本社会と法の関わりを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことがで 到達目標 きるようにする。 事前・事後 ノート・配付した資料を整理してください 学修の内容 テキスト、 テキスト 清水・森・岩上・山田編『家族革命』(弘文堂) 参考文献 参考文献(参)六本佳平『法社会学』(有斐閣)・ハーバーマス『公共性の構造転換』未来社

試験(80%)・授業への参加(20%)などを総合的に見て、評価します。

評価方法

08~16 律・  03~07 律・		<ul><li>法社会学 b/****/法社会学 b</li><li>法社会学 b/****</li></ul>			森謙二	
講義目的、詞	冓義概要	5	授業計画			
春学期と同様です。秋学期は、日本社会を対象として、日本社会の「近代」について考えていきます。明治維新の近代化とはどのようなものであり、どのような日本型国家、日本型近代家族が形成されたか。戦後の日本では、どのような日本型近代社会が形成され、それがどのように崩壊されてきたか。 秋学期は、日本社会を対象にした、具体的な話が多くなります。歴史と世界のなかで日本がどのように位置付けられてきたのか、近代日本はどのように展開してきたのか、私達はどのような国で生きているのかを念頭におきながら、話を進めていきます。				パの家族の 記家族 家の形成と展 家の形成と展 「近代家族」 連続性 日本 展開(1) 戦後 展開(2) 高 展開(3) 安( まの展開(4) 国家(1) — 日	比較 開(1) 開(2) の成立 で改革 度成長 呆体制	
到達目標		この展開、発展や、日本社会と法の関わり こうにする。	) を正確に解釈し、	個別の事象	について見解を示すことがで	
事前・事後 学修の内容	ノート	・・配付した資料を整理してください				
テキスト、 参考文献						
評価方法	試験(8	80%)・授業への参加(20%)などを総合的に	こ見て、評価しま <sup>、</sup>	す。		

08~16 律・国・総 法心理学 a/\*\*\*\*/\*\*\*\* 担当者 南部 さおり 03~07 律・国 法心理学 a/\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 この講義では、わが国で実際に起きた重大事件・事故を 法心理学・プロローグ 素材として、その原因や予防策につき、犯罪学、医科学、 2. 児童虐待(1)身体的虐待 法学、社会学、教育学などの多分野にわたる、分野横断的 3. 児童虐待(2)心理的虐待・ネグレクト な科学的アプローチを試みていく。純粋法心理学的な内容 4. 児童虐待(3)代理ミュンヒハウゼン症候群 というよりは犯罪心理学的な内容が主である。 5. 少年法(1)少年事件と社会・心理 【受講生への注意事項】 6. 少年法(2) 神戸連続児童殺傷事件 ①土曜日の午前中には相応しくない凄惨な事件を教材と 「精神疾患」と法 7. して扱うことが少なくないため、明るい話題を期待する 8. 被害者学(1) 受講生はその点を十分考慮した上で受講して下さい。 9. 被害者学(2) ②授業スライドは個別事件に対する1つの見方にすぎな 10. 「無敵の人」と無差別犯罪(⇒休講・補講日設定の可 いため配布やオンライン公開はしません。例外を除き、 能性あり:前回講義出席者に確認のこと) 配布物は主に判決文などの公刊されたものとします。 11. いじめの心理学 ③授業内容に鑑み、授業中のスマートフォンやタブレット 12. 犯罪捜査・供述の心理学 13. 医療過誤 類など、撮影・録音機能の搭載された電子機器の使用は 一切禁止。授業中使用を発見次第、退席を命じます。 14. 法医学 15. リクエスト講義(各回変更ないし前後の可能性あり) 上記事項をよく理解の上、受講の判断をして下さい。 基本的な犯罪・非行理論や犯罪者処遇システム、および、犯罪者の理解と社会復帰のための働きかけを正 到達目標 確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 第1回目授業において配布する文献リストの文献をそれぞれあたること。 学修の内容 テキスト、 各回毎の参考文献リストを第1回目授業において配布 参考文献 平常授業時に毎回求める感想や課題などの提出物で50%、期末試験の結果で50%とする。出席日数が5 評価方法 日未満の場合には自動的に不可となるので、4年生は特に注意のこと。

08~16 律・国 03~07 律・国		法心理学 b/*****/***** 法心理学 b/****			担当者	常岡 充子		
講義目的、講義概要				授業計画				
この講義で	ごは, 狐	2罪の予防・発生・捜査など, 犯罪の諸	1.	犯罪捜査の	概要			
過程で活用さ	れる心	は理学について紹介します。	2.	犯罪原因論	1			
犯罪捜査の	様々な	は場面で,心理学の知識が活用されてい	3.	犯罪原因論	2			
ます。本講義	食では,	「犯罪を起こしやすい人に共通の傾向	4.	犯罪原因論	3			
はあるのか?	5]【狐	罪者プロファイリングはどのようにし	5.	犯罪原因論	4			
て行うのか?	?」「記	憶を調べる鑑定とはどのようなものな	6.	犯罪原因論	-まとめ			
のか?」など	.´,現在	Eの捜査で活用されている心理学の知見	7.	捜査におけ	る心理学①			
を紹介します	0		8.	捜査におけ	る心理学②			
犯罪心理学・捜査心理学とも呼ばれるこの研究分野は,			9.	捜査における心理学③				
メディアで派	派手に!	取り上げられることも多いです。 しか	10.	0. 捜査における心理学④				
- /		工,実際には地道な研究に裏打ちされた		1. 捜査における心理学⑤				
科学的な研究	的分野"	であることを伝えていきたいと考えて	12.	2. 捜査における心理学・まとめ				
います。また	_, 警察	るが心理学をどのように活用しているか	13.	防犯と被害	者支援①			
		じり、科学的な手法を実社会において活		防犯と被害				
用する方法に	こついて	ご理解を深めることを目指します。	15.	講義のまと	め			
到達目標		うな犯罪・非行理論や犯罪者処遇システム な犯罪・期行理論や犯罪者処遇システム ないて見解を示すこ	•	, , ,>, ,		会復帰のための働きかけを正		
事前・事後 学修の内容	日々の報道で、実際にどのような事件が起こったかに気を配ってください。 また、毎回講義の後に、講義内容と現実に起こった事件との関連性を考察してください。							
テキスト、 参考文献								
評価方法	期末試験の結果 (70%) によって評価しますが、平常授業における課題レポートなどの実績 (30%) も評価対象とします。							

08~16 律・国 03~07 律・国		ドイツ法 a/ドイツ法 a/ <b>****</b> ドイツ法 a/ドイツ法 a			担当者	市川	須美子
講義目的、講義概要				計画			
イツ法資料の7本法と地方自治法であるドインのとの比較や、げます。地方自 レベルで進んで	ア治ツ、自でつマク法基連治いいを	まず、ドイツ法の基礎知識として、ドスのしかたや、ドイツの公法領域を基子ども法を中心に学びます。ドイツ憲法については、人権規定の日本国憲法の主義と二院制、司法制度などを取り上法については、その構造と地方自治の各方直接請求の制度を検討します。 は、ドイツと日本で共通的問題点を抱なり上げ、それぞれの解決方向の共通性とす。	12. 13. 14.	ドイツ基本ドイツ基本ドイツ基本ドイツを基本ドイツの基本ドイツの地ドイツの地ドイツ教育	方自治(1) 方自治(2) 法(1)教育 法(2)政治 法 董福祉法	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	
到達日標		/法の基礎、ドイツ法の様々な学問分野に解釈し、個別の事象について見解を示す。	,	•		について重要	な判例・学説を
事前・事後学修の内容	- 「ドイツ海の棚間的粉料車を読んでください						
テキスト、 参考文献 指定しませんがドイツ語辞書は必要です。							
評価方法	試験す	こたはレポート					

08~16 律・I 03~07 律・		ドイツ法 b/ドイツ法 b/**** ドイツ法 b/ドイツ法 b			担当者	宗田貴行
講義目的、講義概要				計画		
法 え で で で そ 法 上 本 は に に に の の 事 イ る は に に の の 事 イ る 。 が に の の の も の の の も の の の の の の の の の の の の の	、 会な 株て ので やす 制制 に 本で も は 本で も に も に も に も に も に の で も に の で も に の に も に の に も に る る に る に る に る る る に る る る る 。 る る る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る る 。 。 る 。 。 。 。 。 。	の法制度が範としたものである。英米の我が国において強まっているとはいドイツ法を学ぶ意義は大いにあるといいれては、ドイツの法律のうち、消費な的事項を理解することを目的とする。 このために、ドイツにおける消費者法のいい。 はのために、ドイツにおける消費者法のいいでのでででででででででである。 についての理解をするために、ドイツを含める。 はの教材も使用する。	3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	<ol> <li>導入</li> <li>閉店法①</li> <li>閉店法②</li> <li>景品、割引規制①</li> <li>景品、割引規制②</li> <li>景品、割引規制③</li> <li>競争制限禁止法</li> <li>書籍再販</li> </ol>		
到達目標		去の基礎、ドイツ法の様々な学問分野に触え 固別の事象について見解を示すことができる			る事例につい	て重要な判例・学説を正確に解
事前・事後 学修の内容	毎回の講義のための教科書・参考書の該当箇所、指定された文献を熟読してくること					くること
テキスト、 参考文献	テキスト (教科書): 宗田貴行『消費者法の新展開』慶應義塾大学出版会 2009 年。参考書: 宗田貴行『団体訴訟の新展 開』慶應義塾大学出版会 2006 年、宗田貴行『迷惑メール規制法概説』レクシスネクシス・ジャパン 2006 年。					
評価方法	レポート					

08~16 律・国・総 フランス法 a/フランス法 a/\*\*\*\* 担当者 小柳 春一郎 03~07 律・国 フランス法 a/フランス法 a 講義目的、講義概要 授業計画 フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法で 1 フランス第5 共和制の成立 あり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。本講 2 大統領1 大統領選挙 義の目的は,日本法を考える場合にも参考になるような視点に 3 大統領2 大統領の権限 配慮しながらフランス法の特徴を明らかにすることにある。本講 4 内閣1 内閣の組織 義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後 5 内閣2 内閣の権限 に、いくつかの具体的制度を取り上げて、生きたフランス法の 6 議会1 二院制と選挙制度 姿を明らかにしたい。 7 議会2 政党の役割 春学期では、フランス公法の制度的特質を概論的に明らか 8 憲法院 違憲審査の特質 にする。具体的には、現在のフランス第5共和制の大統領制の 9 司法裁判所1 裁判所の組織・権限 特質等を示した後に、大革命を出発点にするフランス近代公 10 司法裁判所2 法学教育と裁判所 法・私法の歴史的形成を論ずる。単純な歴史順よりも, 現在を 11 地方制度 出発点とした方が関心が深まるからである。 12 フランス法の歴史 講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV 放送 13 日本法への影響1 歴史 録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイ 14 日本法への影響2 現代 メージを得られるようにする。 15 まとめ フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な判例・学説を正 到達目標 確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。 学修の内容

参考文献	テキストは講義で配布するが,学生も凶書館等で参考凶書を見る必要がある。					
評価方法	学年末の試験を中心にする(80%)。日常点も加味する。 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。					
08~16 律・国・総 フランス法 b / フランス法 b / ***** 担当者 小柳 春一郎						

構義目的、	講義概要	授業計画
-------	------	------

フランス法b/フランス法b

フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法で あり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。本講 義の目的は、日本法を考える場合にも参考になるような視点に 配慮しながらフランス法の特徴を明らかにすることにある。本講 義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後 に、いくつかの具体的制度を取り上げて、生きたフランス法の 姿を明らかにしたい。

テキスト、

03~07 律・国

秋学期では、家族法と借家法を取り上げ、日本との比較に 注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立一つを取り上げて | 9 借家法—居住用借家と営業用借家 も、日本民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対し 10 借家契約の成立 て,フランス民法は儀式において民法の条文を朗読することを 規定しているなど大きな相違がある。相違の由来する理由につ 12 賃借権の対抗力 いても検討する。講義に当たっては、日本法との比較を行うとと 13 賃借権の譲渡転貸 もに、TV 放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君が 14 賃貸借の存続保障

#### 画

- 1 婚姻の成立1 儀式 2 婚姻の成立2 婚姻意思を欠く場合
- 3 婚姻の効果(夫婦の財産関係)
- 4 婚姻の効果(夫婦の財産関係続き) 5 離婚手続1協議に基づく離婚
- 6 離婚手続2協議に基づかない離婚
- 7 内縁・パックス・同性婚
- 8 氏•名

- 11 賃借人と賃貸人の義務

フランス法の	イメージを得られるようにする。	15 まとめ				
到達目標	<b>達目標</b> フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。					
テキスト、 参考文献	テキストは講義で配布するが、学生も図書館等で参考図書を見る必要がある。					
評価方法	学年末の試験を中心にする(80%)。日常点も加味する。 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。					

08~16 律・国 03~07 律・国		地域共同体法 a/地域共同体法 a/** 地域共同体法 a/地域共同体法 a	共同体法 a/地域共同体法 a/**** 共同体法 a/地域共同体法 a		担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要			授業	計画		
EU(欧州連合)法発展の歴史、EUの組織や政策決定過程、EU法の性質や加盟国国内法・欧州人権条約との関係などについて概観する。		2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14.	EU法の直 EU指令の 前半のまと 国内法のE 実効的救済	の歴史② 内法に対する 接効果 水平的直接努 め U法への適合 の保 で し で で で で で で で で で で で で で で で で で	加果の否定	
到達目標	標 EU 設立に至るヨーロッパの歴史、EU という地域共同体における法の基本的性質に触れ、EU が扱う具体的かつ多様な政策についての重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容					<b>枚科書・参考書を熟読しつつ、</b>	
テキスト、 参考文献						
評価方法	平常点および試験					

08~16 律・  03~07 律・					担当者	大藤 紀子
講義目的、詞	冓義概要	Ę	授業	計画		
動が原則化しなルール、関また、警察国間の法の扱れている。	受業では、判例集、教科書を用いながら、具体例の検討などを通じて、EUの各政策分野に関して勉強する。		11. 12. 13. 14.	経済政策/ 警察・刑事 対外関係	移動① 移動② 移動② 移動② 資本の自由移 社会協力	多動
到達目標		Zに至るヨーロッパの歴史、EU という地域共[ いての重要な判例や学説を正確に解釈し、個				
事前・事後 学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書・参考書で確認し、授業が終わった後、再度教科書・参考書を熟読しつつ、ノートを整理する。					
テキスト、 参考文献	中村民雄・須網隆夫編著『EU法基本判例集』(第2版 日本評論社) 庄司克宏著『新EU法 基礎編』(岩波書店)					
評価方法	平常点および試験					

08~16 律・  03~07 律・		外国法講読 I / 外国法講読 I / 外国書詞 外国法講読 I / 外国法講読 I			藤田	貴宏
講義目的、詞	構義概要	5	授業計画			
基本的な法概念や法制度の思想的背景や歴史的沿革を論じた英語文献を輪読検討します。			1:ガイダンス 2:文献講読(1) 3:文献講読(2) 4:文献講読(3) 5:文献講読(4) 6:文献講読(5) 7:文献講読(6) 8:文献講読(7) 9:文献講読(7) 9:文献講読(8) 10:文献講読(9) 11:文献講読(10 12:文献講読(11 13:文献講読(11 14:文献講読(12 15:文献講読(12	)) () (2) (3)		
	A 모르				こにナフ	
到達目標	標 外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。 					
事前・事後 学修の内容	***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
テキスト、 参考文献	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
評価方法	<b>価方法</b> 割り当てられた箇所の訳読(50%)、授業中に行うテスト(50%)で評価します。					

08~16 律・国・ 03~07 律・国				神馬 幸一	
講義目的、講義	概要	授業計画			
This course aims academic field "L the evolution of t legal measures what the evolution of the legal measures what the instructor's for legal analysis of consistently found over the last quark study is on the left have found the administrative age."	ing Aims and Outcomes: course aims to give students a broad overview of the mic field "Law and Bioethics". We will look not only at 3. rolution of the bioethical issues themselves, but also the measures which have been enacted to address them.  1. 2. 3. 4. 6.		Introduction What is "Law and Bioethics" When did the Field "Bioethics" originate? A multitude of methods for "Bioethics" (1) Cont. (2) How does "Law and Bioethics" differ from other "Law Ands"? (1) Cont. (2) What is taught and published in the field "Law and Bioethics"? (1) Cont. (2) Too much rights talk? (1) Cont. (2) An Illustration: Life support for non-competent patients. (1) Cont. (2) Cont. (3) Cont. (4)		
到達目標 外	国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解	解し、外国法を解釈	尺できるようにす	- <del>-</del> 3.	
事前・事後 学修の内容	The content is challenging, and students will have a heavy homework load. TOEIC level: above 700.				
テキスト、 参考文献 Ale	exander Morgan Capron & Vicki Michel, <u>Law ar</u>	ad Bioethics, 27 L	<u>Bioethics</u> , 27 Loy. L. A. L. Rev. 25 (1993).		
評価方法 Eva	aluation for this course is by participation and	some required tra	aslation work.		

08~16 律・国・総03~07 律・国	外国法講読Ⅱ/外国法講読Ⅱ/外国書語 外国法講読Ⅱ/外国法講読Ⅱ	<b>購読Ⅱ</b>	担当者	山田 恒久			
講義目的、講義概 This course is de	_	授業計画					
general education i 英国法の基本的で Curriculum This program condivisible. Each st components and to 15回の全ての講義	This program consists of 15 components, which are not		<ol> <li>Statute law and common law</li> <li>Relations between statute law and common law</li> <li>Binding force of precedents-Ratio decidendi</li> <li>Sources of common law</li> <li>Common law and equity law</li> <li>Probate and administration</li> <li>Marriage and divorce</li> <li>Admiralty</li> <li>Parents and guardians-Legitimacy, Adoption</li> <li>Nationality and domicile</li> <li>Agency and partnership</li> <li>Real property and personal property</li> <li>Contracts</li> <li>Breach of contract</li> <li>Torts</li> </ol>				
到達目標 外国	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。						
事前・事後 学修の内容 事前							
テキスト、       Xero         参考文献       テキュー							
	uation will be graded according to the results の講義回において課されるレポートの提出状		-	判断します。			

08~16 律・国・総 憲法・統治/憲法・統治/憲法・統治 担当者 野口 健格 03~07律・国 憲法Ⅲ/憲法Ⅲ 講義目的、講義概要 授業計画 1. 法とは何か、憲法・憲法学とは何か 【講義目的】:憲法の統治分野について講義する。そのな かで、履修者が立憲主義を正しく理解し、民主主義、個人 2. 日本国憲法史(大日本帝国憲法、日本国憲法) 3. 天皇制 主義を基本とした社会の仕組みや国家の枠組みについて 理解を深めることを目的とする。国家の最高法規である 4. 国防 (憲法9条と平和主義と自衛隊) 「憲法」の歴史的背景、意義、及び機能に関する基礎知識 5. 国会①(国会の地位・組織・活動) を習得した上で、日本国憲法の統治機構をめぐる各種論点 6. 国会② (衆議院の解散) に関する知識を習得することを目標とする。 7. 内閣① (議院内閣制、内閣の組織と権能) 【講義概要】: まず、「憲法」の歴史的背景・近代的意義を 8. 内閣②(独立行政委員会) 確認した上で、日本における「憲法」の変遷、「日本国憲 9. 裁判所① (司法権の意味と範囲、裁判員制度) 法」の基本的原則について学ぶ。その後、国会・内閣・裁 10. 裁判所②(裁判所の組織・権能、司法権の意味と範囲) 判所を主軸とする統治機構に関する日本国憲法の規定を 11. 憲法保障① (違憲審査制) 確認した上で、この分野における憲法学上の各種問題点に 12. 憲法保障② (憲法改正) ついて、国内の判例・学説や外国の例を参照しつつ学ぶ。 13. 財政 【注意事項】: 私語厳禁、講義中は教員の指示に従うこと。 14. 地方自治 【六法】: 必携、出版社は問わない(ただし最新のものを 15. まとめ 用意すること) (授業計画はあくまで目安である) 憲法に定める統治機構、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解 到達目標 を示すことができるようにする。 教科書の該当箇所をよく読み、実社会で起こる様々な問題に目を向けるようにすること。「事前」もしくは 事前・事後 学修の内容 「事後」であることは問わない。 テキスト、 【テキスト】: 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法(第6版)』(岩波書店、2015年) 【参考文献】: 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 $\Pi$ (第6版)』(有斐閣、2013年) 参考文献 基本的には学期末試験によって評価する。ただし、小テストやレポートを実施する場合(20%程度)、これ 評価方法

らも加味する。

08~16 律・ 03~07 律・		憲法・発展/憲法・発展/憲法・ *****/*****			担当者	大藤 紀子
講義目的、	講義概要	Ę	授	受業計画		
日本国憲法の成立経緯や天皇の地位と権限、平和主義を学ぶ。 歴史的に日本国憲法が担ってきた意味や役割を勉強する。 また、日本国憲法の改正にまつわる理論や、国際法の位置づけを通じて、「憲法の未来」について、検討を試みる。			3. 4. 5. 6. 7. 8. 3. 9. 10 11 11 11	日本国憲法 日本国憲法 天皇の地位 天皇の地位 平和主義の 平和主義の 前半のまと 憲法の保障	と権限② 原理① 原理② め と違憲審査制 国民投票① 国民投票② 守①	
到達目標	憲法の歴史や未来、およびこれに関する重要 すことができるようにする。			例、学説を正確	雀に解釈し、	個別の事象について見解を示
事前・事後 学修の内容				業が終わった後、再度教科書を熟読しつつノートを整理する。		
テキスト、 参考文献				第三版、有信堂高文社、芦部信喜『憲法』第六版、岩波書店		
評価方法	評価方法 平常点および試験					

08~16 律・国・総 行政法I/行政法I/行政法I 担当者 木藤 茂 03~07律・国 行政法 I /行政法 I 講義目的、講義概要 授業計画 本学の講義は、「行政法 I ~Ⅲ」で「行政法」の全体を学ぶ ガイダンス 1. 体系になっており、I・IIで行政(作用)法総論を、IIIで行政救 2. 行政法の全体像、専門科目としての行政法 済(争訟)法を、それぞれ扱います。 3. 行政と私たちとの間の法的関係(具体例) 「行政法 I」では、行政(作用)法総論の全体像と行政上の 行政の概念、行政法学の意義と役割(公法と私法) 4. 行為形式のうち行政立法と行政行為までを対象とし、残りの部 5. 行政法の法源と一般原則 分は「行政法Ⅱ」で扱うこととします。 6. 法律による行政の原理 なお、行政法を学ぶに際しては、憲法や民法の基礎的な理 7. 行政活動の担い手と私人の地位 解が不可欠であり、「憲法(入門・人権・統治)」「民法(入門)」を 8. 行政活動の多様性ー行政過程と様々な行為形式 履修済または履修中であることを前提に講義を行いますので、 9. 行政立法① これらの科目の理解度を各自で再確認した上で、行政法の履 10. 行政立法② 修のタイミングを考えてください。 11. 行政行為① また、この講義では、単なる丸暗記ではなく自分の頭で理解し 12. 行政行為② それを基に適切な概念を用いて自分の言葉で表現するという、 13. 行政行為③ 高校までとは違った"大学での学問"というものを意識し実践し 14. 行政行為④ てもらうことにも重点を置くので、こうした趣旨を十分に認識した 上で講義に臨んでください。 15. まとめ 行政法の全体像とともに、特に重要な理論・概念・論点や基本的な制度の概要を正確に理解し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 教員が作成するレジュメの中で、各回で扱う内容・項目に対応する教科書の該当ページを明示するので、 事前・事後 学修の内容 当該箇所について、講義前に目を通すとともに、講義後に再読して知識・理解の定着を図ってください。 教科書は講義中にも参照しますが、主に予習・復習用とし、講義自体は教員が作成するレジュメに沿って テキスト、 行います。また、小型の『六法』は各自で用意してください。詳細は、初回のガイダンスで説明します。 参考文献 評価方法 学期末の筆記試験(100%)により評価します。

08~16 律・国 03~07 律・国		行政法Ⅱ/行政法Ⅱ/行政法Ⅱ 行政法Ⅱ/行政法Ⅱ		担当者	多賀谷 一照		
講義目的、講	義概要	5 C	授業計画				
行政法Ⅱでは、行政法Ⅰを受けて、行政法総論を講義する。 行政行為以外の非権力行政、行政強制の部分が中心となる。 行政作用法と行政救済法の関わりを、判例を通じて明らかにするほか、情報法制との関わりも論じる。			1、はじめに 2、行政裁量論(1) 3、行政裁量論(2) 4、行政契約 5、行政指導(1) 6、行政指導(2) 7、行政計画 8、行政調査 9、行政強制総論 10、代執行・行政上の強制徴収 11、直接強制・即時強制 12、行政罰 13、行政手続法(1) 14、行政手続法(2) 15、行政と情報				
		送総論に関する基本的な項目・論点や制度 きるようにする。	を体系的かつ正確は	に理解し、個別	別の事象について見解を示すこ		
事前・事後 学修の内容	15月4公平  16月4公平  16月4公  16日4公  16日4  16日4  16日4  16日4  16日4  16日4  16日4  16日4  16  16  16  16  16  16  16  16  16  1						
テキスト、 参考文献 櫻井・橋本「行政法」弘文堂							
<b>評価方法</b> 授業中レポートもしくは小テストを行う。 最終試験と合わせて評価する。							

08~16 律・ 03~07 律・		行政法Ⅲ/****/行政法Ⅲ 行政法Ⅲ/****		担当者	多賀谷 一照	
講義目的、講義概要 行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法を講じる。いずれも事後的救済の仕組みであり、判例の解説を通じて、行政法の全体像を明らかにする。			8. 行政訴訟④(国 9. 行政訴訟⑤(国 10. 行政訴訟⑥(	申立て① 申立て② 可政事件訴訟 所訟類型) 文消訴訟の訴 文消訴訟の訴 文消訴訟の審 (その他の抗告 当事者訴訟、	訟要件①:処分性) 訟要件②:原告適格等) 理、判決、執行停止) 訴訴訟) 民衆訴訟、機関訴訟)	
到達目標	<b>到達目標</b> 行政救済法に関する基本的な項目・論点や制度 とができるようにする。			に理解し、個別	別の事象について見解を示すこ	
事前・事後 学修の内容 関係判例を読むこと。						
テキスト、 参考文献 櫻井・橋本「行政法」弘文堂						
評価方法	価方法 授業中レポートもしくは小テストを行う。 最終試験と合わせて評価する。					

08~16 律・国 03~07 律・国				担当者	成嶋 隆
講義目的、講	<b>講義概</b> 要	ē -	授業計画		
【講義目的】			各回の講義テーマ	マは次のとおり	である。
「公法」のうな	ち「憲法	こについて、それぞれの国家社会が独自	1 比較憲法学	への導入	
の憲法の歴史	で持ち	、独自の憲法問題に直面しているというこ	2~3 イギリスえ		見在
とを理解させる	ることを	目的とする。	4~6 アメリカ憲	ほ法の歴史と 明治を表して いる。	見在
【講義概要】			7~8 カナダ憲	法の歴史と現	l在
初回に比較	憲法学	の基礎について概説した後、2~13回は	9~11 フランス	憲法の歴史と	:現在
主要国におけ	る憲法	の歴史と現在的課題について解説する。	12~13 ドイツ類	憲法の歴史と	現在
終盤の14・15	回は、記	者外国との比較の中で日本憲法史を概観	14 比較の中の日本憲法(1)―日本憲法史		
し、現行憲法の	の特徴は	こついて解説する。	15 比較の中の日本憲法(2)―日本国憲法の特徴		
【その他、履修	を上の泊	意			
憲法科目を	履修して	ていることが望ましい。			
六法(小型σ	つもので	可)は毎回の講義に必ず持参すること。			
到達目標		、法の基礎、および、比較公法に関する各種 ようにする。	重の事柄を正確に解	釈し、個別の	事象について見解を示すことが
事前・事後 学修の内容	講義テキストは原則として前の週に配布するので、事前学修としてはテキストを予め読んでおくことが内容となる。 事後学修は、その日の講義内容をテキストやノートを参照しつつ復習することが内容となる。				
テキスト、 参考文献	【テキスト】 指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。 【参考文献】 随時紹介する。				
評価方法	<b>評価方法</b> 2回の小テストおよび学期末に実施する筆記試験により総合的に評価する。				
		0			

08~16 律·国·総 03~07 律·国 組税法 a/\*\*\*\*\* 租税法 a/\*\*\*\*\*

# 講義目的、講義概要

税金については、大きく分けて、次の三つの観点から学ぶことができます。一つは、会計学の観点からです。一般に、商学部や経営学部などで、「税務会計」の科目として開講されています。二つ目は、財政学の観点からです。経済学部などで、「財政学」または「租税論」の科目として開講されています。そして、三つ目は、法律学の観点からです。一般に、法学部で、「租税法」または「税法」の科目として開講されています。租税法は、大きく①実体税法(租税実体法)と②手続税法(租税手続法)に分けることができます。法学部学生諸君には、この「租税法」の講義においては、法律学の観点から、税金の種類、租税法に関するさまざまな制度や原理などについて広く学んでもらいます。加えて、所得税の確定申告、不服申立制度や税務争訟など手続税法についても学んでもらいます。実例を示して、できるだけわかりやすく講義します。

# 授業計画

- 1. 税法の基礎知識を学ぶ
- 2. 国税と地方税、税金の類型
- 3. 租税法の基本原理
- 4. 「所得」とは何か、「租税」の法的定義とは
- 5. 超過累進税率、課税単位
- 6. 課税庁の仕組み、課税庁保有情報の開示、課税庁職 員の守秘義務
- 7. 税理士制度、課税庁の納税者サービススタンダード
- 8. 個人企業と法人企業の税金
- 9. 消費税のあらまし
- 10. 相続・贈与の税金のあらまし
- 11. その他の国税のあらまし、
- 12. 住民税のあらまし
- 13. 租税確定手続: 申告納税、賦課課税、自動確定、
- 14. 税務調査、更正、決定、再更正、更正の請求、推計課税、 附帯税
- 15. 納税者救済制度:不服申立て、税務争訟

到達目標	租税法の基礎、租税法の仕組み、租税法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に 解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。			
事前・事後 学修の内容	教科書の指定された箇所を精読してください。課題は次回に提出してください。			
テキスト、 参考文献	石村耕治編『現代税法入門塾〔第8版〕』(2016 年、清文社)			
評価方法	①定期試験~80%(論述試験)、②平常授業への参加度など~20%			

08~16 律・国・総 租税法 b/\*\*\*\*/租税法 b 3~07 律・国 租税法 b/\*\*\*\*

担当者

石村 耕治

# 講義目的、講義概要

「租税法 a」に続いて、「租税法 b」の講義では、所得税を中心に実体税法について詳しく学んでもらいます。所得税法は所得の種類を10種類に区分して課税しています。それぞれの所得の特徴、課税の仕方、さらには、所得控除や税額控除などの仕組みについて学んでもらいます。また、申告納税(確定申告)と年末調整の仕組みとの関

また、甲台納税(確定甲台)と牛木調整の仕組みとの関係などについても学んでもらいます。

授業では、実例を示して、できるだけわかりやすく講義 します。所得税の基礎をしっかり学んで、将来に役立てて ください。

- 1. 所得税とはどのような税金か
- 2. 所得税の納税義務者と所得税のかかる範囲
- 3. 所得税のかからない所得とは
- 4. 申告所得税と源泉所得税
- 5. 所得税計算と基本的な仕組み、所得税の種類とその 計算の仕方
- 6. 所得税の課税方法:総合課税と分離課税
- 7. 給与所得、事業所得、不動産所得
- 8. 利子所得、配当所得、退職所得
- 9. 山林所得、譲渡所得、
- 10.一時所得、雜所得
- 11. 青色申告、損益通算、平均課税
- 12. 所得控除
- 13. 税額控除
- 14. 確定申告と年末調整
- 15. レビュー

到達目標	租税法の基礎、租税法の仕組み、租税法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に 解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	教科書の指定された箇所を精読してください。課題は次回に提出してください。
テキスト、 参考文献	石村耕治編『現代税法入門塾〔第8版〕』(2016 年、清文社)
評価方法	①定期試験~80%(論述試験)、②平常授業への参加度など~20%

08~16 律・  03~07 律・		地方自治法 a/****/地方自治法 地方自治法 a/****			多賀谷 一照		
講義目的、詞	冓義概要		授業計画				
地方自治法について、その組織と運営の基本的な仕組みを国の制度との対比をしつつ講義し、住民として自治体の下で市民生活を送る上で知っておくべき諸点を明らかにする。地方分権化の方向の中で、地方自治法制は大きな変容を迎えており、その動向も可能な限りで授業に盛り込む。			1、地方自治の住法、3、地方自治と団体とは、3、地方公共共の大力、地方公共共の大力、条例と関係のの関係では、4、生物ののの関がでは、10、直接方の、2、地方の地方は、11、地方の地方が、13、大力が、14、まとめ、15、よとのよりには、14、まとりには、15、よりには、15、よりには、15、よりには、15、よりには、15、よりには、15、よりには、15、よりには、15、よりには、15、はいいは、15、はいいには、15、はいいには、15、はいいには、15、はいいには、15、はいいには、15、はいいには、15、はいいには、15、はいいには、15、はいいにはいいには、15、はいいにはいいには、15、はいいには、15、はいいには、15、はいいは、15、はいいは、15、はいいはいいはいいはいいはいいはいいはいいはいいはいいはいいはいいはいいはいい	外国制度との の権能 の事務 団体の関係 ) ) 権利 人情報保護 三民訴訟(1) 三民訴訟(2) 本の組織(1)	)比較		
到達目標	地方自治法の基礎、および、主要な法規範や判例、学説、地方自治法に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。				重要な項目・論点や制度を体系		
事前・事後 学修の内容	出身自治体のホームページを見て、行政の仕組み、活動などを調べてみてください。						
テキスト、 参考文献	- 1   毎同1パ24を配布する						
評価方法	授業中	ロレポートもしくは小テストを行う。 最終試験	と合わせて評価する	స్త			

08~16 律・I 03~07 律・	_				担当者	市川	須美子
講義目的、詞	講義目的、講義概要			画			
を概説します における問題 争に関し判例 イフサイク/ 分限・懲戒、	自治体を実際に動かしている公務員についての法制度を概説します。行政機関における公務員の位置づけ、現状における問題点を検討した後で、公務員関係における法紛争に関し判例を素材に考察します。基本的に、公務員のライフサイクルに沿って、任用、服務、昇格、転任、派遣、分限・懲戒、離職という順に問題を分析します。判例を素材とするので、行政法Ⅲの履修が望ましい。		2. 3. 4. 4. 5. 6. 7. 8. 4 9. 10. 4. 11. 12. 13. 14. 14.	<ol> <li>公務員とは?</li> <li>公民の任用</li> <li>外国人の公務員任用・昇格</li> <li>公務員の服務(1)</li> <li>公務員の服務(2)</li> <li>昇格差別</li> <li>転任の処分性</li> </ol>			
到達目標	地方自治法の基礎、および、主要な法規範や判例、学説、地方自治法に関する重要な項目・論. 体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。			論点や制度を			
事前・事後 学修の内容				v`.			
テキスト、 参考文献	- 上指定しませんが、閩海時に一般的教科書を紹介						
評価方法	講義時	Fの小テストと試験					

08~16 律・国・総 教育法 a/\*\*\*\*/教育法 a 担当者 市川 須美子 教育法 a/\*\*\*\* 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 教育法は、教育の場で生じるさまざまな問題を、法的視 学校における子どもの人権侵害 学校事故裁判と学校教育裁判 (子どもの人権裁判) 2. 点から、つまり、権利・義務関係の視点から整理して、教 3. 体罰裁判とその特徴 育問題の分析・解決を提起してゆく法分野です。現在、学 4. 体罰事件最高裁判決 校でも、家庭でも、子どもに対する人権侵害が多発してい 5. 生活指導とその限界(指導死事件) ます。教師の体罰で子どもが心身に重大な被害を受ける事 6. いじめ裁判とその論点 例もあとを絶たないし、統計的には減少しているとされて 7. いじめ自殺と予見可能性 いたいじめも、むしろ、学校では常態化しており、いじめ 8. いじめ調査・報告義務訴訟 裁判は増加しています。この講義では、学校での子どもの 9. 丸刈り校則訴訟 人権侵害についての具体的な裁判事例を、体罰、いじめ、 10. パーマ校則裁判 生活指導、校則、学校教育措置、教育情報に分類して、法 11. 都立高校原級留め置き訴訟 的に分析し、教育法の考え方と現時点での理論的到達点を 12. 信教の自由と学校教育---神戸市立高専事件 13. 指導要録開示訴訟 入門的に解説します。 14. 学力結果公開請求事件 15. まとめ 教育法学の主要論点、現代公教育の法制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができる 到達目標 ようにする。

	0 / 1	- / <b>Q</b> 0			
事前・事後 学修の内容	講義で	講義で取り上げる判例を事前または事後に読んでほしい。			
テキスト、 参考文献	指定し	指定しませんが、講義時に教育関係の小六法を携行してください。			
評価方法	試験				
_					
08~16 律・[ 03~07 律・					
講義目的、講	義目的、講義概要				
教育法の理	この現代的法状況の把握(教育法 a)を前提に、教 1 戦後教育改革と憲法・教育基本法法制			育基本法法制	

育法のより体系的理解のために、自主性擁護的教育裁判を 2 逆コースの教育改革 通じての教育法学形成過程をフォローしながら、教育と国 家の基本的な関係の在り方を考察します。次に、教育法の 基礎概念である教育人権、子どもの学習権、親の教育の自 由、教師の教育に自由、住民の教育権を、順次教育裁判を 素材に解説します。最後に、2006年教育基本法改正以降の 教育法制の展開を分析します。

- 3 教科書裁判(1)
- 4 教科書裁判(2)
- 5 最高裁学テ判決
- 6 障害児の学習権――特殊学級入級処分取消訴訟
- 7 子どもの市民的自由――内申書裁判
- 8 親の教育権---日曜日訴訟
- 9 親の教育権――七尾養護学校事件
- 10 教師の教育の自由――伝習館高校事件
- 11 教師の教育の自由と日の丸・君が代強制
- 12 新任教師と分限処分
- 13 教育委員会制度と地方教育行政法改正
- 14 教育基本法改正と教育法制
- 15 まとめ

到達目標	教育法学の主要論点、現代公教育の法制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。			
事前・事後 学修の内容	講義で取り上げる判例を事前または事後に読んでほしい。			
テキスト、 参考文献	指定しませんが、講義時に教育関係の小六法を携行してください。			
評価方法	試験			

08~16 律・国・総 民法Ⅱ(債権各論)(3学科共通) 担当者 小野 秀誠 03~07 律・国 民法IV/\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 民法第3編の債権のうち、第2章以下の各論部分を扱います 1. ガイダンス 2. 序説、契約の意義、契約総論 (第1章の債権総論を除いた部分)。講学上、債権各論といいま 3. 契約の成立、信義則、契約締結上の過失、意思実現 す。おもな内容は、契約と不法行為です。契約は、具体的に13 4. 契約の効力、同時履行の抗弁権 種類が規定されていますが、非典型の契約もあり大部です。債 5. 危険負担、第三者のための契約 権各論は、具体的な法律関係を扱うことから、民法の中では一 6. 契約解除 番とっつきやすい部分ですが、反面、対象が多種・大量である 7. 売買総論、交換、贈与 ことから、修得には勤勉さと自習が必要です。 8. 担保責任、特殊な売買 実定法の講義の性質上、必ず六法を持参してください。 9. 消費貸借、使用貸借、賃貸借 10. 事務管理、不当利得 11. 不法行為の原理、過失責任主義、不法行為の要件 12. 不法行為の要件、過失、違法性 13. 特殊な不法行為(使用者、工作物、動物占有者) 14. 不法行為の効果、損害賠償の範囲、方法 15. 不法行為の効果、過失相殺、相続性、時効など 契約法及び不法行為法の基本事項、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示 到達目標 すことができるようにする。 シラバスに従って、該当部分の予習しておくことが必要であり、また、授業時間中に自習の指示をし、復習をしても 事前・事後 学修の内容 らいます。授業では、確認の趣旨で、毎回、質問をします。 テキスト、 松尾弘ほか『債権各論』(2007年、法律文化社)。 参考文献 評価方法 定期試験9割、授業への参加度、発言1割。

08~16 律・国・総 03~07 律・国	民法Ⅲ(担保物権・債権総論)(3学科共通) 民法Ⅲ/民法Ⅲ	担当者	小野 秀誠
--------------------------	----------------------------------	-----	-------

# 講義目的、講義概要

講義は、民法第3編の債権の第1章総則と、担保物権を対象 とします。債権の第1章総則は、講学上、債権総論といわれる 部分です。この第1章総則には、5節がありますが、そのうち、第 1節の「債権の目的」、第2節の「債権の効力」、第5節の「債権 の消滅」(弁済、相殺など)、債権の成立から消滅にかかわる部 分を中心に行います。債権担保にかかわる第4節の「債権譲 渡」、第3節の「多数当事者の債権及び債務」については、人 的担保として簡単に扱うこととします。

物的な担保に関する担保物権は、民法第2編の物権の後半 (第7章~第10章)を対象としますが、授業回数が限られている ことから、第 10 章の「抵当権」を中心に扱います。対象領域が 広いことから、授業では、論点を重点的に扱うので、予習と復 習が必要となります。

実定法の講義の性質上、必ず六法を持参してください。

- 1. ガイダンス
- 2. 債権の目的、特定物債権、種類債権、利息債権ほか
- 3. 債権の効力、債権侵害、債権にもとづく妨害排除
- 4. 現実的履行の強制、債務不履行の要件、効果と構造
- 5. 続、保護義務・安全配慮義務、請求権競合
- 6. 受領遅滞、債権の対外的効力、債権者代位権、取消権
- 7. 債権の消滅、履行の提供、弁済、第三者による弁済、弁済 による代位
- 8. 債権者以外の者に対する弁済、債権の準占有
- 9. 相殺、相殺の担保的機能、他の債権の消滅原因
- 10. 債権譲渡、債権の譲渡性とその制限、債権譲渡と対抗
- 11. 多数当事者の債権・債務
- 12. 続、特殊な保証、身元保証、継続的保証
- 13. 担保物権、抵当権
- 14. 抵当権

		15. 抵当権、他の担保物権	
到達目標	担保物権法及び債権法の基本事項、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	シラバスに従って予習しておくことが必要であり、また、授業時間中に自習の指示をし、復習をしてもらいます。授業では、確認の趣旨で、毎回、質問をします。		
テキスト、 参考文献	小野秀誠『債権総論』(信山社、2013年)。担保物権については、物権法の授業で各自用いたもの		
評価方法	定期試験9割、授業への参加度、発言1割		

08~16 律・国 03~07 律・国		民法IV (親族法) /*****/民法I 民法V/****	V(親族法)	担当者	藤田貴宏			
講義目的、講	<b>義概</b> 要	₹	授業計画					
親族法の基	本的語	<b>命点について講義します。</b>	1:ガイダンス 2:親族 3:婚姻(1) 4:婚姻(2) 5:婚姻(3) 6:離婚 7:親子(1) 8:親子(2) 9:養 権(1) 11:親権(2) 12:親権(3) 13:後養 14:扶養 15:まとめ	• 補助				
到達目標		との基本的論点、および、重要な判例、気 るようにする。	対説を正確に解釈	し、個別の事	象について見解を示すことが			
事前・事後 学修の内容	講義内	N容の概要について各自参考書等で予習し	し、授業で指示する課題に取り組んでください。					
テキスト、 参考文献		易一他『民法 VI 親族・相続』(有斐閣) 走男『入門民法(全)』(有斐閣)						
評価方法	学期末	<b>E</b> 試験(100%)						

08~16 律・ 03~07 律・		民法V(相続法)/*****/民法V 法律学特講(相続法)/****	√ (相続法)	担当者	藤田貴宏			
講義目的、詞	冓義概要	5	授業計画					
相続法の基本的論点について講義します。			1:ガイダンス 2:相続人(1) 3:相続人(2) 4:相続の効力(2 6:相続の効力(5 6:相続の効力(5 7:遺言(1) 8:遺言(2) 9:遺贈(1) 10:遺産分割 12:遺留分(1) 13:遺留分(2) 14:相続の承認 15:まとめ	2) 3)				
到達目標		まの基本的論点、および、重要な判例、気 なうにする。	学説を正確に解釈	し、個別の事	象について見解を示すことが			
事前・事後 学修の内容	講義内	N容の概要について各自参考書等で予習 l	、授業で指示する	る課題に取り	組んでください。			
テキスト、 参考文献		易一他『民法 VI 親族・相続』(有斐閣) 走男『入門民法(全)』(有斐閣)						
評価方法	学期末	三試験(100%)						

08~16 律・国 03~07 律・国		会社法 I /会社法 I /会社法 I 会社法/会社法			担当者	大川 俊
講義目的、講義概要 会社法は、会社の設立、組織、運営及び管理について規整し、企業社会において生じる諸問題に対して法的な解決手段を提供する法律です。 本講義(及びこれに続く会社法II)では、会社法を体系的に理解することを目的として、会社の概念や種類、株式会社の基本的特質等を確認した上で、設立、株式、資金調達に関する諸問題を解説します。その際、重要判例や重要論点の考察、旧商法との比較、時事問題の検討等も行います。 本講義を通じて、会社法が企業社会において果たす役割をイメージし、株式会社制度が受講生の皆さんにとって身近なものとなることを期待します。			1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.	株式会社の 設立(1): 株 設立(2): 株 株式(1): 株 株式(2): 株 株式(3): 株 株式(4): 株 株式(5): 株 株式(6): [ 資金調達(1)	、種類的特質(1 基本本的特質(2 基本のの意等のは 基本のの意等ので 基本を といるででの 基本で を は、 基本を といるで を は、 、 に、 、 の 、 の で の で の で の で の で の で の で の で	) 記載事項、変態設立事項 、設立中の法律関係 株主の権利義務 則、利益供与 重類 奪 元株式制度 の発行
1111年日標		社を中心に、会社法による法規制、会社法 すことができるようにする。	よに関	する判例や学	牟説を正確に角	解釈し、個別の事象について見
事前・事後 学修の内容 事前・事後に配布レジュメを精読してください。						
テキスト、 参考文献 初回の講義において指示します。講義ごとにレジ						
評価方法	学期末	その筆記試験(100%)により評価します。				

08~16 律・国 03~07 律・日					担当者	大川 俊
講義目的、講義概要 会社法は、会社の設立、組織、運営及び管理について規整し、企業社会において生じる諸問題に対して法的な解決手段を提供する法律です。 本講義では、会社法 I に続く内容として、機関、組織再編、計算に関する諸問題を解説します。その際、重要判例や重要論点の考察、旧商法との比較、時事問題の検討等も行います。 本講義を通じて、会社法が企業社会において果たす役割をイメージし、株式会社制度が受講生の皆さんにとって身近なものとなることを期待します。				取締役、取終 取締役(会) 監査等等の 員等の 養 投員等の表 (社) 組織再編(2) 会社の計算	帝役会、代表日帝役会、代表日帝役会、代表日帝役会、代表人会計監統 会社、取締役 任:対会社 法 : 事業護	取締役(2) 取締役(3) 、会計参与 会非設置会社 責任、対第三者責任 、合併 、株式交換、株式移転 資本金等
到達目標 会社法の基礎と重要な論点を正確に解釈し、個別 事前・事後 学修の内容 事前・事後に配布レジュメを精読してください。			川の事象について見解を示すことができるようにする。			ができるようにする。
テキスト、 参考文献 初回の講義において指示します。講義ごとにレジ			- ユメを配布します。 -			
評価方法	子别木	その筆記試験(100%)により評価します。 				

08~16 律・国 03~07 律・国	–	会社法 I / 会社法 I / 会社法 I 会社法 / 会社法			担当者	吉川 信將
講義目的、講義概要 この講義では、経済社会の中で大きな役割を担う会社の組織・運営を規律する会社法について、会社法IIとあいまって、全体像を把握することを目的とする。会社法を含め、商法関連法規は私法の一般法である民法の特別法に当る。民法には個人の日常生活に密接に関連する規定も多いのに対し、会社法は学生の殆どにとって直接的関係がないためイメージが湧きにくいものとなっている。条文も極めて技術的であり、複雑化している。そのため、いたずらに細部にまで立ち入るのではなく、その骨格となる部分を中心に論じる。なお、会社法に関連するニュースがある場合には、出来るだけそれを紹介・解説する。				計画 ガイダンス は 株株株株株株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株	任制度 機関設計 ) ) ) ) ) ) 命役会(1) 命役会(2) 查役会、会計 等設置会社 会設置会社	監査人
		会社を中心に、会社法による法規制、会社法 マーンとができるようにする。	こと関	する判例や学	 ビ説を正確に角	解釈し、個別の事象について見
事前・事後 事前にテキストの該当箇所に目を通し、授業後 学修の内容 か、適宜確認すること。			ま新出	の専門用語の	の意義、規定	の趣旨・概要が理解できている
テキスト、 参考文献 中東=白井=北川=福島『有斐閣ストゥディア				』(有斐閣・20	15 年)	
評価方法	定期記	<b>式験 80%、授業への参加度 20%</b>				

08~16 律・[ 03~07 律・		会社法Ⅱ/会社法Ⅱ/会社法Ⅱ 会社法/会社法			担当者	吉川	信將	
講義目的、講義概要 この講義では、経済社会の中で大きな役割を担う会社の組織・運営を規律する会社法について、会社法 I に引き続き、全体像を把握することを目的とする。会社法を含め、商法関連法規は私法の一般法である民法の特別法に当る。民法には個人の日常生活に密接に関連する規定も多いのに対し、会社法は学生の殆どにとって直接的関係がないためイメージが湧きにくいものとなっている。条文も極め				授業計画1. ガイダンス2. 役員等の責任3. 株式の意義4. 株式自由譲渡の原則5. 株式の譲渡と権利行使の方法6. 自己株式、投資単位の調整7. 株式会社の資金調達方法(1)				
で技術的であり、複雑化している。そのため、いたずらに細部にまで立ち入るのではなく、その骨格となる部分を中心に論じる。 なお、会社法に関連するニュースがある場合には、出来るだけそれを紹介・解説する。			9. 村 10. 計 11. 計 12. 新 13. 新 14. 計	9. 株式会社の資金調達方法(3) 10. 計算(1) 11. 計算(2) 12. 組織再編(1) 13. 組織再編(2) 14. 設立、解散				
到達目標	会社法	この基礎と重要な論点を正確に解釈し、個別	]の事象	について見	解を示すこと	ができるようにす	る。	
事前・事後 学修の内容		ニテキストの該当箇所に目を通し、授業後に 宜確認すること。	は新出の専門用語の意義、規定の趣旨・概要が理解できている					
テキスト、 参考文献 中東=白井=北川=福島『有斐閣ストゥディア 会				会社法』(有斐閣·2015 年)				
評価方法	定期記	<b>大験 80%、授業への参加度 20%</b>						

 
 08~16 律・国・総 03~07 律・国
 手形・小切手法/\*\*\*\*\*\*
 担当者

 東形・小切手法/\*\*\*\*\*
 手形・小切手法/\*\*\*\*\*

# 講義目的、講義概要

「手形王国」といわれる日本において、手形は、企業取引における代金支払の手段及び手形割引等による金融の手段として重要な機能を果たしている。一方、小切手は、日本国内で利用されることはそれほど多くないが、アメリカやヨーロッパ諸国では便利な支払手段として広く用いられている。それゆえ、手形・小切手の利便性や手形・小切手取引の安全迅速性を確保し、ひいては手形・小切手制度に対する信頼を根底から支えている手形法及び小切手法を学ぶ意義は決して小さくない。本講義は、手形・小切手に関する法的な基礎知識及び思考方法の習得を目的としている。

春学期では、約束手形をめぐる総論的な問題とともに、 約束手形の振出と裏書について、重要な判例・学説に触れ ながら講述する。

# 授業計画

- 1. ガイダンスー手形とは何かー
- 2. 手形法総論(1)手形の属性・法律関係の流れ等
- 3. 手形法総論(2)原因関係と手形関係
- 4. 手形行為の成立要件(1)記載事項
- 5. 手形行為の成立要件(2)手形の交付等
- 6. 手形行為の成立要件(3)手形行為の有効要件
- 7. 他人による手形行為(1)代理方式による手形行為
- 8. 他人による手形行為(2)無権代理
- 9. 他人による手形行為(3)機関方式による手形行為
- 10. 他人による手形行為(4)偽造
- 11. 手形上の記載の変更・変造
- 12. 手形上の権利の移転と裏書(1)通常の譲渡裏書
- 13. 手形上の権利の移転と裏書(2)特殊の譲渡裏書
- 14. 手形上の権利の移転と裏書(3)特殊の裏書
- 15. まとめ

到達目標	手形・小切手制度の基本的な仕組み(振出、裏書、支払など)を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	テキストの指定箇所や関連条文に事前に目を通しておくこと
テキスト、 参考文献	弥永真生著『リーガルマインド手形法・小切手法 [第2版補訂2版]』(有斐閣、2007年)
評価方法	期末試験(100%)によって評価するが、授業への積極的参加度等も加味する。

08~16 律·国·総 03~07 律·国 法律学特講(企業法)/\*\*\*\*\* 法律学特講(企業法)/\*\*\*\*\* 法律学特講(企業法)/\*\*\*\*

# 講義目的、講義概要

「手形王国」といわれる日本において、手形は、企業取引における代金支払の手段及び手形割引等による金融の手段として重要な機能を果たしている。一方、小切手は、日本国内で利用されることはそれほど多くないが、アメリカやヨーロッパ諸国では便利な支払手段として広く用いられている。それゆえ、手形・小切手の利便性や手形・小切手取引の安全迅速性を確保し、ひいては手形・小切手制度に対する信頼を根底から支えている手形法及び小切手法を学ぶ意義は決して小さくない。本講義は、手形・小切手に関する法的な基礎知識及び思考方法の習得を目的としている。

秋学期では、手形抗弁、満期以後の法律関係、手形保証、公示催告手続と除権決定、白地手形、手形の書替のほかに、 為替手形や小切手、手形・小切手訴訟について、重要な判例・学説に触れながら講述する。

- 1. ガイダンス
- 2. 手形抗弁(1)物的抗弁、人的抗弁①
- 3. 手形抗弁(2)人的抗弁②
- 4. 満期以後の法律関係(1)支払呈示、支払
- 5. 満期以後の法律関係(2)溯求、手形債権の消滅時効
- 6. 満期以後の法律関係(3)利得償還請求権
- 7. 手形保証(1)方式・隠れた手形保証・効力
- 8. 手形保証(2)手形保証人の地位
- 9. 公示催告手続と除権決定
- 10. 白地手形(1)意義・成立要件、白地手形上の権利
- 11. 白地手形(2)白地手形の補充をめぐる問題
- 12. 手形の書替
- 13. 為替手形・小切手
- 14. 手形訴訟・小切手訴訟
- 15. まとめ

到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	テキストの指定箇所や関連条文に事前に目を通しておくこと
テキスト、 参考文献	弥永真生著『リーガルマインド手形法・小切手法 [第2版補訂2版]』(有斐閣、2007年)
評価方法	期末試験(100%)によって評価するが、授業への積極的参加度等も加味する。

08~16 律・ 03~07 律・		商法総則・商行為/商法総則・商行為/商商法総則・商行為/商法総則・商行為	法総則・商行為	担当者	吉川 信將			
講義目的、講	購義概要	5	授業計画					
要性を増しての特別法と言営利性や取引とを目的とするなお、商法	いる。 われる  安全の る。 総則・商	では商法の領域に属する法令は、その重 本講義では、私法の基本法である民法とそ 商法の差異に注目することにより、商人の の保護を顧慮した商法の特性を理解するこ の行為法に関連する時事的話題がある場 それを紹介・解説する。	<ol> <li>ガイダンス・商法の意義と適用範囲</li> <li>商法総則・商行為法の適用範囲</li> <li>商業登記</li> <li>商号</li> <li>営業(事業)の譲渡</li> <li>商業帳簿</li> <li>商業使用人と代理商</li> <li>商育為・商人の行為に関する規定</li> <li>商事売買</li> <li>有価証券</li> <li>仲立と取次</li> <li>運送営業と倉庫営業</li> <li>場屋の主人の責任</li> <li>匿名組合と交互計算</li> <li>講義のまとめ</li> </ol>					
到達目標	商法の する。	)原理・原則と各種商行為の法的構造を正	確に解釈し、個別 <i>0</i>	事象につい	て見解を示すことができるように			
事前・事後 学修の内容		ニテキストの該当箇所に目を通し、授業後に 宜確認すること。	は新出の専門用語の意義、規定の趣旨・概要が理解できている					
テキスト、 参考文献	弥永真	『生『リーガルマインド商法総則・商行為法	第2版補訂版』(有斐閣・2014年)					
評価方法	定期記	<b>式験 80%、授業への参加度 20%</b>						

08~16 律・国 03~07 律・国		保険法/****/保険法 保険法/****			担当者	陳	亮	
講義目的、講義概要				保保保保保保保保保保保法契契契契契契契契契契契以以外的约约约约约约约约约约约该际保保保保保保保保保保保保保保保险额额。	論(1)保険契約 論(2)保険契約 論(3)保険契約 論(5)保険契約 論(6)保険契約 論(7)保険契約 約総論(1)損害 約総論(2)損害	保険契約法・関約のの成立の内容(1)的の内容(2)的のの効果(1)的のの効果(2)的のの終験契約のの終験契約のの持续に対している。	係者 義・種類 容(1)	
到達目標		R険、生命保険について、保険法による 週別の事象について見解を示すことがで			関する判例や	学説、保険約款	飲を正確	に解釈
事前・事後 学修の内容 テキストの指定箇所や関連条文に事前に目を				通しておくこと				
テキスト、 参考文献 坂口光男著=陳亮補訂『保険法(補訂版)』(				文眞堂、2012 年)				
評価方法	<b>評価方法</b> 期末試験(100%)によって評価するが、授				<b>とへの積極的参加度等も加味する。</b>			

_								
08~16 律・ 03~07 律・			(生命保険) /*** (生命保険) /***		<***	担当者	陳亮	
遺族のための 保障など、和 であるといっ 保険をめぐる 実情である。 と思考方法の 科学期でい 判例・学説に せている傷質	険の私っる のまこ害大死たて法本習、触保 はない。 ないない。 ないではない。 ないではない。 ではない。 ではない。 といいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいいでは、 はいないでは、 といないでは、 はいないでは、 はいないでは、 といないでは、 といないでは、 といないでは、 といないでは、 といないでは、 といないでは、 といないでは、 といないでは、 とっないと。 とっないと。 と、 は、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	といわれる日民障のほか、医学を心して生き場合ではない。はトラブルが年後は、生命保険として、生命保険として、生命保険によった。	。 険の全般について重 が、近年著しい普及 入院保険・がん保険な	食は、護品の (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	<ul> <li>生命保険契</li> <li>一生命保険の</li> <li>一生の</li> <li>一生命保保険</li> <li>一生命保保険</li> <li>一生命保保保険</li> <li>一生命保保険</li> <li>一生の</li> <li>生事等保険</li> <li>長事保険</li> <li>契契</li> <li>契</li> <li>2. 傷害保保</li> <li>表病保険</li> <li>契</li> <li>契</li> <li>2. 傷害保険</li> <li>契</li> <li>契</li> <li>3. 疾病保険</li> </ul>	約の意義・種の保険契約の保険では (1)性 約の締結(2)性 約の締結(2)性 約の効果(2)性 権 約の効果(2)性 権 約の変更 義 事 (2)保 義・利(2) に義・利(1) 意義・利(1) に表した。	食契約 既説・承諾前死亡 告知義務 呆険者の義務 呆険契約者側の義務 き押 复活 種類・道徳危険	
<b>到達目標</b> 象について見解を示すことができるようにす					I 野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 る。			
事前・事後 学修の内容       テキストの指定箇所や関連条文に事前に目を         テキスト、       ************************************				.目を通し	通しておくこと			
参考文献	坂口光	坂口光男著=陳亮補訂『保険法(補訂版)』(文眞堂、2012年)						

期末試験(100%)によって評価するが、授業への積極的参加度等も加味する。

08~16 律・国・総 国際私法 a/国際私法 a/\*\*\*\* 担当者 山田 恒久 国際私法 a/国際私法 a 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 1. 国際私法概説 講義の目的と講義概要 2. 自然人の能力①権利能力 国際私法とは、渉外的な私法関係(外国的な要素を何ら 3. 自然人の能力②行為能力 かの形で含んでいる民商法に関連する事実関係)に、適用 4. 法人の能力 するべき法を指定する規則のことです。 5. 物権の静態 例えば、「婚姻の身分的な効力」、「不法行為債権の成立」、 6. 法律行為によらない物権変動 「物権変動」など予め類型的に分類された法律関係(単位 7. 法律行為による物権変動 8. 契約の準拠法①実質的成立要件(当事者自治) 法律関係) ごとに、もっとも密接に関連する事項(連結点) 9. 契約の準拠法②実質的成立要件(最密接関係地法) を定めておき、この事項が存在する国の法が指定されま 10. 契約の準拠法③形式的成立要件(本則) 11. 契約の準拠法④形式的成立要件(行為地法の補則) 本講義では、この国際私法の基本的な考え方について、 12. 消費者契約の特則 財産関係を中心に講義します。 13. 労働契約の特則 14. 法定債権の準拠法 15. まとめと展望 渉外的な財産関係に関する基本的な事項、および、単位法律関係、連結点、準拠法、さらに、国際私法(法適用通則法)の財産 到達目標 関係に関する条文や基本的な学説・裁判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前学修:該当箇所の条文を確認して下さい。事後学修:講義中に扱った練習問題を復習して下さい。 学修の内容 テキスト、 テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。 参考文献 〈参考文献〉 澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門[第六版]」(有斐閣双書) 定期試験の成績(60%)、並びに、受講の様子、及び、レポートの回答状況(40%)を総合的に判断し 評価方法 ます。

08~16 律・国 03~07 律・国		国際私法 b/国際私法 b/***** 国際私法 b/国際私法 b			担当者	山田	恒久
講義目的、講	義概要	Ę.	授業	計画			
例えば、A国航空会社の飛行機が、B国内で墜落し乗客が死亡した場合には、「不法行為の成立」が単位法律関係とされますが、この連結点は「不法行為地」と定められていますから、B国民法が指定されることになります。このB国民法を、準拠法(準拠実質法)といいます。講義では、予め分類されている単位法律関係ごとに、その連結点と準拠法を確認してゆきます。加えて、その分類の妥当性、連結点の設定の仕方の妥当性(制定法の正当性)をも、検討してみたいと思います。主として、民法・商法にかかわる分野ですが、可能な限り、手続きについても扱う予定です。本講義では、この国際私法の基本的な考え方について、身分関係を中心に講義します。			3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	国際私法(の本婚別の本婚婦別の本婚婦別の本婚婦別の本婚婦別の(はのの本婚婦別の) (はのの本婚婦別の) (はのの本婚婚婚婚婦別の本婚婚婚婚婦別の本婚婚婚婚婚婦別の本婚婚婚婚婚婦別の本婚婚婚婚婚婚婦別の本婚婚婚婚婚婚婦別の本婚婚婚婚婚姻の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本		(公序) 地法) 対立要件) 対立要件) 動力) 動力) の成立) 系の成立) 対立)	
		な身分関係に関する基本的な事項、および、単位 関する条文や基本的な学説・裁判例を正確に解					
事前・事後 学修の内容 事前学修: 該当箇所の条文を確認して下さい。				。 <u>事後学修</u> :講義中に扱った練習問題を復習して下さい。			
テキスト、 テキストは指定しませんが、条文の解釈をし 参考文献 〈参考文献〉 澤木・道垣内正人 著 「国際							ださい。
1 評価方法	定期詞ます。	<b>【験の成績(60%)、並びに、受講の様</b>	子、及	び、レポー	トの回答状況	L (40%) を約	※合的に判断し

08~16 律・ 03~07 律・		国際取引法/国際取引法/***** 国際取引法/国際取引法			担当者	三浦	哲男
講義目的、詞	冓義概要	5 C	授業計	†画			
「国際取引」の基礎的な分析・検討を行った上で、それらの取引の主体となる企業等の組織、国際取引の諸形態を為す契約の分析、国際取引を規律する様々な国際ルール、国際取引に伴う国際課税問題、更に国際取引から派生する紛争解決の仕組み等の分野を対象として講義を進める。		2 3 4 5 6 7 8 9 10 2 11 12 13 14 14	国際に (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	かの の の の 引 の の 引 の の 引 の の 引 の の の の の の の の の の の の の	体像 約(1) 条件 ス契約) 契約		
到達目標		対引法の法源、国際私法による契約準拠2 引みを正確に解釈し、個別の事象について				- 2 - 1.1 - 7.7	いら終了にいた
事前・事後 特に事後学習に力をいれて、毎回の講義で配布する説明資料に記 学修の内容 科書・参考書をよく調べ、理解すること。			記載される項	目および重要文	て言・語句を教		
テキスト、 参考文献							
評価方法		として、期末試験による(100%)。講義 その評点も加味して最終評価する。	期間中、	、簡単な理	解度チェック	: 試験(4 回また	- には5回)を実

 08~16 律·国·総<br/>03~07 律·国
 刑法総論 I / 刑法総論 I
 担当者
 神馬 幸一

 講義目的、講義概要
 授業計画

# 【目的】

刑法総論とは、①刑事法上、諸々に規定されている犯罪類型に共通する一般的な成立要件を探求し、②そのような一般的成立要件を総合的な原理の下に整序することで、③犯罪が成立するかどうかの判断の在り方を合理的に体系化する学問領域である。このような試みにより、刑事司法は、明確で安定的に妥当な結論が得られるようになる。本講義の目的は、そのような刑法総論における基本的(しかし、ある意味で特殊な!?) 視座の修得である。

# 【概要】

本講義では、刑法総論で取り扱うべき問題の内、基本原則から 構成要件論・違法性論の領域に関して、右記の授業計画に基 づき進行する予定である。講義では、適宜、新しい判例及び刑 事法関連の改正内容に関しても説明する。

- 1. 授業案内
- 2. 刑罰論の史的展開
- 3. 犯罪論の史的展開
- 4. 刑法の基本原則:特に罪刑法定主義を中心に
- 5. 刑法の体系的思考: 行為無価値と結果無価値
- 6. 客観的構成要件論(1):実行行為概論
- 7. 客観的構成要件論(2):不作為犯
- 8. 客観的構成要件論(3):未遂犯
- 9. 客観的構成要件論(4):因果関係
- 10. 主観的構成要件論(1):故意
- 11. 主観的構成要件論(2):過失
- 12. 主観的構成要件論(3):構成要件的錯誤(1)
- 13. 主観的構成要件論(4):構成要件的錯誤(2)
- 14. 違法性論(1):一般的正当行為・被害者の同意
- 15. 違法性論(2):正当防衛・緊急避難

到達目標	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	教科書等に掲載されているような代表的な判例に関しては、概略のみならず、実際に判例集を調べた上で、何故、 そのような結論に至ったのかを考えてみる学習を反復継続すること。
テキスト、 参考文献	指定教科書:大野真義=森本益之=加藤久雄=本田稔=神馬幸一『刑法総論』世界思想社(2011)
評価方法	定期試験の結果により評価(100%)。判例・学説を正しく理解し、私見を論理的で説得力ある論旨により主張できているかどうかに注目する。

08~16 律·国·総 03~07 律·国 刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ 刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ

# 講義目的、講義概要

# 【目的】

刑法総論とは、①刑事法上、諸々に規定されている犯罪類型に共通する一般的な成立要件を探求し、②そのような一般的成立要件を総合的な原理の下に整序することで、③犯罪が成立するかどうかの判断の在り方を合理的に体系化する学問領域である。このような試みにより、刑事司法は、明確で安定的に妥当な結論が得られるようになる。本講義の目的は、そのような刑法総論における基本的(しかし、ある意味で特殊な!?) 視座の修得である。

# 【概要】

本講義では、冒頭で上記「刑法総論 I 」で取り扱うべき内容を復習した後、責任論と共犯論の領域を中心として、右記の授業計画に基づき進行する予定である。講義では、適宜、新しい判例及び刑事法関連の改正内容に関しても説明する。

# 授業計画

- 1. 刑法総論 I の復習(構成要件論)
- 2. 刑法総論 I の復習(違法性論)
- 3. 違法性論の応用問題
- 4. 責任論(1):責任能力
- 5. 責任論(2):原因において自由な行為
- 6. 責任論(3):違法性の意識
- 7. 責任論(4):違法性阻却事由の錯誤
- 8. 共犯論(1):共犯の従属性
- 9. 共犯論(2):処罰根拠論
- 10. 共犯論(3):共同正犯概論
- 11. 共犯論(4):共同正犯の諸問題
- 12. 共犯論(5): 教唆犯•幇助犯
- 13. 共犯論の応用問題(1):共犯と身分
- 14. 共犯論の応用問題(2):共犯の錯誤
- 15. 共犯論の応用問題(3):共犯からの離脱

08~16 律・国・総 刑法総論 I / 刑法総論 I / 刑法総論 I 担当者 若尾 岳志 刑法総論 I /刑法総論 I 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 目的「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、 イントロダクション (授業と刑法の) 考え、結論が出せるようになってほしいと思います。 刑法とは 2. 概要「刑法」は、犯罪と刑罰、およびその両者の関係を規 刑法の機能(法益保護機能1) 3. 定した法律(「実質的意義における刑法」)です。「刑法総 刑法の機能(法益保護機能2) 4.論」は、①そもそも「刑法」ってなんだろうか、という基 5. 刑法の機能(人権保障機能…罪刑法定主義1) 本的な事柄 (「刑法の基礎」)、②犯罪とはなんだろうか、 6. 刑法の機能(人権保障機能…罪刑法定主義2) という「犯罪論」、③刑罰とはなんだろうか、という「刑 7. 刑罰の目的1 罰論」の3つからなります。 8. 刑罰の目的2 この刑法総論Iの授業では、①「刑法の基礎」を中心に、 ---ここまでが①「刑法の基礎」-9. 犯罪論体系 ②「犯罪論」の始めの方まで進みたいと思います。③「刑 10. 構成要件総説 罰論」については、折に触れて授業の中で、お話する機会 11. 実行行為(未遂犯論) を作ります。 12. 不作為犯 刑法は論理性が強く求められます。さらに、刑法総論は 13. 因果関係(条件関係) 非常に抽象的な話になります。馴染むまでに少し時間がか 14. 因果関係 (広義の相当性) かると思いますが、一度馴染むと楽しめます。 15. 因果関係 (狭義の相当性) なお、獨協大学のPortaを利用します。 ※授業計画は目安です。 到達目標 刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前には、テキストの該当箇所を一読し、事後には、法学検定試験の問題などに取り組んでください。 学修の内容 テキスト、 曽根威彦『刑法総論 第4版』(弘文堂) または松原芳博『刑法総論』(日本評論社) 参考文献 平常点(=出席して課題に取り組む等)100% 評価方法 (履修者が多い場合は、評価方法を変更することがあります)。

08~16 律・  03~07 律・		刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ 刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ			担当者	若尾	岳志	
講義目的、詞	冓義概要	ξ	授業計画					
考え、 概要 刑法総論 I 終えるこうで、 かってていましていましていましていましていましていましていましていましています。	が 【の でで でで はき の に が に た が に た が に た が に た が に た が に た が に に が に が に が に が に が に に に に に に に に に に に に に	するかどうか」、法的な思考に乗せて、 おようになってほしいと思います。 刑法総論の内容のうち、刑法総論 I で なかったことをやっていきます。つま の残りの部分をやっていきます。 論 I を受講しておくことが望ましいと考 総論 I を理解した上で、この刑法総論 II い。 つ Porta を利用します。 こは進めない可能性があります。	2. 違法論系 3. 法令行名 4. 被害者の 5. 正当防衛 7. 緊急避難 8. 責任論系 9. 原因により 10. 故錯誤論 11. 錯誤論 12. 錯誤論	総為の青青維総の過((()説・同(()説い失具抽事	正当業務不 意・安楽死 防衛行為) ・責自由 事実の 体的事 まと まの は な り は な り は な り は な り の り は り の り の り り り り り り り り り り り り	き	평)	
到達目標	刑法約	念論の論点、学説・判例を正確に解釈し、	個別の事象に	つし	ヽて見解を示	すことができる	。 ようにする。	
事前・事後 学修の内容	- ***・***   東前には、テキストの該当篇마を一語し、事後には、生学検定試験の問題などに切り組んでください。					ごください。		
テキスト、 参考文献								
評価方法		京(=出席して課題に取り組む等)100 多者が多い場合は、評価方法を変更するこ		`)。				

08~16 律・国・総 | 刑法各論 I / 刑法各論 I / 刑法各論 I 担当者 中空 壽雅 03~07 律・国 刑法各論/刑法各論 講義目的、講義概要 授業計画 刑法各論では、すべての犯罪が共通してもつ性質を解明 1 刑法各論とは何か、刑法各論の学び方 し犯罪の成立要件を追求する刑法総論とは異なり、各犯罪 2 人の始期・終期をめぐる諸問題 類型の意味範囲・処罰の射程を学習します。その意味では, 3 殺人罪をめぐる諸問題 4 傷害罪・暴行罪をめぐる諸問題 それぞれの犯罪類型の個性を解明するといってもよいで しょう。しかしながら、その個性に迫るアプローチはすべ 5 危険運転致死傷罪・過失致死傷罪 ての犯罪類型において同じです。そこに条文の解釈方法・ 6 遺棄罪をめぐる諸問題 刑法的思考方法があらわれています。したがって、授業で 7 身体の自由に対する罪 は、各犯罪類型のもつ個性の理解と共に刑法的思考方法の 8 性的自由に対する罪 9 私生活の平穏に対する罪 体得も目指したいと考えています。 刑法各論 I では、個人的法益に対する罪のうち、生命・ 10 名誉毀損罪 身体に対する罪、自由に対する罪、名誉に対する罪を中心 11 信用・業務に対する罪 に学習します。 12 財産罪総論 13 窃盗罪をめぐる諸問題(占有概念を中心に) 講義を受ける時の注意点は,第1回目に説明します。 14 窃盗罪をめぐる諸問題 15 I での学習のまとめ 刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことが 到達目標 できるようにする。 事前・事後 毎回の講義後に必ず教科書の該当箇所を読み確認すること 学修の内容 テキスト、 基本的にはレジュメを使用して授業をします。教科書としては、「大谷實『刑法各論』(成文堂)」を使用し 参考文献 ます。 評価方法 期末テスト(100パーセント)で評価します。

08~16 律・  03~07 律・	_ ,	刑法各論Ⅱ/刑法各論Ⅱ/刑法各論Ⅱ 刑法各論/刑法各論			担当者	中空	壽雅
し犯罪の成立 類型の意味 それぞれの?	では, す 立要件を の囲・処 犯罪類	「べての犯罪が共通してもつ性質を解明 と追求する刑法総論とは異なり、各犯罪 関の射程を学習します。その意味では、型の個性を解明するといってもよいで	<ol> <li>強盗罪を</li> <li>準強盗罪</li> <li>詐欺罪を</li> <li>恐喝罪・</li> </ol>	め・めめ野	ぐる諸問題 乗隠匿罪		로)
しょう。しかしながら、その個性に迫るアプローチはすべての犯罪類型において同じです。そこに条文の解釈方法・刑法的思考方法があらわれています。したがって、授業では、各犯罪類型のもつ個性の理解と共に刑法的思考方法の体得も目指したいと考えています。 刑法各論 II では、個人的法益に対する罪のうち、財産に対する罪、放火罪その他の社会的法益に対する罪、公務執行罪その他の国家的法益に対する罪を中心に学習します。			7 横領罪・背任罪 8 盗品に関する罪 9 社会的法益に対する罪一放火罪・失火罪 1 0 社会的法益に対する罪一公文書偽造罪 1 1 社会的法益に対する罪一私文書偽造罪 1 2 社会的法益に対する罪一わいせつ罪 1 3 国家的法益に対する罪一公務執行妨害罪など 1 4 国家的法益に対する罪ー偽証罪・犯人蔵匿罪など 1 5 国家的法益に対する罪一賄賂罪など				
到達目標	<b>葦目標</b> 刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容							
テキスト、 参考文献	基本的ます。	りにはレジュメを使用して授業をします。	教科書として	は,	「大谷實『刑	法各論』(成文	堂)」を使用し

期末テスト(100パーセント)で評価します。

08~16 律・国・総 刑法各論 I / 刑法各論 I / 刑法各論 I 担当者 若尾 岳志 03~07律・国 刑法各論/刑法各論 講義目的、講義概要 授業計画 目的どのような「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考 イントロダクション (授業と刑法の) 1. に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思い 2. 人の始期 ます。刑法総論 I・Ⅱ、刑法各論 I・Ⅱと学んでいけばで 3. 人の終期 きるようになると思います。 4. 傷害罪と暴行罪 概要刑法各論では、刑法典の各則に定められた個別の犯罪 5. 危険運転致死傷罪等 類型をそれぞれ検討していきます。検討に当っては、刑法 6. 遺棄罪 の基本原理や、犯罪論の理解が必要ですので、なるべく刑 7. 逮捕罪・監禁罪 法入門、刑法総論 I・Ⅱなどを(少なくとも同時に)受講 8. 脅迫罪・強要罪 しておくようにしてください。 強制わいせつ罪・強姦罪 9. 刑法典の各則に規定される犯罪類型は、大きく三つに分 10. 公然わいせつ罪・わいせつ物頒布等の罪 類されます。個人的法益に対する罪、社会的法益に対する 11. 名誉毀損罪 罪、国家的法益に対する罪の三つです。春学期では、主に 12. 放火罪1 個人的法益に対する罪のうち、財産罪以外の犯罪類型を取 13. 放火罪 2 り上げます。時間にゆとりがあれば、社会的法益に対する 14. 文書偽造罪1 罪も取り上げたいと思います (授業計画を参照)。 15. 文書偽造罪 2 なお、獨協大学のPortaを利用します。 ※授業計画は目安です。 刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことが 到達目標 できるようにする。 事前・事後 事前に、テキストの該当箇所を一読し、事後に、法学検定試験などの問題を解いてください。 学修の内容 テキスト、 曾根威彦『刑法各論 第5版』(弘文堂) 参考文献 平常点(=出席して課題に取り組む等)100%

(履修者が多い場合は、評価方法を変更することがあります)。

08~16 律・国 03~07 律・国		刑法各論Ⅱ/刑法各論Ⅱ/刑法各論Ⅱ 刑法各論/刑法各論			担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要			授業計画			
にまき概類の法し 類罪的ゆいと 大きを要型を入て刑さ、法ととと 大川を本門およれ国益りがいる 大きを利して刑さいのすがあまる とり はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	き 総合 にいる にいる はっぱった はんでれい はいに人 に罪、授 れ・思、言罪 【で規的女の をず	刑法典の各則に定められた個別の犯罪 付していきます。検討に当っては、刑法 計論の理解が必要ですので、なるべく刑 ・Ⅱなどを(少なくとも同時に)受講	1. イント1 2. 財産罪約 4. 窃盗罪( 5. 窃盗器( 6. 強盗罪( 7. 強盗罪( 8. 奪訴欺罪( 10. 詐欺喝領領罪( 11. 恐横領軍 11. 恐横領軍 12. 横領軍 13. 横に罪 14. 背物損損 ※授業計画に	総総D2D220020020088088080088008008008	① ② 問題	刊法各論 I の復習)
到達目標		ら論の論点、各犯罪の成立要件、判例・5 5ようにする。	学説を正確に解	解し	し、個別の事	象について見解を示すことが
事前・事後 学修の内容	*   重前に テキストの該当篇品を一語! 重然に 体学検定試験などの問題を解いてください					
テキスト、 参考文献	曽根威彦『刑法各論 第5版』(弘文堂)					
評価方法		京(=出席して課題に取り組む等)100 逐者が多い場合は、評価方法を変更するこ		-)。		

08~16 律・国・総 刑事政策 a/刑事政策 a/刑事政策 a 担当者 渡邉 泰洋 03~07 律・国 刑事政策 a/刑事政策 a 講義目的、講義概要 授業計画 刑事政策は、犯罪防止を目指す国家または地方自治体の 刑事政策の概念 1. 活動であるが、それを研究・学習の対象にするのが刑事政 2. 刑事政策の歴史 策論(学問としての刑事政策)である。したがって、大学 3. 刑事政策の動向 の講義科目としての刑事政策はこのような公的な活動に わが国の犯罪情勢 4. 対して建設的に批判、評価、提案を行い、現在の刑事政策 5. 犯罪予防 の在り方を議論する。その中心は刑罰や処分の執行をめぐ 6. 刑事制裁・処分 る議論であり、実際には犯罪を未然に防ぐ諸策(犯罪予防 7. 刑事司法・少年司法機関の役割 論)、犯罪発生後の善後策(刑事司法機関論、刑罰論、犯 8. 裁判員制度 罪者処遇論)、さらには立法論などがある。また、近年で 9. 犯罪被害者の支援と法的地位 は被害者を扱う被害者救済論、裁判員制度などの市民参加 10. 死刑 論なども注目されており、内容はかなり多岐にわたる。 11. 自由刑 授業では、教科書に沿って、刑事政策の理念や歴史、刑 12. 財産刑 罰のあり方、近年の動向、新しい分野を紹介しつつ、刑事 13. 犯罪者の処遇 政策がどのようにわれわれの生活に影響するのかを考察 14. 施設内処遇 する。 15. 社会内処遇 犯罪の現状・動向、犯罪者処遇に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができ 到達目標 るようにする。 授業時に指示するテキストのポイントにつき、事前に精読しておくこと。 事前・事後 適宜、小テストや課題学習を実施する。 学修の内容 テキスト: 守山 正、安部哲夫(編著)『ビギナーズ刑事政策第3版』(成文堂、2016年) テキスト、 参考文献 参考文献:講義時に指示する

08~16 律・国・総 03~07 律・国 刑事政策 b/刑事政策 b 刑事政策 b/刑事政策 b	担当者	渡邉 泰洋
--	-----	-------

定期試験 70%、小テスト・課題学習 20%、授業への参加度 10%

# 講義目的、講義概要

評価方法

適正に刑事政策の諸策を立案するには、そのベースとなる資料が科学的な根拠をもつことが前提となる。近年、しばしば「エビデンスに基づく施策」が強調されるのは、まさしくこのこと示している。そこで、本講義では、一般には犯罪学の学習とされる内容を中心に議論する。従来、しばしば刑事政策は規範学、犯罪学は事実学とされてきたが、近年はそれらを融合した総合的な犯罪科学が形成されつつある。そこでこのような動向を参考に、犯罪原因論の展開を学習したのち、個別犯罪の解決として、どのような法制度が整備されているか、あるいは必要であるか、さらには、犯罪問題の分析にどのような技法を用いられているかなどを議論する。

そのために、法的思考に加えて、生物学、心理学、社会学、地理学、統計学など学際的な視点から犯罪を多角的に検討し、最終的には「エビデンスに基づく」刑事政策を探求する。

# 授業計画

- 1. 刑事政策と犯罪学の関係
- 2. 犯罪学の歴史
- 3. 犯罪科学のあり方
- 4. 犯罪原因論(1)生物学的原因論
- 5. 犯罪原因論(2)心理学的·精神医学的原因論
- 6. 犯罪原因論(3)社会学的原因論
- 7. 環境犯罪学・状況的犯罪予防論
- 8. 犯罪分析
- 9. 再被害化
- 10. 犯罪不安感
- 11. デジスタンス (犯罪からの離脱)
- 12. 個別犯罪(1)交通犯罪
- 13. 個別犯罪(2)組織犯罪
- 14. 個別犯罪 (3) 性犯罪・ストーカー
- 15. 犯罪捜査技法 (プロファイリングなど)

08~16 律・国・総 少年法 a/\*\*\*\*/少年法 a 担当者 渡邉 泰洋 03~07 律・国 法律学特講(青少年保護法総論一少年犯罪と少年法)/\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 少年による凶悪事件が発生し、その手続きが行われる 少年法の意義 1. と、「少年法は非行少年を甘やかしている」といった意見 2. 少年法の理念 がしはしば聞かれるが、少年法の趣旨はこれとは異なる。 3. 少年司法の歴史(1)欧米 本講義では、少年法、少年保護手続に関する基礎知識を 少年司法の歴史(2)日本 4. 学び、まず「犯罪を行った少年が成人とは異なる扱いを受 5. 少年非行の現状 けるのは何故か?」という問いから解説を始める。そして、 6. 少年法の改正(1) これらの詳細を学ぶために以下の項目を議論する。 7. 少年法の改正(2) 第1に、刑事法における少年法の位置づけ、国内外の少 8. 非行少年の発見 年司法制度誕生の経緯、少年法の基本理念を扱い、刑法・ 9. 捜査・予防活動 刑訴と少年法の相違を把握する。第2に、近年の少年法改 10. 家庭裁判所の役割 正の背景と内容を踏まえたうえで改正法の意義を探求す 11. 社会調査 る。第3に、少年保護手続において、警察、検察、家庭裁 12. 少年審判 判所、少年院などの各機関がどのような役割を担うのかを 13. 逆送と刑事処分 概観する。 14. 非行少年の処遇 基本的には、少年法の存在意義を理解し、少年事件の処 15. まとめ 理における少年法が果たす役割を議論する。 少年法の目的と性格、少年犯罪の原因と対策、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができ 到達目標 るようにする。 授業時に指示したテキストのポイントにつき、事前に精読しておくこと。 事前・事後 学修の内容 適宜、小テストや課題学習を実施する。 テキスト: 守山 正、後藤弘子(編著)『ビギナーズ少年法第3版』(成文堂、2016年) テキスト、 参考文献 参考文献:安部哲夫『新版 青少年保護法(補訂版)』(尚学社、2014年)

08~16 律・国・総 03~07 律・国	少年法 b/****/少年法 b 法律学特講(青少年保護法各論一被害者としての青少年)/****	担当者	渡邉 泰洋
--------------------------	---	-----	-------

定期試験 70%、小テスト・課題学習 20%、授業への参加度 10%

# 講義目的、講義概要

評価方法

本講義では、前期科目「少年法 a」では扱わなかった重 要項目を扱う。すなわち、国連子どもの権利条約などにし めされた子どもの権利を保障する法として少年法を捉え、 さらに、少年が加害者・被害者それぞれの立場で関連しう る各種法令を扱い、保護対象としての少年、成長発達権を 持つ少年について学ぶ。

また、法学的視点に加えて、少年法における科学主義の 立場から、犯罪統計や欧米の議論なども参考にしつつ、犯 罪学の実証的研究に基づく非行原因論や非行実態につい ても触れる。すなわち、法違反行為としての非行ではなく、 社会現象としての非行について、その発生要因やその予防 について「エビデンス」(科学的データ)に基づいて探求 する。

# 授業計画

- 少年の権利保障 1.
- 2. 少年事件と犯罪被害者
- 3. 少年事件と報道
- 青少年健全育成条例 4.
- 5. 児童買春・児童ポルノ処罰法
- 6. 児童虐待防止法
- 7. いじめ防止対策推進法
- 8. 未成年者喫煙·飲酒禁止法
- 9. 非行原因論(1)
- 10. 非行原因論(2)
- 11. 非行集団
- 12. 女子非行
- 13. 非行と発達障害
- 14. 非行のリスク・アセスメント

15. まとめ 少年法の目的と性格、少年犯罪の原因と対策、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができ 到達目標 るようにする。 授業時に指示したテキストのポイントにつき、事前に精読しておくこと。 事前・事後 学修の内容 適宜、小テストや課題学習を実施する。 テキスト、 テキスト: 守山 正、後藤弘子(編著)『ビギナーズ少年法第3版』(成文堂、2016年) 参考文献 参考文献:安部哲夫『新版 青少年保護法(補訂版)』(尚学社、2014年) 評価方法 定期試験 70%、小テスト・課題学習 20%、授業への参加度 10%

08~16 律・国・総 労働法 a/\*\*\*\*/労働法 a 担当者 石井 保雄 労働法 a/\*\*\*\* 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 1「労働法」とは何か?――イントロダクション この講義では「労働者」としての生活関係=雇用をめぐり、ど 2 雇用関係の成立と法による規制 のような法的問題が提起されるのか、またトラブルや紛争の解 3 労働の場における男女平等と差別の禁止 決のあり方も明らかにしたい。なお講義科目名としては「労働 4 職場におけるハラスメントと法的対応 法」となっている。具体的には労基法などに関する「労働法保 5 労働関係の成立-募集・採用内定と試用期間 護法」「個別的労使関係法」を中心に進めることになろう。最近 6 就業規則―使用者による労働条件・職場のルールの設定・ の労働法に関連する立法動向や裁判例の多くは、これに関す 変更— るものであり、それらを反映して議論も主に保護法についての 7「労働組合」の存在意義——労働条件の集団的規制 ものが多い。春学期は、労働=雇用関係、すなわち労働契約 8 労働条件等をめぐる集団的取引(1)団体交渉 9 労働条件等をめぐる集団的取引(2)労働協約 の成立・展開・終了について、関連立法がいかなる規制を行な 10 労働「契約」関係における権利と義務 っているか、また人が「労働者」として働くにあたって、その労働

	TO APPEARANCESTON C. FERRING TITELLISE CONT.
到達目標	労働法に関する事例、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	事前にテキストの該当頁を読んでおくこと。また事後には、配布されたレジュメ等の内容を確認すること。
テキスト、 参考文献	毛塚勝利ほか『アクチュアル労働法』(法律文化社・2014) 参考文献等については、講義に際して紹介する。
評価方法	定期試験70%、小テスト(学期中に2or3回実施予定)30%

08~16 律・国・総 労働法 b/\*\*\*\*/労働法 b 担当者 石井 保雄 03~07 律・国 労働法 b/\*\*\*\*

# 講義目的、講義概要

枠組みを示したいと思う。

秋学期は、人が「労働者」として使用者の指揮命令のもとに 働くに際し、その労働条件や待遇の内容に対し、いかなる規制 がなされているかを論じる。

条件や待遇内容はどのように決められているのか、その基本的

具体的には、まず賃金について、現行法上の規制内容につ いてふれる。次に広い意味での労働時間を取り上げ、労基法 はどのような規制を行ない、とくに時短と産業構造や働き方の 変化に対応しようとしているのかについて検討する。さらに働く なかで「仕事」に関連して負傷したり、病気(職業病)になった り、死亡することもありえる。そこで職場における安全衛生体制 について触れ、さらには不幸にして労働災害が発生したときの 事後的救済のありかた、通勤途上の災害、さらには最近関心を 呼んでいる過労死・自殺問題なども考察したいと考えている。

# 授業計画

- 1 「労働者」とは誰か? ―イントロダクションー
- 2 労働条件・待遇の決定の法的仕組みとの相互関係
- 3 賃金(1) ―最低賃金・支払い方法の規制
- 4 賃金(2)—賞与·退職金

11 人事異動ー配置転換と出向

13 労働契約関係の終了(1)解雇 14 労働契約関係の終了(2)辞職・定年 15 新たな職を求めて:転職・再雇用をめぐって

12 企業秩序と懲戒制度

- 5 賃金(3)昇格・昇進・降格・降職と人事考課
- 6 労働時間(1)労基法改正・1週40時間1日 8時間労働制・規制の弾力化
- 7 労働時間(2)変形労働時間制
- 8 労働時間(3)時間外労働、休憩時間&调休制
- 9 労働時間(4)年次有給休暇
- 10 労働時間(5)年少者・母性保護と家族的責任
- 11 職場の安全衛生―労働災害発生の防止
- 12 労働災害補償制度—労災の事後的処理
- 13 労働災害における業務上外認定
- 14 過労死と過労自殺

		15 通勤災害&労災民訴	
到達目標	労働法に関する事例、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	事前にテキストの該当頁を読んでおくこと。また事後には、配布されたレジュメ等の内容を確認すること。		
テキスト、 参考文献	毛塚勝利ほか『アクチュアル労働法』(法律文化社・2014) 参考文献等については、講義に際して紹介する。		
評価方法	定期試験70%、小テスト(学期中に2or3回実施予	定)30%	

08~16 律・国・総 社会保障法 a/\*\*\*\*/社会保障法 a 担当者 石井 保雄 社会保障法 a/\*\*\*\* 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 この講義では第一義的には、国民の生活保障を目的とする 1「社会保障法」とは何か――労働生活と社会保障― 2 社会保障法を取り巻く環境 制度である社会保障法について、春学期では、まずは総論的 3 社会保障法の制度と仕組み 課題として、社会保障法の意義と、現在の法状況を検討したい 4 医療保険(1)――病気やけがと保険制度 と思う。つぎに私たちにとって、もっとも身近なものとして利用し 5 医療保険(2)---医療保険給付の内容 ている医療保険について検討する。つぎに国民の多くが「労働 6 医療保険(3)——高齢者医療制度 者」として生活することに着目して、労働に関わる社会保障制 7 医療保険(4)---診療報酬と薬価基準 度である労働災害補償と雇用保険に関する制度内容を示し、 8 労災保険(1)――労災補償の意義と沿革 またこれらの領域において問題となっている法的論点を明らか 9 労災保険(2)——業務上外認定 にしたいと思う。 10 労災保険(3) 一過労死・自殺と労災補償 11 労災保険(4)——通勤途上災害 12 雇用保険(1) — 雇用保険と労働者 13 雇用保険(2)——失業給付 14 雇用保険(3) — 雇用継続を支える給付 15 まとめ 社会保障法に関する基礎や様々な学問分野、社会保障法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系 到達目標 的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前にテキストの該当頁を読んでおくこと。また事後には、配布されたレジュメ等の内容を確認すること。 学修の内容 テキスト、 本澤巳代子・新田秀樹[編]『トピック社会保障法[第10版]』(不磨書房・2016春刊行予定) 参考文献

定期試験70%、小テスト(学期中に2or3回実施予定)30%

評価方法

参考文献

評価方法

00 - 10 待	¬ ∞ 払入/□陸沖 1 / J. J. J. J. J. J. J. J. A. □陸沖	- 1			
08~16 律・  03~07 律・		5 D	担当者	石井 保雄	
講義目的、詞	<b>構義概要</b>	授業計画			
に掴んだうえ ー・ワードとし てみたい。具 て生活保護 高齢化」が進 度、を検討す 後見の各制 のような問題 わが国で成	は、社会保障制度の歴史的展開を今一度大まかで、各論的考察を引き続き行ないたいと思う。キ て「国民」「健康」「社会的弱者」ということに着目した体的には、「貧困」「格差」社会ということに関連しまりを取り上げる。つぎは年金制度である。「少子でする日本では、そのあり方、とくに老齢年金制であことは、緊要の課題である。それから介護と成年度のあり方とこれらに関する法的な論点として、どが提起されているのかを考察してみたい。 は熟・発展した社会をいかに実現するのか、そのたいできるのかを考えてみたい。	2 社会保障法の 3 社会保障法の 展開 4 生活保護(1)-5 生活保護(2)-6 生活保護(3)-7 生活保護(4)-8 年金制度(1)-9 年金制度(2)-10年金制度(3)-11年金制度(4)-12年金制度(5)-	歴史(1) 歴史(2) 一 貧困とは 一生活保申 一生活系 一生が所 一生が的年年 一で変族関 一で変数の 一ででない。 一ででない。 一ででない。 一ででない。 一ででない。 一でない。 一でない。 一でない。 一でない。 一でない。 一でない。 一でない。 一でない。 一でない。 一でない。 一でない。 一でない。 では、 一でない。 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一でな、 一で、	法の基本原理 ・決定の手続 の種類と方法 度の概要 ・制度の歴史展開 と学生無年金訴訟 の変化と遺族年金制度 の年金制度のあり方 立一家族が倒れたとき	
到達目標	・ 社会保障法に関する基礎や様々な学問分野、社会保障法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。				
事前・事後 学修の内容	事前にテキストの該当頁を読んでおくこと。また事後には、配布されたレジュメ等の内容を確認すること。				
テキスト					

本澤巳代子・新田秀樹[編]『トピック社会保障法[第10版]』(不磨書房・2016春刊行予定)

定期試験70%、小テスト(学期中に2or3回実施予定)30%

08~16 律・国 03~07 律・[		環境法 a/****/環境法 a 環境法 a/****		担当者	一之瀬 高博		
講義目的、講	<b>義概</b> 要	,	授業計画				
[講義目的] 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たし得るかを考察する。 [講義概要] 公害・環境問題の性質・歴史およびそれに対する環境法の発展を概観した上で、主として、環境紛争の法的解決の手法を素材に、環境法の救済法としての側面を検討する。		1 講義の概要 2 公害・環境問題 3 公害・環境境法 4 公害・環境境法 5 公害民民問題と 6 環境 見差止めの 10 環境方行政訴訟 12 環境有者のまとめ 13 講義のまとめ 15 講義のまとめ	制度の発展過制度の発展過過の理論と裁判の理論と裁判の理論と裁判側の理論と裁判例理論と裁判制例理論と裁判制例問題をめぐる諸問	程① 程②  例①  例②  ①  ② 題① 題②			
到達目標		kの意義や機能、環境法に関する事例、重ができるようにする。	要な判例・学説を正	E確に解釈し、	個別の事象について見解を示		
事前・事後 学修の内容							
テキスト、 参考文献							
評価方法	期末詞	式験の成績(70%)により評価し、平常授業での	の課題レポート・小う	テストなどの成	果(30%)も評価対象にする。		

08~16 律・  03~07 律・		環境法 b/****/環境法 b 環境法 b/****		担当者	一之瀬 高博
講義目的、詞	購義概要	5	授業計画		
(講義目標) 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たしうるかを考察する。 (講義概要) 環境法の原則、手法、考え方などその基礎的な構造を検討するともに、最近増加している個別的な環境保全の法制度の内容と機能を分析する。		1 講義を概要 2 環境を 4 環境基本全の評価 6 公害・環境規制 7 公告・環境規制 8 公告・環境規制 9 化産棄物・リナリス 10 廃棄 サッサリス 11 度 12 自然環の 12 自然の 13 は 14 講義の 15 講義の 15 講義の	環境基本計画 に に に に に に に に に に に に に		
到達目標		らの意義や機能、環境法に関する事例、重 ができるようにする。	要な判例・学説を正	<b>三確に解釈し、</b>	個別の事象について見解を示
事前・事後 学修の内容					
テキスト、 参考文献	テキストは開講時に指示する。参考文献として、阿部・淡路編『環境法』第 4 版有斐閣 2011 年、 『六訂ベーシック環境六法』第一法規 2014 年。				
評価方法	期末試験の成績(70%)により評価し、平常授業での課題レポート・小テストなどの成果(30%)も評価対象にする。				

08~16 律・国・総 経済法/\*\*\*\*/経済法 担当者 宗田 貴行 03~07律・国 経済法/\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 経済法の中核に位置する独占禁止法について、基本的知 導入 1. 識を習得することを目的とする。この目的達成のために、本講 2. 経済法の誕生① 義においては、独占禁止法の基本的事項について、図、表、 3. 経済法の誕生② グラフ等を用いて、わかりやすく講義を行う。 独占禁止法の目的① 4. 独占禁止法の目的、手続、禁止される行為類型について解 5. 独占禁止法の目的②一般消費者の利益の保護の意義 説を行う。 6. 独占禁止法の適用除外、規制内容と規制手段の概要 母法であるアメリカ反トラスト法や、EUの独占禁止法(競争 7. 独占禁止法の基本概念 法)についても、我が国の独占禁止法の理解を助けるために、 8. 私的独占 解説を行う。 9. 不当な取引制限 独占禁止法の条文はきわめて抽象的に描かれているため、 10. 一定の取引分野 規制内容を確実に理解するためには、ケーススタディが不可欠 11. 競争の実質的制限① である。このため本講義では、事例の分析を積極的に行う。ま 12. 競争の実質的制限② た、改正が多い分野であるため、近時の改正についても解説 13. 不公正な取引方法① を行う。 14. 不公正な取引方法② 15. 不公正な取引方法③、独占禁止法 2015 年改正 到達目標 経済法、ことに独占禁止法を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 毎回の講義の内容について、各自教科書・参考書の該当箇所や指定された判例を読んでくること。 学修の内容 テキスト、 テキストとして、岸井大太郎他『経済法(第7版補訂)』有斐閣アルマ2015年。参考書として、宗田貴行『独禁法民事 参考文献 訴訟』レクシスネクシス・ジャパン 2008 年、宗田貴行『消費者法の新展開』慶應義塾大学出版会 2009 年。

レポート

08~16 律・国・総     消費者法/****/消費者法       03~07 律・国     消費者法/****		担当者	岩重 佳治				
講義目的、講義概要	授業計画						
講義目的 1 消費者被害と救済の実態を知る 2 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける 3 解決方法を自分で考え、それを第3者に主張・展開し、第3者の法的見解を正当に評価する力を身につける 4 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける 5 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する講義概要 1 毎回レジュメを用いて講義する。 2 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 3 知識の多寡にかかわらず、受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 4 春学期は、消費者法の基礎的な知識の習得にも重点を置き、秋学期への足がかりにしたい。 5 受講には基礎的な法的知識があればよい。 6 通年での受講が望ましい。	1 ガイサインス 2 消費者者 4 消費費者者者 4 消費費者者者 4 非費費 4 非費 4 非費 4 を 5 を 5 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 8 クト 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7	2) ブル トラブル 方					
到達目標 消費者事件の現場で法が果たしている役割や限正確に解釈し、個別の事象について見解を示す			の救済に特有の視点・法理を				
事前・事後 学修の内容 講義後に当該授業について復習を行うこと。そ	- 1 講表後に当該授業について復懇を行ってレーをれが次回講表の事前准備とたる						
テキスト、       テキストは特に使用しない。         参考文献       参考文献は、随時紹介する。							
<b>評価方法</b> 期末定期試験の結果、課題レポートなどの実績	期末定期試験の結果、課題レポートなどの実績に、事業への参加度・貢献度を加味して総合的に評価する。						

08~16 律・国・ 03~07 律・国				担当者	岩重 佳治		
講義目的、講義	概要	授業	計画				
2 3 解者 者方法的 事者 方法的 事者 5 議 報 4 生消概毎事者 1 2 第 要回例に 計 変 期に は は は は は は は は は は は は は	と教済の実態を知る の解決に特有の視点、法理を身につける 自分で考え、それを第3者に主張・展開し、第3 解を正当に評価する力を身につける 表材に、生きた法的思考を身につける と習を通じて、自分の長所を発見する と中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講 責極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くと 本講義に適さない。 こつけた基礎的知識を土台に、より実践的内容のい。答弁書の作成等も行う予定である。 と重債務問題についての講義も行う。 とで身につけた知識が前提になるので、通年でのとい。	4 5 6	預託商法被害) ブル 対処法(総論) 対処法(答弁書作成) に関する基礎知識				
1 到達日禮	等来の開設科目では触れてこなかった法律分野 なについて見解を示すことができるようにする		いて、基本が	かつ重要な項	目を正確に解釈し、個別の事		
事前・事後 学修の内容	講義後に当該授業について復習を行うこと。それが次回講義の事前準備となる。						
	テキストは特に使用しない。 参考文献は、随時紹介する。						
<b>評価方法</b> 期	<b>西方法</b> 期末定期試験の結果、課題レポートなどの実績に、事業への参加度・貢献度を加味して総合的に評価する。						

08~16 律·国·総 03~07 律·国 知的財産権法 a/\*\*\*\*\* 知的財産権法 a/\*\*\*\*\* 知的財産権法 a/\*\*\*\*\*

# 講義目的、講義概要

知的財産権法は、産業的な側面の工業所有権法(特許・実用新案・商標・意匠等)と文化的な側面の著作権法に大別することができる。この講義では、工業所有権法のうち、様々な不正競争行為を規制する不正競争防止法、登録を受けたマークを保護する商標法、登録を受けた工業デザインを保護する意匠法を扱う。これらは、特定の者が用いている特定のマーク、ブランド、デザインなどを、他人による無断使用から守るための法律である。なお、特許法・実用新案法は、後期の「知的財産権法 b」で、著作権法は、「法律学特講(著作権法) a/b」で扱うので、合わせて受講することが望ましい。

教科書と併用して、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も紹介しながら講義を進める。毎回の講義には、教科書と知的財産権法文集を持参して出席してほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する告知等があるので、必ず出席すること。

# 授業計画

- 1 授業のガイダンス、知的財産権法の概観
- 2 不正競争防止法1:不正競争の内容と要件①
- 3 不正競争防止法2:内容と要件②
- 4 不正競争防止法3:内容と要件③
- 5 不正競争防止法4:内容と要件④、違反の効果
- 6 商標法1:商標制度の意義、商標登録要件①
- 7 商標法2:商標登録要件②
- 8 商標法3:登録手続
- 9 商標法4:商標権の効力
- 10 商標法5:商標権侵害,救済、消滅、特殊な商標
- 11 意匠法1:意匠制度の意義、意匠登録要件①
- 12 意匠法2:意匠登録要件②
- 13 意匠法3:登録手続、意匠権の効力
- 14 意匠法4:消滅、特殊な意匠、意匠権の経済的利用
- 15 総括:質問への回答と復習

到達目標	不正競争防止法、商標法、および、意匠法に関する条文、重要な裁判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習(2時間)し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習(2時間)が求められる。
テキスト、 参考文献	教科書:伊藤塾『知的財産法(第4版)』(弘文堂・2012年)参考書:大渕他編『商標・意匠・不正競争判例百選』(有 斐閣・2007年)、『判例付き 知的財産権六法 2016 平成 28 年版』(三省堂・2016年)
評価方法	定期試験の結果(80%)および授業への参加度(20%)を合わせて評価する

08~16 律·国·総 03~07 律·国 知的財産権法 b/\*\*\*\*\*\* 知的財産権法 b/\*\*\*\*\*

張 睿暎

# 講義目的、講義概要

知的財産権法は、産業的な側面の工業所有権法(特許・実用新案・商標・意匠等)と文化的な側面の著作権法に大別することができる。この講義では、工業所有権法の中心をなす特許法を主に扱う。これは、特許庁に登録された一定範囲の技術思想について、権利者以外の者が無断で実施することを禁じる法律である。特許法以外では、保護の対象や手法において近縁の実用新案法と種苗法を扱う。

不正競争防止法・商標法・意匠法は、前期の「知的財産権 法 a」で、著作権法は、「法律学特講(春/秋)」で扱うので、合わ せて受講することが望ましい。

教科書と併用して、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も紹介しながら講義を進める。毎回の講義には、教科書と知的財産権法文集を持って出席してほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する告知等があるので、必ず出席すること。

- 1 授業のガイダンス、知的財産権法の概観
- 2 特許法1:特許制度の意義、特許登録要件(1)
- 3 特許法2:特許登録要件(2)
- 4 特許法3:特許登録要件(3)
- 5 特許法4:登録手続(1)冒認出願、職務発明
- 6 特許法5:登録手続(2)出願方法、審査の流れ
- 7 特許法6:登録手続(3)出願者および第三者の主張
- 8 特許法7:特許権の効力(1)効力の範囲、消尽
- 9 特許法8:特許権の効力(2)効力の制限
- 10 特許法9:特許権侵害、均等論、間接侵害
- 11 特許法10:特許権侵害に対する救済
- 12 特許法11:消滅、特許権の経済的利用、特許情報
- 13 実用新案法: 実用新案制度の意義、要件、効力、消滅
- 14 種苗法: 品種登録制度の意義、要件、効力、消滅
- 15 総括:質問への回答と復習

到達目標	特許法、実用新案法に関する条文、重要な裁判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習(2時間)し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習(2時間)が求められる。
テキスト、 参考文献	教科書:伊藤塾『知的財産法(第 4 版)』(弘文堂・2012 年)参考書: 中山他編『特許判例百選 第 4 版』(有斐閣・2012 年)、『判例付き 知的財産権六法 2016 平成 28 年版』(三省堂・2016 年)
評価方法	定期試験の結果(80%)および授業への参加度(20%)を合わせて評価する。

08~16 律·国·総 民事訴訟法 a/\*\*\*\*/民事訴訟法 a 担当者 小川 健 3~07 律·国 民事訴訟法 a/\*\*\*\*

# 講義目的、講義概要

「民事訴訟」は「私人間の法的な関係」(債権その他の権利関係等)の 最終的な「実現手段」として用意されている制度である。

私人間の法的関係実現のための手続の総体は「広義の『民事訴訟』」と呼ばれるが、法的関係実現の手続のうち「国が私人間の法的関係を確認し確定する手続段階」は、特に「狭義の『民事訴訟』」と呼ばれ、「民事訴訟法」という法律(「法典」)に規定されている。また、「国による私人間の法的関係の確認、確定」は、裁判所の「判決」という種類の「判断」によりなされることから、この手続段階は「判決手続」とも呼ばれる。本講義が対象とするのはこの「狭義の民事訴訟」である。

本講義では、判決手続において確定されるべき対象である「法的関係」あるいは「法」とはどのようなものであるのか。国による法確定の手続の基本的な枠組みはどのようなものであるのか、またあるべきなのか。国による法の実現のしくみは全体としてどのようなものなのか。現在あるしくみにはどのような問題があるのか。といった点を、受講者とともに考えることにしたい。

講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待 する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受 講者には、下記のように加算をする。

# 授業計画

春学期は、「判決手続の基本的な構成要素」についての理解を目標 として講義を行う。

### 講義項目:

《民事手続の意義》

1「法」とは何か(「国家法」と「法の実現」)

《手続の開始》

2「訴え」訴えの類型、訴状

《手続の目的》

- 3「判決 1」請求と判決事項、判決書
- 4「判決 2」処分権主義
- 5「裁判」裁判の種類
- 6「判決」と「審理手続」
- 7「判決の確定」審級制度
- 8 レポート作成
- 9「判決の確定」確定の意味
- 10「判決の効力 1」終局判決
- 11「判決の効力 2」執行力、既判力、形成力
- 12「既判力の作用 1」物的限界
- 13「既判力の作用 2」人的限界
- 14「既判力の作用 3」限界の拡張
- 15 まとめ

# 野連目標 民事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の民事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なっていれば質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を深めたい。質問に対する回答についても、考察した上、納得ができなければ再度質問をしてほしい。 現在適当なテキストはないが、参考文献として以下のものを挙げておく:小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文堂);中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編「新民事訴訟法講義」2版補訂 2版(有斐閣大学双書)¥4,725(税込) 希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である(定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の 1/2 と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大 5 点)を加算する。

 08~16 律·国·総
 民事訴訟法 b/\*\*\*\*\*/民事訴訟法 b

 03~07 律·国
 民事訴訟法 b/\*\*\*\*\*

 担当者

# 講義目的、講義概要

春学期に、その「基本的な構成要素」を概観した判決手続の 分野について、そのような「手続を現実に動かしていくために 考慮しなければならない重要な事項」を概観する。

講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。レポートや報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大 5 点の加算をする。

# 授業計画

- 講義項目: 《手続の変則的な終了》
- 1「判決によらない訴訟の終了 1」請求の放棄認諾、和解
- 2「判決によらない訴訟の終了 2」訴えの取下
- 《手続の利用》
- 3「訴訟要件 1」裁判権、管轄
- 4「訴訟要件 2」当事者、代理人
- 5 「訴訟要件 3」請求に関連する要件
- 6「訴え提起」の効果
- 《手続の運営》
- 7「審理 1」判断資料の蒐集(当事者主義と職権主義)
- 8「審理 2|事実と証拠
- 9 レポート作成
- 《手続の運営機関》
- 10「管轄」
- 11「裁判機関」裁判機関の構成、公正な機関の確保
- 《手続の人的変動》
- 12「訴訟関係の変動」参加、承継
- 《特別な手続》
- 13「特殊な手続」
- 14「外国判決、仲裁判断」
- 15 まとめ

**到達目標** 民事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の民事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。

# 事前・事後 学修の内容

春学期と同様。

# テキスト、 参考文献

春学期と同様。

# 評価方法

希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である(定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の1/2と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大5点)を加算する。

08~16 律・国・総 民事執行・保全法/\*\*\*\*/\*\*\*\* 担当者 小川 健 03~07 律・国 民事執行・保全法/\*\*\*\*

# 講義目的、講義概要

民事執行は私人間の法律関係の最終的な実現手段として用意されている制 度である

判決で権利その他の「法律関係」が裁判所により確定されたとしても、ただそれ だけで終わってしまうのなら、判決(書)はただの紙切れでしかないことになる。そこ で執行手続は、法律関係が債務者により任意に履行されない場合に備えて、国 家の実力をもって強制的にこの「観念的な存在に過ぎない法律関係」を「現実の 世界で実現」するために用意されているわけである。

もっとも、法律関係を実現しようとした時に目的物や相手方の財産が無くなって その実現自体が不可能となってしまえば、いかに強制的な法律関係の実現手段 を用意していようとも役には立たない。従って、その実現についての事前確保の 方法が用意される必要がある。また、実際に執行が必要な状況では相手方が支 払能力を失っていることも少なくないため、そのような際に債務者に関わる債権債 務関係全体を一括して処理しようとする倒産法制との関係も考えておかなければ ならない。さらには日本の裁判所の判断についてだけでなく、外国の裁判所その 他により「確定」された「法的関係」を我が国の裁判所としてはどのように扱うべき かについても考える必要がある。

本講義では、このような民事執行手続の基本的な構造と、それに関連する制 度との関係の理解を主眼として民事執行と保全とを講義形式で概観する。

# 授業計画

《民事執行総論》

- 法とは何か(「国家法」と「法の実現」)
- 民事執行手続の概要、法典の構造

《手続の開始》

- 3 債務名義(債務名義の意義と種類)1
- 債務名義(債務名義の意義と種類)2 民事執行の手続原則、執行文制度

《執行の方法》

- 6 金銭債権に基く執行(執行対象による相違と差押)
- 強制管理、船舶執行、動産執行
- レポート作成
- 9 配当要求、換価、売却、関連する権利関係
- 10 引渡命令、配当と配当異議
- 11 債権執行(差押禁止債権、供託、取立訴訟、転付命令、譲渡命令) 《執行に関わる紛争》
- 12 その他の財産権に対する執行、非金銭執行(明渡、引渡、代替執行、間接強 制)、担保権の実行
- 13 各種の不服申立方法

《保全》

14 保全手続

15 まとめ

なお、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点 の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、下記のように加算をする。

### 民事執行の意義や基本的な構造、民事執行の手段や執行目的物の特性、ならびに、民事保全の目的、方法、審 到達目標 理構造を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なってい 事前・事後 れば質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を深めたい。質問に対する回答に 学修の内容 ついても、考察した上、納得ができなければ再度質問をしてほしい。 テキスト、 参考書:小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文堂)、中野 貞一郎・編「民事執行法」増補新訂 6 参考文献 版(有斐閣双書版(2010)。 希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である(定期

08~16 律・国・総 倒產法/\*\*\*\*/倒產法 担当者 小川 健 03~07 律・国 倒產法/\*\*\*\*

試験の評価不合格となる場合に低評価解答の 1/2 と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大 5 点)を加算する。

# 講義目的、講義概要

評価方法

個人や会社が「倒産する」というと、これらの当事者や関係者は社会から 抹殺されてしまうかのように思われがちである。

確かに、無計画な借入や支出を繰返したり、無計画な投資を行った結果 として倒産に至る者は多い。しかし、そのような無計画な借入や投資の資金 を提供した側にも責任の一端が認められる場合は少なくない。また、倒産の 結果、一般社会の外にはじき出される者が増えるとすれば、社会は不安定 にならざるをえない。さらに、倒産者と取引していた、また今後取引の可能 性を持つ人々にとっては、倒産により取引相手が社会から抹殺されてしまう とすれは、取引の機会か減少することにもなる。

このようなことから、現代の倒産処理は、債権者の債権の本来的な満足を ある程度は犠牲にしても、倒産者の社会活動の継続あるいは再開をなるべ く可能にするようなやり方で行われる。たとえば、個人倒産者の債務等を清 算するにあたって、倒産者に財産を幾分かは残し、残りの債務の負担から は解放するという方法を採るし、企業倒産にあたっては、収益をあげている 部門等はこれを売却することによって、売却先において社会的な活動を続 けることを可能にしながら債権者に対する弁済財源を増加させるということも 行われる。倒産手続は、決して「倒産者についての残務整理」ではなく、経 済活動が円滑に働くなくなった「倒産」という病理状態を正常な状態に戻す 作用を行っているわけである。

本講義では、倒産手続の全体像把握を試みるとともに、近年大きな改正 が行われたこの制度の今後の行方も考えたい。

# 授業計画

- 《倒産法概論》
- 倒産手続とは(倒産手続の目的、倒産手続に用いられる手法、個別執行との 関係)
- 2 倒産手続の類型、現在の倒産処理の状況、国際倒産の問題点
- 倒産手続の開始原因、倒産手続の流れ、手続原則

《破産毛続》

- 手続開始決定、公告、債権調査、不服申立
- 手続開始の効果、他の手続との調整
- 共有関係、双務契約、継続的契約等
- 取戻権、別除権 相殺権
- レポート作成
- 10 否認
- 11 手続に関係する機関(裁判所、管財人、保全管理人、債権者集会、債権者委
- 12 保全、債権届出、倒産債権・財団債権・共益債権、届出の効果、債権調査、 債権者表の作成と認否
- 13 配当、廃止、免責、特則(住宅資金貸付債権、外国倒産処理、簡易再生、小 規模個人再生、給与所得者再生)

《破産以外の倒産手続》

- 14 会社更生、民事再生、商法上の手続
- 15 主とめ

受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートの得 点の他に、 有意義な質問には下記のように加算をする。

### 倒産手続の基本的な枠組み、倒産処理手続の流れ、倒産手続に現れる機関などについて正確に解釈し、個別の 到達目標 事象について見解を示すことができるようにする。 講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なってい 事前・事後 れば質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を深めたい。質問に対する回答に 学修の内容 ついても、考察した上、納得ができなければ再度質問をしてほしい テキスト、 テキストを強いて挙げれば、山本和彦「倒産処理法入門」(2012 有斐閣)¥2,326。倒産関係法登載の携帯六法に 参考文献 は、有斐閣「ポケット六法」と、三省堂「デイリー六法」があるが、いずれも会社更生法は抄録である。 希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である(定期 評価方法 試験の評価不合格となる場合に低評価解答の 1/2 と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大 5 点)を加算する。

08~16 律·国·総 │ 刑事訴訟法 a / \* \* \* \* \* / 刑事訴訟法 a 担当者 齋藤 実 刑事訴訟法 a/\*\*\*\* 03~07律・国 講義目的、講義概要 授業計画 1 刑事訴訟法とは 「刑事訴訟法」と聞いても、馴染みが薄い人が多いので 1 講義の概要 はないかと思います。しかし、裁判員裁判という言葉を聞 いたことの無い人はいないでしょうし、刑事裁判に関連す $2\sim4$ るニュース報道が全くない日はほとんどありません。 具 刑事訴訟法の全体像(1)~(3) 体的には、犯罪が起こり、捜査が開始され、(事件によっ  $5 \sim 10$ ては) 起訴され、判決が言い渡される、判決に不服のある 捜査(1)~(6) 者はさらに争う、という流れを扱います。  $11 \sim 14$ 2 講義の目的 公訴提起(1)~(3) 刑事訴訟法を通じて、事案を解決するために、適切な条 15 春学期のまとめ 文を探し出し、その要件を検討し結論を導く、という能力 を鍛えることを最終的な目標とします。 3 出席等 定期テストが長文の事例問題を解いてもらうため、授業 の理解が前提となります。そのため、出席していない学生 の単位取得は極めて難しいものと考えてください。 刑事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の刑事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に 到達目標 解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 授業の復習をノートを中心に、教科書該当箇所を読みながら、丁寧にしてください。 学修の内容 テキスト、 裁判所職員総合研修所『刑事訴訟法概説 (三訂再訂版)』(司法協会) 参考文献 評価方法 原則として期末試験の結果のみによって評価する。

08~16 律・国 03~07 律・国					齋藤 実			
講義目的、講義概要			授業計画					
1 刑事訴訟法とは 「刑事訴訟法」と聞いても、馴染みが薄い人が多いのではないかと思います。しかし、裁判員裁判という言葉を聞いたことの無い人はいないでしょうし、刑事裁判に関連するニュース報道が全くない日はほとんどありません。 具体的には、犯罪が起こり、捜査が開始され、(事件によっては)起訴され、判決が言い渡される、判決に不服のある者はさらに争う、という流れを扱います。 2 講義の目的 刑事訴訟法を通じて、事案を解決するために、適切な条文を探し出し、その要件を検討し結論を導く、という能力を鍛えることを最終的な目標とします。 3 出席等 定期テストが長文の事例問題を解いてもらうため、授業の理解が前提となります。そのため、出席していない学生			1 前期の復習 2~5 公判(1)~(4) 6~11 証拠(1)~(5) 12 裁判 13・14 救済手続(1) 15 秋学期のま	·~(2)				
		系訟の意義や基本的な構造、および、一選 、、個別の事象について見解を示すことが			な項目・論点や制度を正確に			
事前・事後 学修の内容	授業の復習をノートを中心に、教科書該当箇所を読みながら、丁寧にしてください。							
テキスト、 参考文献	裁判所職員総合研修所『刑事訴訟法概説(三訂再訂版)』(司法協会)							
評価方法	<b>評価方法</b> 原則として期末試験の結果のみによって評価する。							

08~16 律・ 03~07 律・					鈴木 淳一		
講義目的、講義概要 授業計画			授業計画				
[講義目的] 本講義は、国際社会を国際法の視点から分析するために不可欠である国際法の基礎的知識を提供することを目的とします。 [講義概要] 国際社会は、国内社会とは違って身近に感ずることは困難かもしれません。また、世界政府が存在しない状況下で、国際社会に「法」が果たして存在しうるのか疑問に感ずるかもしれません。本講義では、国際法をなるべく身近に感じてもらえるように、多くの事例をあげながら具体的に説明したいと考えています。 具体的には、国際法の法源、国際法の主体、国際法と国内法の関係、国家管轄権、外交関係、国家承認等を扱います。また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システム等を活用して、教員とのコミュニケーションを図ります。			<ol> <li>はじめに</li> <li>国際法の意義</li> <li>国際法の法源</li> <li>条約法①</li> <li>条約法②</li> <li>国際法の主体</li> <li>国家の権利義務</li> <li>国家管轄権</li> <li>外交関係</li> <li>領事関係</li> <li>主権免除</li> <li>国家承継・政府承認</li> <li>国家承継・政府承認</li> <li>まとめ</li> </ol>				
到達目標	国際法の意義や基本的な考え方を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容	①事前学習:あらかじめ指定されたテキストの箇所を熟読。②講義中:教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習:教員の添削・コメントを読んで復習。						
テキスト、 参考文献	テキスト: 杉原『基本国際法 第2版』(有斐閣, 2014年) 参考文献: 『国際条約集 2016』(有斐閣, 2016年)						
評価方法	学期末に実施する試験により評価(100%)、平常点を加点材料とします(ただし上限 10%)。						

08~16 律・ 03~07 律・					担当者	大塚	敬子
講義目的、講義概要			授業計画				
【講義目的】 この講義では、国際法を通して(国際法を一つの視点として)、国際社会で生じる様々な問題・課題について考えることを目的とします。  【講義概要】 国際法Ⅲでは、国際法における個人、国際違法行為が生じた場合の措置、紛争の平和的解決、武力行使を規制する諸規則など、国際法の個別具体的な論点を扱いながら、国際社会の平和について考えることにします。 その際、現に生じている国際問題を取り上げることもあります。時事解説ではなく、あくまでも国際法を通して物事をとらえるという観点から、諸問題の検討をしたいと考えています。 授業は講義形式で行います。			2. 国際法は 3. 国際法は 4. 国際法は 5. 国の国際 6. 国の国際 7. 紛争の 8. 紛争の 9. 武力行は 10. 武力行は 11. 武力行は 12. 国際社会 13. 国際社会	国際法における個人の扱い(1)個人と国 国際法における個人の扱い(2)人権 国際法における個人の扱い(3)国際犯罪 国の国際責任(1)成立要件等 国の国際責任(2)責任の解除等 紛争の平和的解決(1)諸制度 紛争の平和的解決(2)国際裁判 武力行使に関する国際法(1)戦争・紛争 武力行使に関する国際法(2)原則と例外 武力行使に関する国際法(3)自衛権 2. 国際社会の平和と安全の維持(1)集団安全保障 3. 国際社会の平和と安全の維持(2)軍縮・軍備管理 4. 国際社会の「平和」について			]罪 <del>}</del> 争 引外 ]安全保障
到達目標	国際違法行為が生じた場合の措置、国家間の対立を平和的手段で解決する諸方式、武力行使を規制する規則等を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容	テキストの該当箇所を通読し、全体概要をつかんでおいてください。 また、国内外のニュースについて、新聞等で必ずチェックしておいてください。						
テキスト、 参考文献	テキスト:杉原高嶺『基本国際法(第2版)』(有斐閣、2014年) 参考文献:『国際条約集』(有斐閣)(他の条約集でもよい)						
評価方法	定期試験 80%、授業の取り組み度(授業内で実施するコメントシート提出を含む)20%						

08~16 律・[ 03~07 律・					担当者	大塚 敬子	
講義目的、講	<b>講義</b> 目的、講義概要 授業計画						
こ方 【講文 理法しこと、 議案際 歴す的たといれているにがからといいます。 こうべい はんしこ さんしょく はんしょく できる はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしん はんしん はんしん は	#義目的】 この講義では、主に「空間」に関する国際法と理解するとによって、国際社会の個別問題について自分なりの見見解を持てるようになることを目的とします。 #義概要】 国際法Ⅱでは、「空間」に関する国際法を中心に学びま 国際海洋 6. 国際海洋 6. 国際海洋 7. 国際海洋 7. 国際海洋 8. 国際海洋 8. 国際海洋 8. 国際海洋 8. 国際海洋 8. 国際海洋 8. 国際海洋 10. 空の国際法的に考えることにも取り組みたいと思います。したがって、空間に関する様々な国際法諸規則の基本的ことから時事問題まで、できるかぎり幅広く扱いたいとといます。				/ 国際法とは する国際法の全体像 (1) 陸地に関する国際法 (2) 領土、紛争等 法(1) 歴史・領海 法(2) 排他的経済水域・大陸棚 法(3) 深海底・公海 法(4) 海洋資源 法(5) 紛争解決 法(5) 紛争解決 法(1) 条約・ソフトロー 法(2) 国際協力 な」空間 ー 南極・北極等 に関する国際法と日本		
到達目標	国際法に関する特定の事例、重要な判例、学説を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容	テキストの該当箇所を通読し、全体概要をつかんでおいてください。 また、国内外のニュースについて、新聞等で必ずチェックしてください。						
テキスト、 参考文献	テキスト:杉原高嶺『基本国際法 (第2版)』(有斐閣、2014年) 参考文献:『国際条約集』(有斐閣)(他の条約集でもよい)						
評価方法	定期試験 80%、授業の取り組み度(授業内で実施するコメントシート提出を含む)20%						

08~16 律・国 03~07 律・国		国際人道法/国際人道法/***** 国際人道法/国際人道法			担当者	鈴木 淳一	
講義目的、講	義概要	5	授業	計画			
国際法の基礎 (講義で)本 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	的知識ではいる。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	の対象分野のうち、国際人道法に関する。 を提供することを目的とします。 争(戦争・内戦)下の戦闘行動の規制と紛争犯罪人の処罰等について扱います。国争が実際に発生した場合に、どのようにしか、具体的に規定している国際法です。国法修な経験から人類が獲得してきた貴重な修禍から自分自身や家族を守るためにもけ。本講義を受講するにあたっては、国際にが望ましいのですが、本講義だけを履修また、この講義では、教室で行う通常の授いポート・システム等を活用して、教員とのコのます。		国際人道法 戦闘員・捕虜 敵対行為の 害敵手段の 紛争犠牲者 国際八事載 中立①	団安全保障 の概念と歴史 の適用範囲(原・文民の医別 方法を規制す 規制 の保護 の履行確保 判所	民族解放闘争と内戦) ルこついて	
糾達日標	武力紛争犠牲者を保護する規則、戦闘の方法手段を規制する規則、一定の兵器の使用を禁止する規則等を正確 に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
	①事前学習:あらかじめ指定された資料等の箇所を熟読。②講義中:教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習:教員の添削・コメントを読んで復習。						
	テキスト:『国際条約集 2016』(有斐閣、2016 年)。参考文献:酒井ほか『国際法』(有斐閣、2011 年)、藤田『国際人 道法 再増補』(有信堂、2003 年)、村瀬・真山編『武力紛争の国際法』(東信堂、2004 年)						
1 評価 万法	学期末に実施する試験により評価し(100%)、平常点を加点材料とする(ただし上限 10%)。 秋学期にはテキストの『国際条約集』が在庫切れとなるおそれがあるため、春学期のうちに購入することを強く勧めます。						
事前・事後学修の内容テキスト、参考文献評価方法	に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。  ①事前学習:あらかじめ指定された資料等の箇所を熟読。②講義中:教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習:教員の添削・コメントを読んで復習。  ト、 テキスト:『国際条約集 2016』(有斐閣、2016 年)。参考文献:酒井ほか『国際法』(有斐閣、2011 年)、藤田『国際人道法 再増補』(有信堂、2003 年)、村瀬・真山編『武力紛争の国際法』(東信堂、2004 年)  学期末に実施する試験により評価し(100%)、平常点を加点材料とする(ただし上限 10%)。秋学期にはテキストの『国						

08~16 律・国・総 国際政治学 a/国際政治学 a/国際政治学 a 担当者 岡垣 知子 03~07律・国 国際政治学 a/国際政治学 a 講義目的、講義概要 授業計画 国際政治学は、他の社会科学および自然科学の知見を取り 1. 国際政治学とは何か 2. 国際政治の先駆思想 入れながら、戦争の原因および平和の条件をその中心的課題 3. 国際政治の歴史 として、発展してきた学問である。この講義は、複雑化する今日 4. 国際政治学の基礎概念(1)集合行為の論理 の国際政治事象を体系的に考え、一見アト・ランダムな寄せ集 5. 国際政治学の基礎概念(2)分析のレベル めに見える国際的事件の中に一定のパターンを見出し、分析 6. 国際政治学の基礎概念(3)国家とは する力を養うことを目的として、国際政治学の基礎概念や代表 7. 国際政治学の基礎概念(4)国際政治の構造と安定性 的理論を紹介する。 8. リアリズムの世界(1)古典的リアリズム 9. リアリズムの世界(2)構造主義とネオリアリズム 10. リベラリズムの世界(1)相互依存論 11. リベラリズムの世界(2)民主的平和論 12. リベラリズムの世界(3)国際制度論 13. コンストラクティヴィズム、その他の理論 14. 理論と政策 15. まとめ 国際政治学の基礎的理論、ウェストファリア以降現代に至るまでの国際社会の変遷や歴史的流れ、現代国際社会 到達目標 の課題と日本のかかわり方を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 テーマに沿って予習しておく。

授業で扱った内容についてのレポート提出が求められることがある。

小テスト:10%;宿題:10%;レポート:30%;期末テスト:50%

学修の内容

テキスト、

参考文献

評価方法

なし

08~16 律・ 03~07 律・		国際政治学 b/国際政治学 b/国際政治 国際政治学 b/国際政治学 b	r学 b	担当者	岡垣 知子					
講義目的、認	講義概要	<del>-</del>	授業計画							
まえたうえで経済学、比較	、この講	ての体系的なものの見方や主要概念を踏 議では、国際政治学と外交史、国際法、 述、社会学等との学際的接点に注目しなが 国際政治事象を詳しく分析する。	1. 国際政治経済 2. 国際政治経済 3. 国際政治経経 4. 国際政治経経保 5. 国際際安全全保 6. 国際安安全保 8. 国際安安全課題(1 10. 今日の課題(1 11. 今日の課題(1 12. 今日の課題(1 13. 今日の課題(1 14. 国連 15. 世界の中の目	学(1):グロー 学(2):開発総 学(3)地域 論の基礎 論(1):安全( 論(3):新聞 2):人核拡関 3):核拡関 4):アメリカと( 5):アメリカと(	合のダイナミクス 保障概念の変遷 保障レジーム 少安全保障問題 問題 頭					
到達目標		女治学の基礎的理論、ウェストファリア以降 理 型と日本のかかわり方を体系的かつ正確に解								
事前・事後 学修の内容		テーマに沿って予習しておく。 授業で扱った内容についてのレポート提出が求められることがある。								
テキスト、 参考文献	なし	なし								
評価方法	小テス	小テスト:10%;宿題:10%;レポート:30%;期末テスト:50%								

08~16 律・国・総 03~07 律・国	日本政治外交史 a/日本政治外交史 a/日本 日本政治外交史 a/日本政治外交史 a	政治外交史 a	担当者	福永 文夫			
講義目的、講義概	· !要	授業計画					
さまよっている。本たいでは、本では、大のでをは、大のでを論ずる。本では、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大の	ても日本は混迷の淵にあり、出口を求めて それは他方で、戦後日本のあり方を改め 講義では、第2次世界大戦後の日本の政 ことで、この国の来し方を考える。 経て、どのようにして戦後日本がつくら カの日本占領政策をたどり、それに日本 で府・諸政党などがどう対応していったか その際、日本国憲法を頂点とする占領期 が戦後日本にどのような影響を与えたか 会のなかで日本はどうあるべきかを念頭 き史を学ぶだけでなく、歴史を考えてもら	1. はじめに―[2. 日米戦争と4. 敗戦争と4. 敗戦と占領 5. 敗戦と占領 6. 日本本国政治の 9. 政党政権権の 10. 中道政政権の 11. 中道政政権の 12. 占領政策策の 14. 占領政下の 14. 占領政に 15. おわりに	戦後日本(1 戦後日本(2 (1 (2 の誕生(1 の再選生(2 再選出開 軌跡(1 転換(1)	) ) ) ) ) ) ) ) : 吉田茂の再登場			
1 到译月標 1 1 1 1 1	を「考える」意識をもって、歴史的事実と ことができるようにする。	とその因果関係を〕	正確に解釈し	、個別の事象について見解を			
	ストの指定された箇所を事前に精読してお こと。	っくこと。その上 <sup>、</sup>	で講義ノート	と照らし合わせて要点をまと			
テキスト、 参考文献 福永	福永文夫『日本占領史 1945~1952』中公新書						
評価方法 講義 る。	中に行う平常試験(50 点)と年度末の定	E期試験(50 点)によって判定する。詳細は講義中に指示す					

08~16 律・国・ 03~07 律・国		日本政治外交史 b/日本政治外交史 b/日本 日本政治外交史 b/日本政治外交史 b	交史 b	担当者	福永	文夫		
講義目的、講義	<b>長概要</b>	<u>;</u>	授業計画					
さまける。 おままっている。 おきな 大学期 かっている かが かい かい かい かい かい かい いい でい でい でい でい でい でい でい にい いい	。本るのコ 0 本考社歴にそ講こよに年のえ会史せ	お日本は混迷の淵にあり、出口を求めてれは他方で、戦後日本のあり方を改め 議では、第2次世界大戦後の日本の政 きでは、第2次世界大戦後の日本の政 きで、この国の来し方を考える。 こうにして戦後日本がつくられたかを、 おける講和・独立から「55年体制」 代に至る日本の政治外交のあり方をた 諸政治勢力ーとくに諸政党がどう対応 てみたい。 のなかで日本はどうあるべきかを念頭 きや学ぶだけでなく、歴史を考えてもら は、未来図は、過去の経験と現在の選 かれることはない。	1. はじめに一国際社会のなかの日本一 2. 講和への胎動(1) 3. 講和への胎動(2) 4. 講和をめぐる国内政治一全面講和と多数講和 5. 講和をめぐる国際関係ーサンフランシスコ講和 6. 「55年体制」の形成一保守勢力の混迷 7. 「55年体制」の成立一保守合同と社会党の統一 8. 「55年体制」展開一鳩山・岸内閣 9. 60年安保騒動と政党政治 10. 高度成長期の政治と外交一池田政権 11. 高度成長期の政治と外交一佐藤政権 12. 混迷の70年代(1) 13. 混迷の70年代(2) 14. 混迷の70年代(3)					
			10.	おわりに				
針 達   標		・「考える」意識をもって、歴史的事実と とができるようにする。	こその	因果関係を〕	E確に解釈し	、個別の事象に	こついて見解を	
	キス	トの指定された箇所を事前に精読してお と。	さくこ	と。その上 <sup>・</sup>	で講義ノート	と照らし合わせ	て要点をまと	
テキスト、 参考文献 <sup>福</sup>	福永文夫『日本占領史 1945~1952』中公新書							
評価方法   ***	構義中に行う平常試験(50 点)と年度末の定期試験(50 点)によって判定する。詳細は講義中に指示する。							

08~16 律・ 03~07 律・		政治学原論 a/政治学原論 a/政治学原政治学原論 a/政治学原論 a	論 a	担当者	柴田 平三郎				
講義目的、講	冓義概要	5 C	授業計画						
自分たちの 政治が複雑 なればなるに して考えよう この講義で 明や時事問題	国国の選び、選び、選び、選び、	中ます混迷の度を深めている。 は治だけでなく、世界の政治においても。 書綜し、われわれの目に不確かな現象に な治とはいったい何か、を原理の問題と らことが必要となろう。 とうした視点に立って、制度の細かな説 がではなく、政治の原理を考える際の基 か組みの習得をめざす。	2 政治の概念 3 政治のの構構 4 政治とととのの 5 政治治学学院 8 政治治治治治 9 政治権権力論 1 0 政治権力記 1 1 政治権力記 1 2 政治権力記	(2) 問的性格(1 問的性格(2) (1) (2) 論(3) 論(4) 論(5) の再検討(2	)				
到達目標	政治に	<ul><li>関する基本的な事柄を正確に解釈し、個</li></ul>	<b>週別の事象について</b>	て見解を示す	ことができるようにする。				
事前・事後 学修の内容	ポータ	ハルサイトにアップされたプリントを事育	前に読み、講義後に	こ復習をして	ください。				
テキスト、 参考文献	とくに	上指定しない。講義中に参考文献を紹介する	する。毎回、プリントを配布する。						
評価方法	定期記	<b>は験80%、小テスト10%、授業への</b>	参加度10%						

08~16 律・国 03~07 律・国		政治学原論 b/政治学原論 b/政治学原政治学原論 b/政治学原論 b	i論 b	担当者	柴田	平三郎		
講義目的、講義	養概要	Ţ	授業計画					
自分たちの国政治が複雑でなればなるほとして考えようとこの講義では明や時事問題の	国でどとよの政針の名ではない。	ます混迷の度を深めている。 治だけでなく、世界の政治においても。 持綜し、われわれの目に不確かな現象に な治とはいったい何か、を原理の問題と っことが必要となろう。 うした視点に立って、制度の細かな説 れではなく、政治の原理を考える際の基 組みの習得をめざす。	8 近代国家とり 9 近代国家とり 10 近代を動力 11 近代を動力 12 近代を動力 13 近代を動力	は何か(1) は何か(2) (1) (2) はなにか(1 はなにか(2 はなにか(3 いしたイデオロ いしたイデオロ いしたイデオロ	) ) ) ロギー (1) ロギー (2) - ロギー (3) - ロギー (4) -	——保守主義 ——自由主義 ——社会主義 ——全体主義		
到達目標	政治に	関する基本的な事柄を正確に解釈し、個	<b>別の事象についる</b>	て見解を示す	ことができる。	ようにする。		
事前・事後 学修の内容	ポータ	ルサイトにアップされたプリントを事育	前に読み、講義後に	こ復習をして	ください。			
テキスト、 参考文献	とくに指定しない。講義中に参考文献を紹介する。毎回、プリントを配布する。							
評価方法	定期詞	は験80%、小テスト10%、授業への参	)参加度10%					

08~16 律・国・ 03~07 律・国	総 地方自治論 a/地方自治論 a/地方自治 地方自治論 a/地方自治論 a	ì論 a	担当者	荏原 美恵				
講義目的、講義	概要	授業計画						
を習得することを習得かることを制度とのようにはない。これを知ります。そのようにはいるでは、場ではいるでは、場では、場では、またのでは、場では、またのでは、場では、場では、場では、場では、場ができる。	方自治の制度全般、秋学期では地方自治の にく、より実践的な内容を予定しているた	1. 講義の概要 2. 自治治治 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	度の の の 歴史 で の を を で を を で を で を で で で で で で で で で で で で で					
■到洋日標	方自治に関する基礎的知識のうえに、地方自 とができるようにする。	自治の体系を正確し	こ解釈し、個	別の事象について見解を示す				
	前学修として、テキストの指定された箇所を 後学修として、講義中に提示する課題を次回							
<b>テキスト、</b> 参考文献	テキスト、参考文献については講義中に紹介します。							
<b>評価方法</b> 平	常点 60%(授業への参加度及び毎回出席カー	ード提出が前提)、	レポート 40					

08~16 律・国03~07 律・国		地方自治論 b/地方自治論 b/地方自治 地方自治論 b/地方自治論 b	論 b	担当者	荏原	美恵		
講義目的、講	義概要	5 C	授業計画					
そな実を 講いて 講呼にま 挑号 というなど 前例雑中、治先すでま がった 戦 がった 戦 がった 戦 がった 戦 がった がった がった がった がった がった がった がった がった かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はん	体策れ目で交多はに行自自地でが手る的はえ様、変政治治方く	北方自治の「今」を特に意識しています。 記える様々な課題の解決に必要な基本的 法を習得することで、受講生自らが将来 問題解決能力に必要な基礎的な思考力 としているのが特色です。 自治体の行政改革の実際とその課題に はがら考察します。後半では自治体が直 は広域化する政策課題を取り上げます。 との一線で活躍するゲストスピーカーを とし続ける自治体の現場を体感するとと の事例研究を実施する予定です。 本の取組事例等を紹介することで、新た は行政の実際について知見を深めます。 自治の制度全般、秋学期では地方自治の より実践的な内容を予定しているた かめします。	1. 講義の概要 2. 行政統制と自治体改革① 3. 行政統制と自治体改革② 4. 行政統制と自治体改革③ (事例研究) 5. 自治体の政策と総合計画 6. 自治体の政策形成 7. 政策法務と条例① 8. 政策法務と条例② 9. 自治体の広報戦略 10. 環境政策 11. 健康・福祉政策 12. キャリア支援と雇用政策 13. 自治体の先進政策 14. 講義のまとめ① 15. 講義のまとめ②					
		日治に関する基礎的知識のうえに、地方自 ぶできるようにする。	目治の体系を正	確に解釈し、個	固別の事象につい	ヽて見解を示す		
		牟修として、テキストの指定された箇所を 牟修として、講義中に提示する課題を次回						
テキスト、 参考文献	テキスト、参考文献については講義中に紹介します。							
評価方法	平常点 60%(授業への参加度及び毎回出席カード提出が前提)、レポート 40%							

08~16 律・国・総 政治思想史 a/西洋政治思想史 a/西洋政治思想史 a 担当者 柴田 平三郎 03~07 律・国 政治思想史 a/西洋政治思想史 a 講義目的、講義概要 授業計画 現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎 1 はじめに――全体ガイダンス んじられている、といってよいかもしれない。そういう状 ┃2 政治思想史の課題と方法 祝認識を意識の内側に入れながら、西洋政治思想の歴史を │ 3 古典古代の意味 4 ギリシアの政治思想――ソクラテスをめぐる状況 概観する。 われわれの近代化が西洋近代をモデルにしつつ、その受 5 同---プラトン(1) 6 同---プラトン(2) 容と反発の過程であった以上、西洋近代思想を間に挟んで 8 同---アリストテレス (2) とはわれわれ自身の姿をそこに重ねることである。 一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニ 9 ヘレニズム時代の政治思想 ュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を 10 古代ローマの政治思想 時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養 | 11 キリスト教と西洋政治思想の伝統 っていきたい。 12 アウグスティヌス (1) 13 アウグスティヌス(2) 受講生へ 1 4 アウグスティヌス(3) 講義の一層の理解のために毎回プリントを配布する。 15 春学期のまとめ 政治思想史の概括とその根幹となる主な諸思想の特徴、および、重要な概念や制度を正確に解釈し、個別 到達目標 の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 講義を聴いた後、よく復習しておくこと。 学修の内容 テキスト、 トマス・アクィナス『君主の統治について』岩波文庫 参考文献 評価方法 定期試験80%、小テスト10%、授業への参加度10%

08~16 律・国・約 03~07 律・国		政治思想史 b/西洋政治思想史 b/西洋 政治思想史 b/西洋政治思想史 b	政治思想史 b	担当者	柴田 平三郎				
講義目的、講義概	概要		授業計画						
んじられている、 況認識を意識の内 概観する。 われわれの近代 容と反発の過程で 古典古代から現 とはわれわれ自身 一口に政の相違が 時代や社会の変ん っていきたい。 受講生へ	、内代で代身想が化と側にあへられるのとあっている。	兄は混迷状態にある。思想や哲学が疎いってよいかもしれない。そういう状こ入れながら、西洋政治思想の歴史をが西洋近代をモデルにしつつ、その受った以上、西洋近代思想を間に挟んでと流れる政治思想史の道筋を負うこ姿をそこに重ねることである。いっても、そこには様々なタイプやニる。そうした政治思想の歴史的展開を中でとらえながら、想像力と感性を養のために毎回プリントを配布する。	2 中世政治思想 3 同――トー 4 同――トー 5 ルネサンス(6 宗教改革の) 7 近代の政治	- マス・かと ・アクル ・アクル ・アクル ・アクル ・アクル ・アクル ・ロオ ・ロオ ・ロ ・ロ ・ロ ・ ・ロ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ルズベリのジョン ナス(1) ナス(2) マキアヴェッリ ルターとカルヴァン				
下ケ头		思史の概括とその根幹となる主な諸思想			や制度を正確に解釈し、個別				
到達目標の事	事象に	こついて見解を示すことができるように	こする。						
事前・事後 学修の内容 講 <sup>達</sup>	講義を聴いた後、よく復習しておくこと。								
テキスト、 参考文献	マス	・アクィナス『君主の統治について』岩	岩波文庫						
<b>評価方法</b> 定期	期試	<b>険80%、小テスト10%、授業への</b> 参	)参加度 1 0 %						

08~16 律・ 03~07 律・	-	行政学 a/行政学 a/行政学 a 行政学 a/行政学 a			担当者	大谷	基道	
講義目的、認	冓義概要	5	授業	計画				
全保障に至る立たない。 近年は、行 民、NPO、民 公務員でなく 民一人ひとり になく高まって 本講義にお うに行われて	るまで行 政による でいている。 はいている。 はいているのは いにおいているのは	近な福祉、教育、水道、消防から外交、安 政が提供する公共サービスなしには成りる一元的なサービス供給が困難となり、住 等との協働も進められている。そのため、 故に深く接する機会が増加しつつあり、住 に関する理解を深める必要性がこれまで 、そのような「行政」が、誰によって、どのよ かを、主に国家行政を取り上げて講義す いては、行政組織の大枠とその作動・行動 工重点を置く。	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15.	講内中行国国国官官官意中中中まる制省組公公公制制制決地地地地の制作の開発を表別の制制制決地地地地の大きの場合の関係を対している。	外延 制度① 制度② 式 係① 係②			
到達目標		の需要を課題・政策に変換、実施、評価する 正確に解釈し、個別の事象について見解を			•	政府、組織、集	団などの実態と	
事前・事後 学修の内容		トの指定された箇所を事前に一読しておくこ 授業の最重要ポイントを 400 字程度の小レ	-0	にまとめ、次回	回の授業時に	提出すること		
テキスト、 参考文献		テキスト: 真渕勝『行政学』 (有斐閣、2009年) 参考文献: 授業中に適宜紹介する。						
評価方法	定期記	<b>t</b> 験 50%、毎回の小レポート 40%、授業への	の参加度 10%					

08~16 律・ 03~07 律・		行政学 b/行政学 b/行政学 b 行政学 b/行政学 b			担当者	大谷	基道		
講義目的、語	講義概要	5	授業計画						
全保障に至立たない。 近年は、行民、NPO、巨公務員でなく 民一人く高まったなく高まったなく高までなった。 本講義におうに行われてる。特に秋学	るまで行 で大きないがでいた。 ではいる。 ではいるのは がいるにおいるのお	近な福祉、教育、水道、消防から外交、安 で政が提供する公共サービスなしには成り る一元的なサービス供給が困難となり、住 等との協働も進められている。そのため、 故に深く接する機会が増加しつつあり、住 に関する理解を深める必要性がこれまで は、そのような「行政」が、誰によって、どのよ かを、主に国家行政を取り上げて講義す いては、行政組織の活動の実態を、近年 することに重点を置く。	2. 3. 4. 5. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 13. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15	講予特決行行行官官政政政政ま義算別算政政政政民民策策策策のの編会とのの改改関関形形形形の概成計計任任①②①②過過過過	程 <b>全</b> <b>全</b> <b>全</b> <b>1</b> <b>2</b> <b>2</b> <b>4</b> <b>4</b> <b>2</b> <b>4</b> <b>2</b>				
到達目標		)需要を課題・政策に変換、実施、評価する :正確に解釈し、個別の事象について見解を			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	政府、組織、集	団などの実態と		
事前・事後 学修の内容		トの指定された箇所を事前に一読しておくこ 授業の最重要ポイントを 400 字程度の小レ		こまとめ、次回	回の授業時に	提出すること。			
テキスト、 参考文献	テキスト: 真渕勝『行政学』 (有斐閣、2009年) 参考文献: 授業中に適宜紹介する。								
評価方法	定期記	定期試験 50%、毎回の小レポート 40%、授業への参加度 10%							

08~16 律・国 03~07 律・国					/*****/ /****	/*:	* * * *	担当者	小川	佳子		
講義目的、講	購義概要	Ę				授業計画						
法と裁判について講義を行う。 春学期は、民事裁判について、実務的な立場から講義を行う。 具体的には、裁判制度の概略、訴訟と裁判外紛争解決、 保全と執行、調停等である。なお、新しい家事手続につい ての説明も行う予定である。						2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	裁判の基本の民事事所の表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表	译決(ADR) 译判 基本規程と民 <sup>3</sup> 基本規程と民 <sup>3</sup> )	事事件 1			
到達目標					かった法律分野		ついて、基本が	かつ重要な項	目を正確に解釈	Rし、個別の事		
事前・事後 学修の内容	シラノ	ベスおよて	で直前の	講義におり	いて、テーマ	とし	て指定された記	論点について	、考察しておく	こと		
テキスト、 参考文献	最新版の大法											
評価方法	原則と	こして期末	に試験で	ご評価する。	ただし特段の	での事情のある場合はその他の方法で評価を行うことがある。						

08~16 律・国 03~07 律・国					/**** /****	/****	担当者	小川	佳子
講義目的、講義概要  秋学期は、刑事裁判について、やはり実務的な観点からの講義を行う。具体的には、裁判員制度、刑事訴訟の原理原則、心神喪失者医療観察制度や被害者参加制度、さらに矯正関係の新しい制度刑事裁判における弁護人の役割等を扱う。						2 裁判の基本原 3 刑事裁判手網 4 刑事裁判手	き: 大き : 大	度 加制度・損害賠償 理 (1)	賞命令制度
針達   標	, -, , ,	1			なかった法律分 できるようにす	野について、基本:る。	かつ重要な項	目を正確に解釈	し、個別の事
事前・事後 学修の内容	シラバ	バスおよ	び直前	『の講義に』	おいて、テーマ	として指定された	論点について	、考察しておく	こと
テキスト、 参考文献	春学其	春学期に同じ							
評価方法	原則と	: して期	末試験	で評価する	る。ただし特段	の事情のある場合に	はその他の方	法で評価を行う	ことがある。

08~16 律・  03~07 律・		法律学特講(担保物権法に関する諸問題)/*: 法律学特講(担保物権法に関する諸問題)/*:	,	担当者	遠藤 研一郎			
講義目的、詞	冓義概勥	<b>E</b>	授業計画					
担保物権( 目的とする。 数を考慮して例(設問や料 分析力・論理 なお, やる 履修する者,	こ関する なお, て最終 到例) を 理的思 る 気のな 提出	る諸制度、各条文の理解を深めることを 授業の具体的な進め方などは、受講者 快定するが、いずれにせよ、具体的な事 を素材として、受講者の問題発見能力・ き力を養うことに主眼を置く。 ない者、単なる単位合わせのためだけに かの期限などが守れない者などは、他の るので、履修を認めない。	① ガイダンス ② 留置権 (1) ③ 留置権 (2) ④ 先取特権 (1) ⑤ 先取特権 (2) ⑥ 先取特権 (3) ⑦ 質権 ⑧ 抵当権 (1) ⑨ 抵当権 (2) ⑩ 抵当権 (3) ⑪ 抵当権 (4) ⑫ 抵当権 (5) ⑥ 非典型担保 (1) ⑥ 非典型担保 (1)					
到達目標		D開設科目では触れてこなかった法律分野 Dいて見解を示すことができるようにする		かつ重要な項	目を正確に解釈し、個別の事			
事前・事後 学修の内容	毎回と	出題される事例の分析						
テキスト、 参考文献		ンない。毎週のテーマに沿って、各自が所 教員が用意して配布する。	所有している基本	書を使用する	こと。なお、事例問題等の教			
評価方法	テスト等は行わない。毎回の授業への出席状況、授業での発表・発言内容、どれだけ真剣に課題に取り組んできているか等を総合的に勘案し決定する(平常点 100%)。なお、4回以上欠席した(理由は問わない。就職活動等であっても変わらず、一切例外はない)場合は単位を付与しない。							

講義目的、講義概要 授業計画 借地借家法は身近で重要な法律である。東京都では 50%近 1 借地及び借家の意義 2 借家の期間 借家契約は期間満了でどうなるか。 い世帯が借家世帯であり、持家の約10%が借地の上にある。最 近でも、定期借地権(平成3年)、定期借家権(平成11年)、終 3 借家権の対抗力 借家人は、借家売却で退去するのか。 身借家権(平成 13 年)の創設など議論が多い。本講義の目的 4 借家人の契約上の権利・義務 借家人の賃料不払の結果。 は、他の法律との関連にも注意しつつ、借地借家法の規定の 5 借家権の譲渡・転貸 借家が賃貸人承諾の転貸では。 意義を明らかにすることである。 6 近年の諸問題 定期借家・終身借家の目的。 借家編と借地編に分け、それぞれの講義を行う。借地では、 7 借地権の意義 借地権の種類。土地賃貸借一般との異動。 土地についての借地と土地の上の建物所有という二つの点を 8 借地権の期間 借地期間が満了したときの問題。 理解しなければならず、また、借地のための法制度として地上 9 定期借地権 3 種類の定期借地権の特徴は何か。 権と賃借権があり、やや複雑であるのに対し、借家は建物の賃 10 借地権の対抗力 土地売却での借地権の帰趨。 貸借という面に絞って検討すれば足りるため、借地借家法の条 11 借地権者の権利・義務 借地権者の建物増改築等。 文の順番とは逆に、借家法から論ずる。 12 借地権の譲渡・転貸 借地上の建物売却、抵当権。 講義に際しては、民法の一般的な法理との関係のみならず 13 判例百選の借地関係 権利の実現という面から訴訟・執行との関係についても言及す 14 判例百選の借家関係 15 講義のまとめ る。 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象に 到達目標 ついて見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前学習は, 特に必要としないが, 復習について, 理解の確認を行う必要がある。 学修の内容 テキスト、 テキストは講義で配布するが、学生も民法の教科書を自分で用意する 参考文献 学年末の試験を中心にする(80%)。日常点も加味する。 評価方法 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。

担当者

小柳 春一郎

法律学特講(借地借家法)/\*\*\*\*/\*\*\*\*

法律学特講(借地借家法)/\*\*\*\*

08~16 律・国・総

03~07 律・国

08~16 律・国・総 法律学特講(初めての著作権法)/\*\*\*\*\*/\*\*\*\* 担当者 張 睿暎 03~07 律・国 法律学特講(初めての著作権法)/\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 1 授業のガイダンス、著作権法の体系 今どき、著作権という言葉を知らない人はもはや少な い。しかし、著作権を正しく理解するためには、著作権法 2 著作物1:著作物とは、著作物の種類 を読み、立法意図や条文の解釈をしなければならない。 3 著作物2:二次的著作物、編集著作物、データベース この講義は、著作権法を学びたい初学者のための入門講 の著作物、共同著作物 義であり、著作権に興味のある、あらゆる学生を歓迎する。 4 著作者と著作権者:創作者主義の原則と例外 講義では教科書と著作権法の条文を用いて著作権法の 5 著作者の権利1:著作者人格権 体系と内容を理解し、裁判例を数多く見ながら著作権法の 6 著作者の権利2:著作権(著作財産権) 解釈と適用を理解していく。また、関連画像・音楽やウェ 7 著作権の制限1:例外規定の概観、私的複製 ブサイトなど、視聴覚情報も紹介しながら講義を進める。 8 著作権の制限2:引用、保護期間 毎回の講義には教科書と著作権法条文を持参し、事前に予 9 著作物の利用:利用許諾、出版権、譲渡、担保設定 習してきてほしい。 10 著作隣接権 初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関す 11 権利侵害1:侵害の要件 る告知等があるので、必ず出席すること。 12 権利侵害2:パロディ問題、みなし侵害 13 権利侵害に対する救済:権利救済制度(1) 14 権利救済制度(2)、著作権の登録制度、裁定制度 15 総括:質問への回答と復習 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。

事前・事後学修の内容	1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習(2時間)し、授業後は、 重要概念や裁判例を復習する自宅学習(2時間)が求められる。
テキスト、 参考文献	教科書:伊藤塾『知的財産法(第4版)』(弘文堂・2012年)参考書: 中山他編『著作権判例百選 第4版』(有斐閣・2009年)、『判例付き 知的財産権六法 2016 平成 28 年版』(三省堂 ・2016年)
評価方法	定期試験の結果(80%)および授業への参加度(20%)を合わせて評価する

 08~16 律・国・総 03~07 律・国
 法律学特講(著作権法の諸問題)/\*\*\*\*\*
 担当者

 32~07 律・国
 法律学特講(著作権法の諸問題)/\*\*\*\*\*

### 講義目的、講義概要

この講義では、著作物の種類や利用局面ごとに、著作権とその隣接分野で実際に起こった紛争や新たに台頭してきた問題、法改正に向けてなされている議論等を詳しく解説する。法学部の講義として、著作権法の基礎知識のある学生に向けておこなうため、前期の「【法】法律学特講(初めての著作権法)」、「【経】著作権法 a」を履修していることが前提となる。著作権法の体系にそっての解説は本講義では行わないので、先修科目を履修せずに受講しても、本講義が目標としている事例分析はできないので、必ず先修すること。

講義では教科書と併用して、裁判例、論文、報告書、関連画像・音楽やウェブサイトなども数多く紹介しながら進める。

毎回の講義には教科書と著作権法条文を持参し、予習してきてほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する告知等があるので、必ず出席すること。

### 授業計画

- 1 授業のガイダンス、著作権法の体系、著作物
- 2 著作者、著作権、著作権の制限
- 3 著作隣接権、著作物の利用、権利の侵害と救済
- 4 出版物(雑誌、書籍、写真)
- 5 漫画、アニメ、キャラクター
- 6 音楽1:音楽著作権と著作隣接権、音楽配信
- 7 音楽 2:音楽の放送使用、CM 音楽、ゲーム音楽
- 8 映像物1:映画における権利関係、映画の商業的利用
- 9 映像物2:放送、動画配信ビジネス
- 10 ゲーム
- 11 インターネット1
- 12 インターネット2
- 13 二次創作、パロディ
- 14 肖像権・パブリシティ権
- 15 総括:質問への回答と復習

 到達目標
 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。

 事前・事後学修の内容
 1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習(2時間)し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習(2時間)が求められる。

 テキスト、参考文献
 教科書:島並=上野=横山『著作権法入門(第2版)』(有斐閣・2016年)参考書:中山他編『著作権判例百選第4版』(有斐閣・2009年)、『判例付き知的財産権六法2016平成28年版』(三省堂・2016年)

 評価方法
 定期試験の結果(80%)および授業への参加度(20%)を合わせて評価する。

08~16 律・国・総 法律学特講(行政過程論)/\*\*\*\*/行政過程論 担当者 木藤 茂 03~07 律・国 法律学特講(行政過程論)/\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 「行政過程論」は、専門分野により理解の仕方が異なるように 憲法・行政法の基礎知識の確認(テストと議論) 思いますが、この講義では、「法律学特講」の表記が示すとお 憲法・行政法の基礎知識の確認(第1回の続き) り、「行政法」の"応用的復習"ないし"発展"といった内容をイメ 3. 行政活動と法の交錯(総論) ージしています。 4. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法①) 具体的には、憲法・行政法の基礎的な理解を前提として、行 5. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法②) 政過程における「法」の役割や機能について考察することを主 6. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法③) 眼に置きつつ、具体的な素材を通して多角的な視点から受講 7. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画①) 者自身に主体的に考えてもらう機会にしたいと考えています。 8. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画②) したがって、「憲法(入門・人権・統治)」「行政法 I・II」を履 9. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画③) 修済であることを前提に、行政学や公共政策学等にも関心が 10. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為①) ある3年生以上の方を対象とします。 11. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為②) 受講者数は例年5~10名程度で、講義時間中は、教員によ 12. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為③) る一方的な説明ではなく、受講者の主体的・積極的な参加や 13. 行政活動と法の交錯の諸局面(法律の留保①) 議論を求める方法で進めてきていますので、この点に十分留 14. 行政活動と法の交錯の諸局面(法律の留保②) 意して履修するかどうかを決めてください。 15. まとめ 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象に 到達目標 ついて見解を示すことができるようにする。 事前・事後 毎回の講義時間中に適宜指示します。 学修の内容 テキスト、 教材・資料等を適宜配布します。ただし、小型の『六法』は、各自毎回持参してください。 参考文献 詳細は、初回のガイダンスで説明します。 講義時間中の議論への積極的な参加(50%)と学期末のレポート(50%)を基に総合的に評価します。ただし、冒頭のテストと議 評価方法

論で理解が不十分と確認できた場合や、十分な参加がない場合には、学期末のレポートの提出は認めません。

03~07 律・国 法律学特講(刑法各論と特別刑法)/\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 1. イントロダクション (授業と刑法各論の) 身近な犯罪類型を学ぶことを通して、抽象的な刑法理論をどの (①生命に関わる問題) ように生かしていくのかを身につける。 2. 人と胎児 3. 人工妊娠中絶 刑事罰の対象となる行為は、主に「刑法典」に定められていま 4. 脳死と臓器移植 す。ですが、「刑法典」以外にも、臓器移植法や売春防止法など、 5. クローン・ES 細胞・iPS 細胞 様々な法律の中で、刑事罰の対象となる行為が定められています 6. 安楽死・尊厳死 (「広義の特別刑法」)。このような特別刑法に規定されている犯罪 7. まとめ 類型の方が、より身近な行為であることが多いのです。 (②性に関わる問題) そこで、刑法各論の発展として、刑法各論と関連性の深い特別 8. 不倫(旧姦通罪) 刑法上の犯罪類型を取り上げて、その法解釈上の問題や判例など 9. わいせつ物 を検討していきたいと思います。 10. 強姦罪 11. 児童と性行為 テーマは大きく分けると二つです。まず、①生命にかかわる問 題です。安楽死や臓器売買などの問題を取り上げます。次に②性 12. 売春防止法 に関わる問題です。特に売春防止法や児童買春・ポルノ禁止法な 13. 痴漢 どを取り上げます。根底の問題意識は、「倫理」の問題と「自己決 14. まとめ 定」の限界です。 15. 現代的問題 なお、獨協大学の Porta を利用します。 ※授業内容は、変更されることがあります。 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前に、授業で取り上げるテーマについて考えてきてください。 学修の内容 事後に、授業内容を踏まえつつ、さらに文献・資料を調べてレポートにまとめるようにしてください。 テキスト、 資料を配布します。 参考文献 評価方法 レポート2回 (90%) と平常点で評価します。

担当者

若尾 岳志

法律学特講(刑法各論と特別刑法)/\*\*\*\*/\*\*\*\*

08~16 律・国・総

08~16 律・I 03~07 律・		法律学特講(債権総論 a)/**** 法律学特講(債権総論 a)/****		担当者	納屋 雅城			
講義目的、講	構義概要	Ę	授業計画					
一章 総則」のある。債権といってきる法律 定しているの権総論)である。 正の授業いう認 説を取り上げ [注意] 2015 年度以下 一内容である と。また授業に	のは上がるは基で、前の出土がるは、上がるは、一様説の、一様説の、一様説の、一様説の、一様のの、一様ののでは、一様ののでは、一様のでは、一様のでは、一様のでは、一様のでは、一様のでは、一様のでは、一様のでは、	のは、民法の「第三編 債権」の中の「第 民法 399条~422条、474条~520条)で どの人に対して一定の行為を請求すること 利のことであり、この債権全般について規 に編 債権」の「第一章 総則」(いわゆる債 経総論のうち、債権が発生し、実行され、消 な流れについて、関連する条文・判例・学をしていく。 の「法律学特講(債権総論[基礎編])」と同 目の単位を取得済みの人は履修しないこ ける際には、教科書と2016年版の六法(民 類や出版社は問わない)を必ず持参する	1. ガイダンス 2. 債権の引力 4. 債権の効力 4. 履行の強制 5. 債務不履行( 6. 債務不履行( 7. 損害賠償②、 9. 弁済② 10. 弁済③ 12. 相殺② 14. 供託、更改、 15. 全体のまとめ	· 受領遅滞 · 受領遅滞 · 免除、混同				
到達目標		)開設科目では触れてこなかった法律分野 「見解を示すことができるようにする。	について、基本かっ	)重要な項目	を正確に解釈し、個別の事象に			
事前・事後 学修の内容		書の指定された範囲を事前に通読すること レジュメを精読すること。	:。②法律の条文は	六法等で必ず	"確認すること。③授業後は、教			
テキスト、 参考文献	野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論[第 3 版補訂](有斐閣Sシリーズ)』(有斐閣、2012 年)。なお、講義開始日まで に改訂版が出版されたときは、改訂版を使用する。							
評価方法	定期試験(100%)によって評価する。							

08~16 律・国・総 法律学特講(刑事訴訟法演習 a)/\*\*\*\*\*/\*\*\*\* 担当者 齋藤 実 法律学特講 (刑事訴訟法演習 a) /\*\*\*\* 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 1 講義目的 1 講義の概要 本講義は、刑事訴訟法 a·b で学んだ知識を元に、具体 的な事件を「自分の力で解決」出来る能力を育成すること 刑事訴訟法の全体像(1)~(3) を本講義の目的とします。刑事訴訟法 a・b で学んだ条文  $5 \sim 10$ やその要件は前提事項となりますので、講義は刑事訴訟法 捜査(1)~(6) a・b に比べ発展的な内容となります。  $11 \sim 14$ 2 講義概要 公訴提起(1)~(3) 判例百選に出てくる事案の中から、重要な事件を選び、 15 春学期のまとめ 検討していきたいと考えています。裁判官ならどう考える のか、弁護人ならどう考えるのか、検察官ならどう考える のか、様々な立場の違いを前提とし考えながら、皆さんが 「自分の力で解決」することが出来るようになって欲しい と思っています。 3 受講条件・出席等 一定の知識を前提としているため、刑事訴訟法 ab いず れも単位取得していることを前提とします。 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前にはテキスト「事案」を読み、事後には解説も含めてテキスト該当箇所を読んでください。 学修の内容 テキスト、 『刑事訴訟法判例百選 第9版』(有斐閣 2011年) 参考文献

原則として期末試験の結果のみによって評価する。

評価方法

08~16 律・国・ 03~07 律・国	·総 法律学特講(刑事訴訟法演習 b)/**** 法律学特講(刑事訴訟法演習 b)/****	,	担当者	齋藤 実				
講義目的、講義	機要	授業計画						
的を本書のに義語のは 事業のに義語のに義語のに義語のに義語のに義語のに義語のに義語のに。 2 判別かいのか自己のでは、 がかからのでは、 がかからのでは、 がかがまれるが、 をできれるが、 をできれるが、 のにまれるが、 のにななが、 のにななが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のになが、 のにな	~	1 前期の復習 2~5 公判(1)~(4) 6~11 証拠(1)~(5) 12 裁判 13・14 救済手続(1)~(2) 15 秋学期のまとめ						
劉達甘禮	É来の開設科目では触れてこなかった法律分野 &について見解を示すことができるようにする		かつ重要な項	目を正確に解釈し、個別の事				
事前・事後 学修の内容	<b>革前にはテキスト「事案」を読み、事後には角</b>	<b>解説も含めてテキ</b> ス	スト該当箇所	を読んでください。				
テキスト、 参考文献	『刑事訴訟法判例百選 第9版』(有斐閣 20	11年)						
評価方法	原則として期末試験の結果のみによって評価する。							

08~16 律・  03~07 律・		法律学特講(情報法)/  法律学特講(情報法)/			担当者	多賀谷 一照			
講義目的、詞	冓義概要	<u> </u>		授業計画					
と情報法制と このため、特 ず、広い分野 する。 学生; に、情報ネッ	の法体定の法グではおいが、情報	はテーマについて論し 系としての違いを教える 分野に限定することなく で情報法のあり方につ み法についての基本的 力上での法律関係にお と要な知識を習得させ	る。 、公法・私法を問わ いて多角的に講義 可な知識を持つと共 いて、民法・行政法	3、通信・放送のた 4、通信法制 5、インターネット、 6、個人情報保護 7、技術の発展とた 8、電子的法律関 9、電子商取引 10、情報セキュリ 11、放送と表現の 12、ブロードバン	2、情報空間と物理的空間 3、通信・放送の仕組み 4、通信法制 5、インターネット、クラウドと法 6、個人情報保護 7、技術の発展と個人情報保護 8、電子的法律関係 9、電子商取引 10、情報セキュリティ 11、放送と表現の自由 12、ブロードバンド 13、著作権と情報				
到達目標		)開設科目では触れて 見解を示すことができ		について、基本かっ	の重要な項目	を正確に解釈し、個別の事象に			
事前・事後 学修の内容	インタ	ーネット、新聞で関連す	つる記述を読む。						
テキスト、 参考文献	テキスト なし。 参考文献 授業で随時指示								
評価方法	毎回レジメを配布する。 中間レポートもしくは小テストを行う。								

08~16 律・  03~07 律・							神馬	幸一	
講義目的、詞	講義概要	į		授業	計画				
内容に対して療・医学の現示唆する試み それは、従来 ある。すなわ ある。本講義	て体系的 場におい みである。 民型の法 ち,新し の目的に	な枠組みを付ける具体的な する具体的な 的問題解決に い法の在り方	こ関連する様々な法規範の ・与することで、そのような医 諸問題への理論的な解決を こ対して再検討を迫るもので を模索する挑戦的な領域で 医事法における基本的視座	1. 医事法とは何か? 2. 医療紛争の法的解決 3. 医療安全対策に関する動向(1) 4. 医療安全対策に関する動向(2) 5. インフォームド・コンセントの法理 6. 医療情報の保護(1) 7. 医療情報の保護(2)  8. 人工妊娠中絶 9. 生殖補助技術 10. 臓器移植医療(1) 11. 臓器移植医療(2) 12. 臓器移植医療(3) 13. 終末期医療(1) 14. 終末期医療(2) 15. 終末期医療(3)				医事法総論	
採り上げる「糸 上げる「各論	医事法領 総論」部 〕部分と	分と個別具体	こおいて共通の検討課題を 的な医療分野の問題を採り される。各々の内容に関して こと。					医事法各論	
到達目標			t触れてこなかった法律分野 とができるようにする。	につい	って、基本かっ	の重要な項目	を正確に解釈し	、個別の	事象に
事前・事後 学修の内容			領域であることから,本講義 る基本科目が履修済みである			っては、憲法・	一——— 行政法·民事法		上領域に
テキスト、 参考文献	教科書は、特に指定しない(日進月歩の分野であるため、常に最新の情報を入手する必要がある)。講義は、担当者が用意するレジュメ等を配布しながら実施する。								
評価方法		定期試験の結果により評価(100%)。論点の内容を正しく理解し、そのことに関する私見を論理的で説得力ある論旨により主張できているかどうかに注目する。							
									-

08~16 律・[ 03~07 律・					担当者	齋藤 実				
講義目的、講	冓義概要	<u> </u>			授業計画	Ī				
犯罪の「当事者」は加害者と被害者ですが、被害者は長い間、刑事手続の蚊帳の外に置かれていました。たとえ自分の親族が殺されても、「忘れられた存在」として扱われていました。 しかし、近年、その被害者に注目が集まっており、例えば、裁判員裁判が導入された前年(2008)から被害者参加制度が導入されました。それ以外にも、被害者に関する様々な立法がなされています。また、諸外国を見ると、被害者の支援のみに特化した官庁(犯罪被害者庁)を設ける国もあります。このように、被害者学は新しい分野ではありますが、近年とてもホットな分野です。出来る限り、実務を意識した内容もあわせてお話します。						1~3 被害者学の全体像 4 犯罪被害者の歴史 5、6 犯罪被害者への経済的支援 7~10 犯罪被害者と刑事訴訟手続 11、12 犯罪被害者への精神的支援 13、14 諸外国の犯罪被害者支援 15 まとめ				
到達目標			は触れてこなかっ ことができるように		について、	基本かっ	○重要な項目	を正確に解釈し、個別の事象に		
事前・事後 学修の内容	授業の	<u></u> )内容のノー	トを必ず読み返	し、関心事項	画の文献等	をと当た。	ってください	0		
テキスト、 参考文献	特に指定しませんが、六法は持ってきてください(出版社は問いません)。									
評価方法	<b>画方法</b> 原則として期末試験の結果のみによって評価し						します。			

08~16 律・国・総03~07 律・国・総

法律学特講(刑法総論:不作為犯、未遂犯、共犯)/\*\*\*\*/\*\*\* 法律学特講(刑法総論:不作為犯、未遂犯、共犯)/\*\*\*\*

担当者

内山 良雄

## 講義目的、講義概要

本講義は、刑法総論を取り扱います。刑法「総論」は、すべての犯罪に共通する要素や原理・原則を解明することを課題とします。本講義では、「刑法総論 I・II」の講義では十分に言及されない不作為犯、未遂犯、共犯を取り扱います。犯罪の原則形態は、「1人の行為者(単独犯)が、故意に基づいて(故意犯)、作為形態の行為(作為犯)で、1つの罪(一罪)を、やり遂げる(既遂犯)」場合です。本講義で取り扱う不作為犯は作為犯の、未遂犯は既遂犯の、共犯は単独犯の例外形態と位置づけられる犯罪類型ですから、原則形態に関する理解を前提に、原則形態との異同を意識しながら、例外とされる犯罪類型の成立要件、成立範囲を理解することが、本講義の目標です。

## 【履修上の注意事項】

本講義は、「刑法入門」または「刑法総論  $I \cdot II$ 」を受講してから履修することを、強く推奨します(受講済であれば、単位の取得は問いません)。

#### 授業計画

- 1. 不作為犯論(1)
- 2. 不作為犯論(2)
- 3. 既遂犯と未遂犯、未遂犯の処罰根拠と実行の着手
- 4. 不能犯論
- 5. 中止犯論
- 6. 正犯と共犯、間接正犯(1)
- 7. 間接正犯(2)
- 8. 共犯の基礎理論(処罰根拠、共犯の従属性)
- 9. 教唆犯·幇助犯(従犯)
- 10. 共同正犯(1)とくに共謀共同正犯
- 11. 共同正犯(2)とくに承継的共同正犯
- 12. 共犯と身分
- 13. 共謀の射程
- 14. 共犯の錯誤
- 15. 共犯からの離脱・共犯の中止

08~16 律・国・総

03~07 律・国

法律学特講(刑法各論上の社会・国家法益に対する罪) /\*\*\*/\*\*\* 法律学特講(刑法各論上の社会・国家法益に対する罪) /\*\*\*

担当者

内山 良雄

### 講義目的、講義概要

本講義は、刑法各論を取り扱います。刑法「総論」は、すべての犯罪に共通する要素や原理・原則を解明するものですが、「各論」は、殺人罪や傷害罪といった個別犯罪に特有の成立要件や、類似する他の犯罪との異同・限界を明らかにすることを課題とします。本講義は、「刑法各論  $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II}$ 」の講義では十分に言及されない「社会的法益、国家的法益に対する罪」を取り扱います。これらの犯罪は、それを処罰することによって何を保護しているのかが具体的でないことから、解釈に困難が伴います。犯罪の成立要件を正しく理解し、具体的な事案を対象に、犯罪が成立するか否か、成立するのは何罪かを、刑法各則の条文解釈を通じて論理的に結論づけられるようになることが、本講義の目標です。

## 【履修上の注意事項】

本講義は、「刑法入門」または「刑法総論  $I \cdot \Pi$ 」、「刑法各論  $I \cdot \Pi$ 」、「刑法各論  $I \cdot \Pi$ 」を受講してから履修することを、強く推奨します(受講済であれば、単位の取得は問いません。「刑法各論 II」は同時履修でも構わないです)。

## 授業計画

- 1. 騒乱罪・多衆不解散罪
- 2. 放火罪(1)
- 3. 放火罪(2)
- 4. 文書偽造罪(1)
- 5. 文書偽造罪(2)
- 6. 有価証券偽造罪
- 7. 支払用カード電磁的記録に関する罪
- 8. わいせつ物に関する罪、公然わいせつ罪
- 9. 賭博罪【進度により省略することあり】
- 10. 公務執行妨害罪
- 11. 犯人蔵匿罪·証拠隠滅罪
- 12. 偽証罪
- 13. 公務員職権濫用の罪【進度により省略することあり】
- 14. 贈収賄罪(1)
- 15. 贈収賄罪(2)

到達目標従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。事前・事後学修の内容教科書の該当箇所を事前に読んで授業に臨み、授業で取り扱われた判例を判例集で確認してください。テキスト、参考文献【教科書】曽根威彦『刑法各論[第5版]』(弘文堂)参考文献【参考書】何でもよいので、各自の使いやすい刑法の判例解説書を1つ手元に置くことが望ましいです。

# 評価方法

定期試験 100%(答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、自分の考えを他説を批判しながら論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します)

08~16 律・  03~07 律・		法曹特講(法曹の仕事-弁護士業務を中心とし 法曹特講(法曹の仕事-弁護士業務を中心とし	***	担当者	小川 佳子				
士業務の内容	去曹三和 容につい り、さる できる	をおの仕事について解説し、とりわけ弁護いて具体的に説明する。弁護士の仕事はまざまな業務がある。進路決定の参考にるだけ具体的なイメージを描けるよう講	授業計画1法曹三者 へ 弁2弁護士ののの3裁判官官の5弁護士士6弁護士士7弁護士8弁護士9弁護士10弁護士11弁護士12弁護13弁14弁15ま	民事事件 民事事件 会社実務 労働 ボノスロインハウスロ	<b>答</b>				
到達目標		こ求められる基本かつ重要な法律知識の? 心理の方法論を正確に解釈し、個別の事象			711017 1 71102				
事前・事後 学修の内容	シラノ	ヾスおよび直前の講義において、テーマと	こして指定された記	倫点について	、考察しておくこと				
テキスト、 参考文献	最新問	最新版の六法							
評価方法	原則る	こして期末試験で評価する。ただし特段の	)事情のある場合に	まその他の方	法で評価を行うことがある。				

08~16 律・  03~07 律・				音問題)/**** 音問題)/****	•	担当者	小川 佳子
講義目的、詞	構義概要	Ę			授業計画		
春学期での 処理について				ととしての事件	1 法律相談 2 受まが準備、 3 さ交渉 機備、 5 交渉 関係係係 9 その他 護 1 12 刑事 護士倫 15 まとめ 15 まとめ 16 との 17 対 18 対 18 対 19 を 19	続と起案 尋問 1 尋問 2 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	
到達目標	III		<u> </u>	0.12.11	えに、法曹三者の きについて見解を表	, , , ,	わけ弁護士の業務)、弁護士のきるようにする。
事前・事後 学修の内容	シラノ	 ベスおよび	直前の講義にお	ーーーー おいて、テーマと	 : して指定された記	 倫点について	、考察しておくこと
テキスト、 参考文献	春学其	月に同じ					
評価方法	原則と	 : して期末	試験で評価する	 る。ただし特段の	事情のある場合に	せその他の方	法で評価を行うことがある。

08~16 律・国・総 法曹特講(債権回収・担保法上の諸問題)/\*\*\*/\*\* 担当者 遠藤 研一郎 法曹特講(債権回収・担保法上の諸問題)/\*\*\* 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 債権回収・担保法は、民法の中でも特に学生にとっては ガイダンス 1. ハードルの高い分野であると思われるが、取引実務におい 2. 抵当権 I ては、避けて通れない重要な領域である。本特講は、履修 3. 抵当権Ⅱ 者が債権総論および担保物権に関する基礎知識を有して 抵当権Ⅲ 4. いることを前提として、事例問題等を通じて実力を要請し 保証 I 5. ていく。「知っている」から「使える」という所まで実力 6. 保証Ⅱ を高めることを目的とする。 7. 債権譲渡担保 I 毎週、基礎知識の定着を確認する作業を行った後に、事 8. 債権譲渡担保Ⅱ 例問題を検討する。毎週、必ず予習が義務付けられるので、 9. 相殺 I それができない者の受講は認めない。与えられる課題の内 10. 相殺Ⅱ 容も、相当ハイレベルのものとなるので、その自覚をもっ 11. 責任財産保全 I 12. 責任財産保全Ⅱ て履修すること。 13. 動産担保 I 14. 動産担保Ⅱ 15. 消滅時効 法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事(とりわけ弁護士の業務)、弁護士の 到達目標 事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 毎回出題される事例の分析 学修の内容 テキスト、 指定しない。毎週のテーマに沿って、各自が所有している基本書を使用すること。なお、事例問題等の教 材は、教員が用意して配布する。 参考文献 テスト等は行わない。毎回の授業への出席状況、授業での発表・発言内容、どれだけ真剣に課題に取り組んできている 評価方法 か等を総合的に勘案し決定する(平常点100%)。なお、4回以上欠席した(理由は問わない。就職活動等であっても変 わらず、一切例外はない)場合は単位を付与しない。

08~16 律・ 03~07 律・					/*****/ /****	/**	* * *	担当者	納屋	雅城	
講義目的、語	講義目的、講義概要						授業計画				
則」の一部(民 一定の行為を 権全般につい (いわゆる債権 この授業でに の債権関係」、 る条文・判例( [注意] 2015年度以前 ある。同科目の 席する際には、	この授業で取り扱うのは、民法の「第三編 債権」の中の「第一章 総則」の一部(民法 423 条~473 条)である。債権とは、特定の人に対して一定の行為を請求することのできる法律上の権利のことであり、この債権全般について規定しているのが「第三編 債権」の「第一章 総則」(いわゆる債権総論)である。この授業では、債権総論の中から「責任財産の保全」、「多数当事者の債権関係」、「債権譲渡」という3つの大きなテーマについて、関連する条文・判例(裁判所の立場)・学説を取り上げて説明をしていく。  [注意] 2015年度以前開講の「法曹特講(債権総論[発展編])」と同一内容である。同科目の単位を取得済みの人は履修しないこと。また授業に出席する際には、教科書と2016年版の六法(民法が載っていれば種類や出版社は問わない)を必ず持参すること。						ガイを養養を表する。 ガイをを表する。 ガイをを表する。 大学者である。 大学者では、 大学者できる。 大学者では、 大学者できる。 大学者では、 大学者できる。 大学者で	- ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	₹権•債務		
到達目標	10 1 14 1	• -			な法律知識のう。  別の事象につい	•		_ , ,	弁護士の業務)、	弁護士の事件	
事前・事後 学修の内容			定された を精読す		前に通読すること	上。②法	- 生律の条文は	六法等で必ず	げ確認すること。(	③授業後は、教	
テキスト、 参考文献	野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論[第3版補訂](有斐閣Sシリーズ)』(有斐閣、2012年)。なお、講義開始日までに改訂版が出版されたときは、改訂版を使用する。										
評価方法	定期記	式験(100	%) によっ	て評価する	5.						

08~16 律・I 03~07 律・						中空 壽雅	
講義目的、講	構義概要	5	授業	計画			
について、 します。 各回のテーマの元になってす。 通常のおきもり ようされます。	学説状況 マについ ている者 のように	1)では、刑法総論・各論の重要問題 社や基本的な判例を理解すること目的と いて、レジュメを使用しながら学説対立 だえ方、判例の考え方を解明していきま ご受動的に参加するのではなく、演習の な的・積極的に授業に参加することが期 め方については第1回目の授業で説明	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	犯故不正被因未共	<ul><li>関想防衛につ</li><li>若・医療行為</li><li>能犯について</li><li>・原因においの</li><li>の体系について</li></ul>	要件の機能 の錯誤 いて の正当化をめぐる問題 て自由な行為	
到達目標		「求められる基本かつ重要な法律知識の 」理の方法論を正確に解釈し、個別の事績				7 7 1 104 7 1 7 1 104	
事前・事後 学修の内容	あらか	いじめレジュメに目を通して授業に参加す	トるこ	と。			
テキスト、 参考文献		ロにはレジュメを使用して講義します。 st こて指定する文献・判例が参考文献です。		分のもってい	いる刑法総論	・各論の教科書、さらに必要	
評価方法	レポート(100パーセント)で評価します。						

08~16 律・国・総 経済原論 a/現代経済論 a/経済原論 a 担当者 野村 容康 経済原論 a/現代経済論 a 03~07律・国 講義目的、講義概要 授業計画 講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学 1. 経済学の目的と方法 の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に 2. 家計の行動①-効用の概念と予算制約 代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ 3. 家計の行動②-効用最大化 経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定 家計の行動③-消費者余剰の概念 4. の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分 5. 企業の行動①-生産技術の決定 析)。 6. 企業の行動②-費用曲線と利潤最大化 講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済 7. 企業の行動③-生産者余剰の概念 理論によって説明されるかを自分なりに考察できるよう 8. 市場価格の決定 にするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」 9. 不完全競争市場 を習得することが本講義の目的である。 10. 厚生経済学の基本定理 11. 市場の失敗 12. 所得分配の決定 13. 政府の役割①-規制および補助金政策 14. 政府の役割②-租税政策 15. まとめ 到達目標 経済原論の基本、経済原論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 各回の講義で解説した専門用語(プリントを配布)について復習し、十分に理解したうえで、次回の講義 学修の内容 に臨むこと。 テキスト、 特に指定しない。参考文献については、初回の講義にて紹介する。 参考文献 評価方法 定期試験の成績(80%)に授業内での小テストの結果(20%)を加味して評価する。

08~16 律・国 03~07 律・国		経済原論 b/現代経済論 b/経済原論 b 経済原論 b/現代経済論 b	ı		担当者	野村 容康
の基礎的な個 代表済分析)、 経済分析)。 講義目的 与 理論による にするため、	経済学を経済学を経済学を経済は、経済は、経済は、融 の 説ずに の 明 に まずい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かい	を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学 いて概説する。前期は、家計と企業に 済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ 一国経済全体の視点から国民所得決定 政策等について議論する(マクロ経済分 りの様々な経済現象がどのように経済 されるかを自分なりに考察できるよう は経済学の基礎的な「文法」と「用語」 に講義の目的である。	2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14.	マ国消企国生金財金国開公経口ク民費業民産融政融際放債済口所と投所物市政政収マ発成経得貯資得市場策策支ク行長済の蓄の決場のののと口との	諸概念 概理論 理定の分有有為経 理論 理析 対効性性 一での がの がの がの がの がの がの がの がの がの が	<b>经济政策</b>
到達目標	経済原	<b>『論の基本、経済原論の各項目を正確に解</b> る。	釈し、個	<b>固別の事象</b> に	こついて見解を	と示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容		)講義で解説した専門用語(プリントを配っこと。	记布)に	こついて復習	習し、十分に	理解したうえで、次回の講義
テキスト、 参考文献	特に指	f定しない。参考文献については、初回の	一大	こて紹介する	 5。	
評価方法	定期記	<b>ば験の成績(80%)に授業内での小テス</b> )	トの結り	果(20%)	 を加味して評	価する。

08~16 律・国・総 会計学a/\*\*\*\*/\*\*\*\* 担当者 内倉 滋 03~07 律・国 会計学a/\*\*\*\*

## 講義目的、講義概要

「会計学a,b|という科目は、複式簿記原理の最低限の 知識を前提として、それに内容的な意味付けを試みていく ものであり、会計を言語に例えるならば「意味論」に相当す るものである。そこで取り扱われる中身は、広義の意味で の会計学の全領域ということになる。

そのうち「会計学a」では、最初に複式簿記の基本原理を ごく簡単に説明した上で、財務会計論の領域の諸問題を順 次講義していきたい。具体的には、資産や負債の定義とい うことから始めて、最終的にはキャッシュフロー計算書や 連結財務諸表の作成方法についての説明も予定している。

なお、本講義は、ここ数年 科目登録が抽選制になって しまい、設置学科の学生が希望しても受講できない事態に なってしまっていた。そのため本年度については、経営学 科には類似科目が設置されていることもあるので、経営学 科生の履修を許可しないこととしたい。

#### 授業計画

1. オリエンテイション(本講義の 目的, 目標 等)

2. 第1章 : 決算書から見える世界

3. 第2章 その1: 複式簿記の基本概念

4. 第2章 その2: 取引の仕訳

5. 第2章 その3: 勘定口座への転記

6. 第2章 その4:決算修正

7. 第2章 その5:貸借対照表, 損益計算書

8. 第2章 その6:間接法によるキャッシュフロー計算書

9. 第2章 その7:直接法によるキャッシュフロー計算書

10. 第2章 その8:グループ経営と決算書

11. 第2章 その9: 資産, 負債 の定義

12. 第2章 その10:決算書と法律

13. 第3章 その1:利益計算のルール,収益と費用

14. 第3章 その2: 資産評価の基礎

15. 総復習:第2回講義~第14回講義の総復習

到達目標	会計学の基本、会計学の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	事前に教科書の該当箇所に目を通してきてください。講義は、当日配付するハンドアウト資料の要点だけを説明していく形で行います。講義のあとハンドアウト資料を通読し、自分なりの整理をしてください。
テキスト、 参考文献	山浦久司・廣本敏郎 編著,『ガイダンス企業会計入門[第4版]』(白桃書房)
評価方法	7~8割は期末試験の結果,残りは平常点(講義中の小テスト等)で評価する。その際、相対評価を基本とし、絶対評価を加味する。

08~16 律・国・総 | 会計学 b/\*\*\*\*\*/\*\*\*\* 会計学b/\*\*\*\* 03~07 律・国

担当者

内倉 滋

## 講義目的、講義概要

「会計学 b」は、「会計学 a」の知識を前提として、'会 計監查論','管理会計論','経営分析論','稅務会計 論'といった領域の諸問題を、教科書に沿った形で講義し ていきたい。

なお、本講義は、ここ数年 科目登録が抽選制になって しまい、設置学科の学生が希望しても受講できない事態に なってしまっていた。そのため本年度については、経営学 科には類似科目が設置されていることもあるので、経営学 科生の履修を許可しないこととしたい。

絶対評価を加味する。

### 授業計画

1. 第3章 その3: 剰余金の額, 剰余金の配当

2. 第3章 その4:会計基準の国際的調和

3. 第4章 その1:原価とは

4. 第4章 その2:総合原価計算 その1

5. 第4章 その3:総合原価計算 その2

6. 第4章 その4: 個別原価計算

7. 第4章 その5:標準原価計算

8. 第5章: 決算書の信頼性を確かめる

9. 第6章 その1: CVP分析

10. 第6章 その2: 貢献利益の計算と意思決定

11. 第6章 その3: 差額原価収益分析 12. 第7章: 決算書を読んでみよう

13. 第8章 その1:決算書と税金

14. 第8章 その2: 税効果会計

15. 総復習:第1回講義~第14回講義の総復習

# 到達目標 会計学の基本、会計学の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前に教科書の該当箇所に目を通してきてください。講義は、当日配付するハンドアウト資料の要点だけ 事前・事後 学修の内容 を説明していく形で行います。講義のあとハンドアウト資料を通読し、自分なりの整理をしてください。 テキスト、 山浦久司・廣本敏郎 編著, 『ガイダンス企業会計入門[第4版]』(白桃書房) 参考文献 7~8割は期末試験の結果,残りは平常点(講義中の小テスト等)で評価する。その際、相対評価を基本とし、 評価方法

 
 08~16 律・国・総 03~07 律・国
 法政総合講座「地域の現場から」(3 学科共通)
 担当者

# 講義目的、講義概要

本講座では、「地域の現場から」をテーマに、実際に地方行政の現場に携わっておられる近隣の地方自治体(草加市、八潮市、越谷市)職員の方に各部・各課の職務の内容、現場が抱えている問題、課題等を率直に語ってもらい、それを事例に、学生自らが地域との関わりを理解し、参加していく機会としたい。

その際、学生は単に聴講者としてではなく、積極的に自らが参加することのできる、双方向の講義として考えてもらいたい。

#### <受講上の注意>

講師はゲストであり、遅刻および講義中の私語は厳禁である。私語する者は受講を遠慮されたい。

- ※ 過去に法政総合講座「地域の現場から」を修得済みの 場合、2016年度は履修することができません。
- ※ 定員を超えた場合、 $2 \cdot 3$ 年生を優先し、抽選を行うことがあります。

# 授業計画

講義日程および内容については、1回目の講義でプリントを配布する。ただし、2回目は草加市長による基調講演を、また14回目は「大学と地域との対話(仮題)」というテーマで、シンポジウムを行う予定である。

大谷 基道

到達目標	法学、政治学分野に関する現実社会の状況に触れ、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	予め関係自治体のホームページの該当箇所を一読してくること。 毎回レポートを作成し、次回の講義中に提出すること。詳細は1回目の講義で説明する。
テキスト、 参考文献	テキストは定めない。講義中にプリントが配布される。
評価方法	講義中に提出するレポート 80%、授業への参加度 20%

08~16 律・  03~07 律・		*****/比較法史/**** *****/****		担当者	吉川 信將	
講義目的、詞	構義概要	<u> </u>	授業計画			
経済活動の主要な担い手である会社の組織・運営を規律する会社法を題材に、主要国の会社法が異なる地理的・政治的・経済的環境の中でどのように生成され、現在の形に至ったのかをたどる。現在の経済社会はグローバル化していると言われるが、各国の会社法においては、相互に影響を及ぼしあっている事項がある反面、大きな差異が存在する事項もある。そうした事項が生じた原因・理由を探ることにより、あるべき会社法の姿を模索する。 イギリスとアメリカの会社法の生成・発展については、英文資料も読むことがあるので、ある程度の読解力が必要となる。			1. ガイダンス 2. ドイツ株式だ 3. ドイツ株式だ 4. ドイツ株式だ 5. イギリス会を 6. イギリス会を 7. アメリカ会を 8. アメリカ会を 9. アメリカ会を 10. アメリカ会を 11. アメリカ会を 12. 中国会社没 13. 日本の会社 14. 日本の会社 15. 講義のまと	生の生成・発展といいます。 生成・発展とはの生成・発展とはの生成・発展とはないない。 生法の生成が、発展とは、発展とは、発展を発展といいます。 発展を発展を発展を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	展(2) 展(3) 陰展(1) 陰展(2) 陰展(2) 陰展(3) 陰展(4) 態展(4) 態展(5) ಟ	
到達目標		を史の概括、根幹となる重要な思想や制度であるようにする。	度の特徴を正確に	解釈し、個別	の事象について見解を示すこ	
事前・事後 学修の内容	授業時に英文資料を利用する回は事前に読み込んでおくこと。					
テキスト、 参考文献	必要な資料は、授業時に適宜配布する。					
評価方法	定期記	<b>ば験またはレポート 70%、確認テスト 1</b> 8	5%、授業への参加	印度 15%		

08~16 律・国・約03~07 律・国・約	*****/比較政治 a/比較政治 a ****/比較政治 a		担当者	作内 由子		
講義目的、講義	我要	授業計画				
も、現代の議会制 政党に焦点を当って そもそも政党とい 割を果たしている のか、議会制の外 扱います。 講義はテキスト それを授業におお *政治学原論aを	は何か、議会制民主主義の中でどのような役のか、日本の政党にはどのような特色があるの政治にはどのようなものがあるのか、などを を用いて行います。毎週宿題がでますので、	<ol> <li>はじめに</li> <li>政党は善か悪か</li> <li>政党システム論の展開①</li> <li>政党組織論の展開②</li> <li>政党組織論の展開②</li> <li>日本の政党システム①</li> <li>日本の政党システム②</li> <li>日本の政党組織①</li> <li>日本の政党組織②</li> <li>政党はどこへ向かうのか</li> <li>官僚制</li> <li>利益団体論</li> <li>社会運動論</li> </ol>				
い。		15. メディアと政治				
	の政治を外国の政治と対比させながら、現代 すことができるようにする。	は政治に関する事材	<b>雨を正確に解</b> 釈	沢し、個別の事象について見解 		
事前・事後学修の内容毎3	毎週課される宿題を提出していただきます。					
テキスト、 参考文献 待月	待鳥聡史『政党システムと政党組織』東京大学出版会、2015年 ほか					
	ミ試験 100 点、宿題 30 点、任意レポート 15 点 fi。期末試験は必須。 宿題 10 回中 7 回以上提	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				

	*****/比較政治 b/比較政治 b ****/比較政治 b			担当者	作内 由子	
構義概要	5	授業	計画			
比較政治 b では、福祉国家について扱います。就職できるのか、年金はもらえるのか、生活保護はなんのためにあるのか。現在日本においては雇用も社会保障も転換点を迎えており、私たちの生涯設計も予測が困難になっています。このような問題はすべて福祉国家の問題と結びついているといえるでしょう。このような問いに対して、根性や人情による解決、あるいは官僚悪玉論で答えるのではなく、まずそもそもなぜそれが問題となっているのかを構造的に理解するのが本講義の目的です。 講義はテキストを用いて行います。毎週宿題がでますので、それを授業にお持ちください。			福祉レジー、福祉レジー、福祉レジー、制制度・70年代1960・70年代1980年代の1980年代代後1990年代代後後1990年代後後後後34年代の64年代の64年代の64年代の64年代の64年代の64年代の64年代の6	は 計 が 代の福祉政治 代の福祉政治① は福祉政治② を 半以降の福祉 を 半以降の福祉 を 半以降の福祉 を と と と と と と と と と と と と と	① ② 止政治① 止政治②	
		代政治は	こ関する事材	<b>予を正確に解釈</b>	Rし、個別の事象について見解	
毎週課される宿題を提出していただきます。						
宮本太郎『福祉政治』有斐閣、2008年						
期末試験 100 点、宿題 30 点、任意レポート 15 点、発言 15 点のうち 60 点以上から単位取得、AA, A, B, C は相対評価。期末試験は必須。宿題 10 回中 7 回以上提出した場合に期末試験の受験資格を認める。						
	でらい設証間での スお 日を 毎 宮 期になるではも国にるを Fち 本示 週 本 末記 本 ま	*****/比較政治 b   *****/比較政治 c   ****/以下 c   ***/以下 c   ****/以下 c   ***/以下	*****/比較政治 b   接業報要	*****/比較政治 b	*****/比較政治 b	

08~16 律・国 03~07 律・国	7 7 7				担当者	鈴木 淳一	
講義目的、講	購義概要	<u> </u>	授業	計画			
[講義目的] 本講義の目的は、国際社会が抱える地球規模の問題(たとえば、安全保障、テロ、世界規模の感染症等)とそれへの国際社会(特に国際組織)の取り組みについて理解することです。 [講義概要] 国際社会には世界政府は存在しません。しかし、多様な国際組織が、国家とともに、国際社会の共通利益の実現のために重要な役割を担っています。本講義では、これら国際組織の様々な活動分野をとりあげて、国際組織が各分野で果たしている機能を具体的に説明します。本講義の履修にあたっては、国際法の知識は必ずしも必要ではありませんが、講義の中では主に国際法の視点から分析を行うため、一連の講義に先立ち、国際社会と国際法についての簡単なレクチャーを行います(なお国際教養学部や経済学部の学生が履修する場合は2年生以上で受講することをお勧めします)。この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・シス			1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15.	<ol> <li>国際組織と国際法</li> <li>紛争の平和的解決に関わる国際組織(1)</li> <li>紛争の平和的解決に関わる国際組織(2)</li> <li>安全保障に関わる国際組織(1)</li> <li>安全保障に関わる国際組織(2)</li> <li>軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際組織</li> <li>人権問題にかかわる国際組織</li> <li>人道・難民問題に関わる国際組織</li> <li>国際貿易・国際金融に関わる国際組織</li> <li>開発援助と南北問題に関わる国際組織</li> <li>教育・文化に関わる国際組織</li> <li>国際保健に関わる国際組織</li> </ol>			
到達目標		1織法の基本的な考え方、および、国際組織 見解を示すことができるようにする。	哉法に	関する重要な	な判例、学説を	を正確に理解し、個別の事象に	
事前・事後 学修の内容	①事前学習:あらかじめ指定されたテキストの箇所を熟読。②講義中:教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習:教員の添削・コメントを読んで復習。						
テキスト、 参考文献	テキス	テキスト:大森正仁編著『よくわかる国際法(第2版)』(ミネルヴァ書房)					
評価方法	学期末	に実施する試験により評価し(100%)、平常が	点を加	点材料としま	す(ただし上限	10%)。	

08~16 律・国・約03~07 律・国・約	*****/国際組織法-2/****         *国         *****/国際組織法-2			担当者	鈴木	淳一
講義目的、講義相 (講義目的) 本講義は、国際政 に関する講義を提 (講義概要) 今日、国際連合を の人々がいわゆい し、これらの活動 規則などのルー/ 際公務員の活動を 合を例として分析	概要 連合を中心とする国際組織を規律している法 提供することを目的とします。 をはじめとした多くの国際組織が活動し、多くる「国際公務員」として活躍しています。しかは、国際組織の設立条約や地位協定、職員かに従っています。本講義は、国際組織や国を規律しているルールについて、主に国際連	授業計画 1. は 2. 国 3. 国 国 5. 国 国 6. 国 国 9. 国 10. 国				
きます(主に国際) 学共通授業科目 ることを奨励します 業を補うため、授 ミュニケーションを	12. 国 13. 国 14. 国	1. 国際組織の意思決定 2. 国際組織と財政・分担金・運営上の諸問題 3. 国際組織に関する事例研究(1)				
	際組織法の基本的な考え方、および、国際組織 いて見解を示すことができるようにする。	哉法に関っ	する重要な	よ判例、学説を	を正確に理解し、	個別の事象に
	①事前学習:あらかじめ指定されたテキストの箇所を熟読。②講義中:教員から提示される今日のポイントを授業レポートとして提出。③事後学習:教員の添削・コメントを読んで復習。					
テキスト、 参考文献	浦部・望月編『国際機構論[総合編]』(国際書院、2015年)					
<b>評価方法</b> 学	期末に実施する試験により評価し(100%)、平常点	点を加点す	オ料としま	す(ただし上限	½ 10%) <sub>°</sub>	

08~16 律・国・総 03~07 律・国				成嶋 隆	
講義目的、講義概	要	授業計画			
【講義目的】 国際人権法に関目的とする。とる。 像を把握させるこ 【講義概要】 国際人権といるこ 【講義概要】 国際大権に変して、 国際人権に変して、 後の2回では、定 をの他、一次をして、 本講義の内には、 「a・b」ともの に、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、	各回の講義テーマは次のとおりである。 1 国際人権法の生成と展開 2 主要国際人権文書①—国連憲章・世界人権宣言 3 主要国際人権文書②—国際人権 B 規約 4 主要国際人権文書③—国際人権 A 規約 5~6 主要国際人権文書④—人種差別撤廃条約 7~8 主要国際人権文書⑤—女性差別撤廃条約 9~10 主要国際人権文書⑥—子どもの権利条約 11 主要国際人権文書⑦—障害者権利条約 12 主要国際人権文書⑦—障害者権利条約 12 主要国際人権文書®—難民条約 13 主要国際人権文書⑨—拷問等禁止条約 14 国際人権保障のしくみ①—国家報告制度				
こと。		15 国际人権保	陣のしくみと	一個人通報制度	
■判译日標    ̄ ̄ ̄ ̄	人権法の意義及び概要、および、国際人権 見解を示すことができるようにする。	法に関する重要な	判例、学説を〕	E確に解釈し、個別の事象につ	
	講義テキストは原則として前の週に配布するので、事前学修としてはテキストを予め読んでおくことが内容となる。事後学修は、その日の講義内容をテキストやノートを参照しつつ復習することが内容となる。				
	【テキスト】 指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。 【参考文献】 随時紹介する。				
評価方法 2回	2回の小テストおよび学期末に実施する筆記試験により総合的に評価する。				

08~16 律・[ 03~07 律・				担当者	成嶋 隆		
講義目的、講	購義概要	į	授業計画				
につき理解を 【講義概要】 国際人権法 な解説をした する。 【その他、履信 本講義の内 ともに受講す	深めされ その国内 後、主要 を上の注 1容は「II るのが望	国際人権法a」とリンクしているので、「a・b」	5~6 国際人権 7~8 国際人権 9~10 国際人権 11~12 国際人	的の国内的効 別接適用 条約と日本① 条約と日本② 条約と日本③ 権条約と日本④ 権条約と日本 権条約と日本	一国際人権 B 規約 ○一国際人権 B 規約 ○一国際人権 A 規約 ○一人種差別撤廃条約 ②一女性差別撤廃条約 ○⑤一子どもの権利条約 ○⑥一拷問等禁止条約		
到達目標		権法の意義及び概要、および、国際人権治 解を示すことができるようにする。	<b>去に関する重要な</b> 料	判例、学説をī	E確に解釈し、個別の事象につ		
事前・事後 学修の内容		キストは原則として前の週に配布するので :修は、その日の講義内容をテキストやノート		– •			
テキスト、 参考文献	【テキスト】 指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。 【参考文献】 随時紹介する。						
評価方法	2回の	小テストおよび学期末に実施する筆記試験	 により総合的に評値	ーーー 近する。			

08~16 律・国・約 03~07 律・国	*****/国際環境法 a/***** ****/国際環境法 a	担当者	一之瀬 高博			
講義目的、講義概	要	授業計画				
的な法のしくみを札 【講義概要】 主に総論にあた 紛争の類型、国家 の基本的手法、国 規範の構造などを 【注意事項】 この講義は、法 以上に、国際教養 a」としては2年生見 受講する場合は、 Ⅲ(国際機構論)	る部分として、国際環境問題の性質・歴史、 や個人等の紛争当事者の地位、問題解決 際環境法における諸原則や国際環境保全 検討する。 空部専門科目「国際環境法a」としては3年生 学部必須教養科目「グローバル・ガバナンス 法上に開講される。国際教養学部の2年生が 優修が容易ではないので、「国際交流研究 、全カリ「国際法1」、「国際法2」のいずれか め知識を身につけていることが望ましい(並	1 講義の概要 2 環境問題と国際社会 3 国際環境問題の法的紛争類型 4 越境汚染と領域使用の管理責任 5 無過失責任条約 6 国際公域の環境保全と責任 7 国際環境法の生成と諸原則① 8 国際環境法の生成と諸原則② 9 環境責任論の進展 10 国際環境保全規範と事前防止 11 事前防止の手続的規則① 12 事前防止の手続的規則② 13 国際環境保全とソフト・ロー 14 講義のまとめ 15 講義のまとめ				
■ 判1 军日標    ̄ ̄ ̄	国際環境法の意義および機能に関する基本的知識のうえに、国際環境法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
	テキストや参考文献等の指定された箇所を事前に精読しておくこと。 講義中の指示に従い、復習や課題作業を行うこと。					

テキストは開講時に指示する。参考文献として、松井芳郎『国際環境法の基本原則』東信堂 2010 年、

期末試験の成績(70%)により評価し、平常授業での課題レポート・小テストなどの成果(30%)も評価対象にする。

テキスト、

参考文献

評価方法

『国際条約集』有斐閣 2016 年。

08~16 律・E 03~07 律・I		*****/国際環境法 b/**** ****/国際環境法 b	<	担当者	一之瀬 高博	
的な法のしくる 〔講義概要〕 環境条約の 具体的の構造を 【注意講義」 この講義国としては2年 受講をとしてな場合 Ⅲ(国際機構	別題お概 容素析 法養生は、」本 大大大学 は 一本	び地球環境問題に対処するための国際 見する。 国家実行、国際会議や国際機関の対応、 たに、個々の環境問題の類型ごとに国際環 る。 『専門科目「国際環境法 a」としては3年生 部必須教養科目「グローバル・ガバナンス に開講される。国際教養学部の2年生が 修が容易ではないので、「国際交流研究 とカリ「国際法 1」、「国際法 2」のいずれか 知識を身につけていることが望ましい(並	授業計画  1 講義の概要 2 長距離域境大 3 地球大気気圏・5 4 地球大気気圏・5 6 海洋環境のの保 7 海洋環境のの保 8 海極の環境境境境の保 10 廃棄物質、の保 11 有害然環境の関 11 有生物多のまとめ 15 講義のまとめ	気候変動問題 気候変動問題 気候変動問題 全①総論 全②紹舶起 全③海洋投動 き き き き き き き き き き き き き き き き き き き	①オゾン層 ②気候変動枠組条約 ③京都議定書	
到達目標事前・事後	国際環境法の意義および機能に関する基本的知識のうえに、国際環境法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 テキストや参考文献等の指定された箇所を事前に精読しておくこと。					
学修の内容 テキスト、 参考文献	講義中の指示に従い、復習や課題作業を行うこと。 テキストは開講時に指示する。参考文献として、西井・臼杵編『国際環境法』有信堂 2011 年、 『国際条約集』有斐閣 2016 年。					
評価方法	期末詞	<b>大験の成績(70%)により評価し、平常授業で</b> の	の課題レポート・小う	テストなどの成	果(30%)も評価対象にする。	

08~16 律・I 03~07 律・		*****/国際経済法/**** ****/国際経済法			担当者	宗田	貴行
講義目的、詞	冓義概要		授業	計画			
講義目的、講義概要 本講義は、国際経済法の中核を占めると謂われている GATT/WTOの基本的知識の習得を目的とする。 この目的の達成のため、本講義においては、図、表、グラフ等を用いて、極めて基本的な事柄から、わかりやすく解説を行う。 この分野は、事例の検討が不可欠であるので、ケーススタディを積極的に行う。 WTOに関連する新聞記事も頻繁に取り上げ、講義で取り扱っている事柄との関連性や重要性を指摘する。 この分野の基本的事項をよりよく理解・把握するためには、秋学期の国際関係法特講(国際経済法)も併せて受講することを勧める。			11. 12. 13. 14.	関税とは、 GATTの基 GATTの基 GATTの基 GATTの基 GATTの基 GATTの基 質易救済措 貿易救済措	生、ブレトン GATT の基 本原則②数 本原則②数 東原則③③最長 原則③③最長 で で で で で で の に の に の い の い の い の い の い の い の い の い	エ原則①関税の 説の譲許Ⅱ 計制限の禁止Ⅱ 計制限の禁止Ⅲ 国国待遇の原則 国民待遇の原則 国民待遇の原則 国民待遇の原則 国民待遇の原則	I II
到達目標		を済法に関する基礎知識のうえに、特に、GA 示すことができるようにする。	ATT, V	WTO に関す	る基本を正確	に解釈し、個別の	の事象について
事前・事後 学修の内容	毎回の講義の教科書・参考書の該当箇所、指定された事例について熟読すること。						
テキスト、 参考文献		テキストとして、田村次朗『WTO ガイドブック (第 2 版)』弘文堂 2006 年、参考書として、滝川敏明『WTO 法 (第 2 版)』三省堂 2010 年、宗田貴行『独禁法民事訴訟』レクシスネクシス・ジャパン 2008 年。					
評価方法	レポー	- }-					

講義目的、講義概要 授業計画 1. 国際租税法で何を学ぶのか 2. 国内税法(所得税法・法人税法など)との関係は 国際租税法の基礎をしっかり学んで将来に役立てもら 3. 企業の海外進出形態と課税 うことがねらいです。 4. 個人居住者・内国法人(居住者) と個人非居住者・外 国際租税法の授業では、グローバルに活動し国際的に税 国法人(非居住者)とは 金を負担する「民間企業」の課税問題について、法学的な 5. 居住者・非居住者の納税義務の範囲 観点から学んでもらいます。 6. 国内税法と租税条約の関係 7. 居住地国課税ルールと源泉地国課税のルール 国際租税法を学ぶには日本税法(国内税法)の基礎知識 8. 源泉課税・総合課税・分離課税、PE 概念とは が必要です。まったく税法の知識のない学生諸君を含め、 9. 国際的二重課税の防止策:①国内法による対応、②租 国際租税法を履修した諸君の基礎的な理解を深めるため 税条約による対応 に、当初は、国内税法、会社法などとの関連で授業を進め 10. 外国税額控除とは:①直接外国税額控除、②外国子会 ます。授業への参加度・貢献度を重視します。授業では、 社配当益金不算入、③みなし外国税額控除 実例を示して、できるだけわかりやすく講義します。 11. タックス・ヘイブン対策税制とは 12. 移転価格税制とは 13. 過少資本税制とは、 14. わが税法上の非居住者課税の仕組み 15. レビュー 国際租税法に関する基礎的知識のうえに、国際租税法に関する項目を正確に解釈し、個別の事象について 到達目標 見解を示すことができるようにする。 事前・事後 教科書の指定された箇所を精読してください。課題は次回に提出してください。 学修の内容 テキスト、 石村耕治編『現代税法入門塾〔第8版〕』(2016年、清文社)。 参考文献 評価方法 ①定期試験~70%(レポート試験)、②平常授業への参加度など~30%

担当者

石村 耕治

\*\*\*\*/国際租税法/\*\*\*\*

\*\*\*\*/国際租税法

08~16 律・国・総

03~07 律・国

03~07律・国 \*\*\*\*/国際知的財産権法 講義目的、講義概要 授業計画 知的財産権法分野の国際条約に関する基礎的な知識を身 1 授業のガイダンス、国際法と国内法 につけ、この分野の国際秩序とそれに伴う諸問題を理解するこ 2 知的財産権法の仕組み、知的財産の通商問題化 とを目的とする。具体的には、まず、工業所有権に関するパリ 3 工業所有権の保護に関するパリ条約1 条約、著作権に関するベルヌ条約の2大条約を中心に、WIPO 4 工業所有権の保護に関するパリ条約2 (世界知的所有権機関)が所管する条約を学んでいく。次に、 5 ベルヌ条約1 TRIPs 協定を WIPO 所管条約と比較しつつ、その成立過程と 6 ベルヌ条約2 内容について解説を加えていく。最後に、同協定による知的財 7 その他の著作権関係条約、WTO/TRIPs 協定制定の経緯 産権の保護水準上昇が発展途上国の民衆にもたらした諸問題 8 TRIPs 協定1 や国際社会によるその解決への歩みを紹介する。 9 TRIPs 協定2 国際的な知的財産権制度に関する講義であるため、日本法 10 国際知的財産政策と国際ルールづくり に関する解説はしない。「知的財産権法 a/b」および「法律学特 11 国際登録システムの発展、特許に関する PCT システム 講(初めての著作権法)/(著作権法の諸問題)」も合わせて受 12 商標に関するマドリッドシステム、意匠に関するハーグ 講すると、より理解が深まる。 システム 初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関する告 13 デジタル化への対応問題 知等があるので、必ず出席すること。 14 特許と医薬品アクセスをめぐる問題など 15 総括:質問への回答と復習 知的財産権分野の諸条約に関する基礎的知識のうえに、国際知的財産権法の現代的課題を正確に理解し、個別 到達目標 の事象について見解を示すことができるようにする。 1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習(2時間)し、授業後は、重要概 事前・事後 念や裁判例を復習する自宅学習(2時間)が求められる。 学修の内容 テキスト、 テキスト: 茶園成樹『知的財産関係条約』(有斐閣・2015 年)参考書: 高倉成男『知的財産法制と国際政策』(有斐 参考文献 閣・2001年)、『判例付き 知的財産権六法 2016 平成 28 年版 』(三省堂・2016年) 評価方法 定期試験の結果(80%)および授業への参加度(20%)を合わせて評価する。

担当者

張 睿暎

\*\*\*\*/国際知的財産権法/\*\*\*\*

08~16 律・国・総

08~16 律・ 03~07 律・		*****/国際民事訴訟法/*** *****/国際民事訴訟法		担当者	山田 恒久		
講義目的、詞	冓義概要	5	授業計画				
続上の問題がで参照する、 個々の問題が ソクラテステ 方法をが、、 大容が、 大容が、 が、 で の 大法を が、 で の に と 修 に を の に り の に り の に り の に り に り に り に り に り	にと にメア 常多のいびにと にソア に得をしている 高がたこ 講を 関ッな 高がたこまる	こる私法関係の事例に特化して、訴訟手にて検討する。また、英米の制度を原点の目的とする。この受講者の毎回のレポートを中心に、(討論形式)で問題点を明らかにするのる。 してあり難解であるため、関連する法分が提となる。したがって、原則として、5分野と、国際私法、民事訴訟法の単位とを、受講の条件とする。これらの単位と希望する場合には、個別に対応するのと必ず出席して担当者と面接すること。	<ol> <li>国際裁判管轄の基本理念</li> <li>国際裁判管轄の管轄原因①(住所)</li> <li>国際裁判管轄の管轄原因②(義務履行地)</li> <li>国際裁判管轄の管轄原因③(不法行為地)</li> <li>国際裁判管轄の管轄原因④(財産所在地)</li> <li>国際裁判管轄の管轄原因⑥(消費者契約の特則)</li> <li>国際裁判管轄の管轄原因⑥(労働契約の特則)</li> <li>国際裁判管轄の管轄原因⑦(特別の事情)</li> <li>外国判決の承認①(概説)</li> <li>外国判決の承認②(間接管轄)</li> <li>外国判決の承認③(実体公序)</li> <li>外国判決の承認④(手続公序)</li> <li>外国判決の承認⑤(相互の保証)</li> <li>国際的訴訟競合</li> <li>まとめと展望</li> </ol>				
到達目標	国家法という現在の法制度運用の枠組み、国家間の法制度の運用の調整にあたる国際民事訴訟法の処理の 基本的な手法を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容	<u>事前学修</u> :該当箇所の条文を確認して下さい。 <u>事後学修</u> :講義中に扱った練習問題を復習して下さい。						
テキスト、 参考文献	テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。 〈参考文献〉 澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門[第六版]」(有斐閣双書)						
評価方法	全ての講義回において課されるレポートの提出状況及び内容を総合的(100%)に判断します。						

情報法制に関する主なテーマについて論じ、物的所有権法制 と情報法制との法体系としての違いを教える。 このため、特定の法分野に限定することなく、公法・私法を問わ ず、広い分野において情報法のあり方について多角的に講義 する。 学生が、情報法についての基本的な知識を持つと共 に、情報ネットワーク上での法律関係において、民法・行政法 などを応用するのに必要な知識を習得させる。    10	08~16 律・I 03~07 律・						担当者	多賀谷 一照			
と情報法制との法体系としての違いを教える。 このため、特定の法分野に限定することなく、公法・私法を問わ ず、広い分野において情報法のあり方について多角的に講義 する。 学生が、情報法についての基本的な知識を持つと共 に、情報ネットワーク上での法律関係において、民法・行政法 などを応用するのに必要な知識を習得させる。  10、情報とキュリティ 11、放送と表現の自由 12、ブロードバンド 13、著作権と情報 14、情報と刑法 15、まとめ  15、まとめ  16 (本の) 関係を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。  本前・事後 学修の内容  インターネット、新聞で関連する記述を読む。  テキスト、 テキスト なし。	講義目的、講義概要							授業計画			
事象について見解を示すことができるようにする。   事前・事後   プターネット、新聞で関連する記述を読む。   テキスト、 テキスト なし。	と情報法制との法体系としての違いを教える。 このため、特定の法分野に限定することなく、公法・私法を問わず、広い分野において情報法のあり方について多角的に講義する。 学生が、情報法についての基本的な知識を持つと共に、情報ネットワーク上での法律関係において、民法・行政法					る。 く、公法 ついて多 内な知識 いて、J	・私法を問わ ・角的に講義 歳を持つと共	2、情報空間と物理的空間 3、通信・放送の仕組み 4、通信法制 5、インターネット、クラウドと法 6、個人情報保護 7、技術の発展と個人情報保護 8、電子的法律関係 9、電子商取引 10、情報セキュリティ 11、放送と表現の自由 12、ブロードバンド 13、著作権と情報 14、情報と刑法			
学修の内容 インターネット、新聞で関連する記述を読む。 テキスト、 テキスト なし。	到達目標										
		インターネット、新聞で関連する記述を読む。									
<b>  参考又献</b>   参考文献 授業で随時指示	テキスト、 参考文献	テキスト なし。 参考文献 授業で随時指示									
<b>評価方法</b> 毎回レジメを配布する。 中間レポートもしくは小テストを行う。	評価方法										

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/国際関係法特講(国際文化遺産法)/\*\*\*\* 担当者 大塚 敬子 03~07 律・国 \*\*\*\*/国際関係法特講(国際文化遺産法) 授業計画 講義目的、講義概要 【講義目的】 はじめに/国際法における文化遺産法 1. この講義は、「国際文化遺産法」、すなわち、文化遺産・ 国際文化遺産法の形成と発展 文化財に関する国際法のあり方を知り、理解することで、 世界遺産の保護(1) 3. 国際社会において生じる様々な問題や課題について、その 世界遺産の保護(2) 4. 背景を含め、より深く理解することを目的とします。 5. 世界遺産の保護(3) 6. 無形文化遺産の保護(1) 【講義概要】 7. 無形文化遺産の保護(2) この講義では、あくまでも国際法の一つの分野として、 8. 文化と経済活動(1)不法輸出入・返還の問題 文化遺産・文化財に関する諸規則について検討します。ニ 9. 文化と経済活動(2)文化的表現多様性の保護 ュースで見聞きする「世界遺産」についても、条約を中心 10. 文化と経済活動(3)貿易関連の国際法 に検討し、登録制度の流れなどを把握しますが、加えて、 11. 水中文化遺産の保護 そうした制度・規則の「背景にあるもの」「理念」といっ 12. 危機からの文化財保護(1)紛争・戦争 たものについても見ていきたいと考えています。 13. 危機からの文化財保護(2)犯罪等 授業は講義形式で行いますが、最終回では、履修生に「ひ 14. 文化・文化遺産に関する国際的議論 と言プレゼン」をしていただこうと考えています。 15. まとめ 従来の閲設科目では触れてこれかった国際関係法分野について 基本かつ重要か項目を正確に解釈!

到達目標	別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	文化・文化遺産に関連すると思われる国内外のニュースを、新聞等で確認してください。 また、授業で扱う「条約」について、条文を入手し、全体概要をつかんでおいてください。
テキスト、 参考文献	参考文献:『国際条約集』(有斐閣など)、その他は授業で適宜紹介します。
評価方法	定期試験 80%、授業の取り組み度(授業内で実施するコメントシート提出を含む)20%

 08~16 律・国・総 03~07 律・国
 \*\*\*\*\*\*/国際関係法特講(国際宇宙法)/\*\*\*\*\*
 担当者
 大塚 敬子

## 講義目的、講義概要

## 【講義目的】

この講義は、宇宙利用・探査に関する国際法に触れ、理解することによって、地球上の国際社会のあり方についても考え、諸問題についての自分なりの見解を持てるようになることを目的とします。

## 【講義概要】

一般にはあまり馴染みのない国際宇宙法ですが、宇宙利用・開発がめざましい近年、とても重要な国際法の一分野として発展してきています。宇宙法自体の歴史は浅くても、その背景には、長きにわたる国際法の歴史があるため、「古くて新しい/新しくて古い」課題がたくさんあります。それはまた、自分とも大いに関係する課題なのだということを踏まえつつ、国際宇宙法について様々な観点から検討していきたいと考えています。

授業は講義形式で行います。

### 授業計画

- 1. はじめに/国際法における国際宇宙法
- 2. 国際航空法と国際宇宙法
- 3. 国際宇宙法の形成と発展
- 4. 国際宇宙法の基本原則
- 5. 宇宙における領有権問題
- 6. 宇宙の資源開発
- 7. 宇宙の軍事的利用・軍備管理
- 8. 国際宇宙法における「責任」(1)
- 9. 国際宇宙法における「責任」(2)
- 10. 国際協力(1)国際宇宙ステーション
- 11. 国際協力(2) リモートセンシングの利用
- 12. 宇宙の環境問題
- 13. 日本の宇宙開発と宇宙法
- 14. 「宇宙」と「地球上」の国際法上の諸問題
- 15. まとめ

到達目標 従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。

事前・事後 学修の内容 宇宙開発、探査・利用などに関する国内外のニュースを、新聞等で確認しておいてください。 また、授業で扱う「条約」「国際文書」を入手し、全体概要をつかんでおいてください。

テキスト、参考文献 参考文献:『国際条約集』(有斐閣など)、その他は授業で適宜紹介します。

評価方法 定期試験 80%、授業の取り組み度(授業内で実施するコメントシート提出を含む) 20%

03~07 律・国 \*\*\*\*/国際関係法特講(国際経済法) 講義目的、講義概要 授業計画 本講義は、国際経済法の中核を占めると謂われている 導入 GATT/WTO の基本原則と例外の概要 1. GATT/WTOだけではなく、近年重要性を増している 2. 数量制限の禁止の事例の検討 EPA/FTAおよび国境を越えた各国独占禁止法違反に関す 3. 最恵国待遇の原則の事例の検討 る公的執行及び被害者の救済制度の基本的知識の習得を 内国民待遇の原則の事例の検討 4. 目的とする。 アンチダンピングの事例の検討 5. この目的の達成のため、本講義においては、図、表、グ セーフガードの事例の検討 6. ラフ等を用いて、極めて基本的な事柄から、わかりやすく 7. 補助金相殺関税の事例の検討 解説を行う。 8. WTO の直接適用 この分野は、事例の検討が不可欠であるので、ケースス アメリカ 1914 年不当廉売法と日欧の対抗立法 9. タディを積極的に行う。 10. FTA, EPA, TPP WTOやFTA、EPAに関連する新聞記事も頻繁に取り上 11. アメリカ反トラスト法、EU 競争法の概要 げ、講義で取り扱っている事柄との関連性や重要性を指摘 12. 独禁法の域外適用 する。 13. 独禁法執行協力協定 TPPについても可能な限り解説を行う。 14. 国境を越える独禁法違反と被害者の救済 この分野の基本的事項をよりよく理解・把握するために 15. 総括 まとめ は、春学期の国際経済法も併せて受講することを勧める。 従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の 到達目標 事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 各回講義のための教科書・参考書の該当箇所、該当する判例を熟読すること 学修の内容 テキスト、 テキストとして、田村次朗『WTO ガイドブック (第2版)』弘文堂 2006 年、参考書として、滝川敏明『WTO 参考文献 法 (第2版)』三省堂 2010年、宗田貴行『独禁法民事訴訟』レクシスネクシス・ジャパン 2008年。 評価方法 レポート

担当者

宗田 貴行

\*\*\*\*/国際関係法特講(国際経済法)/\*\*\*\*

08~16 律・国・総

08~16 律・国 03~07 律・国		*****/国際関係法特講(国際企業法程 ****/国際関係法特講(国際企業法程	****/国際関係法特講(国際企業法務)/**** ****/国際関係法特講(国際企業法務)		三浦 哲男
講義目的、講	<b>講義概</b> 要	ξ	授業計画		
国際企業法務は企業法務の一分野であるが、企業法務の中でも"国際的な企業活動"や"企業の国際的な事業展開"というグローバル企業活動の側面にスポットライトを当てて、出来る限り具体的な問題点(とくに契約形態)を取り上げながら解決策を模索していきます。			8 知的財産権(2 9 IP取引とライー 10 製造物責任 11 通商問題(ア 12 海外事業投資 13 合弁会社と契	値の問題 (1) (2)  (理店契約と契 、・ビジネスと P-Industrial と) センス契約 ンチ・ダンピン 約形態 と企業責任(グ	
到達目標		)開設科目では触れてこなかった国際関係 事象について見解を示すことができるよう		. 基本かつ重	要な項目を正確に解釈し、個
事前・事後 学修の内容					
テキスト、 参考文献					
評価方法		:して、期末試験による(100%)。講義 その評点も加味して最終評価する。	 期間中、簡単な理	ー 解度チェック	試験(4回または5回)を実

08~16律·国·総 \*\*\*\*\*/比較私法/\*\*\*\* 03~07律·国 \*\*\*\*/比較私法 担当者 小野 秀誠

#### 講義目的、講義概要

私法、とくに財産法には各国に共通した規定が多く、沿革的にも、日本の民法は、大陸法、とくにドイツとフランスの民法を参考に制定された経緯があります。近時は、国際的な私法の統一の動きがあり、その一部は、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」のように、わがくにでも実現されています。また、民法などの解釈論でも、条文の意味を理解するには、沿革的な検討が不可欠です。さらに、生命倫理に関する法分野のように、外国の法規制の検討が不可欠になるものもあります。解釈論の基礎となる各国私法の関係や、比較の方法、比較の対象などを、まとめて検討対象とすることが、本講義の目的です。

具体的には、契約の成立、所有権移転、担保責任といった テーマにつき各国法制を比較対照します。その基礎となる日本 法を知っていることが不可欠ですから、民法の各講義をあらか じめ、少なくとも同時に聴講し、予習しておくことが必要です。 六法を持参してください。

#### 授業計画

- 1. ガイダンス
- 2. 総論、日本法の沿革、条約や国際私法との関連
- 3. 比較法の概念や意義、大陸法と英米法、ウィーン条約
- 4. 比較法と解釈論、法の継受との関係
- 5. 契約の成立、効力
- 6. 契約の効力、同時履行の抗弁権、危険負担
- 7. 契約の解除、売買法、担保責任
- 8. 担保責任
- 9. 所有権移転
- 10. 所有権移転、抵当権、従物
- 11. 個別の継受概念、権利概念、物権と債権、形成権
- 12. 契約締結上の過失、安全配慮義務
- 13. 積極的契約侵害、給付障害論、状態債務
- 14. 代理権と委任、日本独自の立法、判例法
- 15. 家族法と比較法、夫婦財産制度、パートナー法、先端医療

 
 到達目標
 比較私法の基礎、および、比較私法に関する各種の事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。

 事前・事後 学修の内容
 シラバスに従って、該当部分の日本法を予習しておくことが必要であり、また、授業時間中に自習の指示をし、復習をしてもらいます。授業では、確認の趣旨で、毎回、質問をします。

 テキスト、 参考文献
 五十嵐清『比較法ハンドブック』(2010 年、勁草書房)、民法の講義で用いたテキスト

 評価方法
 定期試験 9 割、授業への参加度、発言 1 割

08~16 律・国 03~07 律・国	, . = p. =			担当者	周 劍龍	
講義目的、講義概要			授業計画			
講義の目的: 本講義では、基本的にコーポレート・ガバナンスという 視点から、日本、アメリカ、ドイツと中国における株式会 社に関する法規制(とりわけ機関に関する部分)を素材と して、4か国における株式会社のコーポレート・ガバナン スの異同を解明する。 講義概要: 序論では、市場経済における会社の位置付け、会社の法 的性質、会社の形態、有限責任制度、法人格否認の法理な どを明らかにする。 本論では、日本、アメリカにおける株式会社の機関の法 構造の異同を比較して、解明する。			性質、 2、会社の形態、有 3、法人格否認のト 4、コーポレート・ 5、日本の株式式会社 6、日本の株式式会社社 7、日本の株式式会社 8、日本の株式式会置会 9、アメリカの株 ポレート・ガバ 10、アメリカの株 11、アメリカの株 12、アメリカの株 13、アメリカの株	限責任制度、理力が対している。 現力が対力が表現の機関は、会社の権利動がの機関に取り、の機関関に取り、の機関関のの機関関と、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	向(日本の場合) 会 会(その1) 会(その2) (会)、指名委員会等設置会社、監査 業形態、アメリカ会社法の沿革、コー 株主総会 取締役会(その1)	
到達目標	比較会社法の基礎、および、比較会社法に関する各種の事柄を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	事前に配布した関連資料を予習する。事後に授業の内容を復習する。					
テキスト、 参考文献	テキストは指定しない。関連資料を随時配布する。					
評価方法	100%筆記試験(期末定期試験)により成績を評価する。					

08~16 律・[ 03~07 律・				担当者	周	劍龍	
講義目的、認	冓義概要	ī	授業計画				
講義目的: 同上 講義概要: ドイツ会社法の部分については、ドイツ株式法の沿革、ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの動向、ドイツ株式会社の機関の法構造などを、そして、中国会社法の部分については、中国会社法の沿革、中国における株式制度と証券市場の導入の意義、中国におけるコーポレート・ガバナンスの動向中国会社法の枠組み(とりわけ、株式会社の機関)、などについて解明する。			1、イントロダク 2、ドイイツ (	の関関関連を表現のの関連を表現である。大学では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	ツにおけるコーズ (その 1) (その 2) 司決定 E業の分類 声、株式制度の導 ト・ガバナンスの (その 1) 会(その 2)	ポレート・ガバナ 算入、会社の形態 D動向	
到達目標		さ社法の基礎、および、比較会社法に関す 上解を示すことができるようにする。	<b>片る各種の事柄を</b> 値	本系的かつ正	確に解釈し、何	個別の事象につ	
事前・事後 学修の内容 事前に配布した関連資料を予習する。事後に抗			授業の内容を復習する。				
テキスト、 参考文献 テキストは指定しない。関連資料を随時配布す			する。				
評価方法	100%	筆記試験(期末定期試験)により成績を	評価する。				

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/国際関係論 a/\*\*\*\* 担当者 佐藤 俊輔 03~07 律・国 \*\*\*\*/国際関係論 a 講義目的、講義概要 授業計画 この講義では、現代の多面的な国際関係を把握するため イントロダクション:講義の目的と全体像 1. の基礎的な知識と視角を身に付けるために、特に国際政 2. 主権国家体制の成立 治・経済を中心とした国際関係の歴史と主要な理論を習得 3. 帝国主義とナショナリズムの時代 することを目的とします。 4. 第1次世界大戦の起源とその影響 第2次世界大戦と新国際秩序 5. 上記の目的に照らし、講義では①前半でヨーロッパを中 6. 冷戦期の国際関係 心とする国際関係の歴史を学び、現代の国際関係の特質に 7. 冷戦からポスト冷戦期へ ついて考察します。その後、②後半では国際関係学の主要 8. ポスト冷戦期の国際秩序 な理論について紹介し、③最後に国際政治と国際経済との 国際関係学の理論(1)―リアリズム 相互作用、連動について掘り下げた考察を行います。 10. 国際関係学の理論(2) - リベラリズム 11. 国際関係学の理論(3) ―従属論、世界システム論 12. 国際関係学の理論 (4) — コンストラクティビズム他 13. 国際政治と国際経済の連動(1) 14. 国際政治と国際経済の連動(2) 15. 講義のまとめ 国際関係に関する基本的知識のうえに、国際社会の成り立ち、国際関係の歴史的展開、国際関係における 到達目標 政治と経済の関わりを正確に解釈し、個別の事象について分析のうえ、見解を提示できるようにする。 事前・事後 各講義の終了後に自分なりのまとめを行い、理解の足りない箇所については参考図書などを用いて補うこ 学修の内容 と。そのうえで関心があれば、ぜひ講義中に紹介する参考文献へあたり、理解と思考を深めてほしい。 テキストとして村田晃嗣他著『国際政治学をつかむ (新版)』有斐閣、2015 年を用い、参考文献は講義の テキスト、 参考文献 中で適宜紹介します。

定期試験(80%)と不定期のコメントカードなど平常点(20%)により評価します。

評価方法

評価方法

08~16 律・I 03~07 律・		*****/国際関係論 b/**** ****/国際関係論 b	•		担当者	佐藤	俊輔
講義目的、講義概要			授業	計画			
この講義では、現代の多面的な国際関係を把握するための基礎的な知識と視角を身に付けるために、前期の国際関係の歴史と理論に関する知識を前提として、現在の国際関係のアクター、及びその特質と課題、論点について概観します。  上記の目的に照らして、本講義ではまず①多様な国際関係の行為主体(アクター)について、国際機構、地域的主体、そして企業やNGOなどといったトランスナショナルな主体の役割について論じます。次いで②安全保障、人権、経済、開発援助、環境等、現代国際関係の諸課題、論点を多面的に概観し、最後に改めて③現代国際関係の特質、課題について議論します。			11. 12. 13.	・国地脱核新人人国貧地人を主家拡いと的貿と環移の一体体争主入・発問と	役割と 制、主と金援題移化め 変ジアテー 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		本像
到達目標	国際関係に関する基本的知識のうえに、国際社会の成り立ち、国際関係の歴史的展開、国際関係における政治と経済の関わりを正確に解釈し、個別の事象について分析のうえ、見解を提示できるようにする。						
事前・事後 学修の内容	各講義の終了後に自分なりのまとめを行い、理解の足りない箇所については参考図書などを用いて補うこと。そのうえで関心があれば、ぜひ講義中に紹介する参考文献へあたり、理解と思考を深めてほしい。						
テキスト、 参考文献		テキストとして村田晃嗣他著『国際政治学をつかむ (新版)』有斐閣、2015 年を用い、参考文献は講義の中で適宜紹介します。					

定期試験(80%)と不定期のコメントカードなど平常点(20%)により評価します。

08~16 律・国・総 \*\*\*\*\*/国際協力論 a/\*\*\*\* 担当者 片岡 貞治 03~07 律・国 \*\*\*\*/国際協力論 a 講義目的、講義概要 授業計画 論理的思考に基づく理論的枠組の構築と現実の国際社 イントロダクション 1. 会の政治現象の実証的分析とが有機的に組み合わされた 2. 国際社会とは何か? 形で研究が行われることが不可欠である。 日本の経済協力政策の史的展開(1) 3. 国際社会とは何か、国際社会における様様なアクターと 日本の経済協力政策の史的展開(2) 4. は何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、 日本の経済協力政策の史的展開(3) 5. 考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、 日本の経済協力政策の史的展開(4) 6. 国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関 7. 「開発協力大綱」の閣議決定 する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な 8. 主要国の経済協力政策 I (米国) 政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、 9. 主要国の経済協力政策 Ⅱ (イギリス) 経済の両面における現在の国際協力のあり方について自 10. 主要国の経済協力政策 III (フランス) 分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。 11. 国際社会における援助協調のあり方 前期は、経済面における国際協力、即ち、経済協力(開 12. グローバリゼーションと開発 発協力)及び開発援助政策についての分析を行う。 13. ガバナンスと開発 14. MDGs & SDGs 15. 総括 国際協力に関する基本的な知識のうえに、世界の様々な問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を 到達目標 示すことができるようにする。 事前・事後 開発問題及び貧困問題に対する問題意識を持って欲しい。 学修の内容 テキスト、 使わない。担当教員作成のパワーポイント資料で勉強してもらいたい。 参考文献

	*****/国際協力論 b/**** ****/国際協力論 b	担当者	片岡 貞治
--	------------------------------------	-----	-------

#### 講義目的、講義概要

評価方法

論理的思考に基づく理論的枠組の構築と現実の国際社会の政治現象の実証的分析とが有機的に組み合わされた形で研究が行われることが不可欠である。

試験、授業態度等で総合的に判断する。

国際社会とは何か、国際社会における様様なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。

後期は、政治面の国際協力、即ち、国際平和協力、国連の集団安全保障の問題、集団的自衛権、安保法制、PKO、多発する紛争や内戦の予防・解決の試み、分析を行う予定である。

#### 授業計画

- 1. 国連システム
- 2. 集団安全保障(1)
- 3. 集団安全保障(2)
- 4. 集団安全保障 (3)
- 5. 集団的自衛権(1)
- 6. 集団的自衛権(2)
- 7. 集団的自衛権と日本(1)
- 8. 集団的自衛権と日本(2)
- 9. 安保法制(1)
- 10. 安保法制 (2)
- 11. 集団安全保障の変形としての PKO
- 12. 国際平和協力(1)
- 13. 国際平和協力(2)
- 14. 湾岸戦争、9.11 テロ攻撃、イラク戦争、イスラム国
- 15. 積極的平和主義と総括

到達目標 国際協力に関する基本的な知識のうえに、世界の様々な問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容 国際安全保障問題、紛争問題に対する問題意識を持って欲しい。
テキスト、参考文献 使わない。担当教員作成のパワーポイント資料で勉強してもらいたい。
評価方法 試験、授業態度等で総合的に判断する。

講義目的、講義概要 授業計画 日本にとって、オーストラリアとの関係は極めて重要であ 1. イントロダクション~オーストラリアを学ぶ意義 る。石炭・天然ガス・鉄鉱石など天然資源の供給地として、民 2. 歴史・・・オーストラリア植民地の誕生 主主義・人権など政治的価値観を共有する国家として、さらに 3. 歴史・・・オーストラリア植民地の発展 はアジア太平洋における安全保障協力のパートナーとして、オ 4. 歴史・・・大英帝国・英連邦とオーストラリア ーストラリアは日本にとって重要な国家である。 5. 歴史・・・ゴールドラッシュと白豪主義 それにも関わらず、観光地としてのイメージはあっても、私 6. 歴史・・・第一次世界大戦とオーストラリア たちのあいだでオーストラリアに対する全般的理解は浅い。日 7. 歴史・・・第二次世界大戦とオーストラリア 豪両国が戦争をしたことすら知られていない。またたとえ知り 8. 前半の総括と質疑応答 たいと思っても、日本では文献がそもそも少ないため、オース 9. 現代・・・戦後世界の構想と対米同盟の確立 トラリアを知る機会は限られてしまっている。 10. 現代・・・戦後のアジアとオーストラリア① 本講義では、18 世紀末のイギリス人の入植による植民地の 11. 現代・・・戦後のアジアとオーストラリア② 誕生から、20世紀初頭のオーストラリア連邦誕生による独立、 12. 現代・・・ミドルパワー外交① 二度の世界大戦、米ソ冷戦を経て、現代に至るオーストラリア の歴史を、イギリス (大英帝国、英連邦)、アメリカ合衆国、 13. 現代・・・ミドルパワー外交② アジア地域(日本、中国、東南アジア)との関係のなかで振り 14. 現代・・・戦後日豪関係の展開 返って行く。 15. 全体総括と質疑応答 国際関係史の概括、根幹となる重要な諸項目、および、国際関係史に関する重要な概念や制度を正確に解 到達目標 釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 テキストの指定された箇所を事前に読んでおくこと。また授業終了直前に提示されるレビューポイントに 事前・事後 学修の内容 したがって復習し、次回の授業までにまとめておくこと。 テキスト、 テキスト:永野隆行ほか編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007年。 参考文献 参考文献:講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布 評価方法 不定期に実施するリアクションペーパーの提出(40%)と定期試験(論述形式、60%)による評価。

担当者

永野 降行

\*\*\*\*/国際関係史a/\*\*\*\*

\*\*\*\*/国際関係史a

08~16 律・国・総

03~07 律・国

 08~16 律·国·総
 \*\*\*\*\*/国際関係史 b/\*\*\*\*
 担当者

 03~07 律·国
 \*\*\*\*\*/国際関係史 b

### 講義目的、講義概要

(20世紀の国際社会とイギリス・アメリカ)

本講義は、20世紀の国際関係の歴史的展開を、イギリス、アメリカの動きに注目して振り返る。「パクス・ブリタニカ(イギリスによる平和)」、「パクス・アメリカーナ(アメリカによる平和)」という呼称が象徴するように、近現代の国際関係の展開に最も大きな影響を及ぼしてきたのが、イギリスでありアメリカであった。世界の地表の4分の1と「7つの海」を支配する大英帝国と、第二次大戦後の「超大国」、「覇権国」となったアメリカこそが、20世紀の国際秩序を主導し、今日の「リベラル(自由主義的)」な国際規範・制度の構築を推進してきたのだった。また両国は、時に対立・不和を抱えながらも、「特別な関係(the special relationship)」と言われる他国の間には見られない稀有な協調関係を維持してきたのである。

本講義は、英米関係を軸に、20世紀の国際社会の特徴と その展開を考察する。

#### 授業計画

- 1. はじめに 講義の目的
- 2. 「パクス・ブリタニカ」の凋落とアメリカの台頭
- 3. 第一次世界大戦:ロイド=ジョージ、ウィルソン、「新外交」
- 4. 国際関係の「組織化」: 国際連盟の誕生
- 5. 戦間期(1) ヴェルサイユ=ワシントン大戦、世界恐慌、世界経済の「ブロック化」
- 6. 戦間期(2)イギリスの「宥和政策」、孤立主義のアメリカ
- 7. 第二次世界大戦: チャーチルとローズヴェルトの「特別な関係」
- 8. 戦後構想をめぐる協調と摩擦:国連連合、ブレトン・ウッズ 体制、帝国植民地
- 9. 冷戦の誕生:戦後西側ブロックの形成
- 10. 核兵器と英米関係
- 11. 同盟分裂の危機:スエズ、ベトナム、フォークランド
- 12. 英米の力の衰退と国際関係の変動
- 13.「新冷戦」と冷戦の終焉:レーガン、サッチャー
- 14. 冷戦後の国際社会:人道的介入、テロとの戦い
- 15. おわりに 総括

到達目標	国際関係史の概括、根幹となる重要な諸項目、 釈し、個別の事象について見解を示すことがで	および、国際関係史に関する重要な概念や制度を正確に解 できるようにする。
事前・事後 学修の内容	参考文献の講読	
テキスト、 参考文献	初回の講義で参考文献リストを配布する	
評価方法	平常点 (20 点)、試験 (80 点)	

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/アメリカ政治外交史a/\*\*\*\* 担当者 岡垣 知子 03~07 律・国 \*\*\*\*/アメリカ政治外交史 a 講義目的、講義概要 授業計画 冷戦終焉後、多極化の世界が予想された中、アメリカの国力 1. イントロダクション:アメリカとは何か は1990年代を通してますます突出し、今日においても軍事的、 2. アメリカの政治システム概観(1) 3. アメリカの政治システム概観(2) 経済的に圧倒的な優位を保っている。この講義では、アメリカ 4. アメリカの政治システム概観(3) の政治システムを他国との比較において概観すると同時に、建 国から今日までのアメリカの歴史を展望する。植民地時代から 5. 植民地時代~独立革命 冷戦後に至るまで貫かれているアメリカ政治・外交の独特の理 6. 憲法制定過程 念は何か?時代の要請に応じて変化してきたものは何か?時 7. 国家の成長・発展 代を超えて不変のものは何か?そして、それらは対外関係にど 8. 南北戦争 う影響しているか?アメリカの文化・社会的伝統に触れると同時 9. 海洋国家へ に、国際関係史の文脈にも注意を払い、広い歴史的視野から 10. 第 1 次大戦 理解を深めていきたい。 11. 世界恐慌とニューディール 12. 外交政策の理論 13. アメリカの経済外交 14. アメリカの軍事外交 15. まとめ 建国から今日までのアメリカ政治の大まかな流れ、アメリカの外交政策を形成する国際・国内要因、および、今日の世界における 到達目標 アメリカという国の位置づけを体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 毎回のテーマについて予習して授業に臨む。 事前・事後 学修の内容 授業で扱った内容についての小テストを次週に行うため、よく復習しておく。 テキスト、 授業時に適宜指示する 参考文献

		授業計画		
08~16 律・国・総 03~07 律・国 *****/アメリカ政治外交史 b/*		****	担当者	岡垣 知子

レポート・小テスト:20%: 授業への貢献度:30%: 学期末試験:50%

アメリカ政治外交史は、近・現代の世界史と重なり合う部分が 大きい。18 世紀の建国以来、アメリカがパワーを伸長し大国と して国際舞台に登場していく過程は、同時に国際社会が世界 的に拡大し、グローバリゼーションが深化していく過程でもあ る。この講義では、現代史を中心に、アメリカという卓越したパ ワーを持つ国の外交政策がいかなる要因によって形成され、 変化する国際環境にどう適応してきたかを考察することによっ て、その舞台となった国際政治および世界史的背景について の知識と分析力も深めていきたい。アメリカ外交の源泉として は、大統領、議会、官僚組織、世論に焦点を当てて検討する。

評価方法

- 1. イントロダクション:戦後の国際社会とアメリカ
- 2. 第 2 次大戦とその後の国際秩序構築
- 3. 冷戦の激化と安定化
- 4. アメリカの覇権の揺らぎ
- 5. 冷戦の終焉
- 6. 湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争
- 7. 今日の国際社会とアメリカ
- 8. アメリカ外交の源泉(1)国際環境
- 9. アメリカ外交の源泉(2)大統領
- 10. アメリカ外交の源泉(3)官僚組織
- 11. アメリカ外交の源泉(4)議会
- 12. アメリカ外交の源泉(5)世論
- 13. アメリカの対外関係:EU
- 14. アメリカの対外関係:アジア
- 15. まとめ

到達目標	建国から今日までのアメリカ政治の大まかな流れ、アメリカの外交政策を形成する国際・国内要因、および、今日の世界における アメリカという国の位置づけを体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	毎回のテーマについて予習して授業に臨む。 授業で扱った内容についての小テストを次週に行うため、よく復習しておく。
テキスト、 参考文献	授業時に適宜指示する
評価方法	レポート・小テスト:20%; 授業への貢献度:30%; 学期末試験:50%

08~16 律・国・総03~07 律・国

\*\*\*/国際政治特講(19世紀ヨーロッパ国際政治構造論)/\*\*\* \*\*\*/国際政治特講(19世紀ヨーロッパ国際政治構造論)

担当者

杉田 孝夫

#### 講義目的、講義概要

30年戦争後のいわゆるウェストファリア体制とよばれるヨーロッパ国際公法秩序は、はじめからでき上がったものではない。行きつ戻りつしながら慣行や条約を積み重ねながら徐々に形成されてきたというのがその真相である。

ウェストファリア体制からウィーン体制、ベルサイユ体制にいたるまでの国際秩序形成はヨーロッパにおける一連の秩序形成運動としてとらえることができる。現在のEU体制にいたるまでその秩序形成運動は戦争を平和を繰り返しながらも続いてきたともいえよう。

この400年間、スウェーデン、デンマーク、スペイン、オランダ、ドイツ、フランス、イギリス、オーストリア、ロシアの主要国の利害が交差し、その相互作用の中で、ヨーロッパの政治秩序が展開してきた。ヨーロッパの中央に位置するドイツは、17世から20世紀に至るまでヨーロッパ国際政治の構図とその変遷を理解する上で鍵となる位置にある。ドイツ問題はヨーロッパ問題にほかならない。

春学期は、18世紀から19世紀にいたるまでのヨーロッパ国際政治の枠組みの変遷を、ドイツにおける国民国家の形成とナショナリズムの展開という観点から講義する。

#### 授業計画

- 18世紀ヨーロッパ国際政治の構造
- 2. 英仏第2次百年戦争という構図
- 3. 旧体制とフランス革命
- 4. フランス革命は何を変えたのか
- 5. ナポレオンの登場と退場の意味
- 6. ウィーン体制の意味
- 7. 三月前期とはどのような時代だったのか
- 8. 三月革命は挫折だったのか
- 9. 1860年代のドイツとヨーロッパ政治
- 10. ドイツ帝国の成立とベルリン体制
- 11. ビスマルク時代のドイツ帝国
- 12. ヴィルヘルム二世時代のドイツ帝国
- 13. ナショナリズムと帝国主義
- 14. 第一次世界大戦前の国際環境
- 15. ナショナリズムと植民地支配

	1.1111					
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際政治分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別 の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	講義の前に講義予定の範囲を教科書で予習し、受講後、不明点を調べ、理解を深める					
テキスト、 参考文献	テキスト:石田勇治編著『図説ドイツの歴史』河出書房新社,2007年 参考文献:オットー・ダン『ドイツ国民とナショナリズム』名古屋大学出版会,1999年					
評価方法	学期末試験70% 毎回の確認テスト30%					

08~16 律・国・総03~07 律・国

\*\*\*/国際政治特講(20世紀ヨーロッパ国際政治構造論)/\*\*\* \*\*\*/国際政治特講(20世紀ヨーロッパ国際政治構造論)

担当者

杉田 孝夫

#### 講義目的、講義概要

まず第一次世界大戦の原因と結果、第一次世界大戦後のヨーロッパ秩序の再構築とその破綻、第二次世界大戦への道を問題史的に整理する。次いでナチズムとコミュミズムという政治社会現象をどのように考えればよいか検討する。第二次世界大戦後、ドイツは米英仏露四カ国の占領下におかれ、冷戦の中で、東西に分断された国家となった。戦後ドイツは、ナチズム支配とそれが生み出した第二次世界大戦における戦争犯罪に対する戦争責任をどのように反省的に遂行してきたのか。戦後の西ヨーロッパと東ヨーロッパはそれをどのように受け止めて来たのか。1989年のベルリンの壁の崩壊とドイツ再統一は、はたしてなるべくしてなったことなのか。東欧民主化革命やEUへの道とドイツ問題はどのように関わるのか。これらの問題を中心に、20世紀ヨーロッパ国際政治の枠組みとその変遷を検討する。

#### 授業計画

- 1. 第一世界大戦とその意味
- 2. 国際連盟構想と民族自決
- 3. ベルサイユ体制とは何だったのか
- 4. 戦間期のドイツ政治とヨーロッパ政治
- 5. 世界恐慌の政治的意味
- 6. ナチズムは何をもたらし,何を残したか
- 7. ヤルタ体制と戦後体制
- 8. 戦後ドイツの歴史的負荷
- 9. 冷戦構造
- 10. 二つのドイツ
- 11. ヨーロッパ共同体と独仏関係
- 12. ドイツ統一の意味
- 13. 冷戦の終結と EU の誕生
- 14. EU & NATO
- 15. 総括:ヨーロッパ国際政治の過去と現在

到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった国際政治分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別 の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	講義の前に講義予定の範囲を教科書で予習し、受講後、不明点を調べ、理解を深める
テキスト、 参考文献	テキスト:石田勇治編著『図説ドイツの歴史』河出書房新社,2007 年 参考文献:オットー・ダン『ドイツ国民とナショナリズム』名古屋大学出版会,1999 年
評価方法	学期末試験70% 毎回の確認テスト30%

08~16 律・国・総 経済原論 a/現代経済論 a/経済原論 a 担当者 野村 容康 経済原論 a/現代経済論 a 03~07律・国 講義目的、講義概要 授業計画 講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学 1. 経済学の目的と方法 の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に 2. 家計の行動①-効用の概念と予算制約 代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ 3. 家計の行動②-効用最大化 経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定 家計の行動③-消費者余剰の概念 4. の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分 5. 企業の行動①-生産技術の決定 析)。 6. 企業の行動②-費用曲線と利潤最大化 講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済 7. 企業の行動③-生産者余剰の概念 理論によって説明されるかを自分なりに考察できるよう 8. 市場価格の決定 にするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」 9. 不完全競争市場 を習得することが本講義の目的である。 10. 厚生経済学の基本定理 11. 市場の失敗 12. 所得分配の決定 13. 政府の役割①-規制および補助金政策 14. 政府の役割②-租税政策 15. まとめ 現代経済論の基本、現代経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにす 到達目標 事前・事後 各回の講義で解説した専門用語(プリントを配布)について復習し、十分に理解したうえで、次回の講義 学修の内容 に臨むこと。 テキスト、 特に指定しない。参考文献については、初回の講義にて紹介する。 参考文献 評価方法 定期試験の成績(80%)に授業内での小テストの結果(20%)を加味して評価する。

08~16 律・国03~07 律・国				担当者	野村 容康	
講義目的、講	義概要	ē c	授業	計画		
講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。 講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。			2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	開放マクロ 公債発行と 経済成長の	諸概理論 理定の分析 有有為経 対 が を を を を を を を を を を を を を を を を を を	圣済政策 
到洋日標	現代経済論の基本、現代経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
						理解したうえで、次回の講義
テキスト、 参考文献 特に指定しない。参考文献については、初回の			の講義にて紹介する。			
評価方法	定期記	<b>、</b> 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	トの結	果(20%)	 を加味して評	

13~16 律・国・総		担当者	須藤 時仁			
講義目的、講義概要	授業計画					
本講義は、基礎的な経済理論をベースに日本経済の仕組みや日本経済が抱えている問題点を明らかにするものである。講義を通じて、現実の日本経済がどうなっているのか、また実際の経済現象が理論的にどのように説明されるのかについて理解してもらいたい。なお、新聞やニュースで取り上げられている経済問題も紹介しながら講義を行う予定である。特に受講の条件というわけではないが、受講生はマクロ経済学とミクロ経済学の基礎的な知識を学習していることが望ましい。また、できるかぎり新聞や雑誌に目を通して、現実の経済の動きを理解するよう努めてもらいたい。	15 1010 45 45 4	算原成変循特要価向特決決設はと則長遷環徴因格 徴定定備因因因因因因と ままま とり のいまれる 要要投資 のいまれる かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	・ 本ストックと金利 業経営者の経済見通し			
<b>到達目標</b> 日本経済論の基本、日本経済論の各項目を正確 うにする。	日本経済論の基本、日本経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容 講義のレジメは講義支援システムに予めアップ	↑ 1遷表のレジメは遷表支援システムに予めアップ」でおくので、関連頂目を重前に続んでおいてください。 ▮					
<b>テキスト、 参考文献</b> テキストは特に指定しない。講義ではレジメン	- 1 テキストは時に指定しない 選表ではレジスを配り それに且べいて進めます					
評価方法 定期試験 100%						

	·国・総   *****/日本経済論 b/*****				
講義目的、講義概要	授業計画				
本講義は、基礎的な経済理論をもとに日本経済の仕組みや日本経済が抱えている問題点を明らかにすることを主眼としており、日本経済論 a の続編である。この講義では、民間経済主体の行動についての理解を前提として、政府の行動が経済に及ぼす影響、金融市場と実体経済との関係、世界経済と日本経済との相互の関係について理解してもらいたい。なお、本講義でも新聞やニュースで取り上げられている経済問題も紹介しながら講義を行う予定である。特に受講の条件というわけではないが、日本経済論 a の場合と同様に、受講生はマクロ経済学とミクロ経済学の基礎的な知識を学習していることが望ましい。また、できるかぎり新聞や雑誌に目を通して、現実の経済の動きを理解するよう努めてもらいたい。	1. イントロダ 2. 日本の雇用: 3. 雇用の物物価 5. 日本の物は 6. 財政と国政は 7. 財政と財政は 8. 日本融とは資金 10. 日本の収益 11. 日本際収益 12. 国際為収 13. 外国収 14. 経業の 15. 講義の 15. 講義の	状況 規 関 は 関 題 環 ス 徴 ト と と ム を を を を を の 要 を を の 要 の 要 の の の と の の の の の の の の の の の の	×		
到達目標 日本経済論の基本、日本経済論の各項目を正確 うにする。	日本経済論の基本、日本経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。				
事前・事後 学修の内容 講義のレジメは講義支援システムに予めアップ	講義のレジメは講義支援システムに予めアップしておくので、関連項目を事前に読んでおいてください。				
テキスト、 参考文献 テキストは特に指定しない。講義ではレジメ	テキストは特に指定しない。講義ではレジメを配り、それに基づいて進めます。				
評価方法 定期試験 100%	定期試験 100%				

08~16 律・国 03~07 律・国		*****/国際経済論 a/**** ****/国際経済論 a	•		担当者	益山	光央
講義目的、講	義概要	Ē	授業	計画			
考えを講義し 均衡、貿易政 んだ諸理論を	ます。 策とな 学ぶいと思	るのに最低限必要と思われる基本的な その中心は貿易理論、国際貿易の一般 ります。講義で扱う内容は、よりすす のに必須の基礎的事項なので厳密な展 います。受講生には予習と復習を求め		へ 国際 経済 医 国際 が と り と り と 移り 国際 が で いっと 移り 国際 が いっかい と 移り 関税 ・ 補助 和 かった	比比・・一一貿動動数数とと較較オオ般般易とと量量輪輪で位位一一衡衡 民民限限自自説説ンジ	<b>注理</b>	
到達目標	国際経済論の基本、国際経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容	事前・事後の学修に関しては、授業時に指示する。						
テキスト、 参考文献	大山道広・伊藤元重『国際貿易』 岩波書店						
評価方法	試験の	みで評価					

08~16 律・[ 03~07 律・				担当者	益山	光央	
講義目的、講	構義概要	5	授業語	計画			
である国際収 す。国際収 な内容へと んと理解する	収支調整 支の赤字 多行しま る必要か 祭経済記	論 a を履修しているほうがより理解が	2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	国外外外固固変変国国国際国国国定定動動際際際収為為為相相相相収収資支替替場場場場支支本と市市市制制制制とと移	場場の所得決決に対している。場場の所得決決に対している。これでは、対している。これでは、対している。これでは、対している。といる。これでは、対している。といる。これでは、対している。これでは、対している。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
到達目標	国際紹うにす	経済論の基本、国際経済論の各項目を正确 -る。	催に解釈	沢し、個別の	の事象につい	て見解を示すこ	ことができるよ
事前・事後 学修の内容	事前・事後の学修に関しては、授業時に指示する。						
テキスト、 参考文献	未定						
評価方法	試験⊄	うみで評価					

08~16 律・国・総 \*\*\*\*\*/国際金融論 a/\*\*\*\* 担当者 徳永 潤二 03~07律・国 \*\*\*\*/国際金融論 a 講義目的、講義概要 授業計画 本講義では、外国為替及び国際金融の基礎理論について 1. イントロダクション 学ぶことによって、国際金融をめぐる現実の様々な動きを 2. 外国為替取引と国際決済 理解できるようになることが目的です。なお、国際金融情 3. 国際収支 勢において激動が生じた場合は、随時、現実の問題を取り 4. 債権国と債務国 上げます。 5. IS バランスと経常収支 講義ではパワーポイントを用いますので、私の説明も含 6. 国際資本移動 めてノートをしっかりととって下さい。授業中の私語や携 7. 国際収支決定の理論(1)―短期理論― 帯電話の利用は厳禁です。授業に集中して下さい。 8. 国際収支決定の理論(2) ―中長期理論― なお、本講義はマクロ経済学の基礎知識が必要です。特 9. 外国為替市場と外国為替相場 に経済学部以外の受講生はこの点に留意し、履修して下さ 10. 外国為替相場決定の理論(1)―長期理論― 11. 外国為替相場決定の理論(2) ―超短期理論― 12. 開放経済下の金融・財政政策(1) 13. 開放経済下の金融・財政政策 (2) 14. 国際金融市場(1) 15. 国際金融市場 (2) 国際金融論の基本、国際金融論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるよ 到達目標 うにする。 事前・事後 毎回の授業でリアクションペーパー(単なる出席ではない)の提出を求めます。 学修の内容 テキスト、 特定のテキストは使用しません。参考文献は適宜紹介します。 参考文献 評価方法 学期末テスト 70%、リアクションペーパーの内容 30%で評価する。

	8~16 律・国・総 *****/国際金融論 b/**** 3~07 律・国 *****/国際金融論 b			担当者	徳永 潤二	
講義目的、詞	構義概要	Ę	授業計画			
学び, 世界紀 いくことを 動が生じたな 講義ではん めてノートで 帯電話の利用 なお、春季 学の基礎知	経 目 場 パを 目 場 の と は し し し し し 厳 男 修 郎 必 め と は 国 の 必 数 圏 圏 圏 圏 必 野 圏 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	論aに続いて、国際金融の知識について 好来を考えるという姿勢と能力を付けて ます。なお、国際金融情勢において激 随時、現実の問題を取り上げます。 パイントを用いますので、私の説明も含いりととって下さい。授業中の私語や携 性です。授業に集中して下さい。 会金融論aと同様、本講義はマクロ経済 更です。特に経済学部以外の受講生はこ をして下さい。	<ol> <li>国際通貨</li> <li>ポンド体制</li> <li>再建国を・ウラン・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク</li></ol>	アッズ体制 アッズ体制 アックと変動 発展 近ブル(198 近貨危機(199 ミ宅バブル(2 バンキング・ 機の歴史 の国際化	90 年代) 2000 年代) システムの発展	
到達目標	国際金融論の基本、国際金融論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	毎回の授業でリアクションペーパー(単なる出席ではない)の提出を求めます。					
テキスト、 参考文献	- 「特定のテキストは毎日」ません。 参考で献け通行紹介」ます。					

学期末テスト 70%、リアクションペーパーの内容 30%で評価する。

評価方法

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/多国籍企業論 a/\*\*\*\* 担当者 高橋 清美 03~07 律・国 \*\*\*\*/多国籍企業論 a 講義目的、講義概要 授業計画 企業は、持続的に成長するためにしばしば海外事業展開 オリエンテーション/イントロダクション 1. を選好し、成功して多国籍企業として様々な分野に多大な 2. 多国籍企業の理念と概念 る影響を与える。反面、海外事業展開に失敗して失速、果 3. 国際ビジネスの進化の歴史 てには破綻してしまうケースもある。 IT 技術の進展とグローバリゼーション①:銀行業 4. また多国籍企業は、国境を越えて、技術、組織、企業者 5. IT 技術の進展とグローバリゼーション②: 為替取引 精神や文化といった資源を移転し、重要な役割を果すが、 6. 多国籍企業と天然資源 その一方で、問題の種を落とすこともある。 7. 多国籍企業と製造業 そしてITの技術革新は、地球をフラット化し、ボーダレ 8. 多国籍企業とサービス業 ス化した。そのため、国際経営を学ぶことは以前に増して 9. 多国籍企業とハイテク産業 重要になっている。 10. 成長のエンジンとしての多国籍企業 国際経営論aでは、企業の国際化に伴う諸問題を包括的 11. 企業と国の競争力 に説明し、グローバリゼーションを理解するための理論的 12. 多国籍企業と政府 枠組みを提供することを目的とする。 13. 企業の国際化とコーポレートガバナンス 14. 日本企業とグローバリゼーション 15. まとめ

到達目標	多国籍企業論の基本、多国籍企業論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	<ul><li>【予習】教科書を読むとともに、多国籍企業に関する新聞記事や雑誌記事に目を通すようにする。</li><li>【復習】教科書、ノート、配布資料を使って整理する。</li></ul>
テキスト、 参考文献	【テキスト】ジェフリー・ジョーンズ『国際経営講義』有斐閣 【参考書】授業時に適宜紹介する
評価方法	授業時 (小レポート、貢献[発言]など) の結果:50% 期末試験の結果:50%

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/多国籍企業論 b/\*\*\*\* 担当者 小林 哲也 03~07 律・国 \*\*\*\*/多国籍企業論 b 講義目的、講義概要 授業計画 グローバリゼーションの原動力の一つは、国境を越えて 1. 日本企業の国際化 活動する多国籍企業である。現代企業は、財の生産や販売 2. 日本企業の海外進出 戦後復興から 90 年代 だけでなく、情報や金融の世界でも、グローバル化を進め 3. 日本企業の海外進出 「摩擦」の政治経済学 ている。生産・流通・広告・金融など諸分野での新しい技 日本企業の海外進出 アメリカ 4. 術やビジネスモデルの登場により、新しい形で国際分業が 日本企業の海外進出 ヨーロッパ 5. 再編成されていると言える。 6. 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退1 ロボットの登場や人工知能の進化などにより、技術と人 7. 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退2 間との関係も、新たな段階を迎えているといってよい。も 8. 「世界の工場」中国 ちろん地球環境の制約による工業化の限界も、周知の通り 9. IT 革命と世界的な産業の再編成 である。現代では、グローバリゼーションの文明史的な再 考が必要となってきているのではないか。 10. ハイテク産業の動向 その1 秋学期は、ケーススタディを中心としてグローバリゼーシ 11. ハイテク産業の動向 その2 ョンの現状を分析する。 12. 主要産業の未来 自動車産業の再編 日本企業の動向に関しては、「技術は優れているのにシ 13. 主要産業の未来 新しいビジネスモデル ェアを失っている」という議論が、まま見られる。このよ 14. 日本企業の課題 うな「技術」に対する理解が、イノベーションの議論にと 15. まとめ っては大問題であることも、解説してゆく。 多国籍企業論の基本、多国籍企業論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができ 到達目標 るようにする。 【予習】国際ビジネスに関する新聞・雑誌記事に日常的に眼を配るようにする。 事前・事後 学修の内容 【復習】配付資料の用語やケースについて、各自整理・理解するようにしておく。

湯之上隆『日本型モノづくりの敗北』文春新書など

その他、適宜講義中に紹介する。

主として、定期試験による

テキスト、

参考文献

評価方法

【参考書】ジェフリー・ジョーンズ『国際経営講義』有斐閣、川島博之『データで読み解く中国経済』東洋経済新報社、

08~16 律・E 03~07 律・		*****/西洋政治史 a/西洋政治史 ****/西洋政治史 a	台史 a		担当者	作内 由子	
講義目的、講	購義概要	Į.	授業計	画			
今年度は通年でフランスの政治史を扱います。フランス革命に始まる近代フランスは、政治的なモードの発信地でした。パリで革命が起きるたびにそれは国外に波及していきました。また現在自明視されている、人権や民主主義といった概念はフランス革命によってヨーロッパに広がっていきました。近代ヨーロッパ史をみるうえで、フランスは避けて通ることができません。講義は、現代と結び付けながら進めていければと思います。例えばISによるテロ事件はなぜほかの国ではなくフランスで起きたのか。フランスではなぜかくもデモやストがおきるのか。など。 皆さんには一人一人に「専攻国」を作っていただきます。興味のある国を一つ選び、講義内容に沿って、同時期にその国がどのような状況にあったのかを調べて発言してください。また、毎週教科書に基づいた宿題を提出していただきます。			2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 第編第 11. 12. 13. 30 14. 第	<ul> <li>フランス革命一理念と現実① 人民主権と平等</li> <li>フランス革命一理念と現実② 教会と国家</li> <li>フランス革命一理念と現実③ 国民国家の形成</li> <li>ブルジョワ王政</li> <li>ボナパルティスム</li> <li>産業革命</li> <li>普仏戦争</li> <li>第三共和政①一ブーランジェ事件とドレフュス事件</li> <li>第三共和政②一ラリマンと社会主義</li> <li>植民地帝国</li> <li>第一次世界大戦と戦後</li> <li>30年代のフランス 一人民戦線</li> <li>第二次世界大戦とヴィシー体制</li> </ul>			
到達目標	西洋政ように~	な治史の基本的な知識のうえに、歴史的沿草 する。	革を正確し	に解釈し、	個別の事象に	こついて見解を示すことができる	
事前・事後 学修の内容	毎週課される宿題を提出していただきます。						
テキスト、 参考文献	谷川稔・渡辺和行編著『近代フランスの歴史―国民国家の彼方に―』ミネルヴァ書房、2006 年。						
評価方法		、験 100 点、宿題 30 点、任意レポート 15 点 期末試験は必須。 宿題 10 回中 7 回以上提	, , – –			/ / / / / /	

08~16 律・  03~07 律・		*****/西洋政治史 b / 西洋政治史 b ****/西洋政治史 b			担当者	作内 由子
講義目的、詞	冓義概要	5	授業計画			
西洋政治史	1 をご覧	ください。	<ol> <li>ボィリジ</li> <li>シャルノ</li> <li>シャルノ</li> <li>戦後フランソ</li> <li>ジャック</li> <li>第五共</li> <li>第五共</li> </ol>	解和スレレラワ・和和和のの制ムドドン・シ制制制福移	の政治構造① の政治構造② の政治構造③ の政治構造③ 証祉制度	-内政
到達目標	西洋政ように、	な治史の基本的な知識のうえに、歴史的沿草 する。	革を正確に解釈	₹し、	個別の事象に	こついて見解を示すことができる
事前・事後 学修の内容	毎週課される宿題を提出していただきます。					
テキスト、 参考文献	谷川稔・渡辺和行編著『近代フランスの歴史―国民国家の彼方に―』ミネルヴァ書房、2006年。					
評価方法		、験 100 点、 宿題 30 点、 任意レポート 15 点 期末試験は必須。 宿題 10 回中 7 回以上提				

08~16 律・国・総 政治思想史 a/西洋政治思想史 a/西洋政治思想史 a 担当者 柴田 平三郎 03~07 律・国 政治思想史 a/西洋政治思想史 a 講義目的、講義概要 授業計画 1 はじめに――全体ガイダンス 現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎 んじられている、といってよいかもしれない。そういう状 | 2 政治思想史の課題と方法 況認識を意識の内側に入れながら、西洋政治思想の歴史を 3 古典古代の意味 4 ギリシアの政治思想――ソクラテスをめぐる状況 概観する。 われわれの近代化が西洋近代をモデルにしつつ、その受 5 同---プラトン(1) 6 同---プラトン(2) 容と反発の過程であった以上、西洋近代思想を間に挟んで 7 同---アリストテレス(1) 古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を負うこ 8 同---アリストテレス (2) とはわれわれ自身の姿をそこに重ねることである。 一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニ 9 ヘレニズム時代の政治思想 ュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を ┃ 1 0 古代ローマの政治思想 時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養 11 キリスト教と西洋政治思想の伝統 っていきたい。 12 アウグスティヌス (1) 13 アウグスティヌス(2) 受講生へ 1 4 アウグスティヌス(3) 講義の一層の理解のために毎回プリントを配布する。 15 春学期のまとめ 西洋の政治思想の内的構造とその歴史的展開、各思想家の個性を想像力をもって正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 講義を聴いた後、よく復習しておくこと。 学修の内容 テキスト、 トマス・アクィナス『君主の統治について』岩波文庫 参考文献 評価方法 定期試験80%、小テスト10%、授業への参加度10%

08~16 律・国03~07 律・国		政治思想史 b/西洋政治思想史 b/西洋政治思想史 b/西洋政治思想史 b	政治思想史 b	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講	<b>養概</b> 要	5 C	授業計画		
んじ記載する。 に記載する。 をとしませる。 をはいるのででは、これでは、 をはいるのででは、これでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	いる、と のの内側 の近程現身を はは は は は は は は は は と が に の に に の に の に の に の に の に の に の に の	☆沢は混迷状態にある。思想や哲学が疎まいってよいかもしれない。そういう状態に入れながら、西洋政治思想の歴史を こが西洋近代をモデルにしつつ、その受った以上、西洋近代思想を間に挟んでへと流れる政治思想史の道筋を負うこの姿をそこに重ねることである。 こいっても、そこには様々なタイプやニっる。そうした政治思想の歴史的展開を の中でとらえながら、想像力と感性を養	2 中世政治思 3 同――ト・ 4 同――ト・ 5 ルネサンス(6 宗教改革の) 7 近代の政治	- ママスの マス・アクス・アクス・アクス・アクス・アクス・アクス では想 でいまででは でいま 主主主主主 主主主主 表義 義義 義	・ルズベリのジョン ナス(1) ナス(2) マキアヴェッリ ルターとカルヴァン
■糾達は桿		)政治思想の内的構造とその歴史的展開、 Dいて見解を示すことができるようにする		を想像力をも	って正確に解釈し、個別の事
事前・事後 学修の内容	講義を聴いた後、よく復習しておくこと。				
テキスト、 参考文献	トマス・アクィナス『君主の統治について』岩波文庫				
評価方法	定期詞	<b>は験80%、小テスト10%、授業への</b> 参	ѷ加度10%		

08~16 律・  03~07 律・		*****/人権の歴史/**** ****/*****		担当者	成嶋 隆	
講義目的、詞	冓義概要	<u> </u>	授業計画			
う観念がどのきたのかを理 【講義概要】 最初に(基 歴史的展開) せつつ解説 主体別にその 【その他、履何 憲法科目を	ようにしる 本的)人 を過する。後 をして をして をして をして をして をして をして をして	して不可侵・不可譲の権利を有する」といて生成し、どのような歴史的展開を遂げて ることを目的とする。 権の観念について説明したのち、人権の 日本を含む)主要な国の憲法史とリンクさ 半では、「子ども」「女性」「労働者」など、 歴史を素描する。 意】 ていることが望ましい。 可)は毎回の講義に必ず持参すること。	2 イギリス憲法史と人権         3~4 アメリカ憲法史と人権         5~6 フランス憲法史と人権         7 ドイツ憲法史と人権         8 人権の「社会化」			
到達目標		こおける主要な人権問題、人権問題に関す ことができるようにする。	る重要な判例、学記	<b>党を正確に解</b> り	駅し、個別の事象について見解	
事前・事後 学修の内容	講義テキストは原則として前の週に配布するので、事前学修としてはテキストを予め読んでおくことが内容となる。 事後学修は、その日の講義内容をテキストやノートを参照しつつ復習することが内容となる。					
テキスト、 参考文献	【テキスト】指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。 【参考文献】随時紹介する。					
評価方法	2回の	小テストおよび学期末に実施する筆記試験	により総合的に評価	 西する。		

08~16 律・国・総 \*\*\*\*\*/地域政治史/地域政治論 a 担当者 大谷 基道 03~07律・国 \*\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は 講義の概要と進め方 1. 長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描 2. 選挙と代表 く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地 3. 地方自治体の政治機構① 方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面 地方自治体の政治機構② 4. が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政 5. 二元代表制① 治の重要度が次第に高まっている。本講義では、住民が地 二元代表制② 6. 域の諸問題を解決したいと思った時に必要となるである 7. 長と議会の対立事例① う、地域政治を巡る基礎的な知識の理解に力点を置く。 8. 長と議会の対立事例② 地域政治を考えるに際しては様々な視点が存在するが、 9. 住民と自治体 ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に 10. 地域コミュニティ① 着目し、「長vs議会」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視 11. 地域コミュニティ② 点から講義を展開する。特に春学期においては、「長vs議 12. 住民参加① 会」、「自治体vs住民」の視点から講義を進めていく。 13. 住民参加② 14. 住民参加③ 15. まとめ 地域政治史に関する基礎的知識のうえに、地域政治史の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解 到達目標 を示すことができるようにする。 事前・事後 指定する文献を事前に一読しておくこと。 学修の内容 毎回、授業の最重要ポイントを400字程度の小レポートにまとめ、次回の授業時に提出すること。 テキスト、 特に指定せず、必要な文献を適宜配布する。 参考文献 評価方法 定期試験50%、毎回の小レポート40%、授業への参加度10%

08~16 律・国・総 | \*\*\*\*\*/アジア政治論 a/アジア政治外交史 a 担当者 松岡 格 03~07 律・国 \*\*\*\*/アジア政治論 a 講義目的、講義概要 授業計画 中国の現状について理解するために、広州・上海・北京 ガイダンス 1. などの主要都市および、東北・内陸・国境地帯の各省につ 2. 広州・深圳と対外貿易 いて、その地域的特徴(主要な住民の構成、主要産業、地 3. 上海と工業・金融 域の歴史など)を解説し、履修者には各地の現状・各地方 4. 重工業と東北三省 の生活者に対する理解を深めてもらう。 5. 山東省とドイツ 6. 出稼ぎ供給地としての華中地域 ある意味で、これまで身につけてきた中国に関する知識 を別の角度から総括することになるであろう。 7. 革命故地 8. 首都、北京 本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的 9. 古都、西安・杭州・南京 な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課す。こ 10. 四川省と観光 の小課題は全て提出していない学生は、成績評価の対象と 11. 雲南と少数民族 しない。 12. 内モンゴルと草原・モンゴル族 授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガ 13. 新疆ウィグル自治区と中央アジア イダンスには必ず参加すること。 14. チベット・チベット族と高原地帯 15. まとめ アジア政治に関する基本的な考え方、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことが 到達目標 できるようにする。 事前・事後 それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、 学修の内容 次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。 テキスト、 テキストはなし。教材は教員の方で用意します。参考文献については授業内で紹介します。 参考文献 平常点(授業への参加度等) [30%]、小課題[70%]を評価対象とする。小課題の全提出を成績評価の必 評価方法 須条件とする。また一定回数以上欠席した学生は成績評価の対象としない。

08~16 律・国・約03~07 律・国	<ul><li>*****/アジア政治論 b/アジア政治論 b</li></ul>	始外交史 b	担当者	松岡 格	
講義目的、講義	既要	授業計画			
として、本授業 してアプローチョ 広大な面積を打ている。本授業 しつつ、多民族[本授業は講義]な参加を求める。 の小課題は全て打しない。	確する中国国内には、多くの民族が暮らしでは、他の国の多文化共存のあり方と比較国家・中国の実態について検討する。 形式で行うが、履修生には授業への積極的また、授業中に小課題の提出を課す。こ 是出していない学生は、成績評価の対象と	1.ガン2.トン3.トン4.ミン5.ジンイイ6.タイ7.中回8.中回9.中10.奉12.多2文13.名14.多15.ま	と民族 : アメリカ・ の課題 1	カナダ	
	ジア政治に関する基本的な考え方、歴史的》 きるようにする。	沿革を正確に解釈	し、個別の事	象について見解を示すことが	
	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、 次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。				
<b>テキスト、</b> 参考文献	テキストはなし。教材は教員の方で用意します。参考文献については授業内で紹介します。				
1 評価方法	常点(授業への参加度等) [30%] 、小課題 条件とする。また一定回数以上欠席した学生	2	/ - 0 .	課題の全提出を成績評価の必	

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論)/\*\*\*\* 担当者 今井 圭子 \*\*\*\*/地域研究特講 (ラテンアメリカ政治経済論) 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 1. ラテンアメリカ政治経済構造の基本的特質を、アジア、アフリ ラテンアメリカ概観―自然、住民、宗教、文化 2. 第1章 ラ米政治経済の歴史的変遷過程―時期区分 カと比較しながら概観する。 3. 第1節 先コロンブス期(-15世紀末) 2. ラテンアメリカ地域の歴史をたどり、植民地前の先住民社会、 4. 第2節 植民地期 (-19世紀初め) 植民地の政策と社会変容、独立後の国家建設と経済開発、政治経 5. 第3節 独立期 (-19世紀半ば) 済構造の変容について理解する。 6. 第4節 第一次産品輸出経済確立期(-1929年) 3. ラテンアメリカ政治経済の現状を分析し、グローバル化が進む 7. 第5節 工業化から地域統合へ(1929年-) 中でラテンアメリカ諸国が直面している主要な政治経済問題につ 8. 第2章 ラテンアメリカ政治経済の現状と課題 いて考察する。さらにこれらの問題に対する各国政府や国際機関 第1節 政治経済動向と政策 の取り組みを紹介する。 9. 第2節 対外政治経済関係と地域統合 4. ラテンアメリカにおける開発の思想、理論、政策について解説 10. 第3節 所得分配・貧困問題と社会福祉政策 し、持続可能な発展、人間の安全保障、男女共同参画、開発と人 11. 第4節 環境問題と環境政策 間の幸福をめぐる諸理念について考察する。 12. 第5節 女性の社会参加とジェンダー政策 5. 日本とラテンアメリカの関係を移民、外交、経済について理解 13. 第3章 ラテンアメリカの開発思想・理論・政策 し、今後の課題と目指すべき方向について考える。授業は講義を 14. 第4章 日本とラテンアメリカの関係 中心に、受講生の討論も取り入れながら進められる。 15. まとめ 従来の開設科目では触れてこなかった地域研究分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別 到達目標 の事象について見解を示すことができるようにする。 事前に指定された資料、文献を読んでおくこと、授業中に出された課題について配布資料を解読し、分析 事前・事後 学修の内容 する。また学期末リポートについて資料を精読して、レポートの作成を進める。 テキスト、 参考文献:国本伊代・中川文雄編『ラテンアメリカ研究への招待』新評論、2005年、西島章次・小池洋一編『現代ラテ ンアメリカ経済論』ミネルヴァ、2011年、国本伊代編『ラテンアメリカ 21世紀の社会と女性』新評論、2015年 参考文献 評価方法 学期末レポート 60%、小テスト・リアクション・ペーパー 30%、授業への参加度 10%

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/地域研究特講(中・東欧とロシア1)/\*\*\*\* 担当者 \*\*\*\*/地域研究特講(中・東欧とロシア1) 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 現代世界のさまざまな問題をロシアとドイツの狭間に

ある地域を場として考察することを目的とする。そこに は、多様な人々が暮らし、彼らが社会や文化を営んできて いる。そこに暮らす人々が発信する問題を通して、世界を 考えるきっかけとして欲しい。

ここで対象とする地域には、20世紀初頭から多数の国家 があり、他方で、20世紀末の冷戦の終焉後、EU(欧州同 盟)が東方拡大する中で、EUの加盟国となっている国々 もある.

春学期においては、当該地域を文化的な側面から親し み、歴史を踏まえて考察する。それによって、そこにある 同質性と異質性を検討したい。また、地域を貫通する共通 の特徴を、特に、社会的、文化的に理解できるようにした い。また、そこにあった帝国が、現在にどのような影響を 与えているかも併せて考えたい。時事的に関係ある話題や

- 中・東欧とは(ドイツとロシアの狭間で)
- 2. 中欧の都市:ベルリン、ウィーン、プラハ
- 3. 東欧の都市:ワルシャワ、クラコフ、カウナス等
- バルト海沿岸都市:サンクト・ペテルブルク、タリ 4.

志摩 闌子

- ドナウ川沿いの都市:ブダペスト、ベオグラード等 5.
- 6. 人の移動(ヨーロッパ内、ヨーロッパから外へ)
- 7. 地理的状況と地域の特徴、言語と民族
- 中東欧の広がり:ロシア帝国とハプスブルク帝国 8.
- 9. 南東欧の広がり:ハプスブルク帝国とオスマン帝国
- 10. 中・東欧地域のユダヤ人
- 11. ユダヤ人の歴史と文化
- 12. 第2次世界大戦とユダヤ人
- 13. ユダヤ人と杉原千畝
- 14. 中・東欧地域のロマ
- . ~ + // . 1 +/ ^

課題は、適宜	宜、シラバスを超えて展開する場合もある。	15. ロマの文化と社会			
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった地域研究分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別 の事象について見解を示すことができるようにする。				
事前・事後 学修の内容	事前学修:授業で扱う地域にかかわる新聞のコ 事後学修:授業で示した資料を復習、発展自習	ニュースをチェックシートに記入し、授業に毎回持参。			
テキスト、 参考文献	資料は適宜授業時に配布、また、参考文献、参	参考資料も適宜紹介する。			
評価方法	授業時の小レポート (リアクションペーパーも 課題レポート 50%とする。	o含む) が、40%、授業時のアクティヴな参加度 10%、最終			

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/地域研究特講(中・東欧とロシア2)/\*\*\*\* 担当者 志摩 闌子 03~07 律・国 \*\*\*\*/地域研究特講(中・東欧とロシア2)

#### 講義目的、講義概要

現代世界のさまざまな問題をロシアとドイツの狭間に ある地域を場として考察することを目的とする。そこに は、多様な人々が暮らし、彼らが社会や文化を営んできて いる。そこに暮らす人々が発信する問題を通して、世界を 考えるきっかけとして欲しい。

冷戦時代の遺産についても考察する。

秋学期においては、国家の領域を超えたその上位、下位 にある当該地域に多数展開されている地域協力に目を向 けて、そこで生活を営む人びとの社会や文化を検討する。 また、上位にある EU との問題、EU とその域外との関係 も考察する。時事的に関係ある話題や課題は、適宜、シラ バスを超えて展開する場合もある。

春学期の授業を履修していることが望ましい。

#### 授業計画

- 1. 東欧とは
- 帝国から国民国家へ 2.
- 3. ナショナリズムの時代
- ナショナリズムと国民国家 4.
- 第一世界大戦と中・東欧地域 5.
- 6. ヴェルサイユ体制と中・東欧諸国
- 7. 1930年代の中・東欧諸国と文化
- 8. 第二次世界大戦と中・東欧地域
- 9. 第二次世界大戦後の中・東欧諸国:東西の対立の中で
- 10. ソ連と中・東欧諸国
- 11. 民主化運動と冷戦の終結へ
- 12. 体制転換と中・東欧諸国
- 13. EUの東方拡大、NATOへの加盟
- 14. 地域協力と文化的、社会的背景
- 15. 現代的課題

従来の開設科目では触れてこなかった地域研究分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別 到達目標 の事象について見解を示すことができるようにする。 事前学修:授業で扱う地域にかかわる新聞のニュースをチェックシートに記入し、授業に毎回持参。 事前・事後 学修の内容 事後学修:授業で示した資料を復習、発展自習。 テキスト、 資料は適宜授業時に配布、また、参考文献、参考資料も適宜紹介する。 参考文献 授業時の小レポート(リアクションペーパーも含む)が、40%、授業時のアクティヴな参加度 10%、最終 評価方法 課題レポート50%とする。

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/地域政治史/地域政治論 a 担当者 大谷 基道 03~07 律・国 \*\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は 講義の概要と進め方 1. 長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描 2. 選挙と代表 く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地 3. 地方自治体の政治機構① 方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面 地方自治体の政治機構② 4. が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政 二元代表制① 治の重要度が次第に高まっている。本講義では、住民が地 二元代表制② 6. 域の諸問題を解決したいと思った時に必要となるである 7. 長と議会の対立事例① う、地域政治を巡る基礎的な知識の理解に力点を置く。 8. 長と議会の対立事例② 地域政治を考えるに際しては様々な視点が存在するが、 9. 住民と自治体 ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に 10. 地域コミュニティ① 着目し、「長vs議会」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視 11. 地域コミュニティ② 点から講義を展開する。特に春学期においては、「長vs議 12. 住民参加① 会」、「自治体vs住民」の視点から講義を進めていく。 13. 住民参加② 14. 住民参加③ 15. まとめ 地域に存在する問題とその解決を戦略的、すなわち長期的-歴史的観点から正確に解釈し、個別の事象につ 到達目標 いて見解を示すことができるようにする。 事前・事後 指定する文献を事前に一読しておくこと。 学修の内容 毎回、授業の最重要ポイントを400字程度の小レポートにまとめ、次回の授業時に提出すること。 テキスト、 特に指定せず、必要な文献を適宜配布する。 参考文献

08~16 律・国・総 03~07 律・国	*****/****/地域政治論 b *****/**	担当者	大谷 基道
--------------------------	--------------------------------	-----	-------

定期試験50%、毎回の小レポート40%、授業への参加度10%

#### 講義目的、講義概要

評価方法

かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は 長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描 く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地 方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面 が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政 治の重要度が次第に高まっている。本講義では、住民が地 域の諸問題を解決したいと思った時に必要となるであろ う、地域政治を巡る基礎的な知識の理解に力点を置く。

地域政治を考えるに際しては様々な視点が存在するが、ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に着目し、「長 vs 議会」、「自治体 vs 住民」、「国 vs 地方」の視点から講義を展開する。特に秋学期においては、「国 vs 地方」の視点から講義を進めていく。

#### 授業計画

- 1. 講義の概要と進め方
- 2. 中央地方関係の理論とモデル
- 3. 地方自治制度の沿革
- 4. 国と地方の役割分担
- 5. 地方分権改革①
- 6. 地方分権改革②
- 7. 地方分権改革③
- 8. 平成の市町村合併①
- 9. 平成の市町村合併②
- 10. 道州制
- 11. 地方行革①
- 12. 地方行革②
- 13. 近年の諸政策にみる国と地方の関係①
- 14. 近年の諸政策にみる国と地方の関係②
- 15. まとめ

到達目標地域に存在する問題とその解決を戦略的、すなわち長期的-歴史的観点から正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。事前・事後学修の内容指定する文献を事前に一読しておくこと。<br/>毎回、授業の最重要ポイントを 400 字程度の小レポートにまとめ、次回の授業時に提出すること。テキスト、参考文献特に指定せず、必要な文献を適宜配布する。評価方法定期試験 50%、毎回の小レポート 40%、授業への参加度 10%

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/\*\*\*\*/まちづくり特論 担当者 荏原 美恵 \*\*\*\*\* 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 1. 講義の概要 この講義では、地方自治体の「まちづくり」について、 2. 都市とまちづくり① 公共事業などのハード面から、対人サービスに関するソフ 3. 都市とまちづくり② ト面の政策まで幅広く捉えていきます。そして、受講者自 4. 都市とまちづくり③(事例研究) 身が「自分事」として、これらの取組について考察してい 5. まちづくりと公共事業① くことを目的とします。 6. まちづくりと公共事業② 具体的には、「まちづくり」の現状と課題、その解決策 7. 地域振興について考える① について自ら考え、提案する力を養うとともに、グループ 8. 地域振興について考える② ワーク等を通じて多様な意見を認識し、合意形成をしてい 9. 産業政策と「まち」の発展 く過程も体感します。また、講義の中では、「まちづくり」 10. 福祉のまちづくり に携わっている専門家をゲストスピーカーにお呼びし、事 11. 多文化共生のまちづくり 例研究やディスカッションを行う予定です。 12. 住民と自治体 講義の後半では、住民にフォーカスをあて、住民と行政 13. まちづくりの「今」「これから」 との関係の変化、新しい公共空間の理念と実際、今後のあ 14. あなたの考える「まちづくり」 り方について触れます。 15. 講義のまとめ ※一部内容を変更する場合もあります。 まちづくりにおける問題点とその解決策を戦略的、すなわち長期的-歴史的観点から正確に解釈し、個別の 到達目標 事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前学修として、テキストの指定された箇所を精読してください。 学修の内容 事後学修として、講義中に提示する課題を次回に提出してください。 テキスト、 テキスト、参考文献については講義中に紹介します。 参考文献 評価方法 平常点 60% (授業への参加度及び毎回出席カード提出が前提)、レポート 40%

08~16 律・国・総 法律学特講(行政過程論)/\*\*\*\*/行政過程論 担当者 木藤 茂 03~07 律・国 法律学特講(行政過程論)/\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 「行政過程論」は、専門分野により理解の仕方が異なるように 憲法・行政法の基礎知識の確認(テストと議論) 思いますが、この講義では、「法律学特講」の表記が示すとお 2. 憲法・行政法の基礎知識の確認(第1回の続き) り、「行政法」の"応用的復習"ないし"発展"といった内容をイメ 3. 行政活動と法の交錯(総論) ージしています。 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法①) 4. 具体的には、憲法・行政法の基礎的な理解を前提として、行 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法②) 5. 政過程における「法」の役割や機能について考察することを主 6. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法③) 眼に置きつつ、具体的な素材を通して多角的な視点から受講 7. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画①) 者自身に主体的に考えてもらう機会にしたいと考えています。 8. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画②) したがって、「憲法(入門・人権・統治)」「行政法 I・II」を履 9. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画③) 修済であることを前提に、行政学や公共政策学等にも関心が 10. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為①) ある3年生以上の方を対象とします。 11. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為②) 受講者数は例年5~10名程度で、講義時間中は、教員によ 12. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為③) る一方的な説明ではなく、受講者の主体的・積極的な参加や 13. 行政活動と法の交錯の諸局面(法律の留保①) 議論を求める方法で進めてきていますので、この点に十分留 14. 行政活動と法の交錯の諸局面(法律の留保②) 意して履修するかどうかを決めてください。 15. まとめ 行政を見わたす基本的視点から、行政過程に関する基本的概念を正確に解釈し、個別の事象について見解を示 到達目標 すことができるようにする。 事前・事後 毎回の講義時間中に適宜指示します。 学修の内容 テキスト、 教材・資料等を適宜配布します。ただし、小型の『六法』は、各自毎回持参してください。 参考文献 詳細は、初回のガイダンスで説明します。 講義時間中の議論への積極的な参加(50%)と学期末のレポート(50%)を基に総合的に評価します。ただし、冒頭のテストと議 評価方法 論で理解が不十分と確認できた場合や、十分な参加がない場合には、学期末のレポートの提出は認めません。

08~16 律・国・ 03~07 律・国		*****/****/政策過程論 *****/****			担当者	羽貝 正美
講義目的、講義	<b>養概要</b>	į	授業	計画		
(講義目的) 本講義は、少子高齢化や人口減少といったメガトレンドの中で様々な課題に直面しているわが国の地方自治体、とくに基礎自治体(市町村)に焦点を合わせ、広く政策及び政策過程の在り方を考えることを目的とする。併せて、「ローカル・ガバナンス」を手がかりに、地方自治の意味を問い直し、住民・地域、また自分自身と政治・行政との関係、そのアウトプットとしての自治体政策との関係を理解することを目的とする。 (講義概要) まず政策の理解に不可欠な視点として、政治及び行政、端的に言えば政府活動とは何かについてその捉え方を整理する。次いで、日本の地方自治の歴史的な発展過程を概観し、今日なおひきずっている諸課題を整理する。そして現在進行中の地方分権改革の背景、理念、成果を整理しつ			11. 12. 13. 14.	自治体政策 近代的地方 戦後地方制 90年代也力 市町治体総条 高新たなユニ コミュニテ	し論自度分 改づィと育ま市ての論の革改 革く政高てち民自点原 革 り策齢支づ参の お援く加	
		·見わたす基本的視点から、政策過程に関うことができるようにする。	員する	基本的概念	を正確に解釈	し、個別の事象について見解
		指示する資料等を読み込むことを事前等 こと・考えたことを整理する。翌週の抗		, -0 + 0+		
テキスト、羽参考文献山	特定の教科書は用いない。以下を参考文献とする。 羽貝正美編著『自治と参加・協働』(学芸出版社、2007) 山崎・宗野編『地域自治の最前線』(ナカニシヤ出版、2013) 中村・鳥越・早大公共政策研究所編『風景とローカル・ガバナンス』(早大出版部、2014)					
<b>評価方法</b> 授	受業参	加度 30%、レポート 20%、期末試験 5	0%			

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/\*\*\*\*/経済政策 a 担当者 童 適平 03~07 律・国 \*\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 資本主義市場経済において、経済問題は主として市場メ ガイダンス 1. カニズムを通じて解決されることになっている。しかし、 2. 経済システムと経済政策 市場の失敗のように、市場メカニズムですべての経済問題 3. 経済政策のミクロ経済学の基礎(1)-消費者行動 がうまく解決されるわけではないのである。政府は、この 経済政策のミクロ経済学の基礎(2)-生産者行動 4. 市場の失敗を補完するために、資源配分機能、経済安定化 5. 資源配分効率の基準と消費者余剰 機能、富と所得の再分配機能という3つの役割を持ってい 6. 資源配分効率の基準と生産者余剰 る。本講義は、これら3つの機能を、ミクロ経済学とマク 7. 自然独占とその対策(1) 口経済学の知識を使用して説明することを通じて、受講生 8. 自然独占とその対策(2) の経済学理論への理解を深めるだけでなく、現実の経済問 9. 外部経済とその対策 題への分析力を養うことを目的とする。 10. 公共財と公共財の供給(1) 経済政策論 a において、ミクロ経済政策を中心にその理論 11. 公共財と公共財の供給(2) 的背景、経済政策的解決の効果を解説することにする。理 12. 情報の不完全性・非対称性 論だけでなく現実の経済現象を取上げて説明することに 13. 情報の不完全性・非対称性の解決策 よって、受講生に具体性を与え、理解しやすいように心掛 14. 金融市場における情報の非対称性 ける。 15. 金融市場における情報の非対称性の解決策 経済政策の基本、経済政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるように 到達目標 する。 事前・事後 ミクロ経済学の基礎をしつかり固めること 学修の内容 テキスト、 テキストを指定しない。参考文献:1、岩田規久男・飯田泰之著『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞 参考文献 出版社。2、横山将義『経済政策』成文堂

期末試験を行う。学期中数回小テストを行う。学期中の練習問題の解答と小テストを考慮して 30%、期末

評価方法

試験 70%

08~16 律・[ 03~07 律・					•	* * * * * *	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	済政策 b				担当者		童	適平	区
講義目的、認	構義概要	要							授業	計画						
資本主義市場経済においては、経済問題は主として市場メカニズムを通じて解決されることになっている。しかし、市場の失敗のように、市場メカニズムですべての経済問題がうまく解決されるわけではないのである。政府は、この市場の失敗を補完するために、資源配分機能、経済安定化機能、富と所得の再分配機能という3つの役割を持っている。本講義は、これら3つの機能を、ミクロ経済学とマクロ経済学の知識を使用して説明することを通じて、各受講生の経済学理論への理解を深めるだけでなく、現実の経済問題への分析力を養うことを目的とする。経済政策論りにおいて、まず、マクロ経済政策の目標と政策手段としての財政政策と金融政策およびその有効性を解説する。続いて、税制政策、経済安定政策、所得再分配政策、中小企業政策、社会保障政策の順でマクロ経済政策を理論的な背景、手段とその効果から解説する。理論だけでなく現実の経済現象を取上げて説明することによって、受講生に具体性を与え、理解しやすいよう			11. 12. 13. 14.	マ財金財税経物所中日の政政政政政の政政政政の政政政の政政の政政の政策を変明の企のの	の済ののと 政と配政小政会	基本 金融政策 策 政策 政策 政策 政策		ke:								
到達目標	経済項	政策	ぎの基	本、	経済	対策の	各項目	を正確に	<u> </u> 解釈し	、個別の	事多	象について	見解を示	すこと	がで	きるように
<b>刘连日</b> 惊	する。	)														
事前・事後 学修の内容	マクロ経済学の基礎をしっかり固めること															
テキスト、 参考文献	テキストを指定しない。参考文献:1、岩田規久男・飯田泰之著『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞 出版社。2、横山将義『経済政策』成文堂															
評価方法	期末記試験 ′			う。:	学期日	数回	  小テス	トを行う。	学期	中の練習問	問題	夏の解答と/	トテストを	を考慮	しても	30%、期末

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/\*\*\*/環境政策 a 担当者 塩田 尚樹 03~07 律・国 \*\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 現代社会が直面する深刻な環境問題である地球温暖化 1. 授業のねらいと方針 問題と原子力発電に関わる問題について概観した後、環境 2. 地球温暖化とその原因物質 問題の自発的解決の困難さと公的機関による政策の必要 3. 地球温暖化に関する議論の経緯 性について経済学的に分析します. 4. 気候変動枠組条約と京都議定書 地球温暖化問題と原子力発電に関する問題の概論よっ 5. 京都メカニズム て環境問題についての具体的なイメージを深めた後、多く 6. パリ協定 の環境問題に共通する構造を抽象化し、非協力ゲーム理論 7. 石炭までのエネルギー利用の歴史 を使って分析します.「われわれ一人ひとりにとって望ま 8. 石油・天然ガスの利用 しい行動が、社会にとって望ましい行動と一致しないた 9. 原子力エネルギーとは め, 自発的解決が期待できず, 政策を講じる必要がある」 10. 原子力事故 という環境問題の特徴が、よく理解できると思います. 11. 放射性廃棄物の処分 「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける 12. 環境政策の必要性の判断基準 権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えます 13. 環境問題のモデル化 ので、授業態度のよくない人は退出してもらいます. 14. 合成の誤謬 15. まとめ 環境政策の基本、環境政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるように 到達目標 する。 事前・事後

学修の内容	公共経済学」・ 環境経済学」などを併せて履修すると、相互に理解が深まります.							
テキスト、 参考文献	環境省	環境省ホームページの地球環境・国際環境協力にあげられている行政資料が有用です.						
評価方法	定期試験 100%. ただし,講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります.							
08~16律・国・総 *****/****/環境政策 b 03~07律・国 *****/*****				担当者	塩田 尚樹			
講義目的、詞	構義概要	要		授業計画				
環境政策の手段の有効性について、ミクロ経済学の立場から考察します。環境問題の具体的なトピックとしては、主に地球温暖化問題を取り上げます。 環境税や排出量取引制度のような汚染物質排出に対して価格づけを行う「経済的」手段と、固定的排出量割当な			<ol> <li>経済循環と物質収支</li> <li>汚染物質排出量の総量規制</li> <li>企業の生産技術と利潤関数</li> </ol>					

どの「非経済的」手段の、どちらが優れているのかが主要 論点となります.ます,生産プロセスから環境汚染物質を 排出する企業の利潤最大化行動を定式化し、環境税などの 環境政策が企業行動にどのような影響を与えるか検討し ます. その後, 汚染物質の総量規制を目的として環境政策 を実施する場合に, どの手段が社会的汚染削減費用を最小 化するのか確認します.

「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける 権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えます

- 6. 利潤の平均変化率の性質
- 7. 利潤の平均変化率の視覚化
- 8. 企業の利潤最大化行動
- 9. 単位税の企業行動への影響
- 10. 固定的排出量割当
- 11. 集計的汚染削減費用とその最小化
- 12. ボーモル・オーツ税
- 13. 排出量取引制度との関連性
- 14. 環境政策の手段の評価

ので、授業館	態度のよくない人は退出してもらいます. 15. まとめ					
到達目標	環境政策の基本、環境政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるように する。					
事前・事後 学修の内容	「公共経済学」・「環境経済学」などを併せて履修すると、相互に理解が深まります.					
テキスト、 参考文献	塩田尚樹「環境税の経済学的基礎」 (講義支援システムにより配布予定)					
評価方法	定期試験 100%. ただし,講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります.					

08~16 律・国 03~07 律・国		*****/****/都市政策 a *****/			担当者	倉橋 透
講義目的、講	購義概要	Ę	授業	計画		
【講義目的】 現代においては、人間の生活や経済活動のかなりの部分は都市で行われている。一方、人間が集まっていることで様々な問題が生じ、政策的な対応も必要になってくる。この講義では、都市の定義を述べるとともに、ミクロ経済学(生産者行動の理論)を応用して、都市の存在理由を検討する。この講義は、多量の知識を一方的に講義するのではなく、一つ一つ理解することをモットーとする(理解力や思考力の向上が隠れた目的である)。 【講義概要】 上記のモットーから、都市の定義、生産者行動の理論、都市の存在理由に限定する。確認問題を一緒に解き、黒板に板書してもらう。数学やミクロ経済学を多用するので、講義開始前に勉強しておくこと。			2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	都都都都首生等利費費供ののの機関曲最最関関 世最最 関関 世最 最 関関 関 と 、 化 化	の日的集団 医子科	平均生産物 六替率
到達目標	都市政する。	(策の基本、都市政策の各項目を正確に負	解釈し、	、個別の事績	象について見	解を示すことができるように
事前・事後 学修の内容	事前には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解いておくこと。事後にはノート を熟読し、十分理解しておくこと。また、事前・事後を通じて数学、ミクロ経済学を勉強しておくこと。					
テキスト、 参考文献	テキストとして、高橋孝明『都市経済学』(有斐閣ブックス)。なお参考文献として伊藤元重『ミクロ経済 学 第2版』(日本評論社)をあげる。					
評価方法	定期記	定期試験 100%				

要	授業計画				
いる。一方、人間が集まっていることで、政策的な対応も必要になってくる。 ミクロ経済学(消費者行動の理論)を応造(複数の用途の立地等)の分析や地代析する。 2000年代の住宅金融と金融危機にも言 論、付け値地代の決定、都市内の空間構 10年代の住宅金融と金融危機について検 を一緒に解き、黒板に板書してもらう。	3. 効用最大化 4. 需要関数と 5. 需要関数と 6. 所得の変化 7. 需要由地の 9. モデルの仮 10. 付け値地代 11. 付け値地代 12. 立地均衡と 13. 所得と名 14. 複数用途の	間接効用関数 間接効用関数 、規則性 規則性 は の性 が は が は が は が は が は が は が は が は が は が	めについての問題演習 公の影響		
	解し、個別の事績	象について見	解を示すことができるように		
事前には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解いておくこと。事後にはノート を熟読し、十分理解しておくこと。また、事前・事後を通じて数学、ミクロ経済学を勉強しておくこと。					
テキストとして、高橋孝明『都市経済学』(有斐閣ブックス)。なお参考文献として伊藤元重『ミクロ経済学 第2版』(日本評論社)をあげる。					
定期試験 100%					
	。 には、テキストの指定された範囲を熟読し 読し、十分理解しておくこと。また、事前 ストとして、高橋孝明『都市経済学』(有 第2版』(日本評論社)をあげる。	<ul> <li>(人間の生活や経済活動のかなりの部分できる。一方、人間が集まっていることできる。こう口経済学(消費者行動の理論)を応いて、複数の用途の立地等)の分析や地代が付する。</li> <li>(複数の用途の立地等)の分析や地代が付する。</li> <li>(2000年代の住宅金融と金融危機にも言語。</li> <li>(2000年代の住宅金融と金融危機にも言語。</li> <li>(2000年代の住宅金融と金融危機にも言語。</li> <li>(2000年代の住宅金融と金融危機にも言語。</li> <li>(2000年代の住宅金融と金融危機にも言語。</li> <li>(2000年代の住宅金融と金融危機にも言語。</li> <li>(2000年代の住宅金融と金融危機について検証を一緒に解き、黒板に板書してもらう。</li></ul>	は、人間の生活や経済活動のかなりの部分である。一方、人間が集まっていることできたの変別的な対応も必要になってくる。まり口経済学(消費者行動の理論)を応いる。(複数の用途の立地等)の分析や地代で析する。 2000 年代の住宅金融と金融危機にも言い。 2000 年代の住宅金融と金融危機にも言い。 12000 年代の住宅金融と金融危機にも言い。 12000 年代の住宅金融と金融危機について検討を一緒に解き、黒板に板書してもらう。 122 立地均衡と市場地代の特別を一緒に解き、黒板に板書してもらう。 132 立地均衡と市場地代の特別を一緒に解き、黒板に板書してもらう。 132 立地均衡と市場地代 133 所得と住宅立地 144 複数用途の立地 15. アメリカ 2000 年代の住で放策の基本、都市政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見い。 142 では、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解い、 153 には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解い、 154 には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解い、 155 には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解い、 156 には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解い、 156 には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解い、 156 には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解い、 157 には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解い、 158 には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解い、 158 には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解い、 158 には、テキストの指定は、 158 には、 158 には		

08~16 律・国・総 | \*\*\*\*\*/\*\*\*\*/土地法 担当者 小柳 春一郎 \*\*\*\*\*/\*\*\*\* 03~07律・国 講義目的、講義概要 授業計画 土地法について、田中二郎博士(東大名誉教授、元最高裁 1 法律行為と行為能力① 判事)は、「土地に関する私法(土地私法)と土地に関する公法 2 法律行為の行為能力② (土地公法)とをあわせ含み、これを総合的に考察するもの」と 3 意思表示① しているが(同『土地法』有斐閣、1994年)、本講義もまた、現在 | 4 意思表示② の土地所有権・土地法秩序に関する基本的法規のあり方を概 | 5 代理 観する。講義の目標は、抽象的には土地法秩序のあり方を理 6 時効 解することだが、具体的には、不動産取引を念頭に置き、その 7 対抗要件① 際の基本的留意点・問題点を理解することである。このため 8 対抗要件② に,本年度は,関連する判例を理解すべく,検討する。とりわ | 9 共有・相隣関係 け, 宅地建物取引主任者試験問題の過去問を使って理解をチ 10 担保物権 エックする。 11 債権譲渡・保証 12 債務不履行・契約解除 13 債権者代位権・債権者取消権 14 住宅瑕疵担保 15 まとめ 不動産取引を念頭に置き、その際の基本的留意点・問題点、および、売買契約法、賃貸借法などの基本的な条文 到達目標 及び判例を性格に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。 学修の内容 テキスト、 テキストは講義で配布するが、学生も民法の教科書を自分で用意する 参考文献 学年末の試験を中心にする(80%)。日常点も加味する。 評価方法 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/\*\*\*/医療·福祉概論 a 担当者 山岡 淳 03~07 律・国 \*\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 本講義では、財(サービス)としての「医療」が持つ特徴 イントロダクション 1. を経済学の理論により説明します。 2. 日本の医療費保障制度 「医療」という財(サービス)は、一般的な財(サービス) 日本の医療提供体制 3. とは異なった性質をもちます。ゆえに医療を利用する個人 日本の医療政策における制度的背景 4. や、提供する医療機関(病院等)が形成する市場や、経済主 皆保険の達成とその意義 5. 体の行動も特徴を有します。こうした財や経済主体の特徴 6. 福祉の拡充と医療費高騰 を経済学の理論を用いて説明するのが、医療経済学です。 7. 高齢化への対応と医療制度の維持 講義の中では、日本や諸外国における医療制度について 日本の医療問題の本質 8. 解説したうえで、医療経済学の理論について紹介します。 9. 諸外国における医療体制(フランス・ドイツ) 本講義を履修される学生の皆さんには、これらの制度の 10. 諸外国における医療体制(イギリス・アメリカ) 概要を理解したうえで、医療経済学の導入部にあたる理論 11. 医療経済学の学問的背景 を習得することを目的とします。 12. 医療における市場の特徴 講義は授業計画通り進めていきますが、履修者の理解度 13. 医療の需要および供給の特徴 を考慮しますので、一部の単元の内容が変更されることが 14. 医療の財・サービスとしての性質 あります。 15. 総括 医療・福祉の現状・動向、ならびに、医療・福祉に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象につい

到连日保	て見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	授業前に掲示するレジュメを各自印刷、精読したうえで受講すること。 当該領域に関して効率的に理解を深めるために秋学期に「医療経済学 b」を履修することが望ましい。
テキスト、 参考文献	テキスト: 牛越博文『医療経済学入門』岩波書店
評価方法	期末試験(80%)および授業への参加度(20%)を基準とした評価。詳細な評価方法は授業中に紹介する。

 
 08~16 律・国・総 03~07 律・国
 \*\*\*\*\*\*/\*\*\*\*\*\*
 上当者

 山岡 淳

#### 講義目的、講義概要

本講義では、具体的に日本の医療の制度的な特徴や、現場で生じている課題について、医療経済学の理論を用いて解説します。

本講義では、「医師不足」「皆保険」「終末期医療」などといったトピックを取り上げ、それぞれについて医療経済学の理論を用いて解説を行ないます。その上で、現在の医療経済学の成果と限界について、紹介します。

本講義を履修される学生の皆さんには、医療経済学の理論と現実との整合性がどの程度であるか理解することを 目的とします。

講義は授業計画通り進めていきますが、履修者の理解度を考慮しますので、一部の単元の内容が変更されることがあります。本講義は医療経済学の理論の応用となりますので、履修を考えている皆さんは前期の医療経済学 a をあらかじめ履修されている事が望まれます。

### 授業計画

- 1. イントロダクション
- 2. 日本における医療政策の展開
- 3. 日本の医療政策の特徴
- 4. 日本の医療政策の課題
- 5. 日本の医療費の概要
- 6. 社会の変容と医療費膨張の原因
- 7. 公的保険制度の必要性
- 8. 病床規制と供給者誘発需要仮説
- 9. 医療機関の広告規制と情報の非対称性
- 10. 医師不足問題から見る必要と需要
- 11. 行動経済学が捉える「健康」
- 12. 社会的入院の経済学的評価
- 13. 医療と介護の境界領域
- 14. 日本人の死生観と終末期医療
- 15. 総担

	15. 総括					
到達目標	医療・福祉の現状・動向、ならびに、医療・福祉に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	授業前に掲示するレジュメを各自印刷、精読したうえで受講すること。 当該領域に関して効率的に理解を深めるために春学期に「医療経済学 a」を履修していることが望ましい。					
テキスト、 参考文献	テキスト:河口洋行『医療の経済学』日本評論社。					
評価方法	期末試験(80%)および授業への参加度(20%)を基準とした評価。詳細な評価方法は授業中に紹介する。					

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/\*\*\*/ 高齢化社会論 a 担当者 奥山 正司 03~07 律・国 \*\*\*\*\*

#### 講義目的、講義概要

人々がある時点及びある地域に集まって社会を構成す るとき、そこに生活している人々の集まりを「人口」とい う。現代社会は、そうした人口に焦点をあて、日本及び世 界的視野から検討すると、先進国及び発展途上国ではさま ざまな問題を抱えている。ここでは、こうした課題に接近 し、理解を深めることにしたい。

形式人口学(人口統計学)といわれる狭義で扱う人口学 的事象の研究は、本来、政治、社会、経済、地理、文化、 環境、公衆衛生等他の学問分野と深い関わりを持ってお り、広義の人口学領域と関連した考察が不可欠である。し たがって、ここでは、こうした人口動向を把握する上では 統計的指標を把握することが必須である。そのため、基礎 的な用語の理解、統計データの見方等を学習し、人口構造 の動向とその要因、出生、結婚などの人口問題へのアプロ ーチを紹介し、日本及び世界の動向を概観する。

#### 授業計画

- 1 授業の進め方と授業内容
- 2 現代人口論とは
- 3 人口属性の概観―世界の動きー
- 4 人口属性の概観―日本の動きー
- 5 年少人口、労働力人口、老年人口
- 6 出生率低下とその要因、
- 7 死亡率低下とその要因
- 8 労働供給理論と人口
- 9 ライフ・サイクルの過程及び高齢者の生活
- 10 人口高齢化と都市・農村
- 11 人口高齢化と社会的インパクト
- 12 人口高齢化と高齢者世帯の所得水準、消費水準
- 13 高齢者の就業率等と社会活動及び医療行動等
- 14 諸外国の高齢者生活
- 15 講義のまとめ

到達目標	高齢化社会の現状・動向、ならびに、高齢化社会に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	事前に配布した資料に目を通し、疑問点や問題点を見出しメモしておくこと。事後には講義した内容について再度確認して、レポートにし整理させることとする。
テキスト、 参考文献	教科書及び参考文献は、授業の中で指示する。
評価方法	受講条件: $b$ を必ず履修すること。筆記試験( $80\%$ )を基礎にして、平常授業のレポート( $10\%$ ),授業参加点( $10\%$ )等を加味して総合的に評価する。

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/\*\*\*/高齢化社会論 b 担当者 奥山 正司 03~07 律・国 \*\*\*\*\*

#### 講義目的、講義概要

人口は、空間的範囲に限定された人間の集合的な表現で あるが、その一方では、年齢別、男女別、就業別、高齢者 人口のように、非空間的な概念でもあり、社会経済的な属 性によって、その性格が大きく異なってくる。

ここでは、日本をはじめ、世界の先進国が抱えている高齢 化や少子化の問題を中心に、課題を浮き彫りにし、その問 題点を整理した上で人口政策はどうあるべきか、を概観す

少子化による労働力率の変化や結婚・離婚・配偶関係の 変化等人口学的要因が家族や地域社会にどのような影響 を与えているのか、都市と農村に分けて検討する。特に、 寿命や高齢化に伴う高齢者の問題及びその対応策は、日本 を始め、東アジアの中国と韓国、北欧のデンマークやスウ ェーデン、米国などの国々ではどのようになされているの か、を理解する。特に、後半では、高齢化と要介護高齢者 の課題について詳しく説明し、理解を深めることにする。

#### 授業計画

- 1 授業の進め方と授業内容
- 2 結婚・離婚・配偶関係別人口
- 3 寿命と環境、公衆衛生
- 4 世帯・家族形態の変化と高齢化
- 5 人口高齢化と孤立・孤独・孤独死
- 6 人口構造のアンバランスと世代間扶養
- 7 人口高齢化と高齢者介護
- 8 施設及び在宅福祉サービスと高齢化
- 9 人口高齢化・要介護高齢者と介護保険
- 10 日本におけるアジア系女性の移民と農村社会
- 11 東アジアの人口動向と人口政策―中国―
- 12 アジアの人口動向と人口政策―韓国―
- 13 西欧及び北欧の人口政策と老齢保障
- 14 米国の人口政策と老齢保障
- 15 講義のまとめ

高齢化社会の現状・動向、ならびに、高齢化社会に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象につい 到達目標 て見解を示すことができるようにする。 事前に配布した資料に目を通し、疑問点や問題点を見出しメモしておくこと。事後には講義した内容につ 事前・事後 いて再度確認して、レポートにし整理させることとする。 学修の内容 テキスト、 教科書及び参考文献は、授業の中で指示する。

## 参考文献

受講条件:aを履修すること。筆記試験(80%)を基礎にして、平常授業のレポート(10%),授業参加点 評価方法 (10%) 等を加味して総合的に評価する。

08~16 律・国・総 \*\*\*\*/\*\*\*/地方財政論 a 担当者 島村 玲雄 03~07 律・国 \*\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 この講義は、地方自治体の財政に焦点を当て、地方財政 ガイダンス:財政学、地方財政論とはなにか? 1. とは何か、地方財政における問題とは何か、ということを 2. 地方自治の歴史 検討します。 3. 国と地方の財政関係 政府が担う財政は、現代において必要不可欠な存在とな 国と地方の財政関係:地方分権 4. っています。特に住民の生活に密着した機能を担っている 5. 地方税(1)地方税原則 経済活動を行うのが地方自治体です。したがって、地方財 6. 地方税(2)偏在性の問題 政をより現実の制度の視点から考察し、どのような問題が 7. 地方税(3)課税自主権 あり、どう対処すべきなのか考え、その事象から社会の構 8. 国庫支出金 造をつかむことが本講義のテーマです。 9. 財政調整制度 講義を通じて、みなさんが地方財政に対する基礎的な理 10. 地方財政計画と地方交付税交付金(1) 解を深め、今日の日本が抱える財政問題について学術的な 11. 地方財政計画と地方交付税交付金(2) 見識を持てるようになればと考えています。 12. 地方債(1)地方債とは 地方財政論aでは、地方財政の歳入面について取り上げ 13. 地方債(2) 夕張市の事例 ます。講義では毎回資料を配布する予定です。 14. 地方財政の課題、原発、人口減少 15. まとめ 地方財政の現状・動向、ならびに、地方財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見 到達目標 解を示すことができるようにする。

事前・事後 学修の内容	事前に講義内容と関連する参考文献を読んでおくようにしてください。 講義内で出た用語・論点について調べるようにしてください。					
テキスト、 参考文献	テキストは指定しません。参考文献は重森暁・植田和弘編『Basic 地方財政論』(有斐閣、2013 年)、諸富徹・ 門野圭司『地方財政システム論』(有斐閣、2007年)を中心に、講義内で挙げる文献を参照してください。					
評価方法	授業への参加度 (10%)、レポート (30%)、期末試験 (60%)					
_						
08~16律・国・総 03~07律・国 *****/*****/地方財政論 ******			担当者	島村 玲雄		
講義目的、講義概要 授業計画						
	は、地方自治体の財政に焦点を当て、地方財政 1.	1. ガイダンス:地方財政とはなにか?役割とは?				

とは何か、地方財政における問題とは何か、ということを 検討します。

政府が担う財政は、現代において必要不可欠な存在とな っています。特に住民の生活に密着した機能を担っている 経済活動を行うのが地方自治体です。したがって、地方財 政をより現実の制度の視点から考察し、どのような問題が あり、どう対処すべきなのか考え、その事象から社会の構 造をつかむことが本講義のテーマです。

講義を通じて、みなさんが地方財政に対する基礎的な理 解を深め、今日の日本が抱える財政問題について学術的な 見識を持てるようになればと考えています。

地方財政論bでは、社会保障を中心に地方財政の歳出面 について取り上げます。講義では毎回資料を配布する予定 です。

- 2. 地方分権と福祉国家の変容
- 3. 日本の地方財政
- 日本の地方財政:国際比較 4.
- 5. 集権的分散システムと財政構造
- 6. 地方の役割 1: 医療
- 7. 地方の役割 2: 医療
- 8. 地方の役割3:介護と高齢者福祉
- 9. 地方の役割 4:生活保護とセーフティーネット
- 10. 地方の役割5:社会福祉と子育て
- 11. 地方の役割 6: 教育
- 12. 地方の役割 7:地域経済と雇用
- 13. 地方の役割8:原発とエネルギー
- 14. 地方の役割9: まちづくり・ソーシャルキャピタル
- 15. まとめ

到達目標	地方財政の現状・動向、ならびに、地方財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	事前に講義内容と関連する参考文献を読んでおくようにしてください。 講義内で出た用語・論点について調べるようにしてください。
テキスト、 参考文献	テキストは指定しません。参考文献は重森暁・植田和弘編『Basic 地方財政論』(有斐閣、2013 年)、諸富徹・ 門野圭司『地方財政システム論』(有斐閣、2007 年)を中心に、講義内で挙げる文献を参照してください。
評価方法	授業への参加度(10%)、レポート(30%)、期末試験(60%)

08~16 律·国·総 │ \*\*\*\*/\*\*\*\*/財政学 a 担当者 野村 容康 03~07 律・国 \*\*\*\*\*/\*\*\*\* 講義目的、講義概要 授業計画 講義目的 1. 財政学とは一オリエンテーション 本講義では、財政赤字、税制改革、年金改革、公共事業 2. 財政民主主義と財政の領域 といったわが国の財政問題を考えていく際の手掛かりと 3. 財政学の歴史 なるように財政学の基礎的事項について概説する。本講の 予算原則 4. 受講を通じて、財政の基礎的な制度とその機能について理 5. 資源配分の調整機能 解を深め、現実の財政問題について自分なりに考える力を 6. 公共財の理論 身につけてほしい。 7. 財政政策の理論 8. 所得分配と再分配の経済的根拠 講義概要 9. 所得再分配政策 前期は、どちらかと言えば政府の支出活動面に重点を置 10. 補助金と価格規制 きながら、財政の機能とわが国財政の現状、公共支出に関 11. わが国財政の現状 する理論、政府債務の問題、公的年金問題等について解説 12. 公債の制度と理論 する。後期は、政府収入の中で最も重要な租税に関する議 13. 公的老齢年金 論(租税理論、制度、税制改革論等)に焦点を絞って授業 14. 財政投融資 を進める。 15. まとめ 国家財政の現状・動向、ならびに、国家財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見 到達目標 解を示すことができるようにする。 事前・事後 前回の講義で解説した専門用語について復習し、理解しておくこと。 学修の内容 予めテキストの該当箇所を読み、自分なりの問題意識をもって講義に臨むこと。 テキスト、 八巻節夫編『新財政学』文眞堂 参考文献

08~16 律・[ 03~07 律・			担当者	野村 容康			
講義目的、請	<b>養概要</b>	授業計画					
講義目的 本講義では、財政赤字、税制改革、年金改革、公共事業といったわが国の財政問題を考えていく際の手掛かりとなるように財政学の基礎的事項について概説する。本講の受講を通じて、財政の基礎的な制度とその機能について理解を深め、現実の財政問題について自分なりに考える力を身につけてほしい。		<ol> <li>租税とはーオリエンテーション</li> <li>租税の根拠と負担配分</li> <li>租税の基礎的概念</li> <li>課税の水平的公平</li> <li>課税の垂直的公平</li> <li>課税の中立性</li> <li>公平と中立のトレードオフ</li> </ol>					
きながら、貝する理論、呼する。後期に	ざちらかと言えば政府の支出活動面に重点を置 対政の機能とわが国財政の現状、公共支出に関 対府債務の問題、公的年金問題等について解説 は、政府収入の中で最も重要な租税に関する議 論、制度、税制改革論等)に焦点を絞って授業	8. 租税の転嫁と帰着 9. 包括的所得税論 10. 支出税と最近の税制改革論 11. 日本の租税体系 12. 個人所得課税 13. 法人所得課税と二重課税問題 14. 間接消費課税と資産課税 15. まとめ					
到達目標	国家財政の現状・動向、ならびに、国家財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後	前回の講義で解説した専門用語について復習し、理解しておくこと。						

原則として定期試験の成績で評価する(100%)。レポートを加味する場合がある。

評価方法

学修の内容

テキスト、

参考文献

評価方法

八巻節夫編『新財政学』文眞堂

予めテキストの該当箇所を読み、自分なりの問題意識をもって講義に臨むこと。

原則として定期試験の成績で評価する(100%)。レポートを加味する場合がある。

08~16 律・ 03~07 律・					担当者	宇津木 言行			
講義目的、講	講義目的、講義概要				授業計画				
この講義では日本研究の入門を目的とし、日本文化の各分野からトピックとなるような研究業績・課題を紹介します。  具体的には、歴史・民俗・宗教・美術・芸能・映画・マンガについて取り上げ、日本文化に関心を持つ学生が備えておきたい知識・教養を幅広くかつ興味深く概観します。 授業を通して、日本文化の豊かさを様々な切り口から窺い知ることになります。		2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	<ol> <li>網野善彦の歴史学1</li> <li>網野善彦の歴史学2</li> <li>柳田国男の民俗学1</li> <li>柳田国男の民俗学2</li> <li>折口信夫の民俗学7</li> <li>仏教一法華経</li> </ol>						
到達目標	<b>到達目標</b> 日本文化の歴史的沿革、日本文化の特徴など るようにする。			こ解釈し、個	固別の事象に	ついて見解を示すことができ			
事前・事後 学修の内容	事前・事後 題材についての予備知識の仕入れと 授業で終								
テキスト、 参考文献	ニュー・コート   一日   一日   一日   一日   一日   一日   一日   一			考文献は授業中に紹介。					
評価方法 定期試験80%、授業への参加度20%。									

08~16 律・ 03~07 律・					担当者	飯島 一彦
講義目的、講	講義目的、講義概要					
講義目的:民俗芸能を通して、日本の民衆生活の基盤に潜む概念や価値観・世界観を認識し、理解する。 講義概要:日本の民俗芸能は世界にもまれに見る多様さと濃厚さで民衆生活と結びつき、いまだに多数残存している。いわゆる先進国としては唯一と言って良い。そこにはっきりと呈示されている、日本の文化の基盤を形成する「見えないもの」との対峙の仕方を、年中行事・信仰・地域社会・儀礼等との関わり方から分析し、講義する。具体的には「神の来訪」「異人の出現」「稲作の習俗と芸能」「年齢階梯」という観点を「境界領域の存在」という地平から照射し、東西日本の様々な民俗芸能・行事を取り上げ、フィールドワークにもとづく映像資料も用いて、概念や価値観・世界観の実際がどう機能しているかに留意する。			2. 日本 3. 神の 4. 神の 5. 異人の 6. 異人の 7. 稲作の 8. 稲作の 9. 稲作の 10. 年齢に 11. 年齢に 12. 年齢に 13. 境界行 14. 境界行	2. 日本文化と「見えないもの」、境界領域の存在 3. 神の来訪と芸能①…春日若宮の「おん祭」 4. 神の来訪と芸能②…八重山の祭と芸能 5. 異人の出現と芸能②…「異人」と日本全国の祭 6. 異人の出現と芸能②…岩手県の鹿踊・剣舞 7. 稲作の習俗と芸能②…東北の田植踊り 8. 稲作の習俗と芸能②…東北の田植踊り 9. 稲作の習俗と芸能③…能登の「アエノコト」 10. 年齢階梯と芸能①…年齢階梯制とは何か? 11. 年齢階梯と芸能②…福島県の成人儀礼「幡祭」 12. 年齢階梯と芸能③…兵庫県の宮座 13. 境界領域の時空①…異人の出現する領域と年齢		のの」、境界領域の存在 日若宮の「おん祭」 恒山の祭と芸能 「異人」と日本全国の祭・芸能 計手県の鹿踊・剣舞 中国地方の花田植 更北の田植踊り 世登の「アエノコト」 静階梯制とは何か? 計県の成人儀礼「幡祭」 重県の宮座
到達目標		て化の歴史的沿革、日本文化の特徴などを うにする。	シ正確に解釈	₹し、1	固別の事象に	ついて見解を示すことができ
事前・事後 学修の内容	事前学修:特に必要はない。授業の内容(特に映像)に集中すること。 事後学修:授業の内容に沿った課題の提出を求める。					
テキスト、 参考文献	テキスト:特に使わない。 参考文献:授業中にプリントで配布して示す。					
評価方法	法 学期末に、記述式(短答記述・論述を含む)(			正する。	その成績 50	- 0%。課題の提出 50%。

08~16 律・ 03~07 律・	7 - 22 - 1-			担当者	林 英一		
講義目的、講義概要			授業	計画			
本講座では、「地域文化」の在り方と現在の実態を中心に話しを進める。「地域」とはどのようなものであり、そこにどのような「文化」を捉えることができるのであろうか。また「文化」とはどのようなものであるのか。これらを理解した上で都市化と過疎化、そして高齢化やITの発達がどのように我々の地域文化に影響を及ぼしているか、伝統的社会での「地域文化」の在り方から、現代の「地域文化」の様相を考えて行きたい。「地域文化」は、生活そのものであるが、「伝統」という価値を付加することで、自己アイデンティティの形成のために用いられることもあり、また他者に対してアピールすることで、町おこしにも利用される。「地域文化」は単なる現象ではなく、我々が価値づけすることによって、成り立つ側面もある。「価値づけ」の意味についても本講座では問うてみたい。			6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	<ol> <li>地名の成立ちと「地域」</li> <li>地域と生活構造1 (周圏論の問題)</li> <li>地域と生活構造2 (結など互助組織の問題)</li> <li>白川郷の「結」</li> <li>地域認識の問題(地名と地域の関係)</li> <li>地域文化としての祭り1 (地域と祭りの関わり</li> <li>地域文化としての祭り2 (文化伝播の問題)</li> </ol>			
到達目標	地域文化の歴史的沿革、地域文化の特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					ハて見解を示すことができるよう	
事前・事後 学修の内容	授業中に指示した文献・プリントを精読し、授業後には授業で出された課題をまとめておくこと。これらの課題をこなすことが定期試験につながります。						
テキスト、 参考文献	プリン	プリントを配布、参考文献は最初の授業で一覧を配布。					
評価方法	定期詞	定期試験 100%ですが、授業への参加度を加味する。					

08~16 律・ 03~07 律・				担当者	田房 由起子		
講義目的、			授業	計画			
この講義では、日本社会における外国人の状況を知ることにより、国際移動によって「異文化」の中で生活する人々の抱える問題について理解を深めることを目的とする。まず、人の国際移動や、人種、エスニシティに関する理論について紹介する。次に、いくつかのエスニック集団を取り上げ、個々の集団に特徴的な状況について知識を得てもらう。また、教育や労働などのテーマからもかれらの抱える問題を取り上げてみたい。さらに、受け入れ社会側の人々にとって「異文化」を持つ人々を受け入れるとはどのようなことかを考え、そこから「多文化共生」の可能性を模索したい。			11. 12. 13. 14.	日なぜとオニニニ労労子子人ははエドカカカ題題たたエリカををを上れている。	る外国人の概 動するのか ニシティ マー ー (1) ー (2) ー (3) 1) 2) と教育 (1)	・アイデンティティ <b></b> 色別	
到達目標		多文化共生の概要、および、特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるよう にする。					
事前・事後 学修の内容	毎回の講義テーマに関連する新聞記事やニュース、授業時に紹介する文献に目を通すこと。						
テキスト、 参考文献	テキストはなし。必要に応じてプリントを配布する。 参考文献は授業時に紹介する。						
評価方法	平常持	平常授業における課題レポート(40%)、期末試験(60%)により評価。					

08~16 律・国・総 | \*\*\*\*\*/アジア政治論 a/アジア政治外交史 a 担当者 松岡 格 \*\*\*\*/アジア政治論 a 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 中国の現状について理解するために、広州・上海・北京 1. ガイダンス などの主要都市および、東北・内陸・国境地帯の各省につ 2. 広州・深圳と対外貿易 いて、その地域的特徴(主要な住民の構成、主要産業、地 3. 上海と工業・金融 域の歴史など)を解説し、履修者には各地の現状・各地方 4. 重工業と東北三省 の生活者に対する理解を深めてもらう。 5. 山東省とドイツ 6. 出稼ぎ供給地としての華中地域 ある意味で、これまで身につけてきた中国に関する知識 を別の角度から総括することになるであろう。 7. 革命故地 8. 首都、北京 本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的 9. 古都、西安・杭州・南京 な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課す。こ 10. 四川省と観光 の小課題は全て提出していない学生は、成績評価の対象と 11. 雲南と少数民族 しない。 12. 内モンゴルと草原・モンゴル族 授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガ 13. 新疆ウィグル自治区と中央アジア イダンスには必ず参加すること。 14. チベット・チベット族と高原地帯 15. まとめ 現代におけるアジア諸国との関係、およびそれを取り巻く状況などを正確に解釈し、個別の事象について 到達目標 見解を示すことができるようにする。 事前・事後 それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、 学修の内容 次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。 テキスト、 テキストはなし。教材は教員の方で用意します。参考文献については授業内で紹介します。 参考文献 平常点(授業への参加度等) [30%]、小課題[70%]を評価対象とする。小課題の全提出を成績評価の必 評価方法 須条件とする。また一定回数以上欠席した学生は成績評価の対象としない。

08~16 律・ 03~07 律・	_ ,	※ *****/アジア政治論 b/アジア政治外交史 b ****/アジア政治論 b		o	担当者	松岡 格
講義目的、講義概要						
現代中国語世界の多様性を理解するための一つの方法として、本授業では民族・エスニシティを主なトピックとしてアプローチを試みる。 広大な面積を擁する中国国内には、多くの民族が暮らしている。本授業では、他の国の多文化共存のあり方と比較しつつ、多民族国家・中国の実態について検討する。 本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課す。この小課題は全て提出していない学生は、成績評価の対象としない。 授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。			2.トンン3.トンン4.ミジタタ中6.タ中回8.中回10.季家	<ul><li>(族オポ族族の 化化化</li><li>(上主主)</li><li>(上主主主)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><li>(上本)</li><l< th=""><th>: :と民族 :: アメリカ・ :の課題 1</th><th>・カナダ</th></l<></ul>	: :と民族 :: アメリカ・ :の課題 1	・カナダ
到達目標	現代におけるアジア諸国との関係、およびそれを取り巻く状況などを正確に解釈し、個別の事象について 見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、 次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。					
テキスト、 参考文献	   テキストはなし。教材は教員の方で用意します。参考文献については授業内で紹介します。 					
評価方法	平常点(授業への参加度等) [30%] 、小課題 [70%] を評価対象とする。小課題の全提出を成績評価の必 須条件とする。また一定回数以上欠席した学生は成績評価の対象としない。					

# シラバス 法学部

2016年4月1日発行 獨協大学教務課

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1 電 話 048-946-1658



学	科	学年	氏	名	
	学科	年			